中央教育審議会大学分科会
質向上・質保証システム部会（第８回）議事次第

１．日　時　　令和８年４月 22 日（水）１５：００～１７：００

２．場　所　　文部科学省会議室

３．議　題

（１）「新たな評価」に関する検討状況について

・教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループにおける検討状況

４．配布資料

資料１―１　「新たな評価」制度の在り方について（案）

資料１－２　具体的な評価基準・項目・評価の視点・判断例（素案）

参考資料１　参考資料集

資料１－１

「新たな評価」制度の在り方について（案）

議論の背景

議論の背景

『我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）』中央教育審議会（令和７年２月21日）

- 急速な少子化等の我が国の直面する課題に対応するためには、「知の総和」（数×能力）の向上が必要。

大学進学者数推計（出生低位・死亡低位）　62.7万人（2021） ▶ 59.0万人（2035） ▶ 46.0万人（2040）（約27%減）

- そのためには、**学生一人一人の能力を最大限高めるための「質」の向上を図る必要。**
- **認証評価制度**については、質確保と負担軽減のバランスを踏まえた**抜本的な見直しが必要。**
  - 具体的には、例えば、**学部等に応じた**定性的評価と定量的評価を組み合わせ、**教育の質を段階別に評価**するなどの制度改善を行う。
  - 評価の結果公表について、**国民に対して分かりやすい仕組みを構築**する。

認証評価制度の現状と課題

- 制度導入から20年が経過し、各高等教育機関の努力と認証評価機関における様々な改善や工夫の結果、**内部質保証システムの導入が進んでいる**一方で、以下のような**課題も指摘されている。**

①社会的機能の再確認の必要性	社会からの期待は「教育の質」を明らかにすることであるが、複数の評価基準等により評価結果のわかりづらさが生じているのではないか
②評価者・被評価者双方の評価負担、インセンティブの不足	様々な項目や確認事項等による「負担感」と十分な動機付けがない等による「徒労感」があるのではないか
③内部質保証の意義の浸透	機関の改革には繋がったが、学生の学びと成長に寄与するカリキュラム改善まで至っていないのではないか

「新たな評価」への転換

- ✓ 学生が生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力を身につけ、学生自身が学修成果や成長を実感できるよう、高等教育機関は、学生の学ぶ意欲を醸成し、成長を後押しするため、**「教育の質」を不断に見直すことが必要。**
- ✓ 不断の見直しを行うためには、高等教育機関が、その使命や目的を実現するために自らが行う活動を継続的に点検・評価し質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取組む**「教育の改善」が必要。**
- ✓ **「教育の質」と「教育の改善」を内部質保証と現行の認証評価制度の見直し等を通じた第三者評価で確認する「新たな評価」へ転換**する。
  ※「新たな評価」制度の構築に当たっては、現在、高等教育機関が受審している様々な評価についてその必要性や代替可能性を整理する。

改革の方向性

（１）学修者本位の教育を引き出す評価制度の構築

- 「新たな評価」においては、学位を授与する過程で**３ポリシーを基盤とする教育成果**と学生が在学中にどれくらい成長したかについて、**学生自身の成長実感やステークホルダーによる評価により可視化**し、その結果を踏まえて各高等教育機関において**教育改善が進められているかという観点から評価すべき**である。
- 「新たな評価」を通じて、**最低限の質保証のみならず、「教育の質」の向上を図る。**

（※マイクロクレデンシャルについては必要に応じて別途検討する。）

（２）社会に開かれた高等教育機関の質保証及び質向上の実現

- VUCA時代においては、高等教育機関はこれまで以上に自らが行う教育活動に対して社会からの理解と支持を得ることが必要。
- そのためにも、「新たな評価」の結果やその他必要な情報が**社会に理解されやすい形で公表される仕組み**が必要。

（３）効果的かつ効率的な評価の実現

- 「教育の質」の向上を測るために真に必要な項目に厳選し、データベースを積極的に活用するなど、**「徒労感」や「負担感」解消**のための評価制度の抜本的な見直しを図る。

「新たな評価」の基本的な考え方

「新たな評価」の基本的な考え方について

目的

「新たな評価」制度を通じて「教育の質」を見える化し、
①　高等教育機関として**当然に求められる教育の質（※）を確実に保証**すること（**質保証の徹底**）
②　学生一人一人の能力を最大限高めるための**教育の質向上を後押し**すること（**質向上の促進**）
を両立させ、大学の教育の取組や成果を社会に分かりやすく示すことを目的とする。

※学校教育法、同法施行規則、大学設置基準等の法令等で求められる水準を想定

質保証の責任は一義的には大学にあることから、**大学全体として質保証されているかを確認、評価**するが、その中でも「教育の質」が質保証・質向上されているかは、教育の基本組織である**学部における教育活動を確認し、評価していくことが必要。**

大学全体の評価

大学の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況

- ✓ 質保証の責任は一義的には大学にあることから、**大学全体として質保証を行う責任を果たしているかを評価**する。
- ✓ 従来の自己点検・評価すべき事項からの精選・簡素化を図るとともに、提出する資料は大学が新たに作成するものではなく、既存の資料を基本とする。

学部ごとの「教育の質」に特化した評価

- ✓ 学部等において法令等で求められる水準に達しているかを厳格に判断することで教育の**質保証の徹底**を図る。
- ✓ 学生一人一人の能力を最大限高めるために、教育水準を向上させているかを評価。
- ✓ 教育活動の水準向上のための取組を通じて教育成果（アウトカム）が出ている学部等を高く評価することで、高等教育全体としての教育の**質向上の促進**を図る。

学部の **段階別評価**

評価の流れについて

「新たな評価」データプラットフォーム

データ入力・受審管理

評価作業支援

評価結果公表

データ入力

データ活用

評価結果入力

大学

機関単位で申請

評価機関

- 「新たな評価」制度は高等教育機関として「教育の質」が適切に保証され、改善・向上がなされているかについて評価
- 特に、高等教育を行う基本組織である学部ごとに「質保証」「質向上」の視点から**段階別**に評価

大学全体の評価

1．大学全体の社会的信頼に関すること
2．全学的な教育の内部質保証に関する方針と体制に関すること
3．内部質保証が図られていること

大学全体の評価において、基準を満たさないと判断される場合は学部ごとの評価を実施しない

学部ごとの「教育の質」に特化した評価

Ⅰ．明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表
Ⅱ．「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するためのカリキュラム・教育環境体制
Ⅲ．学生の学修成果の適切な把握と評価
Ⅳ．学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善

学部ごとの段階別評価

学部ごとの評価結果を付して文部科学省・大学（学長）宛てに通知

大学

- 評価結果を学内で共有し、自己改善等に活用

質保証の水準を満たしていない学部を持つ大学

文部科学省からの確認に応じて、改善状況を報告
※なお、早期の改善が確認されるなど、状況に応じて再評価の受審が可能

文部科学省

- 質保証の水準を満たしていない学部を持つ大学に対し、改善状況の確認
- 改善の取組が不十分、改善の見通しがない場合には厳格に措置することを検討

※　評価の過程もしくは評価結果が出た後において虚偽報告や重大な社会的倫理に反する事項が発覚した場合は、評定を保留ないし評定を取り消すこととする。

大学全体の評価

大学全体で評価する事項について（案）

質保証の責任は一義的には大学にあることから、大学全体として質保証を行う責任を果たしているかを評価する。
また、大学全体としての必要最低限の基準であるため、大学全体の評価にあたって基準を満たさない場合にについては、学部ごとの評価を実施しない。

※１、２についてはデータプラットフォームも活用し、簡素な評価を想定。

評価基準	判断例
1　大学組織の社会的信頼に関すること	□ 社会の信頼や学生の利益を損なうことがないよう法令や社会的倫理に則って大学運営なされている □ 以下のような法令で全学的に求められている事項を満たしている ・ 特定の範囲の年齢に著しくに偏ることがないよう配慮するともに、必要な教員数が　確保されていること ・ 教育の充実を図るため、授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修を教員等に実施していること（もしくは実施していることを確認していること） ・ 必要な校地・校舎等の施設及び設備等が備えられていること ・ 必要な大学情報を社会に公表していること
	【根拠資料例】法令で全学的に求められている事項に関するデータ等（教員数、校地・校舎面積、情報公表等）
2　全学的な内部質保証システムに関する手続及び体制に関すること	□ 適切な内部質保証のための全学的な手続が明らかにされている □ 全学的な内部質保証を行うための適切な体制が整備されている
	【根拠資料例】全学的な内部質保証の方針及び手続、内部質保証の体制図、手続規程
3　大学の目指すべき方向性に向け、点検・評価行い、内部質保証が図られていること	□ 中長期計画など、大学として目指すべき方針が示されている □ 内部質保証手続に基づいて、大学の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について、定期的かつ適切に点検・評価が行われている □ 自己点検・評価の結果に基づいて、学部等の組織に対し、全学的な調整や支援が適切に行われ、質保証がなされている
	【根拠資料例】大学のビジョン、大学の中長期計画等、大学が定期的に行っている自己点検に関する資料

※　全学的な特色ある教育の取組については、大学の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況として資料を提出することも可能とするが、学部等において「卒業認定・学位授与の方針」（DP）に紐づき有機的に機能しているかという点を学部ごとの評価の「質向上の取組」において評価する。

学部ごとの「教育の質」の評価

学部ごとの段階別評価の考え方と評価結果の活用イメージ

- ✓ 学部ごとの教育の質を評価するにあたっては、**質保証の視点**と**質向上の視点**から評価し、**評価結果は段階別に示す**。
- ✓ 学部ごとの段階別評価は
  - ①「実施している教育が高等教育機関として（法令等で）求められている水準に達していない学部」
  - ②「実施している教育が高等教育機関として（法令等で）求められている水準に達している学部」
  - （②の水準に達していることを前提に）
  - ③「学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果が期待される学部」
  - ④「学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果を上げている学部」

  という**４段階を検討**してはどうか。
- ✓ 評語については、例えば、星（３つ星、２つ星、１つ星、要改善）にするなど、**高校生や企業等の社会にとってわかりやすい評語とする方向で検討**してはどうか。

段階の意味	高等教育機関として求められている水準に達していない学部	高等教育機関として求められている水準に達している学部	学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果が期待される学部	学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果を上げている学部
評語（案）	要改善	１つ星（★）	２つ星（★★）	３つ星（★★★）
判定方法・活用イメージ	✓ **「質保証の視点」による評価**は**実践している教育が法令等で求められる水準に達しているか**で判定。 ✓ 具体的には、学部ごとの評価項目を質保証の視点により評価し、**１つでも満たさない項目がある場合は「要改善」として判断**する。 □ **要改善学部の場合**、高等教育機関として求められる水準に達していないおそれがあることから、**文部科学省においてペナルティを含めたその後の対応を実施**することを検討 □ なお、要改善学部の場合であっても、文部科学省により早期の改善が確認されるなど、状況に応じて再評価の受審が可能とすることを検討する。		✓ **「質向上の視点による評価」**は**学生の成長につながる取組（教育実践等）**と**教育成果**で判定。 ✓ 具体的には、大学側から、学生の成長につながる優れた取組（教育実践等）の内容、教育成果の程度及び両者の関連性について、根拠を示して提出してもらい、**総合的に勘案して判断**する。 □ 高く評価された学部に対しては**インセンティブ**を検討 	

学部ごとの「教育の質」に特化した評価基準・項目等

✓ 評価基準については、**４つの評価の基本的な方針**のもと、**７つの評価基準**、**１５の評価項目**で整理する。

Ⅰ．明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表		
評価基準①	**評価項目**	**⇒質保証の視点**
評価基準②	**評価項目**	**⇒質保証の視点**
Ⅱ．「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するためのカリキュラム・教育環境体制		
評価基準①	**評価項目a ～ 評価項目e**	**⇒（各評価項目の）質保証の視点**
評価基準②	**評価項目a**	**⇒質保証の視点**
	評価項目b	**⇒質保証の視点**
Ⅲ．学生の学修成果の適切な把握と評価		
評価基準①	**評価項目a ～ 評価項目c**	**⇒（各評価項目の）質保証の視点**
評価基準②	**評価項目**	**⇒質保証の視点**
Ⅳ．学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善		
評価基準①	**評価項目a**	**⇒質保証の視点**
	評価項目b	**⇒質保証の視点**

質向上の視点

- （「評価の基本的な方針」「評価基準」「評価項目」の要素を踏まえつつ）**学生の成長につながる優れた取組を根拠をもって示せているか。**
- （優れた取組を通じて）**教育成果を上げていることを根拠を示して説明できているか。**
- **取組と教育成果の関連性を根拠をもって示せているか**

教育成果

―在学中、学生一人一人が知識・能力をどの程度身につけたかという学修成果【＝DPに掲げる資質能力を確実に身についているか（学生の成長実感も含む）】
―受けた教育・支援の満足度
－DPに掲げる資質能力を身につけた人材を社会に輩出し、その人材が社会で活躍・貢献している度合

各学部の自己点検評価書・根拠資料をもとに、各項目において**高等教育機関として求められる水準に達しているかを厳格に判断**する。

各学部の自己点検・評価書の記載や根拠資料等をもとに**総合的に勘案して評価**する。

「新たな評価」を実施するにあたり、各大学・学部は「卒業認定・学位授与の方針」に掲げる資質能力が
- 現在の社会や地域のニーズに沿ったものになっているか
- 学修成果や到達度を通じて可視化できるかたちになっているか

という観点から改めて見直すことが求められる

「質保証の視点」による評価①

I.　明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表		
＜評価基準①＞ 大学の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、学位にふさわしい「養成する人材像」を適切に定め、社会にわかりやすく掲げているか	**＜評価項目＞** a.　大学の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、明確な「養成する人材像」が適切に定められ、示されていること	**＜質保証の視点＞** • 「養成する人材像」が学位にふさわしく、大学・学部等の理念や社会・地域のニーズ等を踏まえたものになっており、学生・教職員の間で共有され、社会に対して発信されているか。
＜評価基準②＞ 「養成する人材像」に照らして必要かつ学位にふさわしい資質・能力を「卒業認定・学位授与の方針」（DP）において示しているか	a.　「養成する人材像」に照らして必要かつ学位にふさわしい資質・能力が「卒業認定・学位授与の方針」（DP）で示されていること	• 掲げている「養成する人材像」とDPとの関連が示され、DPが分野別参照基準や国際基準、学士力やジェネリックスキルに関する国際基準などを踏まえたものになっているか。

「質保証の視点」による評価②

II. 「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するためのカリキュラム・教育環境体制		
＜評価基準①＞ 「教育課程編成・実施の方針」（CP）に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切なカリキュラムを整備しているか	**＜評価項目＞** a. 「卒業認定・学位授与の方針」（DP）と整合性がある「教育課程編成・実施の方針」（CP）が策定されていること	**＜質保証の視点＞** • DPと整合性があるCPが定められているか。
	b. 「教育課程編成・実施の方針」（CP）と「卒業認定・学位授与の方針」（DP）に基づく学修成果の評価を多面的に行う考え方が策定されていること	• 教育の成果を点検・評価するための学修成果の評価を多面的に行う考え方が策定されているか。
	c. 「教育課程編成・実施の方針」（CP）に則してカリキュラムが体系的に編成され、ふさわしい授業科目を開設していること	• CPに照らしてカリキュラムが体系的に編成されているか。 • カリキュラムを編成するための責任と権限を持った決定機関があるか。 • シラバス等を通じて「授業科目」「授業の方法・内容」「年間の授業計画」が明示されているか。 • 学位にふさわしい授業科目が開設されているか。 • 授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮して、単位数が適切に定められているか。
	d. 授業を担当するにふさわしい資質・能力を有している教員及び指導補助者が授業担当として配置されていること	• 研究業績や教育実績等に照らしてふさわしい資質・能力を有している教員等が配置されているか。
	e. 「教育課程編成・実施の方針」（CP）に照らして、必要な資質・能力を測るために「入学者受入れの方針」（AP）が適確に定められ、入学者選抜方法が明確に示されていること	• 適確なAPが定められ、それに沿った入学者選抜方法が示されているか。
＜評価基準②＞ 施設、設備、学生支援体制など教育環境・体制を整備しているか	a. 学修支援に関する大学としての方針に基づき、学修支援に必要な情報を学生が確認できていること	• 学修支援に関する適確な方針・体制があり、留学生や障害を持った学生など個々のニーズに合った情報提示が行われているか。
	b. 学修環境が整備されているとともに、必要な情報を学生が確認できていること	• 校地・校舎等面積の基準を満たし、基準上必要な施設設備を備え、ラーニングコモンズ等の自主学習スペースなど学生の学修のために必要なスペース等の確保が十分か。

「質保証の視点」による評価③

Ⅲ．学生の学修成果の適切な把握と評価		
＜評価基準①＞ 「卒業認定・学位授与の方針」（DP）に沿って厳格な学位授与を行うために、学生の学修成果について適切に把握と評価を行っているか	**＜評価項目＞** a. 卒業の基準、判定方法、体制等を明らかにしていること	**＜質保証の視点＞** • 卒業の基準や判定方法・体制が明らかで、その内容等が十分か。 • 学生に対して、授業・研究指導の方法・内容、１年間の授業・研究指導の計画をあらかじめ明示することとなっていない。
	b. 授業の単位認定が適切に行われていること	• 単位認定が適切に行われているか。
	c. 卒業時の「卒業認定・学位授与の方針」（DP）の到達度に関して、「何を学び、身に付けることができたのか」を多面的な方法により把握し、評価していること	• DPの到達度を把握するために適確な直接評価と間接評価を実施しているか。
＜評価基準②＞ 在学中の学修成果の結果が、大学・学部の掲げる「養成する人材像」につながっているか	a. 「養成する人材像」を実現するために必要な「卒業認定・学位授与の方針」（DP）に示されている資質・能力を身に付けた学生を社会等に輩出できていることを明らかにし、社会に示していること	• 「養成する人材像」やDPに見合う人材を育成し、社会に対して輩出できているという明確なデータや根拠を示せているか。
Ⅳ．学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善		
＜評価基準①＞ 学修成果の可視化によって得られた結果を、教育改善に活用しているか	**＜評価項目＞** a. 教育改善のためのが体制が構築されていること	**＜質保証の視点＞** • 教育改善を図るための体制があり、運用されているか。
	b. 様々なステークホルダーの意見を通じて定期的に点検・評価し、改善・向上を図っていること	• 地域・社会のニーズを把握するために適格なステークホルダーからの意見を聞いて、改善・向上を図っているか。

「質向上の視点」による評価における教育成果（アウトカム）等の例

✓ 教育成果（アウトカム）を示す根拠データの例

- 学生の高い満足度や成長実感を示すデータ
- 直接評価、間接評価を適切に組み合わせ、学生がDPに示された資質・能力を身に付けていることを明確に示すデータ
- 学生の就職状況、進学率、専門分野の進路と高い関係性があるかなど、DPに沿った人材輩出を示すデータ
- 企業アンケート等を活用した卒業生の活躍状況や人材育成の社会への貢献に関するデータ

✓ 「評価の基本的な方針」の要素を踏まえた優れた取組例

（明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表に係る取組例）

- 社会・地域のニーズの把握に向けた体系的・継続的な調査や産業界・自治体・卒業生等のステークホルダーとの意見交換を実施し、「養成する人材像」を定期的に見直し・再定義を行っている。
- 「養成する人材像」との整合性を踏まえ、DPの見直し・改善に取り組んでいる。
- DPに掲げられる資質・能力について、アセスメントに耐えうる具体性をもって定められている。
- 「養成する人材像」やDPについて学生が理解し、学修計画に結び付けるような取組を行っている。

（「養成する人材像」と「「卒業認定・学位授与の方針」」を達成するためのカリキュラム・教育環境体制の整備に係る取組例）

- 直接評価と間接評価を組み合わせた多面的な評価を盛り込むなど優れたアセスメントプランを策定している。
- カリキュラム全体が体系的に設計され、学修を段階的に深化させる構造が整備されるなど、学修者本位のカリキュラムとなるよう高いレベルの創意工夫が行われている。
- DPと授業科目との対応関係が学生にわかりやすい形で体系的に示されている。
- 学修上の支援を必要とする学生を早期に把握し、個別相談・補習・学習支援プログラム等を効果的に行うための実施体制が整備されている。

（学生の学修成果の適切な把握と評価に係る取組例）

- 大学の理念や専門分野の特色を踏まえ、学位授与の質保証と透明性を一層高めるための独自の工夫や先進的な取組を行っている。
- DPの到達度に当たり、直接評価（授業評価、卒業研究等の評価、主要事業科目の試験等）を中心としつつ、間接評価（学生アンケート等の自己評価等）を活用するなど多面的かつ精緻な学修成果の把握や評価が行われている。
- 卒業生や雇用先の調査、キャリア追跡等を活用し、卒業後の活躍状況や社会的評価を詳細に把握している。

（学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善に係る取組例）

- 内部質保証システムにおいて、学生や学生団体が参画し、積極的かつ効果的に意見・評価・提案を受け入れ、反映する体制が構築されている。
- 地域社会、産業界、自治体、卒業生、外部有識者等からの積極的かつ効果的に意見・評価・提案を受け入れ、反映する体制が構築されている。
- 学修成果の可視化により得られた結果を、組織的・継続的に分析し、教育課程や授業改善、修学支援等の具体的改善に的確に活用し、独自の工夫や先進的な取組が行われている。

「質保証」「質向上」の評価基準・項目の考え方

（質保証の視点）

- 学部ごとの評価における「質保証の視点」については、法令等で求められる水準を基準としているものであることから、**全ての評価機関が同一の基準に基づいて評価すべき**である。
- 学位の分野によって法令等で求められる水準が異なる場合、基準等の追加等は可能とするが、その場合においても、全ての評価機関において同一の基準となるよう調整がなされる必要がある。

（質向上の視点）

- 日本の高等教育機関は、世界的な研究・教育の拠点を目的とするものから、地域社会を支える職業人養成を目的とするものなど、**多様な目的を有している**。
- 質向上の視点による評価は、**高等教育機関が掲げた多様な養成する人材像やDPを踏まえて成果を上げられているかを評価するもの**である。
- なお、**教育プログラム単位の国際的な認証等がある場合については質向上の視点から評価**する。
- こうした多様な日本の高等教育機関を適切に評価できるよう、**教育成果の例及び段階の判定基準等について評価機関間で目線合わせ（調整）を進めていく必要**がある。

段階別評価の対象について

- 「教育の質」について評価を行うに際し、養成すべき人材像やディプロマ・ポリシー等に照らして学生が必要な学修成果を上げられているかという点を可視化し、それに基づき、教育改善がなされているかという点に重きを置いた評価への転換を図るのであれば、養成すべき人材像やディプロマ・ポリシーが掲げられている単位としての学位プログラムごとに評価を行うべきである。

- この点、現在の高等教育機関においては、
  - 学部が「教育研究上の基本的組織」として設置されており、教育課程の質保証の責任者は学部長とされている場合が多いこと
  - 設置の際にも学部・学科単位で認可を得ていること

  という現状を踏まえれば、「新たな評価」制度において、まずは**学部（短期大学の場合は学科）を原則として「教育の質」の評価を行う**こととする

- 「新たな評価」の学部の評価においては、以下の「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」に定める学位の分野（※）を踏まえて実施する。※設置認可の際に活用している分野

«想定する学位の分野»

①文学関係　②教育学・保育学関係　③法学関係　④経済学関係　⑤社会学・社会福祉学関係⑥理学関係　⑦工学関係　⑧農学関係　⑨獣医学関係　⑩医学関係　⑪歯学関係　⑫薬学関係　⑬家政関係　⑭美術関係　⑮音楽関係　⑯体育関係　⑰保健衛生学関係（看護関係）　⑱保健衛生学関係（リハビリテーション関係）　⑲保健衛生学関係（看護関係及びリハビリテーション関係以外）　⑳法曹養成関係　㉑教員養成関係

「新たな評価」に用いる資料のイメージ

各学部において「新たな評価」の評価項目や根拠資料例に基づき自己点検評価を実施し、その自己点検評価書と根拠資料を評価機関に提出することを想定（評価機関が評価するための追加資料の作成は基本的に求めない方向で対応することを検討）

学部ごとの自己点検評価書（イメージ）

○学部　自己点検・評価書

Ⅰ．明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表

＜評価基準①＞

大学の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、学位にふさわしい「養成する人材像」を適切に定め、社会にわかりやすく

＜評価項目＞

a.　大学の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、明確な「養成する人材像」が適切に定められ、示されていること

……。

«根拠資料» ……

Ⅲ．学生の学修成果の適切な把握と評価

＜評価基準①＞

「卒業認定・学位授与の方針」（DP）に沿って厳格な学位授与を行うために、学生の学修成果について適切に把握と評価を行っているか

＜評価項目＞

c.　卒業時の「卒業認定・学位授与の方針」（DP）の到達度に関して、「何を学び、身に付けることができたのか」を的な方法により把握し、評価していること

……。

….。

«根拠資料» ……

【教育成果】

（取組によって得られた教育成果の内容と取組との関連性）

….

…

«根拠資料»….

- ✓ 各学部は、評価項目ごとに点検・評価結果を記載。
- ✓ 評価機関は、各項目における記載をもとに、質保証の視点と質向上の視点の双方から評価を実施。

- ✓ 各学部は、どのような教育成果をあげているかを根拠資料や取組との関連性に基づいて記載。
- ✓ 評価機関は、評価書の記載と根拠資料をもとに、教育成果の程度、取組の程度、両者の関係性を総合的に勘案して評価。

※質保証の水準に疑義がある場合、当該学部に対して評価機関から追加資料等を求めることとする。

評価の主体

評価主体

- 「新たな評価」制度では、これまでの認証評価の実績を活かす観点から、**大学全体の評価及び学部の段階別評価を総合的に担う「総合評価機関（仮称）」**と、**特定の学位の分野を専門的に評価する「特定分野評価機関（仮称）」**を評価主体としてはどうか。
  その際、評価基準・項目、方法等が現在の認証評価と異なることとなることから、**再度文部科学大臣により、評価機関の認証を行う**こととする。

- また、**特定分野評価機関（仮称）の評価を受審した学部等については、特定分野評価機関の評価結果を以て総合評価機関（仮称）の当該学部等ごとの評価を代替することができる**としてはどうか。

  ※　これにより、従来より課題とされてきた分野別認証評価と機関別認証評価を双方受審することによる**重複感・負担感の解消を図る**こととする。

総合評価機関（仮称）

「新たな評価」における役割

- **大学全体の評価及び学部ごとの段階別評価**を実施

認証基準（イメージ）

- **大学の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況を評価する必要な体制**があること
- **大学全体の評価及び学部ごとの段階別を実施するための必要な体制**が整備されていること
- 大学評価基準及び評価方法が**国が示す基準・項目等と整合**していること
- その他　　等

特定分野評価機関（仮称）

「新たな評価」における役割

- **特定の学位の分野に紐づく学部（又は学科・専攻）の段階別評価**を実施

認証基準（イメージ）

- 大学評価基準及び評価方法が**国が示す基準・項目等と整合**していること
- 特定の学位の分野に紐づく**学部等の段階別を実施するための必要な体制**が整備されていること
- その他　　等

総合評価機関（仮称）と特定分野評価機関（仮称）との関係イメージ

大学

法学部　工学部　医学部　歯学部　薬学部　看護学部　法科大学院　教職大学院

機関単位で受審

特定の学位の分野に基づいた学部等（学科・専攻等）単位で受審

総合評価機関（仮称）

大学の内部質保証が図られているか評価（大学全体の評価）するとともに、**基本的にすべての学部の「教育の質」を評価し、段階別の評価を行う**

特定分野評価機関（仮称）がある学位の分野に基づく学部（又は学科・専攻等）については、**当該機関の評価に置き換えることを可とする**。

大学としての評価

大学として質保証の責任を果たしているか評価

学部ごとの「教育の質」の評価

法学部　工学部　医学部　歯学部　薬学部　看護学部　法科大学院　教職大学院

学部ごとに段階別評価

学部ごとの「教育の質」の評価を特定分野評価機関の評価結果で代替することができる

特定分野評価機関（仮称）

特定の学位の分野を評価する主体として**文部科学省が認証し、当該学位の学部等（又は学科・専攻）の「教育の質」を評価し、段階別の評価を行う**

特定分野評価機関【医学関係】 医学部

特定分野評価機関【歯学関係】 歯学部

特定分野評価機関【薬学関係】 薬学部

特定分野評価機関【保険衛生学関係（看護学関係）】 看護学部

特定分野評価機関【法曹養成関係】 法科大学院

特定分野評価機関【教員養成関係】 教職大学院

特定分野評価機関において段階別評価

※専門職学位課程以外の修士課程、博士課程の取扱いは今後検討

「新たな評価」における評価方法

「新たな評価」における評価方法（イメージ）

評価機関

- 評価機関は、学部で授与する学位の分野をもとに**以下の21の学位の分野を踏まえた評価員を集め、ピア・レビューを実施**することとする。

※ 評価員の確保について、文部科学省において、大学関係者に幅広く協力を促していくことも検討

«想定する学位の分野» ※学位の種類及び分野の変更等に関する基準に定める学位の分野

①文学関係 ②教育学・保育学関係 ③法学関係 ④経済学関係 ⑤社会学・社会福祉学関係 ⑥理学関係 ⑦工学関係
⑧農学関係 ⑨獣医学関係 ⑩医学関係 ⑪歯学関係 ⑫薬学関係 ⑬家政関係 ⑭美術関係 ⑮音楽関係 ⑯体育関係
⑰保健衛生学関係（看護関係） ⑱保健衛生学関係（リハビリテーション関係）
⑲保健衛生学関係（看護関係及びリハビリテーション関係以外） ⑳法曹養成関係 ㉑教員養成関係

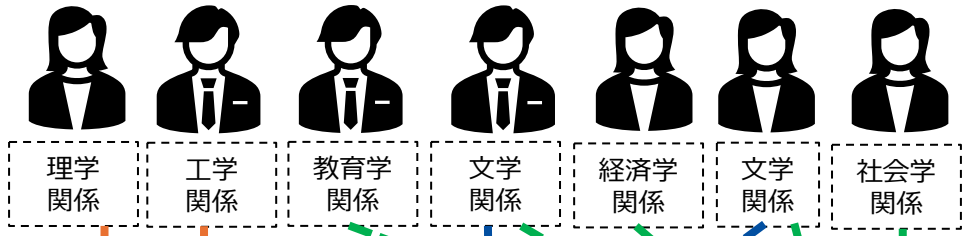

✓ 大学のもつ学位の分野を踏まえ、評価員の割り当てなど評価体制を構築

※ 評価の対象が「学部単位の教育を評価」となることを踏まえて、評価員が複数の大学の学部を担当することも想定

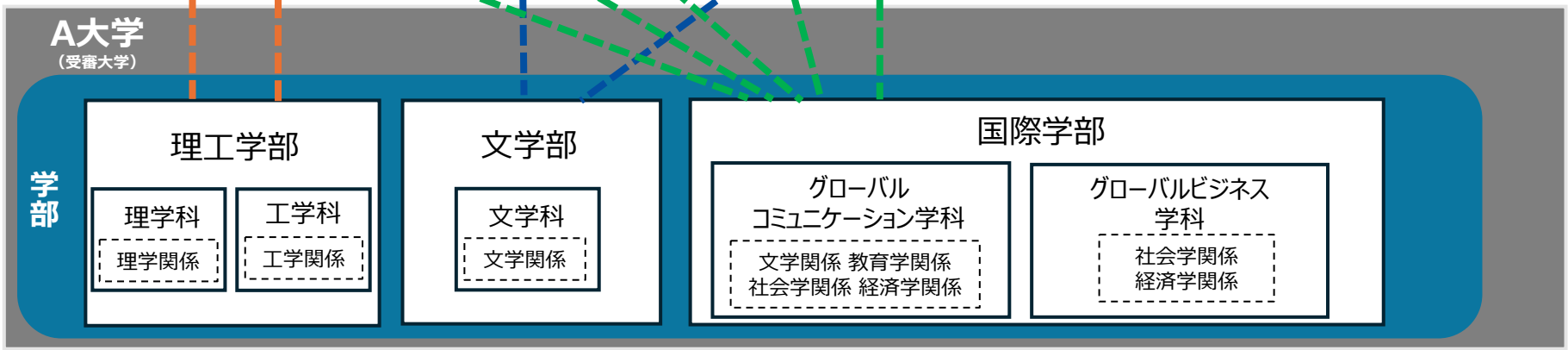

※ 現在の認証評価では実地調査を行うことが義務付けられているが、「新たな評価」では、実地調査の重要性にも留意しつつ、オンライン面談等の活用や受審大学の状況に応じた実施など柔軟な実施を可能とする方向で検討

○ 評価機関の更新制の導入

- 現在の認証評価機関は、評価の質の信頼性を高めるため、自己点検・評価を定期的に行い、その結果を公表することとされている。

- 「新たな評価」では、大学の質保証のみならず、教育の質保証及び質向上を評価していくためには、評価機関も自らのPDCAサイクルを確立・機能させることがこれまで以上に求められる。
  したがって、**定期的に評価機関として適格であるか否かを文部科学大臣が確認する仕組み（＝評価機関の更新制）を明確化していく**こととする。

○ 評価機関間での調整

- 評価機関が複数存在する場合、学部ごとの段階別評価を付すに当たって、評価基準等の統一は固より、複数存在する評価機関の目線をより合わせていくために、評価機関間で調整を図ることが重要となる。

評価機関間で調整する事項（イメージ）

- 共通評価ガイドラインの策定・改訂
  ⇒複数機関で共通のガイドラインを作成することを想定
- 評価員研修の共通枠組みの整備
  ⇒共通の研修資料や研修による評価員の目線合わせを想定
- 評価結果の年次報告
  ⇒評価結果や事例についての共有を想定
- その他

評価結果の公表

評価結果の公表

具体的に以下のような方向性で「評価結果の公表」について進めることとする。

評価結果の公表の仕方

- 評価結果については、データプラットフォームにおいて一元的に公表する。その際、学生等が必要な情報に到達しやすくするために様々な要素でソート・検索できるようにする。

公表の内容

- 評価結果、そのように判断した評価の具体的内容を記載する。評価の具体的内容についてはポイントをわかりやすく示す。
  ※学科等ごとに特定分野評価機関による評価を受審した場合には、学科等ごとの評価結果もあわせて公表する。
- 併せて、学生の進路選択等にもが活用しやすくするために、情報公表推進の観点から、学部等に関する情報（所在地、授与される学位、養成する人材像、ディプロマ・ポリシー等）を付記する。

«公表イメージ»

「新たな評価」データプラットフォーム

設置者：すべて　学校種：すべて　地域：すべて
評価結果：すべて　分野：法学　用語検索：　検索

＜検索結果＞

大学名	学部	分野	設置者	学校種	地域	評価	評価年度	評価機関
○○大学	法学部	法学	国立	大学	○○県	要改善	20○○	A
△△大学	政治経済学部	法学 経済	私立	大学	△△県	★★★	20△△	B
××大学	法学部	法学	公立	大学	××県	★	20××	C

⋮

△△大学

政治経済学部　**○○県△△市**

評価結果
（評価機関：B）
（評価年度：20△△）
★★★

評価の具体的な内容（ポイント）
・○○○…
・○○○…
・○○○…

政治学科：学士（）
養成する人材像
・○○○…
ディプロマ・ポリシー
・○○○…
⋮

経済学科：学士（）
養成する人材像
・○○○…
ディプロマ・ポリシー
・○○○…
⋮

詳細の評価結果はこちら

データプラットフォームの活用・重複する評価との整理

データプラットフォームの活用

- 「新たな評価」では学部ごとに段階別評価を付すこととなることから、より効果的・効率的な評価となるよう、データプラットフォームを整備・活用していくこととする。

○ データプラットフォーム整備・活用

- 「新たな評価」では、新たな大学等評価等のためのデータプラットフォーム（仮称）（※）を活用して効果的・効率的な評価の実現を目指していく。※独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に設置を予定

想定するデータプラットフォームの機能

①受審管理機能　②データ入力機能　③データ閲覧・評価支援機能　④情報公表機能（※）　等

※ 既存の情報公表の枠組み（大学ポートレート）との整理についても留意

想定する負担軽減効果

- ✓ 全国学生調査の結果データを文部科学省が一元的に入力することによる被評価者の**入力負担の軽減**（※他の調査等との連携含め今後検討を進める）
- ✓ シラバスチェック等に関して、不足する情報等がある場合にアラート機能により評価者に知らせるなど、人の目では時間がかかる詳細レベルまでの確認についての**評価支援機能を通じた負担軽減**
- ✓ 定量的な確認などを自動計算機能等で代替することで評価者・被評価者双方の負担軽減　等
  ※生成AI等を活用した評価支援等も検討

（参考）新たな大学等評価のためのデータプラットフォーム（仮称）イメージ

データプラットフォームは、大学からの**①受審申込** → **②データ入力** → **③評価のためのデータ閲覧・評価作業** → **④結果公表**　を行うことのできるシステム構築を想定。

新たな大学等評価のためのデータプラットフォーム（仮称）

※独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に設置を予定

受審校

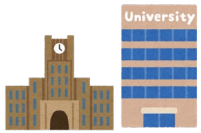

申込

入力

評価機関

閲覧
評価作業

入力

文部科学省

閲覧

入力

基本的な考え方

評価に関するデータを集約することで、評価における**データ利活用の円滑化**を支援

評価プロセス上支障がない部分は可能な範囲内において**自動化**を図ることで、**膨大な数の評価作業の迅速化**を支援

複数の評価機関及び多くの評価者の参画が想定される中、**評価の判断基準の安定化**を支援

評価結果のわかりやすい**公表**

想定する機能

受審管理機能

申込、評価機関への連絡、ステータス管理、分野の登録、等

データ入力

基礎情報の入力、根拠資料の登録、自己点検・評価書の登録、エラーチェックのための機能、等

データ閲覧・評価支援（BI・分析・AI）

定量的な基礎情報の自動確認、定性的な情報の評価支援、判断基準の安定化のためのデータ分析、等

情報公表

評価結果等のわかりやすい公表、等

公表

高校生

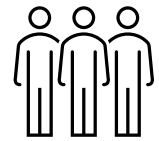

企業

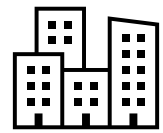

重複する評価との整理

○ 重複する評価との整理

- 「新たな評価」制度導入に合わせて、既存の高等教育機関の教学に対する調査・点検を行っている取組との整理も検討してはどうか。

- 現行の**機関別認証評価と分野別認証評価**については、「新たな評価」では大学全体の評価と学部ごとの段階別評価を一元的に行うことになることから、**その統合を図る**こととする。

- その他認証評価以外の評価との関係では、例えば、国立大学法人評価における教育に関する**現況分析は**「新たな評価」と類似する要素も多く、**重複の解消を検討**していく。

資料１－２

具体的な評価基準・項目・評価の視点・判断例（素案）

※４年制大学の学部を想定したモデル

質保証の視点

評価の基本的な方針Ⅰ.
明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表

＜評価基準①＞
大学の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、学位にふさわしい「養成する人材像」を適切に定め、社会にわかりやすく掲げているか
＜評価項目＞
a. 大学の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、明確な「養成する人材像」が適切に定められ、示されていること

【根拠資料例】

- 大学・学部等の理念と「養成する人材像」を記載した学則及び HP での公表を示す資料
- 産学連携協議会議事録、外部評価委員会報告書、自治体との連携協定書等の養成する人材像が社会・地域ニーズを踏まえていることがわかる資料等
- 全国学生調査

※　上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

学教法第 83 条、学教法施行規則第 172 条の２、大学設置基準第２条、認可基準告示第１条第１項第２号

質保証の視点

□　「養成する人材像」が学位にふさわしく、大学・学部等の理念や社会・地域のニーズ等を踏まえたものになっており、学生・教職員の間で共有され、社会に対して発信されているか。

【判断例】

□　学部等ごとに、人材の養成に関する目的が学則等に定められていないなど、「養成する人材像」が示されていない。

□　「養成する人材像」が、大学等が担うべき法令上の目的・役割に照らして、整合性のあるものとなっていない。

※　例えば、「養成する人材像」が深く専門の学芸を教授し知的・道徳的及び応用的能力を展開させる大学の教育目的と整合しない場合。

□　「養成する人材像」が大学の理念や社会・地域のニーズ等を踏まえたものになっていない。

※　例えば、「養成する人材像」が社会や地域ニーズを踏まえたものになっているとの根拠が示せない場合。

評価の基本的な方針Ⅰ.
明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表

＜評価基準②＞
「養成する人材像」に照らして必要かつ学位にふさわしい資質・能力を「卒業認定・学位授与の方針」（DP）において示しているか
＜評価項目＞
a. 「養成する人材像」に照らして必要かつ学位にふさわしい資質・能力が「卒業認定・学位授与の方針」（DP）で示されていること

【根拠資料例】

- 学部等の DP を示している学則もしくは公表を示す資料
  ※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

施行規則第 165 条の２

質保証の視点
□ 掲げている「養成する人材像」と DP との関連が示され、DP が分野別参照基準や国際基準、学士力やジェネリックスキルに関する国際基準などを踏まえたものになっているか。

【判断例】

□ 「養成する人材像」に照らし必要かつ学位にふさわしい資質能力が DP に掲げられていない。
※ 「学位にふさわしい」か否か判断する際は、例えば、分野別参照基準や国際基準、学士力やジェネリックスキルなどを踏まえているか確認する。

評価の基本的な方針Ⅱ.

「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するためのカリキュラム・教育環境体制

＜評価基準①＞
「教育課程編成・実施の方針」（CP）に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切なカリキュラムを整備しているか
＜評価項目＞
a. 「卒業認定・学位授与の方針」（DP）と整合性がある「教育課程編成・実施の方針」（CP）が策定されていること

【根拠資料例】

- CP を示す資料
- DP と CP の関係性を示す資料

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

施行規則第 165 条の２、施行規則第 172 条の２

質保証の視点
□ DP と整合性がある CP が定められているか。 **【判断例】** □ DP と整合性のある CP が策定されていない。

評価の基本的な方針Ⅱ.

「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するためのカリキュラム・教育環境体制

＜評価基準①＞
「教育課程編成・実施の方針」（CP）に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切なカリキュラムを整備しているか
＜評価項目＞
b.　「教育課程編成・実施の方針」（CP）と「卒業認定・学位授与の方針」（DP）に基づく学修成果の評価を多面的に行う考え方が策定されていること

【根拠資料例】

- DP に基づいたアセスメントプラン

※　上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

なし

質保証の視点
□　教育の成果を点検・評価するための学修成果の評価を多面的に行う考え方が策定されているか。 **【判断例】** □　教育の成果を点検・評価するための学修成果の評価を多面的に行う考え方が策定されていない。

評価の基本的な方針Ⅱ.

「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するためのカリキュラム・教育環境体制

＜評価基準①＞
「教育課程編成・実施の方針」（CP）に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切なカリキュラムを整備しているか
＜評価項目＞
c. 「教育課程編成・実施の方針」（CP）に則してカリキュラムが体系的に編成され、ふさわしい授業科目を開設していること

【根拠資料例】

- シラバス
- 履修要項
- シラバスを確認するための組織体制等を示す資料
- カリキュラムツリー、カリキュラムマップなど体系的なカリキュラム編成等を示す資料
- 全国学生調査

※　上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

大学設置基準第 19 条～第 25 条、施行規則第 172 条の２

質保証の視点

□　CP に照らしてカリキュラムが体系的に編成されているか。
□　カリキュラムを編成するための責任と権限を持った決定機関があるか。
□　シラバス等を通じて「授業科目」「授業の方法・内容」「年間の授業計画」が明示されているか。
□　学位にふさわしい授業科目が開設されているか。
□　授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮して、単位数が適切に定められているか。

【判断例】

□　「養成する人材像」や DP・CP を実現するために十分な教育課程が体系的に編成されていない。
　※　体系性の判断例
　・　教育課程の編成に当たって、学部等の選好に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮がなされていない。
　・　「主要授業科目」が、学生に学位を取得させるに当たって、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力を育成するために必要な科目であって、当該授業科目と DP・CP との関係性を踏まえたものとなっていない。
　・　必修科目、選択科目及び自由科目の位置付けが勘案されていない。
　・　大学の教育上の目的に沿って、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、各年次に適切に配当していない。
　・　「養成する人材像」に対応した履修モデルが示されていない。
□　個別の科目の内容が、大学の教育としてふさわしい内容・水準となっていない。
　※　卒業要件単位に算入することが認められないものの例（卒業要件単位に算入しない科目として開講することは可能）
　・　授業内容がリメディアル教育、資格試験対策、ビジネスマナーや就職対策等に終始しているもの
　・　情報リテラシーで単にワープロソフトの操作を学ぶ等の水準に終始しているもの
□　明らかに授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮しておらず、単位数を適切に定めていない。
□　授業が講義、演習、実験、実習・実技のいずれか又は併用により適切な授業方法が行われていない。
□　メディア授業を実施する場合、具体的な実施方法等が提示され、面接授業に相当する教育効果を有するものである内容となっていない。
□　設定されている授業科目を実践する上で適切な学生数となっていない。

評価の基本的な方針Ⅱ.

「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するためのカリキュラム・教育環境体制

＜評価基準①＞
「教育課程編成・実施の方針」(CP) に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切なカリキュラムを整備しているか
＜評価項目＞
d. 授業を担当するにふさわしい資質・能力を有している教員及び指導補助者が授業担当として配置されていること

【根拠資料例】

- 教育研究組織の構成・教員選抜方針を示す資料
- 教員データ（氏名、年齢、保有学位、直近の研究業績若しくは実務経験等）
- 授業科目の担当教員表

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

大学設置基準第 7 条～第 10 条、第 12 条～17 条

質保証の視点

□ 研究業績や教育実績等に照らしてふさわしい資質・能力を有している教員等が配置されているか。

【判断例】

□ 教員数が大学設置基準を満たしていない。
□ 学部等の規模や授与する学位の種類・分野に応じ必要な教員及び事務職員等が配置されていない。
□ 教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮されていない。
□ 演習、実験、実習・実技を伴う授業科目について、助手を配置するなど、指導体制が配慮されていない。
□ 授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者が授業の一部を分担する場合、十分な教育効果を上げられることについて、合理的な説明がなされていない。
□ 教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等の相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制が確保されておらず、教育研究に係る責任の所在を明確にしていない。
□ 教育研究上の責任体制、管理運営への参画、勤務形態（・処遇等）において、基幹教員（又は専任教員）の位置付けを明確にしていない。
□ 実務家教員について、当該分野の実務経験を有する者で構成され、保有資格、実務の業績、実務を離れてからの期間等を踏まえて、十分な実務能力を有した者であることが説明されていない。

評価の基本的な方針Ⅱ.

「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するためのカリキュラム・教育環境体制

＜評価基準①＞
「教育課程編成・実施の方針」(CP) に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切なカリキュラムを整備しているか
＜評価項目＞
e. 「教育課程編成・実施の方針」(CP) に照らして、必要な資質・能力を測るために「入学者受入れの方針」(AP) が適確に定められ、入学者選抜方法が明確に示されていること

【根拠資料例】

- AP を示す資料
- 入学者選抜方法を示す資料

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

施行規則第 165 条の２、施行規則第 172 条の２、大学設置基準第２条の２

質保証の視点
□ 適確な AP が定められ、それに沿った入学者選抜方法が示されているか。

【判断例】

□ 適確な AP が定められていない。
□ AP は定められているが、それに沿った入学者選抜方法になっていない。
□ AP は定められているが、入学者選抜方法が明確になっていない。
□ 「養成する人材像」と AP が整合性をもって説明されていない。

評価の基本的な方針Ⅱ.

「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するためのカリキュラム・教育環境体制

＜評価基準②＞
施設、設備、学生支援体制など教育環境・体制を整備しているか
＜評価項目＞
a. 学修支援に関する大学としての方針に基づき、学修支援に必要な情報を学生が確認できていること

【根拠資料例】

- 学修支援に関する大学の基本方針
- 学修支援体制組織図及び関連規程などの学修支援体制を示す資料
- 修学、進路選択、心身の健康等に係る支援に関する情報公表を示す資料
- 全国学生調査

※　上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

施行規則第 172 条の２

質保証の視点
□　学修支援に関する適確な方針・体制があり、留学生や障害を持った学生など個々のニーズに合った情報提示が行われているか。 **【判断例】** □　教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に関する指導等に取り組んでおらず、また、そのための体制を整えていない。また、その体制等について学生への情報提示が行われていない。 □　修学、進路選択、心身の健康等に係る支援に関する情報を適切に公表していない。

評価の基本的な方針Ⅱ.

「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するためのカリキュラム・教育環境体制

＜評価基準②＞
施設、設備、学生支援体制など教育環境・体制を整備しているか
＜評価項目＞
b.　学修環境が整備されているとともに、必要な情報を学生が確認できていること

【根拠資料例】

- 校地・校舎等の面積
- 設置基準上必要とされている施設等の整備状況
- 教育環境の情報公表をしていることを示す資料
- ラーニングコモンズ等の自主学習スペースなどの設置状況
- ラーニングコモンズ等の自主学習スペースの活用状況報告書
- ＩＣＴ利用のための方針

※　上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

大学設置基準第 34 条～第 40 条の３、施行規則第 172 条の２

質保証の視点

□　校地・校舎等面積の基準を満たし、基準上必要な施設設備を備え、ラーニングコモンズ等の自主学習スペースなど学生の学修のために必要なスペース等の確保が十分か。

【判断例】

□　校地・校舎等の面積が大学設置基準を満たしていない。
□　基準上必要な施設設備が備えられていない。
□　校地・校舎等の施設及び設備などの教育環境に関する情報を公表していない。
□　学生との個別面談・指導のためのスペースや学生が休息、交流できるスペースが十分でない。

評価の基本的な方針Ⅲ.
学生の学修成果の適切な把握と評価

＜評価基準①＞
「卒業認定・学位授与の方針」（DP）に沿って厳格な学位授与を行うために、学生の学修成果について適切に把握と評価を行っているか
＜評価項目＞
a. 卒業の基準、判定方法、体制等を明らかにしていること

【根拠資料例】

- 学則など卒業の基準や判定方法・体制を示す資料

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

大学設置基準第 25 条の２、第 32 条、施行規則第 172 条の２

質保証の視点
□ 卒業の基準や判定方法・体制が明らかで、その内容等が十分か。 □ 学生に対して、授業の方法・内容、１年間の授業の計画をあらかじめ明示することとなっていない。 **【判断例】** □ 卒業の基準や判定方法・体制が明らかでない。 □ 124 単位以上修得することなどの卒業に関する法令上の要件を満たしていない。

評価の基本的な方針Ⅲ.
学生の学修成果の適切な把握と評価

＜評価基準①＞
「卒業認定・学位授与の方針」（DP）に沿って厳格な学位授与を行うために、学生の学修成果について適切に把握と評価を行っているか
＜評価項目＞
b.　授業の単位認定が適切に行われていること

【根拠資料例】

- 学修成果に係る基準・判定方法・体制等を明らかにした資料
- 学修成果に係る評価に当たっての基準の公表を示す資料
- 既修得単位の認定状況に関する資料
- 科目ごとの成績分布
- 科目ごとの履修者数
- 適切な単位認定を行うための体制を示す資料
- 事前事後学習や適確な単位認定がされていることを大学が確認した結果を示す資料
- 異議申し立て制度など評価の透明性確保を示す資料
- 全国学生調査

※　上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

大学設置基準第 21 条～第 23 条、第 25 条の２、第 27 条～第 30 条、施行規則第 172 条の２

質保証の視点

□　単位認定が適切に行われているか。

【判断例】

□　１年間の授業期間が、35 週確保されていない。
□　各授業科目の授業が、十分な教育効果を上げることができるような８週、10 週、15 週その他の大学が定める適切な期間が設定されていない。
□　単位互換を行う場合、他の大学において履修した授業科目について、60 単位を超えない範囲とされていない。
□　成績評価基準に従って厳格な成績評価が行われていない。
□　授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で大学が定める時間の授業を１単位としておらず、単位数を適切に定めていない。

評価の基本的な方針Ⅲ.
学生の学修成果の適切な把握と評価

＜評価基準①＞
「卒業認定・学位授与の方針」（DP）に沿って厳格な学位授与を行うために、学生の学修成果について適切に把握と評価を行っているか
＜評価項目＞
c. 卒業時の「卒業認定・学位授与の方針」（DP）の到達度に関して、「何を学び、身に付けることができたのか」を多面的な方法により把握し、評価していること

【根拠資料例】

- DP の到達度を把握・評価していることを示す資料
  ※　上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

大学設置基準第 25 条の２

質保証の視点

□　DP の到達度を把握するために適確な直接評価と間接評価を実施しているか。

【判断例】

□　学修の成果・学位論文に係る評価、卒業の認定に当たって、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示し、当該基準に従って適切に行う仕組みとなっていない。

□　成績評価の基準・方法について、学部等全体としての基本方針を踏まえ適切に設定されていない。

□　DP の到達度を把握するための適確な直接評価と間接評価を実施していない。

評価の基本的な方針Ⅲ.
学生の学修成果の適切な把握と評価

＜評価基準②＞
在学中の学修成果の結果が、大学・学部の掲げる「養成する人材像」につながっているか
＜評価項目＞
a. 「養成する人材像」を実現するために必要な「卒業認定・学位授与の方針」（DP）に示されている資質・能力を身に付けた学生を社会等に輩出できていることを明らかにし、社会に示していること

【根拠資料例】

- 卒業者数
- 就職率・進学率データ
- 卒業生や雇用先のアンケート調査やヒアリング調査結果

※　上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出

【関係法令】

施行規則第 172 条の２

質保証の視点
□　「養成する人材像」や DP に見合う人材を育成し、社会に対して輩出できているという明確なデータや根拠を示せているか。 **【判断例】** □　「養成する人材像」や DP に見合う人材を育成し、社会に対して輩出できていることを示す卒業者数、進学者数、就職状況を把握できておらず、適確に社会に示されていない。

評価の基本的な方針Ⅳ.
学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善

＜評価基準①＞
学修成果の可視化によって得られた結果を、教育改善に活用しているか
＜評価項目＞
a. 教育改善のための体制が構築されていること

【根拠資料例】

- 教育改善のための体制に係る説明図（規程・体制図など）
- 受審単位ごとの自己点検・評価報告書
- 授業・内容及び方法の改善を図るための研修を実施する仕組みを示す資料
- 教員及び事務職員の必要な能力及び資質を向上させるための研修機会の提供を示す資料

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

大学設置基準第１条第３項、細目省令第１条第２項第１号ト及び同項第２号

質保証の視点

□ 教育改善を図るための体制があり、運用されているか。

【判断例】

□ 教育改善に係る規程や体制が整っていない。
□ 教育改善に係る規程や体制はあるが、規程どおりに運用されていない。
□ 教育改善に係る規程や体制があり、規程どおりに運用されているが、客観的なデータ等を用いて運用されてない。
□ 受審単位ごとでの自己点検・評価の実施に努めていない。
□ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する仕組みとなっていない。
□ 大学等の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員に必要な知識・技能を修得させるとともに、必要な能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けることその他必要な取組を行うこととしていない。
□ 授業の一部を分担する指導補助者（教員を除く。）がいる場合、当該補助者に対し必要な研修を行うこととしていない。

評価の基本的な方針Ⅳ.
学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善

＜評価基準①＞
学修成果の可視化によって得られた結果を、教育改善に活用しているか
＜評価項目＞
b. 様々なステークホルダーの意見を通じて定期的に点検・評価し、改善・向上を図っていること

【根拠資料例】

- 学修成果の把握・評価した結果を教育改善に活かしている自己点検・評価報告書
- 自己点検・評価結果に基づく改善計画
- 地域、産業界、教職員、学生などのステークホルダーからの意見を聴取し、それを踏まえて定期的に点検・評価していることを示す資料

※ 上記以外に評価項目を補足する資料があれば任意で追加提出可

【関係法令】

なし

質保証の視点
□ 地域・社会のニーズを把握するために適格なステークホルダーからの意見を聞いて、改善・向上を図っているか。 **【判断例】** □ ステークホルダーからの意見を聞いていない。 □ 自己点検・評価を実施していない。 □ 自己点検・評価の結果に基づいた改善・向上が行われていない。

質向上の視点

質向上の視点

□　（「評価の基本的な方針」「評価基準」「評価項目」の要素を踏まえつつ）、学生の成長につながる優れた取組を根拠をもって示せているか。

※　「評価の基本的な方針」を踏まえた優れた取組の例

（明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表に係る取組例）

- 社会・地域のニーズの把握に向けた体系的・継続的な調査や産業界・自治体・卒業生等のステークホルダーとの意見交換を実施し、「養成する人材像」を定期的に見直し・再定義を行っている。
- 「養成する人材像」との整合性を踏まえ、DP の見直し・改善に取り組んでいる。
- DP に掲げられる資質・能力について、アセスメントに耐えうる具体性をもって定められている。
- 「養成する人材像」や DP について学生が理解し、学修計画に結び付けるような取組を行っている。

（「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するためのカリキュラム・教育環境体制の整備に係る取組例）

- 直接評価と間接評価を組み合わせた多面的な評価を盛り込むなど優れたアセスメントプランを策定している。
- カリキュラム全体が体系的に設計され、学修を段階的に深化させる構造が整備されるなど、学修者本位のカリキュラムとなるよう高いレベルの創意工夫が行われている。
- DP と授業科目との対応関係が学生にわかりやすい形で体系的に示されている。
- 学修上の支援を必要とする学生を早期に把握し、個別相談・補習・学習支援プログラム等を効果的に行うための実施体制が整備されている。

（学生の学修成果の適切な把握と評価に係る取組例）

- 大学の理念や専門分野の特色を踏まえ、学位授与の質保証と透明性を一層高めるための独自の工夫や先進的な取組を行っている。
- DP の到達度に当たり、直接評価（授業評価、卒業研究等の評価、主要事業科目の試験等）を中心としつつ、間接評価（学生アンケート等の自己評価等）を活用するなど多面的かつ精緻な学修成果の把握や評価が行われている。
- 卒業生や雇用先の調査、キャリア追跡等を活用し、卒業後の活躍状況や社会的評価を詳細に把握している。

（学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善に係る取組例）

- 内部質保証システムにおいて、学生や学生団体が参画し、積極的かつ効果的に意見・評価・提案を受け入れ、反映する体制が構築されている。
- 地域社会、産業界、自治体、卒業生、外部有識者等からの積極的かつ効果的に意見・評価・提案を受け入れ、反映する体制が構築されている。
- 学修成果の可視化により得られた結果を、組織的・継続的に分析し、教育課程や授業改

善、修学支援等の具体的改善に的確に活用し、独自の工夫や先進的な取組が行われている。

□　（優れた取組等を通じて）教育成果（アウトカム）を上げていることを根拠を示して説明できているか。

□　取組と教育成果の関連性を根拠をもって示せているか。

※　教育成果（アウトカム）を示す根拠データの例

- 学生の高い満足度や成長実感を示すデータ
- 直接評価、間接評価を適切に組み合わせ、学生が DP に示された資質・能力を身に付けていることを明確に示すデータ
- 学生の就職状況、進学率、専門分野の進路と高い関係性があるかなど、DP に沿った人材輩出を示すデータ
- 企業アンケート等を活用した卒業生の活躍状況や人材育成の社会への貢献に関するデータ

参考資料集

令和８年４月２２日版

目次

・学士・修士の修業年限・・・

学士・修士の修業年限

学士・修士の修業年限に関する条文①

○　学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

第87条　大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる。

２　（略）

第89条　大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生・・・で当該大学に三年（同条第１項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部の学生にあつては、三年以上で文部科学大臣の定める期間）以上在学したもの・・・が、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

○　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）（抄）

第147条　学校教育法第八十九条に規定する卒業の認定は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合・・・に限り行うことができる。

一　大学が、学修の成果に係る評価の基準その他の学校教育法第八十九条に規定する卒業の認定の基準を定め、それを公表していること。

二　大学が、大学設置基準第二十七条の二又は専門職大学設置基準第二十二条に規定する履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、適切に運用していること。

三　学校教育法第八十七条第一項に定める学部の課程を履修する学生が、卒業の要件として修得すべき単位を修得し、かつ、当該単位を優秀な成績をもつて修得したと認められること。

四　学生が、学校教育法第八十九条に規定する卒業を希望していること。

学士・修士の修業年限に関する条文②

○　大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）

第3条　（略）

2　修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとすることができる。

3　前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。

第16条　修士課程の修了の要件は、大学院に二年（二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。

2　前項の規定により修了の要件として修得すべき単位数のうち、前条において準用する大学設置基準第二十七条の三の規定により修得したものとみなすものとする単位数は七単位を超えないものとする。

学士・修士の修業年限に関する条文②

○　大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）

第42条　大学院を置く大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、学部との連続性に配慮した教育課程の編成により、当該学部における教育と当該大学院の研究科における教育との円滑な接続を図る実証的な成果の創出に資する効果的な取組を行うため特に必要があると認められる場合には、当該効果的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う大学であることの文部科学大臣の認定を受けることができる。ただし、他の大学の学部との間で行う学部との連続性に配慮した教育課程の編成に係る場合にあつては、次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

一～三　（略）

２　連続課程特例認定大学（前項の規定による認定を受けた大学をいう。次項において同じ。）の大学院については、第三条第三項中「修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは」とあるのは「第四十二条第一項の規定による認定を受けた大学に置かれる大学院の修士課程においては」と、第十八条第一項中「大学院は」とあるのは「第四十二条第一項の規定による認定を受けた大学の大学院は」と、「単位（学校教育法第百二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）」とあるのは「単位」と読み替えて、これらの規定を適用する。

３　（略）

学部・研究科の連続性に配慮した教育課程の促進に係る制度改正（大学設置基準等の一部改正）①

基本的な考え方

✓国内外における国際競争力の高まる一方で、少子化が加速する中、人文・社会科学系も含めて、**専門知そのものを深掘り、広げることに加え、数理・データサイエンス・AIを適切に利活用し、総合知をもって社会課題を解決できる人材の輩出**が求められている。

✓そのためには、学士課程から博士課程までを見通した**体系的な教育課程の編成のもと、各課程の学びの密度を高める必要**がある。一方、現在は、同一の学位レベルの連携**（横の連携）を促進する制度（共同教育課程や研究科等連係課程等）は存在**するが、**上位の学位レベルとの連続性の向上を図る一般的な制度は存在していない**※　。

※　工学分野の連続性に配慮した教育課程については平成30年に導入。

✓**大学院レベルの課程を見据えて、学士課程を構築**することは、**学士課程そのものの質と密度を高める**ものである。例えば、大学院固有の教育方法である**「研究指導」を受ける素地を養う観点から、学部段階から、複雑化した社会において課題を見出し、解決を図る訓練をしておくことは極めて重要**である。

✓こうしたことを踏まえ、まずは、**学士課程から博士課程までの縦の連続性の向上を図るための制度の整備を図る**こととする。具体的には、各設置基準の**教育課程の編成方針として、学部と研究科の連続性に配慮した教育課程を編成することを明記する**とともに、連続性に配慮した教育課程を編成する**学部と研究科を一つの単位として、３つの方針の策定を可能とする**こととする。

✓これは、**現行の標準修業年限を前提とした各課程の教育を有機的につなぎ、その質と密度を高めることを目的**とするものであり、**標準修業年限の短縮を一義的な目的とするものではない**。

✓その上で、こうした**連続性に配慮した教育課程の編成の結果**、修士課程において30単位以上の修得と必要な研究指導を受ける等の**現行の修了要件を満たすことを前提**に、**（４年＋）１年以上２年未満の期間が修業年限として必要かつ十分なものであることを国として確認できる場合には、例外的に、大臣の認定により、修士課程の標準修業年限を１年以上２年未満の期間とすることなどを可能**とすることとする。

学部・研究科の連続性に配慮した教育課程の促進に係る制度改正（大学設置基準等の一部改正）②

１．学部・研究科の連続性に配慮した教育課程の編成の促進

主な改正内容

✓ 大学設置基準等に定める**教育課程の編成方針**において、各大学は、その教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、**学部における教育及び大学院の研究科における教育の連続性に配慮した教育課程（以下「連続課程」という。）を編成することを明記**する。

✓ いわゆる**３つの方針**（卒業・修了認定の方針（DP）、教育課程の編成・実施に関する方針（CP）及び入学者受け入れに関する方針（AP）をいう。以下同じ。）について、**大学の実情に応じて連続課程を編成する学部及び大学院を一つの単位として策定可能**とする。

※専門職大学及び専門職大学院についても同様の取扱いとする。

※３つの方針については、今回の改正により、学部段階、大学院段階ごとに策定することに加え、連続課程単位でも策定可能であることを法令上新たに定め、各大学の実情に応じた策定単位の選択肢を広げるものである。なお、連続課程単位で策定する場合においても、学士課程や修士課程のＤＰを段階的な学修成果の目標としてわかるようにしておく必要があることに留意。

改正により可能となる３つの方針の策定パターン

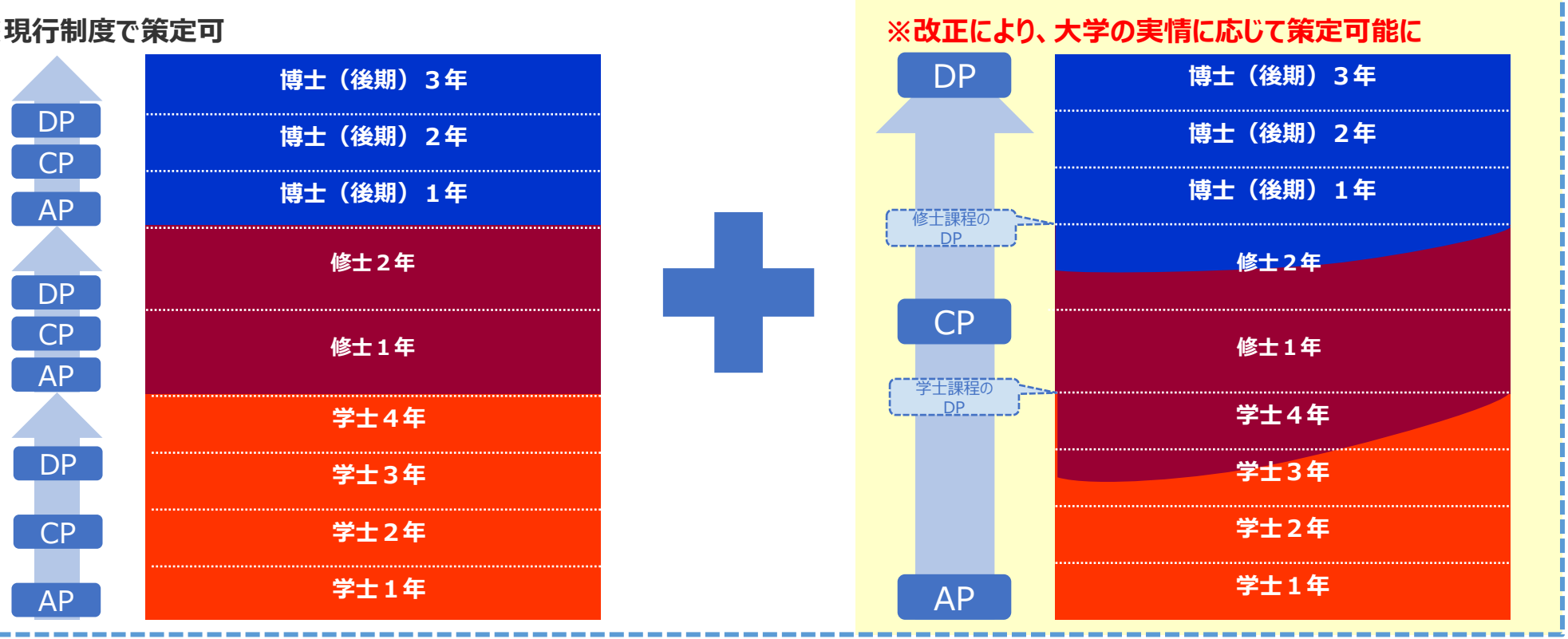

２．連続課程特例認定制度の創設

制度創設の趣旨

効果的な連続課程の編成に係る実証的な成果を創出し、今後の更なる制度改善につなげるため、内部質保証等の体制が十分機能していることを前提に、標準修業年限等に係る特例を認める制度を創設。

特例の要件

○　次のア及びイの要件を満たし、**文部科学大臣の認定**を受けたときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、標準修業年限等に係る大学院設置基準の特例を認める。

ア　**連続課程の編成に係る実証的な成果の創出に資する効果的な取組を行うため特に必要**があると認められる場合

イ　以下を行う大学であること

－当該効果的な取組を行う

－教育研究活動等の状況について自ら行う**点検、評価及び見直しの体制の整備**

－教育研究活動等の状況の**積極的な公表**並びに**学生の教育研究上適切な配慮**を行う

○　**他の大学との間で連続課程を編成**する場合に係る上記の認定は　**大学等連携推進法人の社員又は一定の要件を満たす複数大学設置法人が設置する大学間**において**協議会を設け**、**連携推進方針等に沿って編成される連続課程に限る**こととする。

※　詳細は、教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な特例制度や連携開設科目制度に倣い告示で定める予定。

※　専門職大学及び専門職大学院（法科大学院及び教職大学院を除く。）についても同等の取扱いとする。

特例の効果

具体的には、以下の特例を認める。

①**修士課程の標準修業年限**を**１年以上２年未満の期間**とすること

②**大学院入学前に大学院の単位を修得**した場合には、**修得時の大学院の入学資格の有無に関わらず**、当該単位数を勘案した**在学期間の短縮を可能**とすること

（改正後イメージ）

①大臣認定による修士課程の修業年限の短縮

②大臣認定による先取り履修に基づく在学期間の短縮

スキームのイメージ

３．施行期日

令和8年2月24日

主要国の高等教育機関の修業年限①（米国）

学校種名	課程	修業年限	通常の在学年齢	備考
総合大学	学士課程（ISCED6）	4	18～	B.A.とB.S.に大別される。いずれも、フルタイム学生として4年間学び、セメスター制の場合は60単位以上、クオーター制の場合は90単位以上を取得することが学位取得要件。専門職学位（B.Eng.、 B.Ed.など）もある。
	修士課程（ISCED7）	1～2（大学で設定）	21～	M.A.及びM.S.に大別される。いずれも学士取得後、フルタイムの学生の場合1～2年間学び、セメスター制の場合は30～60単位以上、クオーター制の場合は45～75単位以上を取得することのほか、修了試験合格や研究論文の執筆、芸術作品の提出などの要件が課されていることが一般的。M.A.やM.S.とは別に、MBAやMPAなど多様な専門職学位も設けられている。
	博士課程（ISCED8）	3～	21～	研究志向の学位（Ph.D.）と専門職学位（M.D.、J.D.など）に大別される。前者は研究論文の作成や研究プロジェクトの実施が学位取得条件となるが、修業年限が示されている場合は、フルタイム学生として3年以上学ぶことが求められる。後者は特定の職業分野に関する実践志向の学位であり、通常、フルタイム学生として3～4年間学ぶことが学位取得の要件となる。
その他の4年制大学（リベラルアーツカレッジ等）	学士課程（ISCED6）	4	18～	B.A.とB.S.に大別される。いずれも、フルタイム学生として4年間学び、セメスター制の場合は60単位以上、クオーター制の場合は90単位以上を取得することが学位取得要件となる。専門職学位（B.Eng.、 B.Ed.など）もある。
	修士課程（ISCED7）	1～2（大学で設定）	21～	M.A.及びM.S.に大別される。いずれも学士取得後、フルタイムの学生の場合1～2年間学び、セメスター制の場合は30～60単位以上、クオーター制の場合は45～75単位以上を取得することのほか、修了試験合格や研究論文の執筆、芸術作品の提出などの要件が課されていることが一般的。M.A.やM.S.とは別に、MBAやMPAなど多様な専門職学位も設けられている。
２年制大学	準学士課程（ISCED5）	標準2	18～19	4年制大学への編入学につながるもの（A.A.、A.S.）と就職準備を目的とするもの（A.A.S.など）がある。いずれも、フルタイム学生の場合は2年間学び、セメスター制の場合は60単位以上、クオーター制の場合は90単位以上を取得することが学位取得要件となる。

出典：文部科学省調べ。

主要国の高等教育機関の修業年限②（英国）

学校種名	課程	修業年限	通常の在学年齢	備考
大学	準学位課程(ISCED5)	2	18～20	実務的な内容の応用準学位（foundation degree）課程。修了後は第一学位課程への編入も可能。
	第一学位課程(ISCED6)	3	18～20	基本は3年。外国語学科やビジネス系は課程の中にそれぞれ1年間の留学や実習研修期間が入るため4年。そのほか、医・獣医・歯(5)・薬(4)・看護(3)など、専攻によって修了年数は異なる。医・獣医で学士号取得の課程が組み込まれている大学は6年。
	修士課程（研究主体）（ISCED7）	2	21～	MPhilとMResがある。前者（Master of Philosophy）は独立したプロジェクト研究を行う独立した学位だが、一般的に博士課程の導入部分に位置する。後者（Master of Research）はデータ収集や結果分析など特定分野の研究手法を学ぶ。博士課程を検討している者がその分野での研究経験不足を補う目的で取得することも多い。
	修士課程（講義主体）（ISCED7）	1	21～	文学修士（Master of Arts:MA）、理学修士（Master of Science:MSc）など分野名が付されるのが一般的。
	専門職修士（ISCED7）	1～2（大学で設定）	21～	経営学（MBA）やエンジニア（MEng）など、職業上実践的な技能を習得する。修業年限は大学や専攻による（大学が設定）。
	PGCE（学卒者教育資格）（ISCED7）	1	21～	学士号保持者を対象に、PGCEという名称の教員資格を取得する課程。同時に正規教員資格（QTS）も取得できるコースが多い。
	博士課程(ISCED8)	3～4（大学で設定）	21～	PhDあるいはDphilと呼ばれるアカデミックな博士課程。第一学位取得後、3～4年在籍し、博士論文の審査に合格する必要がある。研究主体の修士課程に登録し、博士候補として博士課程へ転入するルートも一般的。修士号が不要な大学もあり、年齢制限の上限もない。平均的に24～25歳の入学者が多い。修業年限は大学や専攻による（大学が設定）。
	専門職博士(ISCED8)	4～5（大学で設定）	21～	教育博士（EdD）、医学博士（MD）、経営学博士（DBA）など。修業年限は大学や専攻による（大学が設定）。

出典：文部科学省調べ。

主要国の高等教育機関の修業年限③（フランス）

学校種名	課程	修業年限	通常の在学年齢	備考
大学	学士課程（ISCED6）	3	18～20	
	職業リサンス課程（ISCED6）	1	20～	高等教育2年修了者を対象とする1年の課程。修了者に学士の学位が付与される。
	修士課程（ISCED7）	2	21～	
	博士課程（ISCED8）	3	23～	
技術短期大学部	大学技術教育学士取得課程（ISCED6）	3	18～20	
グランゼコール	機関独自のディプロムの取得課程（ISCED6～7）	3	20～22	主にグランゼコール準備級を経て入学する課程である。
		5	18～22	主にグランゼコール準備級を経ずに入学する課程である。
リセ付設グランゼコール準備級	グランゼコール準備課程（ISCED6）	2	18～19	グランゼコール入学試験に向けた準備課程（ディプロム取得課程ではない）。
リセ付設中級技術者養成課程	中級技術者養成課程（ISCED5）	2	18～19	
国立高等教職教育学院	修士課程（ISCED7）	2	21～22	

出典：文部科学省調べ。

主要国の高等教育機関の修業年限④（ドイツ）

学校種名	課程	修業年限	通常の在学年齢	備考
専門大学	学士課程（ISCED6）	3～4（大学で設定）	18/19～	標準学修期間については、各州の高等教育法に学士を3～4年とすることが定められており、これに基づき、各大学が課程年限を設定しているが、3年であることが一般的。多くの専門大学では、企業で職業訓練生として職業訓練に従事しながら大学で関連する座学を学修する二元式学修課程が設置されている。同課程の場合、通常3.5年（210単位）で学士の取得に至る。
	専門大学ディプローム取得課程（ISCED6）	～4	18/19～	伝統的な学修課程で、標準学修期間は4年以下とされているため、学士相当と位置づけられている。
	修士課程（ISCED7）	1～2（大学で設定）	21～	標準学修期間については、各州の高等教育法に修士を1～2年とすることが定められており、これに基づき、各大学が課程年限を設定しているが、2年であることが一般的。
総合大学（工科大学、教育大学、神学大学、芸術・音楽大学を含む）	学士課程（ISCED6）	3～4（大学で設定）	18/19～	標準学修期間については、各州の高等教育法に学士を3～4年とすることが定められており、これに基づき、各大学が課程年限を設定しているが、3年であることが一般的。音楽大学が提供する音楽学士の取得課程の標準学修期間は、通常4年である。
	修士課程（ISCED7）	1～2（大学で設定）	21～	標準学修期間については、各州の高等教育法に修士を1～2年とすることが定められており、これに基づき、各大学が課程年限を設定しているが、2年であることが一般的。
	ディプローム/マギスター取得課程（ISCED7）	4.5	18/19～	伝統的な学修課程で、標準学修期間は4.5年とされているため、修士相当と位置づけられている。
	国家試験（医学、歯学、薬学、獣医学、食品化学、法学）（ISCED7）	4～6.5	18/19～	特定の専門職養成に関わる学修課程は学位ではなく、国家試験をもって修了する。標準学修期間は、職種により4～6.5年となっており、国家試験の合格は修士相当と位置づけられている（医学：6.5年、歯学：5～5.5年、薬学：4～5年、獣医学：5.5年、食品化学：4.5年、法学：5年、教師養成：4.5年）。
	博士課程（ISCED8）	(3)	23～	博士の取得を目的とした課程は限定的に存在するのみ。博士の学位は、1人の教授の下で研究を続け、博士論文を執筆するスタイルで取得するのが一般的である。

※在学開始年齢は、中等教育段階の年限が州や中等教育段階の学校種により8年又は9年であるため、18歳又は19歳となっている。

出典：文部科学省調べ。

主要国の高等教育機関の修業年限⑤（中国）

学校種名	課程	修業年限	通常の在学年齢	備考
大学	本科課程（ISCED6）	4～5	19～22	学士は 4~5年の本科卒業者で、学業成績が一定の基準に達している者に授与される。学士の学位は、哲学、経済学、法学、教育学、文学、歴史学、理学、工学、農学、医学、管理学、芸術学の12の専攻分野及び建築学の職業専門学位に対して授与される。学士は通常4年の課程。5年の課程は医学、農学の獣医学、芸術学の一部課程などで実施。
	専科課程（ISCED5）	2～3（大学で設定）	19～21	
	修士課程（ISCED7）	2～3（大学で設定）	22～	修士及び博士の学位は、修士は 2~3年の修士課程を、博士は 3~4年の博士課程を修了し、修了試験及び論文審査に合格した者に、それぞれ授与される。修士及び博士の学位は、哲学、経済学、法学、教育学、文学、歴史学、理学、工学、農学、医学、管理学、軍事学、芸術学の専攻分野に対して、またそれらに加えて修士では40種の職業専門学位が、博士では6種の職業専門学位が授与される。
	博士課程（ISCED8）	3～4（大学で設定）	24～	
専科学校	専科課程（ISCED5）	2～3（大学で設定）	19～21	短期高等教育である専科課程 (2~3年）で、主に、教員養成や看護師の育成などの専門人材の育成を担っている。卒業者には短期高等教育の卒業証書が授与される。
職業技術学院	専科課程（ISCED5）	2～3（大学で設定）	19～21	短期高等教育である専科課程 (2~3年）で、工業、食品、芸術等の様々な分野の実践的人材を育成している。卒業者には、卒業証書が授与される。
大学院レベルの教育を提供する科学研究機関	修士課程（ISCED7）	2～3（大学で設定）	22～	修士及び博士の学位は、修士は 2~3年の修士課程を、博士は 3~4年の博士課程を修了し、修了試験及び論文審査に合格した者に、それぞれ授与される。修士及び博士の学位は、哲学、経済学、法学、教育学、文学、歴史学、理学、工学、農学、医学、管理学、軍事学、芸術学の専攻分野に対して、またそれらに加えて修士では40種の職業専門学位が、博士では6種の職業専門学位が授与される。
	博士課程（ISCED8）	3～4（大学で設定）	24～	

注：「中華人民共和国高等教育法」（1998年制定、2018年改正）の第17条に「専科教育の基本的な修業年限は 2～3 年，本科教育の基本的な修業年限は 4～5 年，大学院修士教育の基本的な修業年限は 2～3 年，大学院博士教育の基本的な修業年限は 3～4 年とする。非全日制の卒業資格につながる高等教育の修業年限は，これより適宜延長しなければならない。高等教育機関は，実際の必要に基づき，当該機関の修業年限を調整することができる。」と規程がある。なお、学部レベルの教育を提供する本科課程については教育部が「普通高等教育機関本科専門分野目録」を公表しており、その中で修業年限を示している。
出典：文部科学省調べ。

主要国の高等教育機関の修業年限⑥（韓国）

学校種名	課程	修業年限	通常の在学年齢	備考
大学	学士課程（ISCED6）	4	18～21	修業年限は4 年（医歯薬系は6 年）で、学則で定める所定の課程（140 単位前後）を修めると「学士」（Bachelor Degree）が授与される。
	修士課程（ISCED7） 博士課程（ISCED8）	2～	22～	修士課程及び博士課程の修業年限はそれぞれ2年以上、修士・博士の統合課程は4年以上とする。但し学則の定める所定の単位以上を取得した場合は、修士で1年、博士で6か月、修士・博士統合課程で1年6か月、修業年限を短縮できる。
教育大学	学士課程（ISCED6）	4	18～21	初等教員養成を目的とする4年制高等教育機関で、学則で定める所定の課程（140単位前後）を修めると「学士」（Bachelor Degree）が授与される。
産業大学	学士課程（ISCED6）	-	18～21	産業大学の修業年限は制限されていない。
専門大学	専門学士課程（ISCED5）	2～3	18～20	専門職業人の養成を目的とする短期高等教育機関で、修業年限は2年以上3年以下とされる。所定の単位を修得したものには「専門学士」（Associate Degree）が授与される。医療・理工系課程は3年制。
	専攻深化課程（ISCED6）	1～2	20～21	専門大学を卒業した者の継続教育を目的とした1～2年の専攻深化課程（非学位課程も含む）を置くことができ、教育省長官から認可を受けた専攻深化課程において所定の単位を修得した者には「学士」を授与することができる。医療・理工系課程は1年制。
技術大学	学士課程（ISCED6） 専門学士課程（ISCED5）	2	18～21	学士課程の入学資格は専門大学を卒業したものかこれと同等の学力があるとされたもので、企業に1年半以上在職した経験があることが条件である。
遠隔大学（放送大学・サイバー大学）	学士課程（ISCED6）	4	18～	放送通信大学（Air & Corr. University）とサイバー大学（Cyber University）を含む遠隔大学は、2年制の専門学士課程と4年制の学士課程が置かれる。
	専門学士課程（ISCED5）	2		

出典：文部科学省調べ。

単位制度と卒業・修了要件

単位制度と卒業・修了要件に関する条文①

○　大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）

第21条　各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

2　前項の単位数を定めるに当たつては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

3　前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第32条　卒業の要件は、百二十四単位以上を修得することのほか、大学が定めることとする。

2～6　（略）

単位制度と卒業・修了要件に関する条文②

○　大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）

第12条　大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。

2　（略）

第16条　修士課程の修了の要件は、大学院に二年（二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。

2　（略）

第17条　博士課程の修了の要件は、大学院に五年（略）以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に三年（修士課程に二年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2～4　（略）

早期卒業

大学の「早期卒業」について

○いわゆる「早期卒業」とは、学部教育の全課程を修了することの意義を踏まえつつ、能力・適性に応じた教育を行う必要性を踏まえ、一律に在学期間を４年とするのではなく、大学の責任ある授業運営と厳格な成績評価を前提として例外的に４年未満の在学で卒業を認める制度。
平成11年の学校教育法及び同法施行規則改正により、平成12年４月に大学の第１年次に入学する学生から適用。

○早期卒業者は我が国及び諸外国の大学院へ進学、あるいは就職して社会の各方面で活躍することが期待される。

（対象者に関する要件）
・大学に３年以上在学したこと（学校教育法第89条）
・卒業要件として大学の定める単位を優秀な成績で修得すること（学校教育法第89条）
・早期卒業を希望すること（学校教育法施行規則第147条第4号）

（受け入れ大学に関する要件）
・大学が、学修の成果に係る評価の基準その他の早期卒業の認定の基準を定め、それを公表していること（学校教育法施行規則第147条第1号）
・大学が、履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、適切に運用していること（学校教育法施行規則第147条第2号）

（留意点）
・早期卒業は学生の能力・適性に応じた教育を行いその成果を適切に評価していく観点から設けられた例外的な措置であること
・十分な教育的配慮、責任ある授業運営や適切な成績評価の実施、早期卒業の運用状況の公表などに配慮し、安易な運用により大学教育の質の低下を招かないよう適切な運用の確保に努める必要があること

大学の「早期卒業」の実態

【早期卒業制度を導入している大学】

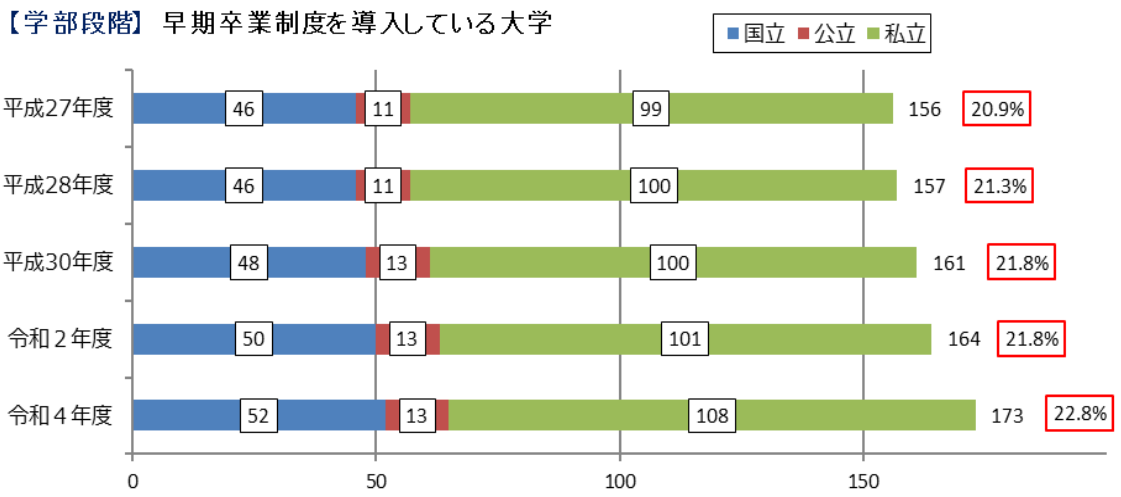

（※）選択肢「導入している」と回答した学部が１つ以上ある大学を集計。
（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。
（※）平成29年度、令和元年度、令和３年度は調査項目の隔年化のため調査していない。

【実際に早期卒業させた大学】

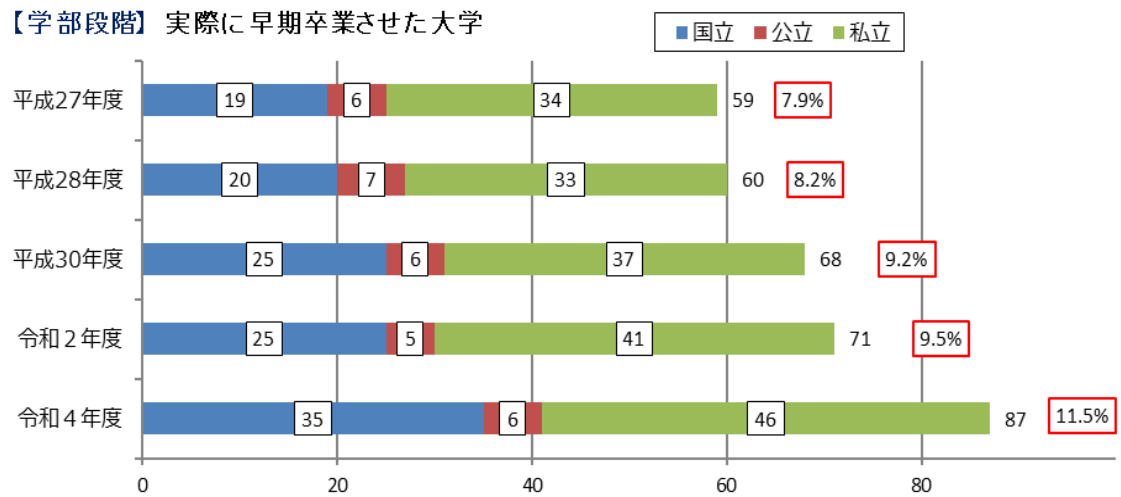

（※）選択肢「導入している」と回答した学部が１つ以上ある大学を集計。
（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。
（※）平成29年度、令和元年度、令和３年度は調査項目の隔年化のため調査していない。

【早期卒業した学生数】

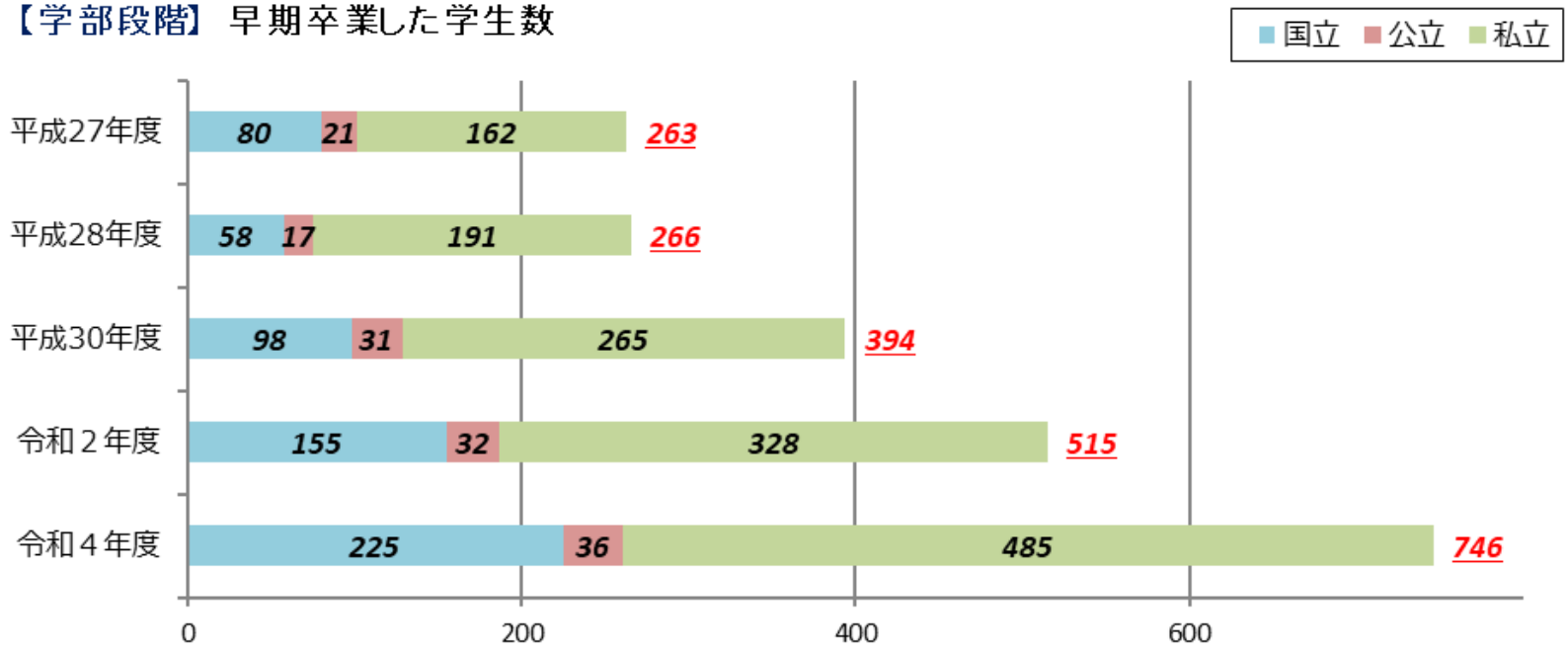

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。
（※）平成29年度、令和元年度、令和３年度は調査項目の隔年化のため調査していない。

（出典）文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和４年度）」

優等学位

諸外国における優等学位の例

○　オーストラリア

優等学士（Bachelor Honours Degree）

　研究の基礎や方法の提供に加えて、１つ以上の専門分野におけるより発展的で一貫した知識や技能が提供され、相当数の論文やプロジェクトが求められる。

　通常、学士取得後＋１年間の学習が必要だが、４年間の学士プログラムに組み込まれている場合もある。優等学位取得者が、博士プログラムに直接進める場合もある。

○　イギリス

優等学士（Honours Bachelor Degree）

　３年間の課程で360単位の修得。優等学士学位の成績分類（※）においてUpper secondを得た修了者には一般的な修士課程入学資格が与えられる。なお、１単位は10時間の学修をもって構成され、授業時間に限らず、自習・課題作成等の授業外学修時間も含まれる。

（※）優等学士学位授与時の分類と在学中の成績の対応

First：100-70%、Upper second：69-60%、Lower second：59-50%、Third：49-40%

出典：各国の高等教育・質保証システムの概要（大学改革支援・学位授与機構HP）より

https://www.niad.ac.jp/consolidation/international/publish/package.html

通信教育

大学通信教育の現状

- 通信課程の学生数は、学部190,904人、大学院3,511人（修士2,739、博士269人、専門職503人）、短大17,110人。
- 通信制大学（学部）は、幅広い年齢層と約半数の有職者の学生で構成されている。

■通信教育を行う大学数・通信課程の学生数

	学　部	大　学　院			短期大学
		修士	博士	専門職	
通信教育を行う大学数（延べ数。R６）	46	23	11	2	11
通信課程の学生数（R7,人）※正規課程	190,904	2,739	269	503	17,110
うち放送大学学園	60,998	647	93	-	-
通信課程の卒業者数（R7年度間、人）	24,149	1,006	42	113	5,653

※通信教育を行う大学数については令和６年度全国大学一覧、短期大学一覧より作成（新規募集停止となっている大学を含む）。その他については、令和7年度学校基本統計により作成（正規課程の学生のみ）。

■通信教育学部学生数（関係学科別）

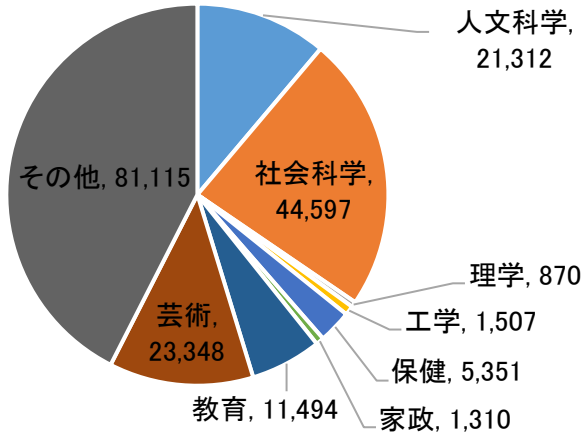

■通信制大学における学生の特色

【通学制大学】

－10代入学者割合－

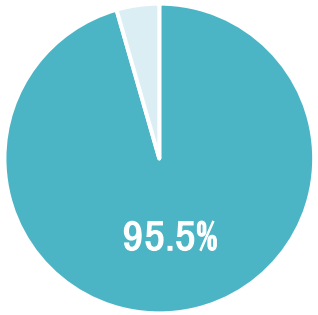

【通信制大学（学部）】

－年齢別学生割合－

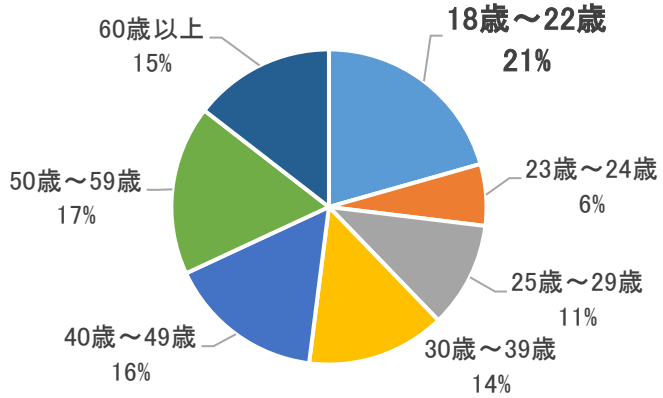

－学生の有職者割合－

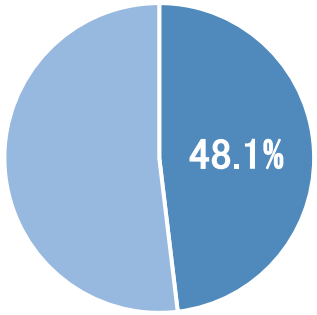

通学制と通信制の授業方法等の比較（設置基準）

通学制の大学		通信制の大学
124単位のうち、60単位まで②遠隔授業による修得可（大学設置基準第32条第５項） 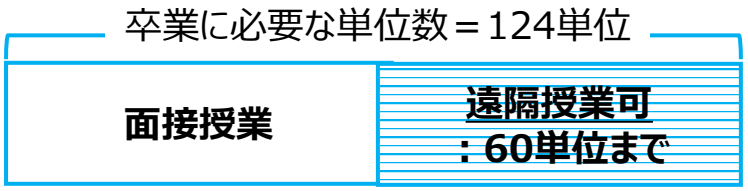	**卒業要件となる単位数**	124単位のうち、少なくとも30単位の修得は①面接授業又は②遠隔授業によらなければならない。ただし、当該30単位のうち10単位までは③放送授業による修得可（大学通信教育設置基準第６条第２項） 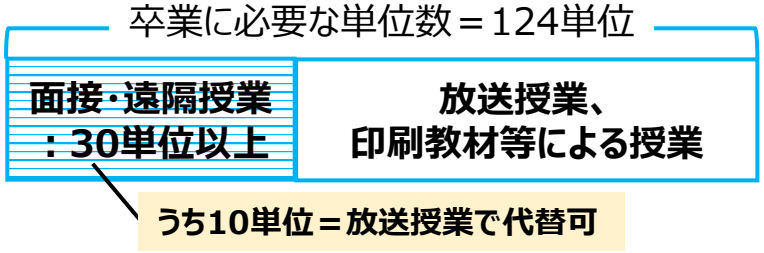

授業の方法		
○ 講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う（大学設置基準第25条第１項）	①面接授業	○ 同左（大学通信教育設置基準第３条第１項により準用）
○ 文部科学大臣が別に定めるところ【※】により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる（大学設置基準第25条第２項）	②遠隔授業（メディアを利用して行う授業）	○ 同左（大学通信教育設置基準第３条第１項により準用）
【※】平成13年文部科学省告示第51号（次ページ参照） ⇒同時性又は即応性を持つ双方向性を有し、面接授業に相当する教育効果を有すると認められることが必要。	③放送授業	○ 主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（大学通信教育設置基準第３条第１項） ○ 添削等による指導を併せて行うものとする（同条第２項）
	④印刷教材等による授業	○ 印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、若しくはその内容をインターネット等を通じて提供し、主としてこれにより学修させる授業（大学通信教育設置基準第３条第１項） ○ 添削等による指導を併せて行うものとする（同条第２項）

（参考）参照条文①

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）抄

第二十五条　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
２　大学は、文部科学大臣が別に定めるところ【※】により、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

【※】平成13年文部科学省告示第51号　大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件
通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認められたものであること。
１．同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所（大学設置基準第三十一条第一項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場または住居に近い場所を含む。以下次号において「教室等以外の場所」という。）において履修させるもの
２．毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員もしくは　指導補助者が当該授業の終了後速やかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの

第三十二条　卒業の要件は、百二十四単位以上を修得することとのほか、大学が定めることとする。
５　前四項又は第四十二条の十二の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）抄

第三条　授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、若しくはその内容をインターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下この項及び第九条第二項において「インターネット等」という。）を通じて提供し、主としてこれにより学修させる授業（次項において「印刷教材等による授業」という。）、主として放送その他これに準ずるもの（インターネット等を通じて提供する映像、音声等を含む。）の視聴により学修させる授業（次項及び第六条第二項において「放送授業」という。）、大学設置基準（昭和三十一年文部科学省令第二十八号）第二十五条第一項の方法による授業（第六条第二項及び第九条第三項において「面接授業」という。）若しくは同条第二項の方法による授業（第六条第二項において「メディアを利用して行う授業」という。）のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
２　印刷教材等による授業及び放送授業の実施に当たつては、添削等による指導を併せ行うものとする。

第六条　卒業の要件は、大学設置基準第三十二条第一項の定めるところによる。
２　前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数百二十四単位のうち三十単位以上は、面接授業又はメディアを利用して行う授業により修得するものとする。ただし、当該三十単位のうち十単位までは、放送授業により修得した単位で代えることができる。

第九条
２　前項の校舎等の施設の面積は、別表第二のとおりとする。ただし、通信教育学部のみを置く大学であつて、インターネット等を利用して教室以外の場所のみにおいて授業を履修させるものについては、インターネット等を利用して行う授業の特性を踏まえた授業の設計その他の措置を当該大学が講じており、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合は、この限りでない。

（参考）参照条文②

○大学通信教育設置基準　別表第一

学部の種類	文学関係	教育学・保育学関係	法学関係	経済学関係	社会学・社会福祉学関係	理学関係	工学関係	家政関係	美術関係	音楽関係
収容定員8,000人の場合の基幹教員数	17	17	21	21	21	21	21	17	17	17
収容定員12,000人の場合の基幹教員数	21	21	23	23	23	23	23	21	21	21
収容定員16,000人の場合の基幹教員数	25	25	27	27	27	27	27	25	25	25

備考　一・二　（略）
三　収容定員が8,000人未満の場合には、収容定員8,000人として取り扱うものとする。
四　収容定員がこの表に定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて、4,000人につき基幹教員3人の割合により算出される数の基幹教員を増加するものとする。
五　この表に定める基幹教員数は、この表に定める基幹教員数は、一の学部を置く大学が当該学部を一学科で組織する場合の基幹教員数とし、二以上の学科で組織する場合又は二以上の学部を置く場合にあつては、共通する授業科目を勘案して、それぞれ相当数の基幹教員を増加し、又は減ずるものとする。
六　この表に掲げる学部以外の学部における基幹教員数については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。ただし、この表によることが適当でない場合については、別に定める。

○大学設置基準　別表第一イ(1)　その他専門職学科に係るもの等は略

学部の種類		文学関係	教育学関係・保育学関係	法学関係	経済学関係	社会学・社会福祉学関係	理学関係	工学関係	農学関係	獣医学関係	薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを目的とするもの）	薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを目的とするものを除く。）	家政関係	美術関係	音楽関係	体育関係	保健衛生学関係（看護学関係）	保健衛生学関係（看護学関係を除く。）
一学科で組織する場合の基幹教員数	収容定員	320-600	320-6000	400-800	400-800	400-800	200-400	200-400	200-400	300-600	300-600	200-400	200-400	200-400	200-400	200-400	200-400	200-400
	基幹教員数	10	10	14	14	14	14	14	14	28	28	14	10	10	10	12	12	14
二以上の学科（専門職学科を含む。）で組織する場合の一学科の収容定員並びに基幹教員数	収容定員	200-400	200-400	400-600	400-600	400-600	160-320	160-320	160-320	240-480	240-360	160-240	160-240	160-240	160-240	160-320	－	160-320
	基幹教員数	6	6	10	10	10	8	8	8	16	16	8	6	6	6	8	－	8

基幹教員の考え方

基幹教員の考え方

- 基幹教員制度は、大学教育の基本的な単位である学位プログラムの編成、実施や改善を担う教員の責任性の明確化を図るもの。

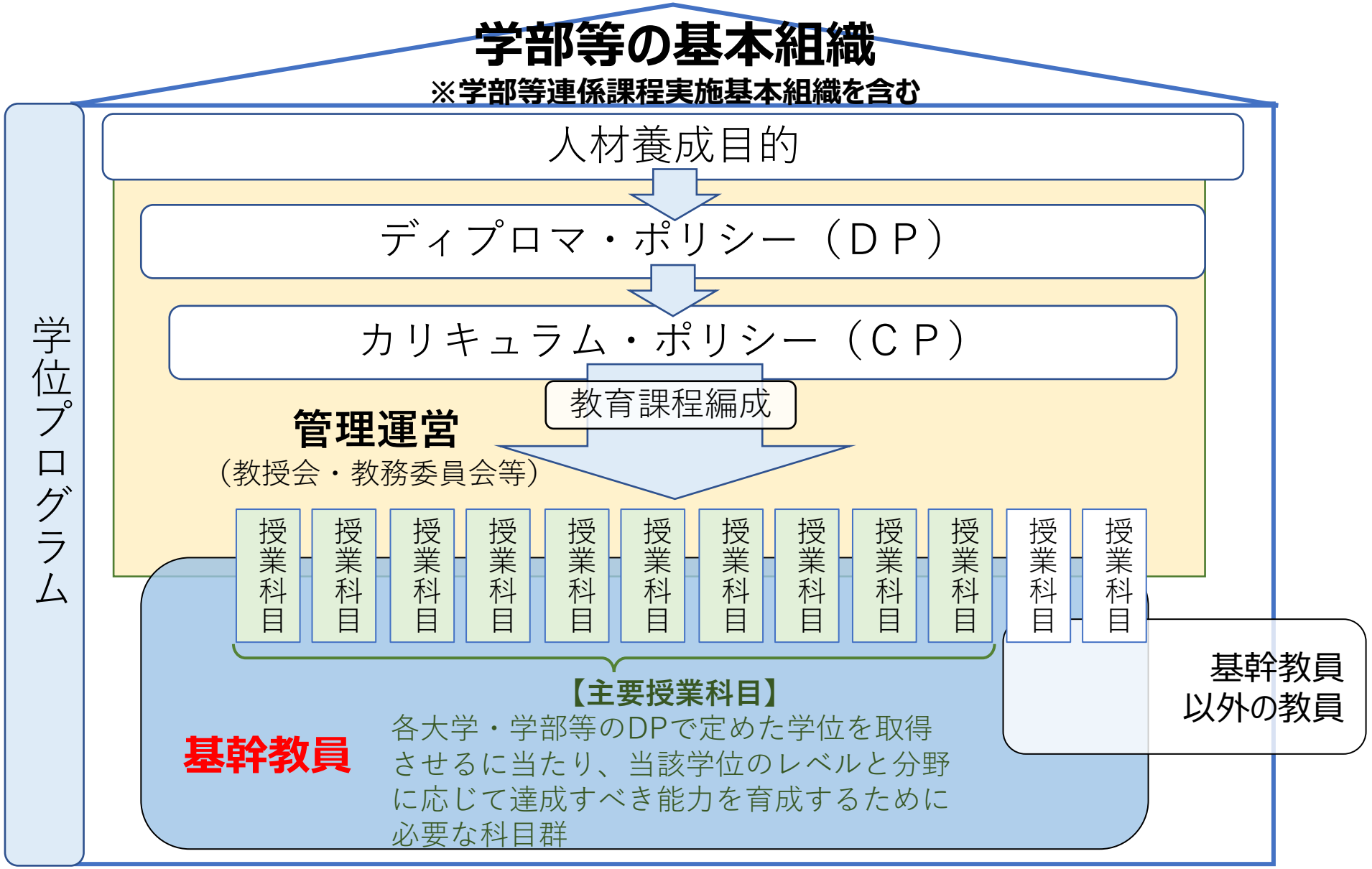

基幹教員の定義及び必要最低教員数の算出方法について

定義： 以下の①及び②を満たす教員

①	教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員※1
② 右に記載のA又はBのいずれか	（A）当該学部の教育課程における主要授業科目を担当する教員（専ら当該大学の教育研究に従事する者に限る。※2）
	（B）当該学部の教育課程における年間８単位以上の授業科目を担当する教員

※１　教授会や教務委員会など当該学部の教育課程の編成等について審議を行う会議に参画する者等を想定
※２　一の大学でフルタイム雇用されている者等（月額報酬20万円以上）を想定

教員（全体）

基幹教員

教育課程の編成等に責任を担い、当該学部の教育課程における**年間８単位以上の授業科目を担当**する教員（専ら当該大学の教育研究に従事する者**以外の者**）
※例えば、クロスアポイントメント等により、複数の大学や企業との兼務を行う者等

教育課程の編成等に責任を担い、当該学部の教育課程における**年間８単位以上の授業科目を担当**する教員（**専ら当該大学の教育研究に従事する者**）

教育課程の編成等に責任を担い、当該学部の教育課程における**主要授業科目を担当**する教員（**専ら当該大学の教育研究に従事する者**）

基幹教員以外の教員
※各学部等の授業科目を担当しない教員

複数の大学・学部等で算入可能（各々の学部で年間８単位以上担当）

算入はいずれか[１]まで

【別表第一】
A学部注の収容定員に基づく必要最低教員数
※３／４以上は専ら当該大学の教育研究に従事する教員

B学部注の収容定員に基づく必要最低教員数
※３／４以上は専ら当該大学の教育研究に従事する教員

＋

【別表第二】
大学全体の収容定員に基づく必要最低教員数
※別表第一で算入する教員除く
※３／４以上は専ら当該大学の教育研究に従事する教員

注：学部以外の基本組織（教教分離型の場合は教育組織）を含む

✓ 必要最低教員数に含まれなければ、基幹教員となれないものではない。
✓ 必要最低教員数を超える分については、特段制限なし。

定員管理

定員管理の取扱い

- 大学設置基準において、収容定員は、学科・課程を単位として、学部ごとに定めることとされている。
- 収容定員の規模に応じて、教員数や校地・校舎の規模等の必要となる教育環境の水準が定められている。
- 一定の定員の超過や未充足に対しては、学部・学科等の設置不認可や基盤的経費の減額等がある。
- 大学院部分や通信制課程については、「適正な定員管理」自体は大学院設置基準や大学通信教育設置基準等で求められるが、大学設置審査等に関する不認可措置は不適用（ただし、①国立大学の定員未充足の取扱い、②高等教育の修学支援新制度の機関要件（通信制課程のみ）については適用あり）。

Ⅰ．定員超過の取扱い

1．大学設置審査等に関する取扱い

認可申請を行う大学の既設学部（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科）又は短期大学若しくは高等専門学校の既設学科（学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程）の収容定員に対する学生数の割合が一定値以上の場合は、不認可。ただし、修業年限を超えて一定期間在籍している者は以下の条件をすべて満たす場合に限り控除して算出するなど、成績管理の厳格化・明確化と両立が図られる仕組みとなっている。

① 毎年度、授業計画書を作成・公表
② GPA（グレード・ポイント・アベレージ）の公表及び適切な運用
③ 成績不振の学生への個別指導（面談、補習等）を大学等が主体的に実施

区分	大学				短期大学	高等専門学校
大学規模（収容定員）	4,000人以上			4,000人未満		
学部規模（入学定員）	300人以上	100人以上300人未満	100人未満			
不認可となる割合	1.05以上	1.10以上	1.15以上	1.15以上	1.15以上	1.15以上

【根拠】大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第1条第1項第3号、同条第2項
「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示の公布について（通知）」（令和4年9月30日付高等教育局長通知）

2．基盤的経費等に関する取扱い

（1）国立大学

学部ごとの収容定員超過率が110%以上（小規模学部（入学定員100人以下）は120%以上）の学生数分の授業料収入相当額を、中期目標期間終了時に国庫納付。ただし、留学生（国費留学生、外国政府派遣留学生、交流協定に基づく私費留学生、留学生のための特別コースに在籍する私費留学生）、休学者、2年以内の留年者（ただし全科目で学修目標、授業方法・計画、成績評価基準の明示、成績評価にGPA制度を導入、成績不振の学生への個別指導（面談、補習等）を行うことが要件。）は学生数から控除される。

【根拠】「令和5年度以降の国立大学の学部における定員超過の抑制について」（令和5年2月3日付高等教育局長通知）

（2）私立大学（高等専門学校を含む）

収容定員充足率（大学全体、学部等ごと、それぞれで算定）が一定の基準を超過した場合は、私立大学等経常費補助金が不交付となる。不交付とならない場合であっても、収容定員充足率（学部等ごとに算定）に応じて増減。ただし、２年以内の留年者（授業方法・計画、成績評価基準の明示、GPA制度の導入、成績不振の学生への個別指導（面談、補習等）を大学で実施していることが要件）等は学生数から除外される。なお、大学院部分や通信制課程については、基礎となる学部の収容定員充足率に応じて配分する。

※大学院大学・通信制大学は、当該研究科・学部の収容定員充足率に応じて配分。

＜大学全体の収容定員充足率による不交付措置＞

定員規模 （収容定員）	8,000人以上	4,000人以上 8,000人未満	4,000人未満
超過率	1.10倍以上	1.20倍以上	1.30倍以上

＜学部ごとの収容定員充足率による措置＞

定員規模 （収容定員）		8,000人以上	4,000人以上 8,000人未満	4,000人未満
充足率	100％	＋９％		
	101～102％	＋６％		
	103～104％	＋３％		
	105～106％	±０％		
	107～109％	▲６％		
	110～112％	不交付	▲９％	
	113～116％	〃	▲13％	
	117～119％	〃	▲17％	
	120％	〃	不交付	▲17％
	121～124％	〃	〃	▲21％
	125～128％	〃	〃	▲25％
	129％	〃	〃	▲29％
	130％～	〃	〃	不交付

※令和５年度から令和６年度にかけては経過措置を設けており、上記は令和７年度の基準。医歯学部については、別途設定。

【根拠】私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第５条第２号、第６条
私立大学等経常費補助金交付要綱等

（3）国公私共通

大学教育再生戦略推進費事業について、全学又は学部単位の収容定員に対する学生数の割合が一定値以上の場合は、申請資格を有しない。

区分	大学				短期大学	高等専門学校
大学規模 （収容定員）	4,000人以上			4,000人未満		
学部規模※2 （入学定員）	300人以上	100人以上 300人未満	100人未満			
令和6年度 収容定員充足率	1.05未満	1.10未満	1.15未満※	1.15未満	1.15未満	1.15未満

※1大学規模（収容定員）が8,000人以上の場合は「1.15倍未満」を「1.10倍未満」と読み替える。
※2全学の収容定員充足率においては、「学部規模（入学定員）」は「学部規模（設置する学部の平均入学定員）」と読み替える。

【根拠】大学教育再生戦略推進費公募要領

Ⅱ．定員未充足の取扱い

１．大学設置審査等に関する取扱い

（1）大学設置審査

認可申請を行う大学の既設学部（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科）又は短期大学若しくは高等専門学校の既設学科（学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程）の収容定員に対する学生数の割合が5割（※）を上回らない場合は不認可（令和７年度学部等設置から適用。）。

（※）令和11年度開設（令和９年９月申請分）審査からは7割。ただし、当該大学等に置く学部等で収容定員充足率が7割以下のものを全て廃止する計画を有しており、かつ、当該認可の申請に係る大学等の収容定員の総数が増加しない場合を除く。

【根拠】大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第１条第１項第４号

（2）寄附行為（変更）認可審査

申請する学校法人が設置する全ての既設大学等の学部単位（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合及び短期大学・高等専門学校の場合は学科単位）の収容定員に対する学生数の割合が5割（※）を上回らない場合は不認可（令和８年度大学等設置から適用。）。

（※）令和11年度開設（令和９年９月申請分）審査からは7割。ただし、当該大学等に置く学部等で収容定員充足率が7割以下のものを全て廃止する計画を有しており、かつ、当該認可の申請に係る大学等の収容定員の総数が増加しない場合を除く。

【根拠】学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成19年文部科学省告示第41号）第２の５（２）関係

大学の設置等の際に、学生納付金の単価や学生数が、学生確保の見通しの観点（育成しようとする人材の長期的な需要の動向、競合校の分析、既設大学等の充足状況、学生募集に関する取組等）から合理的に算定されているかを審査し、経常経費の資金計画の財源となる学生納付金収入が確実に収納される見込みがあると判断できない場合は不認可（令和７年度大学等設置から適用）。

【根拠】学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成19年文部科学省告示第41号）第１の３（５）関係

２．基盤的経費等に関する取扱い

（1）国立大学

学部、研究科ごとに収容定員充足率が90%未満（小規模学部（収容定員400人以下）、小規模研究科（収容定員30人以下）は80%未満）の場合、未充足の学生数分の受入に要する経費措置分を中期目標期間終了時に国庫納付する。

【根拠】「剰余金の翌事業年度への繰り越しに係る文部科学大臣の承認等について」の一部改正について（令和４年３月23日付高等教育局長通知）

（2）私立大学（高等専門学校を含む）

a）私立大学等経常費補助金

収容定員充足率（学部等ごとに算定）の割合に応じて、私立大学等経常費補助金が減額・不交付となる。なお、大学院部分や通信制課程については、基礎となる学部の収容定員充足率に応じて配分する。

※大学院大学・通信制大学は、当該研究科・学部の収容定員充足率に応じて配分。

充足率	99～98%	97～95%	94～90%	89%	88%	…	56%	55～51%	50%以下
増減率	＋6%	＋3%	±0%	▲13%	▲14%	…	▲48%	▲50%	不交付

【根拠】私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第5条第3号、第6条
私立大学等経常費補助金交付要綱等

※医歯学部については、別途設定。

b）高等教育の修学支援新制度

機関要件の一つとして、以下のとおり経営に関する要件を設定しており（私立学校のみ）、収容定員充足率に関するものも含まれる。

〇以下の2つの要件をすべて満たしていること。

① 法人の決算に関する要件
- ・直近3年度いずれかの収支計算書の「経常収支差額」
- ・直近年度の賃借対照表の「運用資産－外部負債」

② 収容定員充足率に関する要件（大学・短期大学・高等専門学校の場合）
- ・直近3年度いずれかの在籍学生数が収容定員の8割以上であること

〇なお、機関要件を満たさなくなった場合、対象校としての確認を取り消すことになるが、地方における学校の役割の重要性を踏まえ、②の定員充足率に係る要件を満たさずとも、それ以外の要件を満たしており、以下のような場合には取り消しを猶予する。

（大学・短期大学・高等専門学校の場合）
- ・直近年度の在籍学生数が収容定員の5割以上であり、かつ直近年度の進学・就職率が9割を超える場合
（上記を満たさない場合）同一道府県内※に、同種・同学位分野の進学代替先がない場合　※首都圏大都市部を除く。

【根拠】大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）第3条第2号

（3）国公私共通

a）大学教育再生戦略推進費

直近の修業年限期間中、連続して以下の一定の基準を満たしていない場合は、申請資格を有しない。また、全学の収容定員充足率（設置する学部の在籍者数の和／設置する学部の収容定員の和）が、5割を上回らない場合は、申請資格を有しない。

区分	学士課程（全学部）	短期大学（全学科）	高等専門学校（全学科）
収容定員充足率	70%未満	70%未満	70%未満

【根拠】大学教育再生戦略推進費公募要領

b）大学・高専機能強化支援事業（支援1） ※国立大学及び短大・高専は対象外

大学の総収容定員充足率が計画の対象となる学部等の設置等に係る設置認可申請又は届出までに80%を満たさない場合は、申請要件を満たさない。

教学マネジメント指針

「教学マネジメント指針」の概要

1．教学マネジメントとは

■ 教学マネジメントの定義は、**「大学がその教育目的を達成するために行う（大学全体レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルでの）管理運営」**

■ 各大学は、自ら設定した「三つの方針」に基づく教育について、その成果を評価するための質的水準や具体的な実施方法などを定めた方針を策定・活用し、自己点検・評価を実施した上で、教育の改善・改革につなげることが重要。教育の改善・改革のためのPDCAサイクルは、大学全体、学位プログラム、個々の授業科目のそれぞれの単位で有効に機能していることが必要。

2．「教学マネジメント指針」の概要

取り組み		概要
Ⅰ	「三つの方針」を通じた学修目標の具体化	● 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっている能力の保証として機能するよう、ＤＰを具体的かつ明確に設定
Ⅱ	授業科目・教育課程の編成・実施	● 明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、体系的・組織的に教育課程を編成 ● 授業科目の過不足、各授業科目の相互関係、履修順序や履修要件について検証が必要 ● 密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数の絞り込みが求められる
追補	「入学者受け入れの方針」に基づく大学入学者選抜の実施	● 入学段階で身に付けていることが求められる資質・能力等や、評価・判定の方法・基準について、「入学者受入れの方針」に具体的に示す ● 入学者選抜が求める学生を適切に見いだすものとなっていたか、点検・評価を実施し、その結果を踏まえてAP等の見直しを実施
Ⅲ	学修成果・教育成果の把握・可視化	● 一人一人の学生が自らの学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改善にもつなげてゆくため、複数の情報を組み合わせて多元的に学修成果・教育成果を把握・可視化 ● 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保 **【大学全体レベル】**・大学全体で厳格な成績評価の実施 ・GPAの信頼性の確保のため算定方法や分布状況を公表 ・大学としての考え方を内外に示す ・可視化に用いる情報の自主的な策定・開発 ・教育改善を進める全学的な組織の整備 **【学位プログラムレベル】** ・複数教員分担による科目の成績評価の平準化 ・成績評価が意図通りか点検　・GPAを多様な用途で活用 ・学生の成長実感などの情報も組み合わせた包括的な資質・能力評価 ・様々な情報の組み合わせによるDPの達成状況の評価・適切な学生へのFB **【授業科目レベル】** ・各科目で厳格かつ公正で透明な成績評価 ・成績評価結果等の分布を踏まえた授業改善 ・重点科目の評価設計は学位プログラム全体で通用する評価とする
Ⅳ	教学マネジメントを支える基盤（FD・SD、教学IR）	● DPに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義 ● 対象者の役職・経験に応じた適切かつ最適なＦＤ・ＳＤを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施 ● 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学ＩＲの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進
Ⅴ	情報公表	● 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に公表していくことが必要 ● 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を図る上でも情報公表は重要

認証評価

認証評価制度の概要

- 大学は、教育研究等の状況について自己点検・評価を行い公表する義務を負う（学校教育法第109条第１項）。
- 大学は、当該大学の教育研究の総合的な状況について、大臣認証を受けた第三者機関（認証評価機関）による評価（いわゆる機関別認証評価・７年以内毎に受審）を受ける義務を負う（学校教育法第109条第２項）。
- 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学は、上記の評価に加え、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、認証評価（いわゆる分野別認証評価・５年以内毎に受審）を受ける義務を負う。

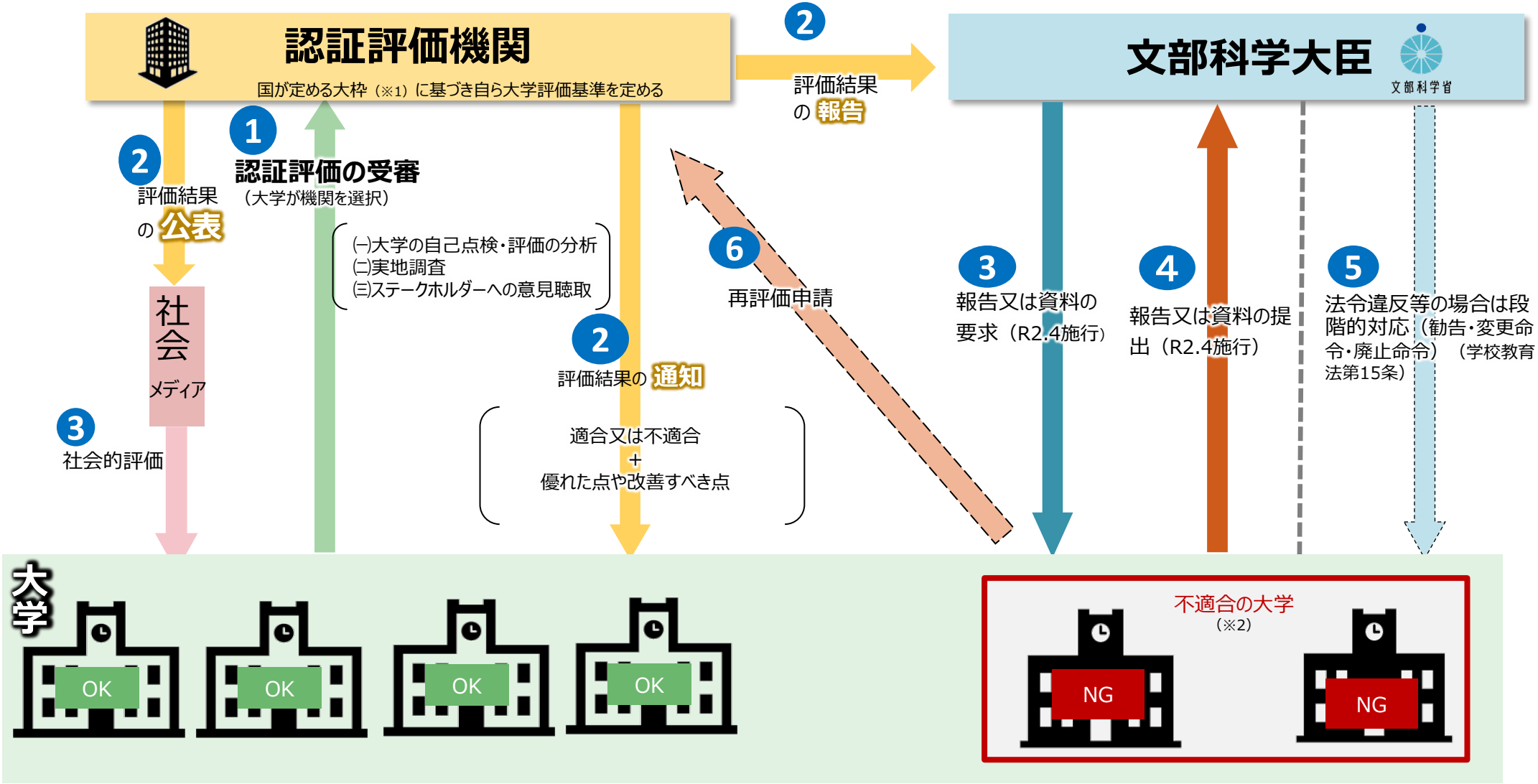

評価結果を踏まえて自ら改善を図る

認証評価機関一覧（令和８年４月現在）

１．機関別認証評価機関

認証評価機関名	評価の対象	認証日
公益財団法人　大学基準協会	大学	平成１６年８月３１日
独立行政法人　大学改革支援・学位授与機構		平成１７年１月１４日
公益財団法人　日本高等教育評価機構		平成１７年７月１２日
一般財団法人　大学教育質保証・評価センター		令和元年８月２１日
一般財団法人　大学・短期大学基準協会		令和２年３月３０日
一般財団法人　大学・短期大学基準協会	短期大学	平成１７年１月１４日
公益財団法人　大学基準協会		平成１９年１月２５日
公益財団法人　日本高等教育評価機構		平成２１年９月４日
独立行政法人　大学改革支援・学位授与機構	高等専門学校	平成１７年７月１２日

２．分野別認証評価機関（計　１４機関（実数））

（１）専門職大学院（計　１３機関（実数））

認証評価機関名	評価の対象分野	認証日
公益財団法人　日弁連法務研究財団 独立行政法人　大学改革支援・学位授与機構 公益財団法人　大学基準協会	法科大学院	平成１６年８月３１日 平成１７年１月１４日 平成１９年２月１６日
一般社団法人　ABEST21 International	経営（経営管理，技術経営，ファイナンス，経営情報）	平成１９年１０月１２日
公益財団法人　大学基準協会	経営（経営学，経営管理，国際経営，会計，ファイナンス，技術経営）	平成２０年４月８日
特定非営利活動法人　国際会計教育協会	会計	平成１９年１０月１２日
一般財団法人　日本助産評価機構	助産	平成２０年４月８日
公益財団法人　日本臨床心理士資格認定協会	臨床心理	平成２１年９月４日
公益財団法人　大学基準協会	公共政策	平成２２年３月３１日
公益財団法人　日本高等教育評価機構	ファッション・ビジネス	平成２２年３月３１日
一般財団法人　教員養成評価機構	教職大学院，学校教育	平成２２年３月３１日
一般社団法人　日本技術者教育認定機構	情報，創造技術，組込み技術，原子力	平成２２年３月３１日
公益財団法人　大学基準協会	公衆衛生	平成２３年７月４日
一般社団法人　ABEST21 International 公益財団法人　大学基準協会	知的財産	平成２３年１０月３１日 平成２４年３月２９日
一般社団法人　専門職高等教育質保証機構	ビューティビジネス	平成２４年７月３１日
公益社団法人　日本造園学会	環境・造園	平成２４年７月３１日
公益財団法人　大学基準協会	グローバル・コミュニケーション	平成２８年３月２９日
一般社団法人　日本ソーシャルワーク教育学校連盟	社会福祉	平成２９年２月２日
公益財団法人　大学基準協会	デジタル・コンテンツ系	平成２９年８月２４日
公益財団法人　大学基準協会	グローバル法務	令和元年１１月１５日
公益財団法人　大学基準協会	広報・情報	令和２年３月３０日
一般社団法人　専門職高等教育質保証機構	教育実践	令和３年５月１０日

（２）専門職大学・専門職短期大学（計　２機関（実数））

認証評価機関名	評価の対象分野	認証日
一般社団法人　専門職高等教育質保証機構	リハビリテーション（専門職大学）	令和５年１１月６日
一般社団法人　専門職高等教育質保証機構	ファッションビジネス（専門職大学）	令和５年１１月６日
一般社団法人　専門職高等教育質保証機構	動物ケア（専門職短期大学）	令和５年１１月６日
特定非営利活動法人職業教育評価機構	経営情報ビジネス（専門職大学）	令和６年３月２９日
一般社団法人　専門職高等教育質保証機構	経営ビジネス（専門職大学）	令和７年１月３１日
一般社団法人　専門職高等教育質保証機構	情報工学（専門職大学）	令和７年１月３１日
一般社団法人　専門職高等教育質保証機構	農林環境（専門職大学）	令和７年１月３１日
一般社団法人　専門職高等教育質保証機構	アニメ・マンガ（専門職大学）	令和７年１月３１日
一般社団法人　専門職高等教育質保証機構	農林環境（専門職短期大学）	令和７年１月３１日

認証評価の実施状況

R8.4.1版

機関別認証評価実施数（大学・短期大学・高等専門学校）

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
		←第1サイクル→							←第2サイクル→							←第3サイクル→							第4サイクル	
実施校数（※1）		34	83	136	205	177	232	270	57	97	150	220	210	228	204	56	106	152	227	213	200	189	74	3,520
評価結果	適　合	32	83	135	200	167	224	242	54	93	145	217	200	219	194	53	105	150	224	212	196	184	71	3,400
	保　留	2	0	1	5	10	8	25	3	2	2	1	9	6	5	3	0	0	0	0	0	0	0	82
	不適合	0	0	0	0	0	0	3	0	1	3	2	1	3	5	0	1	2	3	1	4	5	3	37
再（追）評価（※2）	適　合	0	0	0	1	0	1	8	11	6	10	4	4	4	5	6	4	9	1	1	0	0	3	78
	不適合	0	0	0	1	1	0	0	0	2	4	0	0	0	0	1	3	1	1	0	0	0	0	14

（※１）H24年度において、認証評価結果の取消があることから、実施校数と評価結果の合計数が異なる。
（※２）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

法科大学院認証評価実施数

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
				←第1サイクル→					←第2サイクル→					←第3サイクル→					←第4サイクル→					
実施校数		0	0	2	22	44	7	0	3	20	37	7	1	2	13	23	1	1	2	11	20	1	2	219
評価結果	適　合	0	0	2	17	27	5	0	3	19	30	4	1	2	10	20	1	1	2	10	20	1	2	177
	保　留	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不適合	0	0	0	5	17	2	0	0	1	7	3	0	0	3	3	0	0	0	1	0	0	0	42
再（追）評価（※3）	適　合	0	0	0	0	3	6	8	2	0	0	3	4	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	29
	不適合	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4

（※３）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

分野別認証評価実施数（法科大学院を除く。）

※５年以内ごとに認証評価を受けることが義務付けられている。

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
実施専攻数		0	0	0	0	20	14	21	15	13	33	18	27	11	17	37	26	26	22	18	38	32	31	419
評価結果	適　合	0	0	0	0	19	13	20	15	11	33	16	25	11	17	36	25	26	22	18	38	32	31	408
	保　留	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	不適合	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	2	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	10
再（追）評価（※4）	適　合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	不適合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3

（※４）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

認証評価結果の活用例

【認証評価結果を踏まえた対応の現状】

● 大学教育再生戦略推進費における「申請資格」

⇒ 平成27年度から、「不適合」の判定を受けていないことを各事業共通の申請資格としている。

参考：「認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）」（平成28年3月18日）より抜粋

大学の優れた取組を重点的に支援する補助金（「大学教育再生戦略推進費」等）について、優れた取組を行う大学の基礎的要件として必要な大学の教育研究活動の質が担保されているべきであることから、認証評価において「不適合」の判定を受けていないことを事業の申請要件とするなどの活用について、今後検討していくことが期待される。

● 国立大学法人の中期目標期間における業務の実績に関する評価

⇒ 国立大学法人評価委員会が、国立大学法人に係る教育研究評価を（独）大学改革支援・学位授与機構に要請するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて当該評価を行うよう要請するものとされている。【国立大学法人法第31条の3第2項】

● 公立大学法人に関する地方独立行政法人評価

⇒ 中期目標期間終了時評価等において、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとされている。【地方独立行政法人法第79 条】

● 学校法人の事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成

⇒ 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業計画及び中期的な計画を作成するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて作成しなければならないとされている。【私立学校法第148条第4項】

（参考）

認証評価は大学の教育研究水準の向上に資するよう、複数の認証評価機関が自ら定める大学評価基準に従ってそれぞれ実施するものであるため、基盤的経費への配分に関しては直ちにその結果を活用する仕組みとすることは難しい。

参考：平成31年4月3日 衆・文部科学委員会議事録より（政府参考人答弁抜粋）

認証評価につきましては、その結果について行政処分又は直接的な資源配分に結びつける仕組みとはなっていない。それは、認証評価というのは、文部科学省令に規定している大枠を踏まえた上で各認証評価機関が独自に定める評価基準で行っておりますので、その認証評価の結果を国立大学運営費交付金や私学助成の配分に直接活用することは困難であるということでございます。

情報公表

大学の情報公表に関する制度の経緯①

平成１１年　大学設置基準の改正
・大学における教育研究活動等の状況について積極的に提供する義務を規定（第２条）

平成１６年　国立大学法人法
・中期目標・中期計画の作成・法人評価の実施を制度化
・財務情報等の公開義務を規定（独立行政法人通則法第３８条を準用）

平成１６年　地方独立行政法人法
・中期目標・中期計画の作成・法人評価の実施を制度化
・公立大学法人を含む地方独立行政法人の財務情報等の公開義務を規定（第３４条）

平成１６年　学校教育法の改正
・自己点検・評価の公表を義務化（第１０９条）
・認証評価制度の施行

平成１７年　私立学校法の改正
・財務情報等の公開義務を規定（第４７条）

平成１９年　大学院設置基準の改正（平成２０年に大学設置基準でも同様の内容を規定）
・人材養成目的の公表、シラバス・成績評価基準の明示を規定（第２条の２、第２５条の２）

平成１９年　学校教育法の改正
・教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（第１１３条）

大学の情報公表に関する制度の経緯②

平成２３年　学校教育法施行規則等の改正
- 各大学が公表すべき教育情報を具体的に明確化（第１７２条の２）
- 認証評価の細目省令に情報公表への取組状況について認証評価の対象に位置づけ

平成２８年　学校教育法施行規則等の改正
- ３つのポリシーの公表の義務化（第１７２条の２第１項）

平成２９年　学校教育法施行規則等の改正
- 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学における専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況の公表の義務化（第１７２条の２第２項）

令和元年　学校教育法施行規則等の改正
- 学位論文に係る評価に当たっての基準の公表の義務化（第１７２条の２第３項）

令和６年　学校教育法施行規則等の改正
- 各大学等が公表することが必要な情報として、「入学者の選抜に関すること」及び「外国人留学生の数」を追加（第１７２条の２第１項）
- 大学院を置く大学が公表することが必要な情報として、「研究科、専攻又は学生の履修 上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位取得の状況に関すること」を追加（第１７２条の２第３項）

※　このほか、教学マネジメント指針において、大学における学修成果や教育成果等に関する公表すべき情報の内容・公表　すべき方法を具体的に記載することで大学の情報公表を促すと共に、令和元年に策定された大学等における修学の支援に関する法律施行規則において、機関要件確認に関する情報を公開を求めている。

大学の教育研究活動等に関する情報公表制度等

●大学における教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する義務を規定（平成11年）

【大学設置基準】（当時）
第二条の二　大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。*（※平成22年に条削除、平成23年に学校教育法施行規則第172条の2を新設）*

●教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（平成19年）

【学校教育法】
第百十三条　大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

●各大学が公表すべき教育情報を具体的に規定（平成23年、平成28年、平成29年、令和元年、令和6年）

【学校教育法施行規則】
第百七十二条の二　大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。
一　大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること*（※後段は3つのポリシー策定義務化に伴う追加（平成28年））*
二　教育研究上の基本組織に関すること
三　教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
四　入学者の選抜に関すること　*（※入学者選抜、外国人留学生数及び大学院の学位授与の状況の公表の推進に伴う追加（令和6年））*
五　入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数に関すること。
（※入学者選抜、外国人留学生数及び大学院の学位授与の状況の公表の推進に伴う追加（令和6年））
六　授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること。
七　学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
八　校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
九　授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
十　大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
2　専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。*（※専門職大学設置基準の制定に伴う追加（平成29年））*
3　大学院（第二号については、専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についての情報を公表するものとする。
一　研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関すること。*（※入学者選抜、外国人留学生数及び大学院の学位授与の状況の公表の推進に伴う追加（令和6年））*
二　大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準に関すること*（※大学院における3つのポリシー策定義務化に伴う追加（令和元年））*
4　大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
5　前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

●情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置付け（平成23年）

【学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】
第一条　学校教育法（略）第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
一　大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則（略）並びに大学（（略））に係るものにあっては大学設置基準（略）に、それぞれ適合していること。
二～六（略）
2　前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
一　大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
イ～ホ（略）
ヘ　教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
ト～リ（略）

情報公表を促す制度・指針等について

<table>
<tr><th>項目</th><th>大学が公表すべき教育情報
（学校教育法施行規則第172条の2 ）</th><th>高等教育の修学支援新制度機関要件
（大学等における修学の支援に関する法律施行規則第2条）</th><th>大学ポートレート</th><th>教学マネジメント指針</th></tr>
<tr><td>基本情報</td><td colspan="3">➢ 大学の教育研究上の目的　ex）大学の教育研究上の目的、３つのポリシー
➢ 教育研究上の基本組織　ex）学部、研究科の名称</td><td>―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">教育情報</td><td colspan="3">➢ 教員　ex）教員組織、教員数、各教員の学位及び業績
➢ 学生　ex）入学者数、収容定員、学生数、留学生数
➢ 進学及び就職　ex）卒業者数、修了者数、進学者数、就職者数、進学及び就職等の状況、入学者選抜
➢ 教育課程　ex）授業科目、授業の方法及び内容、シラバス、学修の成果に係る評価
➢ キャンパス　ex）校地、校舎等の施設及び設備、学生の教育研究環境
➢ 費用　ex）授業料、入学料
➢ 学生支援　ex）修学支援、就職・進路選択支援、心身の健康等に係る支援</td><td rowspan="2">➢ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報例
ex）学生の成長実感・満足度、修業年限期間内に卒業する学生の割合、アセスメントテストの結果、語学力検定等の学外試験のスコア

➢ 学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報例
ex）教員一人あたりの学生数、履修単位の登録上限設定の状況、ＧＰＡの活用状況、教学ＩＲの整備状況</td></tr>
<tr><td></td><td>【任意項目】
➢ 学修成果・教育成果に関する情報例
ex）修業年限期間内に卒業する学生の割合、学生の満足度、学修に対する意欲
➢ 学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報例
ex）ＧＰＡ制度の採用・活用状況、履修単位の登録上限設定の状況、認証評価の結果</td><td>➢ 特色
ex）学部・研究科等の特色、生涯教育（私学版）、社会貢献（私学版）
➢ 入試
ex）入試情報、転学編入学
➢ 取得可能な資格
➢ 課外活動
ex）クラブ活動の状況、ボランティア活動の状況
など</td></tr>
<tr><td>財務情報</td><td>―</td><td>➢ 収支計算書、貸借対照表などの財務諸表等</td><td>➢ 財務諸表等（国公立版）</td><td>―</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>―</td><td>➢ 自己点検・評価の結果
➢ 設置者の役員の氏名が記載された名簿
【任意項目】
➢ 事業計画　など</td><td>➢ 評価結果（認証評価及び自己点検評価の結果）
➢ 高等教育の修学支援新制度</td><td>―</td></tr>
</table>

大学ポートレートについて

（独）大学改革支援・学位授与機構に置かれる「大学ポートレート・大学情報基盤センター」が日本私立学校振興・共済事業団と連携・協力して、平成２７年３月より大学ポートレートによる国公私立大学の大学情報を発信。（https://portraits.niad.ac.jp/）

概要・趣旨

データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築。

○大学の多様な**教育活動の状況**を、国内外の様々な者にわかりやすく**発信**。
→ 大学のアカウンタビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上

○大学が自らの活動状況を把握・分析するために**教育情報**を**活用**。
→ エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速、外部評価による質保証システムの強化

○基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、**各種調査**等への対応に係る大学の**負担軽減**。
→ 大学運営の効率性の向上

大学ポートレートで発信している主な大学情報

【大学単位で公表する情報】
- 大学の基本情報
- 大学の教育研究上の目的等
- 大学の特色等
- 教育研究上の基本組織
- キャンパス
- 評価結果
- 学生支援（修学支援、就職・進路選択支援等）
- 課外活動

【学部・研究科等の単位で公表する情報】
- 教育研究上の目的と３つの方針
- 学部・研究科等の特色
- 教育課程（取得可能な学位、学問分野、学修の成果に係る評価等）
- 資格
- 入試（入学者数、入試方法等）
- 教員（教員組織、教員数、教員の有する学位・業績等）
- 学生（収容定員、学生数等）
- キャンパス
- 費用及び経済的支援（授業料等、奨学金、授業料減免等）
- 進路（卒業・修了者数、進学者数・就職者数等）

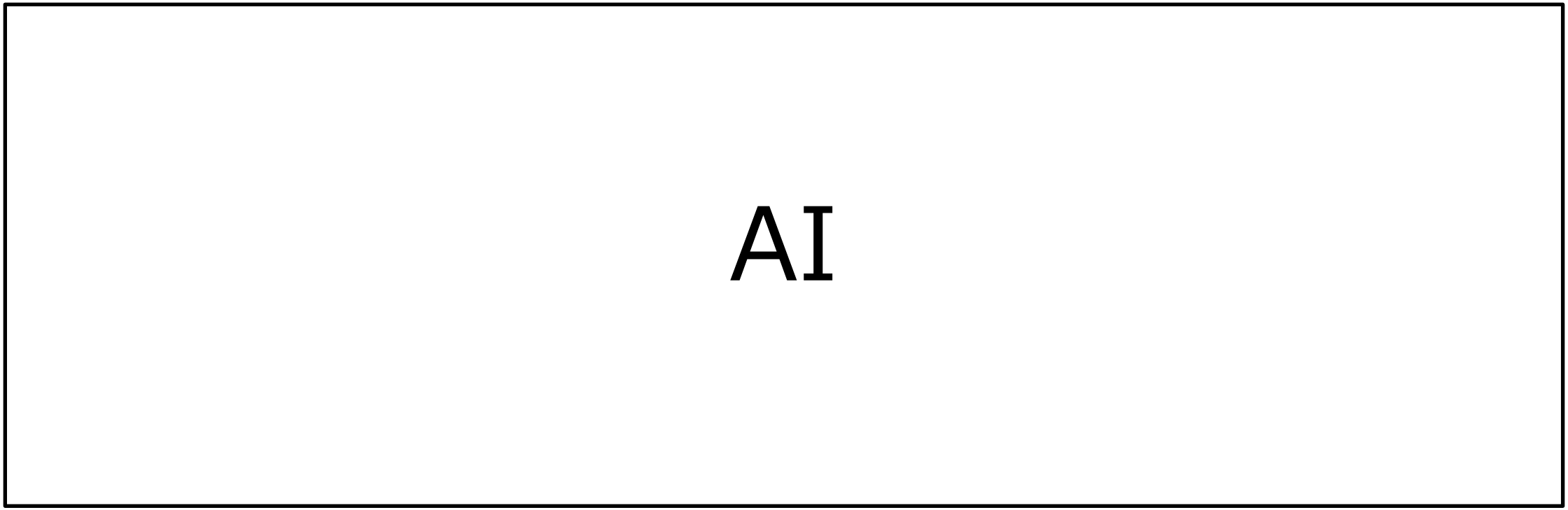
AI

大学・高専における生成AIの教学面の取扱いについて【概要】（令和5年7月13日事務連絡）

趣 旨

- ✓ 生成AIを含むAIの利活用は、経済社会を前向きに変えるポテンシャルがある一方、懸念やリスクも指摘されており、バランスを取りながら進めていく必要
- ✓ **大学・高専における生成AIの教学面の取扱いは、具体的に行われている教育の実態に応じて対応を検討することが重要**であり、各大学・高専において、学生や教職員等に向けて適切に指針等を示すなどの対応を行うことが望ましい
- ✓ その際、**生成AIに関する技術の進展や指針等の運用状況などに応じ、対応を適宜見直していくことが重要**

文部科学省において、各大学・高専の対応の参考となるよう、各大学等の指針や有識者の見解等を踏まえ、生成AIに関して利活用が想定される場面例や留意すべき観点等を取りまとめ

活用が想定される場面例

○ 学生による主体的な学びの補助・支援（ブレインストーミング、論点の洗い出し、情報収集、文章校正、翻訳やプログラミングの補助等）
○ 学生が生成AIを使いこなすための教育（生成AIの原理の理解、プロンプト（質問・作業指示）に関する工夫や出力の検証、生成AIの技術的限界の体験等）
○ 教員による教材開発等への利活用や、効果的・効率的な事務運営

留意すべき観点

○ 生成AIと学修活動との関係性、成績評価
　大学・高専における学修は学生が主体的に学ぶことが本質であり、生成AIの出力をそのまま用いてレポート等を作成することは一般に不適切と考えられること。適切に学修成果を評価するため、生成AIを利活用したことの明記、小テストや口述試験の併用等の工夫も有効と考えられること等
○ 生成AIの技術的限界
　生成された内容に虚偽やバイアスが含まれている可能性があること、内容の確認・裏付けを行う必要があること
○ 機密情報や個人情報の流出・漏洩の可能性
　生成AIへの入力を通じ、機密情報や個人情報が意図せず流出する可能性があるため、安易に入力することは避けること等
○ 著作権との関係性
　他人の著作物について、著作権法に定める権利の対象となる利用を行う場合には、原則として著作権者の許諾が必要となること。AIを利用して生成した文章等の利用により、既存の著作物に係る権利を侵害することのないよう留意する必要があること等
○ AI等に関する基礎的な知識等の理解
　生成AIを含むAIの利活用に当たっては、大学・高専の学生等が、最新の動向、 AIの普及による可能性とリスク、倫理面やデータリテラシー等を含むデジタル化社会に対応するための基礎的な知識・能力等について理解・習得することが重要であること等

別紙

大学・高専における生成 AI の教学面の取扱いについて

基本的な考え方

（生成 AI に関する動向）

令和４年 11 月に OpenAI 社が公開した ChatGPT は、公開から２か月で月間ユーザーが１億人を突破し、また、文章のみならず画像や音声等の生成を行う AI も普及するなど、生成 AI の開発や利活用が急速に進展している。

政府においては、これまで「人間中心の AI 社会原則」（平成 31 年３月 29 日統合イノベーション戦略推進会議決定）等により、AI に対する基本戦略・基本理念を明らかにしてきているほか、生成 AI の登場によって整理すべき当面の論点等について、本年５月 26 日に AI 戦略会議において「AI に関する暫定的な論点整理」（以下「論点整理」という。）を取りまとめている。生成 AI を含む AI の利活用は、利便性や生産性の向上、さらには人間の様々な能力をさらに発揮することを可能とするなど、経済社会を前向きに変えるポテンシャルがある。一方で、AI の信頼性や誤用・悪用などの懸念やリスクも指摘されており、論点整理では、しっかりと懸念やリスクへの対応とバランスを取りながら進めていく必要があるとされている。

（趣旨／大学・高専における対応）

教育分野においては、生成 AI を適切に利活用することで、学修効果が上がり、また教職員の業務効率化を図ることができるなどの効果が期待される反面、レポート等の作成に生成 AI のみが使われること等に対する懸念が指摘されている。こうした背景も踏まえ、多くの大学・高専では、既に生成 AI の教学面の取扱いに関する指針等の策定が進められている状況にある。

大学・高専における生成 AI の教学面の取扱いについては、各大学・高専において、具体的に行われている教育の実態等に応じて対応を検討することが重要であり、学生や教職員に向けて適切に指針等を示すなどの対応を行うことが望ましい。その際、生成 AI に関しては今後も急速な進歩が続き、教学面への影響が変化することも想定されるため、継続的な状況把握に努め、技術の進展や指針等の運用状況などに応じ、対応を適宜見直していくことが重要である。

文部科学省では、大学・高専の今後の対応の参考となるよう、有識者や数理・データサイエンス・AI 教育強化拠点コンソーシアム拠点校の協力を得て、既に各大学において策定されている指針等の内容等を踏まえつつ、現時点において生成 AI（特に ChatGPT 等の文章生成 AI を念頭に置く。以下同じ。）に関して利活用が想定される場面例や留意すべき観点等について、以下のとおり取りまとめた。この内容は、各大学・高専において共通すると考えられる点について、現時点での生成 AI の状況も踏まえてまとめたものであり、各大学・高専においては、本内容を参考にしつつ、行われている教育の実態や生成 AI に関する最新動向等を踏まえ、主体的・継続的に指針等の見直し、FD・SD 等の組織的な研修を含めた対応を検討することが期待される。

生成 AI の取扱いの観点

（利活用可否の検討、利活用が想定される場面例）

大学・高専においては、個々の教育の目的・内容や下記の留意すべき観点等を踏まえ、生成 AI の利活用可否や利活用不可の場面でこれに反した行為を行った際の措置等を含む対応を検討し、学生や教職員に対して適切に示すことが望ましい。

生成 AI を利活用することが有効と想定される場面としては、例えば、ブレインストーミング、論点の洗い出し、情報収集、文章校正、翻訳やプログラミングの補助等の学生による主体的な学びの補助・支援などが考えられる。

この他にも、生成 AI は、今後さらに発展し社会で当たり前に使われるようになることが想定されるという視座に立ち、生成 AI の原理への理解、生成 AI へのプロンプト（質問・作業指示）に関する工夫やそれによる出力の検証、生成 AI の技術的限界の体験等により、生成 AI を使いこなすという観点を教育活動に取り入れることも考えられる。

また、上記の学生による利活用以外にも、教員による教材開発や、効果的・効率的な大学事務の運営等に利活用することも考えられる。

なお、こうした生成 AI の利活用の取組事例やその際に生じた懸念事項といった新たな知見について教職員間で共有し、適切な利活用を追求することも有効と考えられる。

（留意すべき観点）

大学・高専における教育に生成 AI の利活用を検討する際には、以下の点に留意することが重要である。

○生成 AI と学修活動との関係性、成績評価：

大学・高専における学修は学生が主体的に学ぶことが本質であり、生成 AI の出力をそのまま用いるなど学生自らの手によらずにレポート等の成果物を作成することは、学生自身の学びを深めることに繋がらないため、一般に不適切と考えられること。また、生成 AI の出力に著作物の内容がそのまま含まれていた場合、これに気付かずに当該出力をレポート等に用いると、意図せずとも剽窃に当たる可能性があること。

学生がレポート等に生成 AI を利活用した場合には、適切に学修成果を評価するため、利活用した旨や利活用した生成 AI の種類・箇所等を明記させることや、小テストや口述試験等を併用するなど評価方法の工夫を行うことも有効と考えられること。また、AI が生成した文章かを判定するツールを学修成果の評価等に活用する場合でも、その結果を過信しないことが重要であること。なお、利活用や学修成果の評価等に当たっては、生成 AI の種類（有料版か無料版か）により、成果物に差が生まれ得ることにも留意することが重要と考えられること。

大学・高専における生成AIの教学面の取扱いについて（令和5年7月13日事務連絡 別紙 ②）

○生成 AI の技術的限界（生成物の内容に虚偽が含まれている可能性）：

大規模言語モデルを活用した生成 AI は、基本的に、ある語句の次に用いられる可能性が確率的に最も高い語句を出力することで、文章を作成していくものであり、AI により生成された内容に虚偽が含まれている又はバイアスがかかっている可能性があること。こうした生成 AI に関する技術的限界を把握した上で、インターネット検索等と同様に、出力された内容の確認・裏付けを行うことが必要と考えられること。

○機密情報や個人情報の流出・漏洩等の可能性：

生成 AI への入力を通じ、機密情報や個人情報等が意図せず流出・漏洩する可能性等があるため、一般的なセキュリティ上の留意点として、機密情報や個人情報等を安易に生成 AI に入力することは避けることが必要と考えられること。なお、特に教職員が生成 AI を利用する際には、各大学・高専における情報セキュリティに関する指針[1]や、個人情報保護法[2]を踏まえた対応が必要となることに留意すること。また、生成 AI の種類によっては、入力の内容を生成 AI の学習に使用させない（オプトアウト）ことができること。

○著作権に関する留意点：

他人の著作物[3]の利用について、著作権法に定める権利（複製権や公衆送信権等）の対象となる利用（複製やアップロード）を行う場合には、原則として著作権者の許諾が必要となること。AI を利用して生成した文章等の利用により、既存の著作物に係る権利を侵害[4]することのないように留意する必要があること。

学校その他の教育機関での授業においては、著作権法第 35 条により許諾なく著作物を複製や公衆送信することができるため、学生や教職員が AI を利用して生成したものが、既存の著作物と同一又は類似のものだったとしても、授業の範囲内で利用することは可能となる。ただし、広くホームページに掲載することなどは、著作権者の許諾が必要となることに留意すること。

上記の観点のほか、生成 AI を含む AI の利活用に当たっては、各大学・高専の学生等が、その最新の動向、AI の普及による可能性とリスク、倫理面やデータリテラシー等を含むデジタル化社会に対応するための基礎的な知識・能力等について理解・習得することが重要である。また、そうした AI に関する授業科目等については、AI に関する技術の進展や社会での活用状況等を踏まえて、適宜改善を図ることも重要である。

[1] 例えば「ChatGPT 等の生成 AI の業務利用に関する申し合わせ」（令和５年５月８日デジタル社会推進会議幹事会申合せ）においては、「約款型外部サービスでは、（中略）必要十分なセキュリティ要件を満たすことが一般的に困難であることから、原則として要機密情報を取り扱うことはできない」等とされている。

[2] 「生成 AI サービスの利用に関する注意喚起等について」（令和５年６月２日個人情報保護委員会）参照。

[3] 著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。単なるデータ（事実）やアイディア（作風・画風等）は含まれない。

[4] 侵害に当たるかの要件は、一般的に、類似性（創作的表現が同一又は類似であること）及び依拠性（既存の著作物をもとに創作したこと）が必要となる。類似していない場合や既存の著作物を知らず偶然に一致したに過ぎない場合は著作権侵害とはならない。

文部科学省では、数理・データサイエンス・AI 教育の全国展開を推進しており、前述の要素を含む優れた教育プログラムを政府が認定する「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度」を実施しているほか、大学・高専により形成し全国９ブロックで活動する「数理・データサイエンス・AI 教育強化拠点コンソーシアム」において、生成 AI を含むデータ・AI 利活用の最新動向や、そうした動向を踏まえた留意事項等の内容を含むモデルカリキュラムや教材の開発・改善・普及展開等の取組を継続的に行うこととしており、各大学・高専においては、当該取組の活用・参画についても積極的に検討されたい。

（参考）

・数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/suuri_datascience_ai/00001.htm

・数理・データサイエンス・AI 教育強化拠点コンソーシアム
http://www.mi.u-tokyo.ac.jp/consortium/index.html

基礎データ

高等教育機関への進学率等の推移

高等教育機関への進学率は概ね上昇を続け、令和7年には大学のみで58.6%、全体で85.4%となっている。

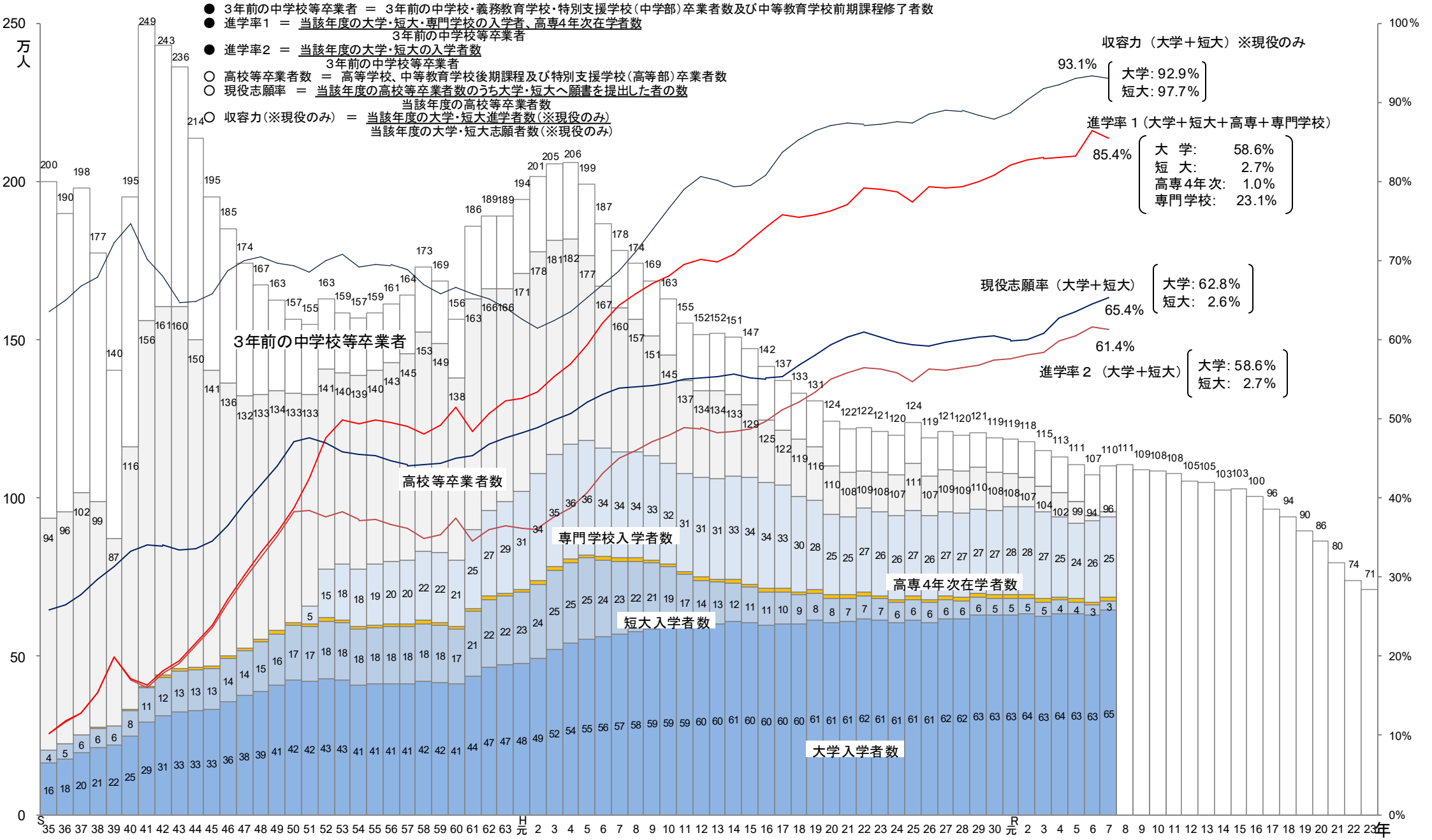

出典：文部科学省「学校基本統計」。令和8～23年については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）（出生低位・死亡低位）」を基に作成。
※進学率、現役志願率については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

大学進学者数等の将来推計について

大学進学率は上昇し、大学進学者数も増加傾向にあったが、2026年以降は大学進学率が上昇しても大学進学者数は減少局面に突入すると予測される。

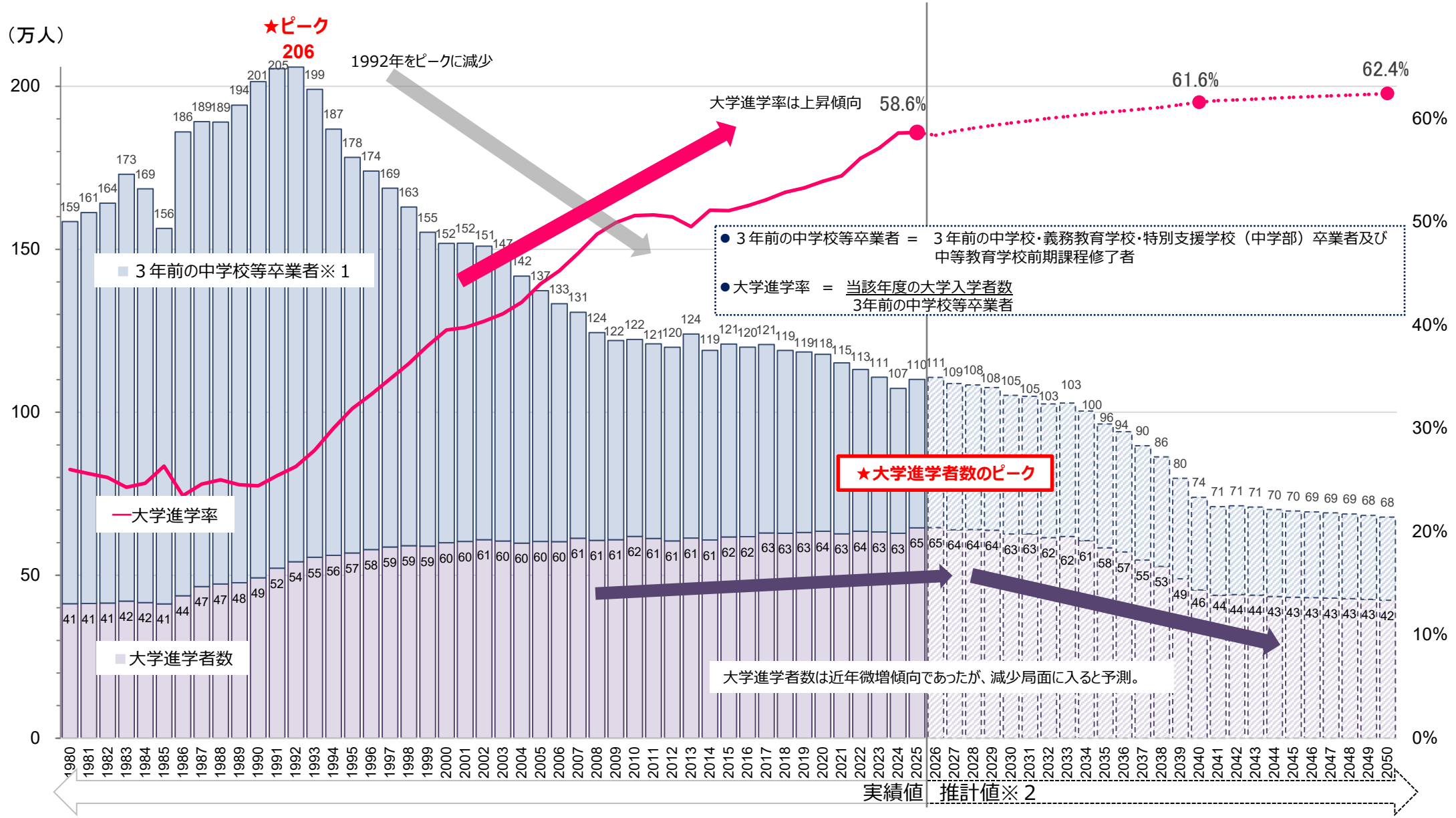

※1 推計値は国立社会保障・人口問題研究所が公表している日本の18歳人口の将来推計人口
※2 出生低位・死亡低位での推計

（出典）推計値：国立社会保障・人口問題研究所

男女別・大学進学率等の推移

- 昭和50年（1975年）と比べて、女性の大学入学者数は約20万人増加、進学率も約44ポイント増加している。
- 近年は、男女とも進学率は上昇傾向にあるが女性の上昇幅が大きい。

女性

H25→R7
大学進学率：約11.1ポイント増
大学入学者数：約2.8万人増

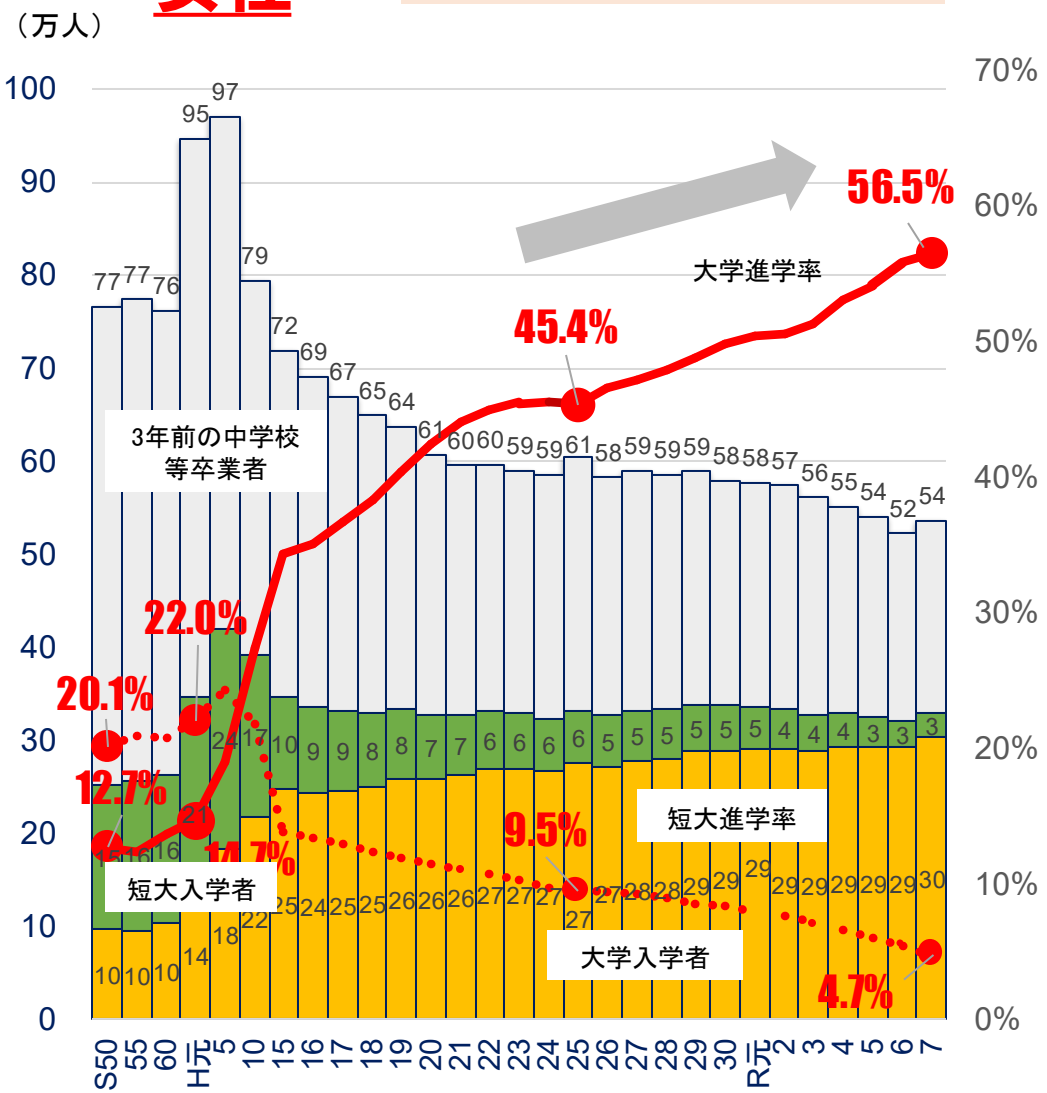

男性

H25→R7
大学進学率：約7.2ポイント増
大学入学者数：横這い

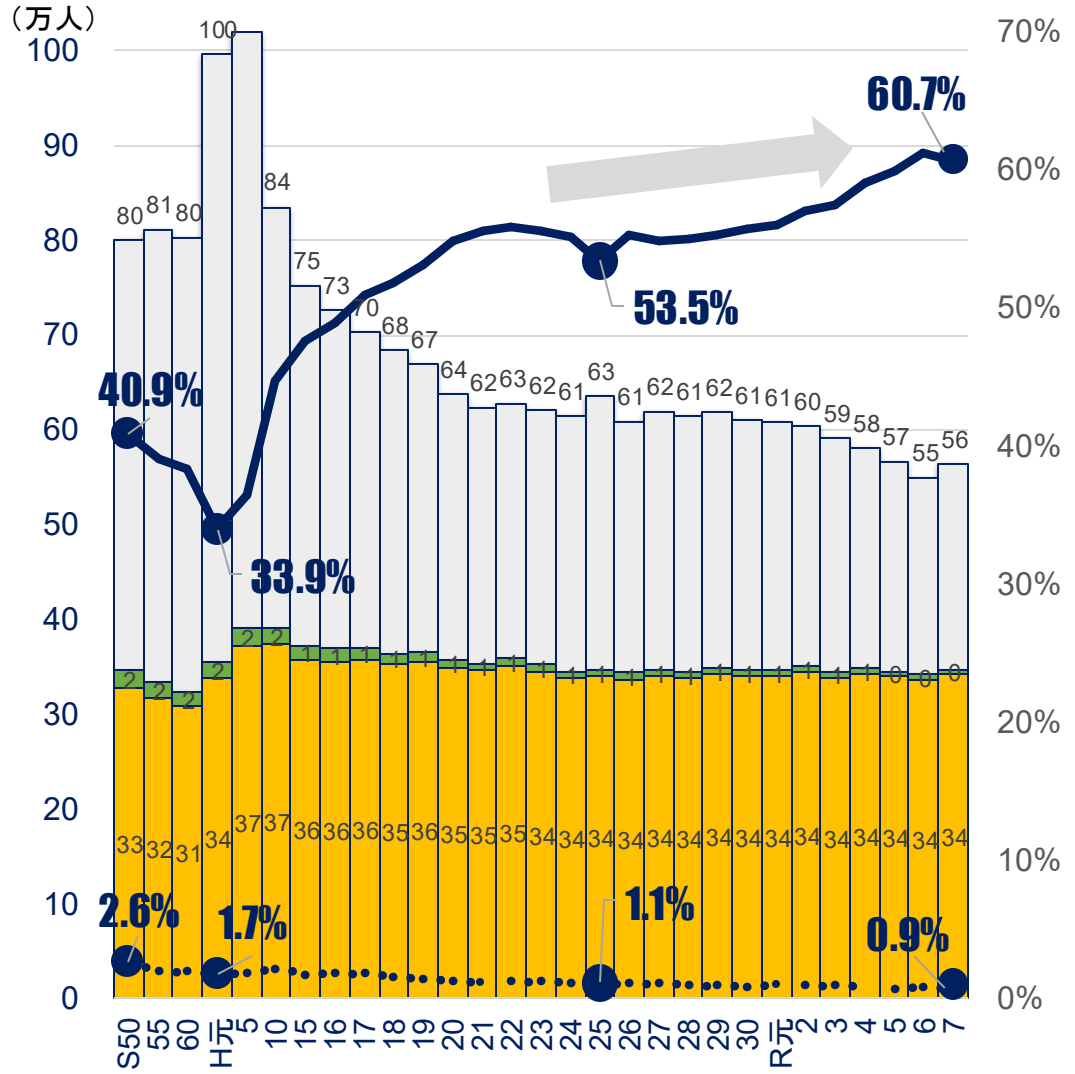

【出典】文部科学省「学校基本統計」

都道府県別高校新卒者の4年制大学、短期大学、専門学校への進学率

令和７年度の都道府県別高校新卒者の４年制大学、短期大学、専門学校への進学率は、京都府（84.1%）が最も高く、山口県（61.9%）が最も低い。
京都と山口では22ポイントの差。

（計算式）　直ちに大学、短大、専門学校に進学した者 ／ 高等学校卒業者＋中等教育学校後期課程卒業者＋特別支援学校高等部卒業者

※4年制大学、短期大学、専門学校それぞれに進学した者の割合は小数点以下を切上げた値を示している。

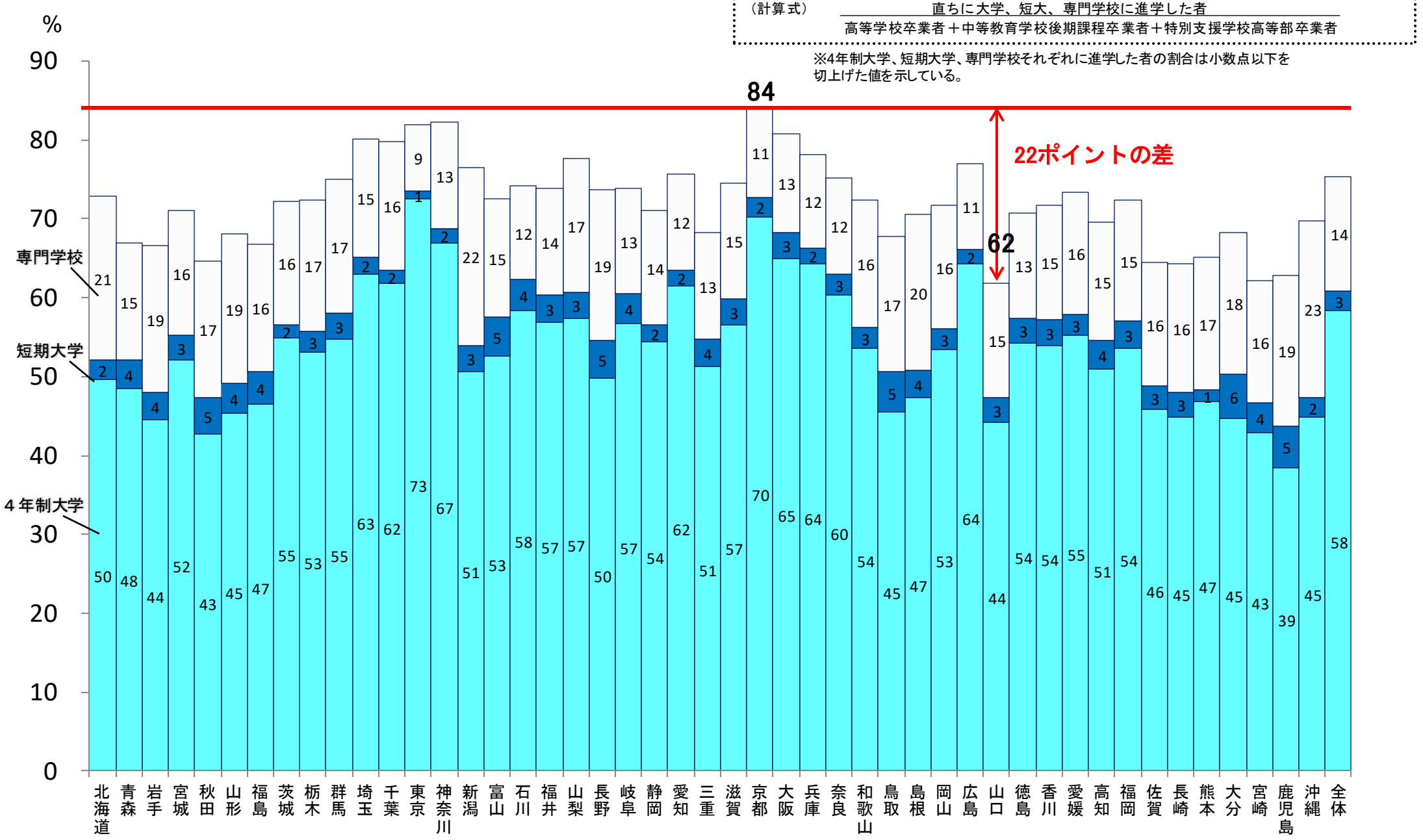

（出典）文部科学省「令和7年度学校基本統計」

高等教育段階における進学率の国際比較

- 短期大学、専門学校等を含めた高等教育機関全体への初回進学率は、 OECD平均の59.1%に対して、 日本は76%。
- 日本の大学学士課程又は同等レベルへの進学率は52.1%であり、OECD平均の52.6%とほぼ同水準。

【25歳未満・高等教育全体】

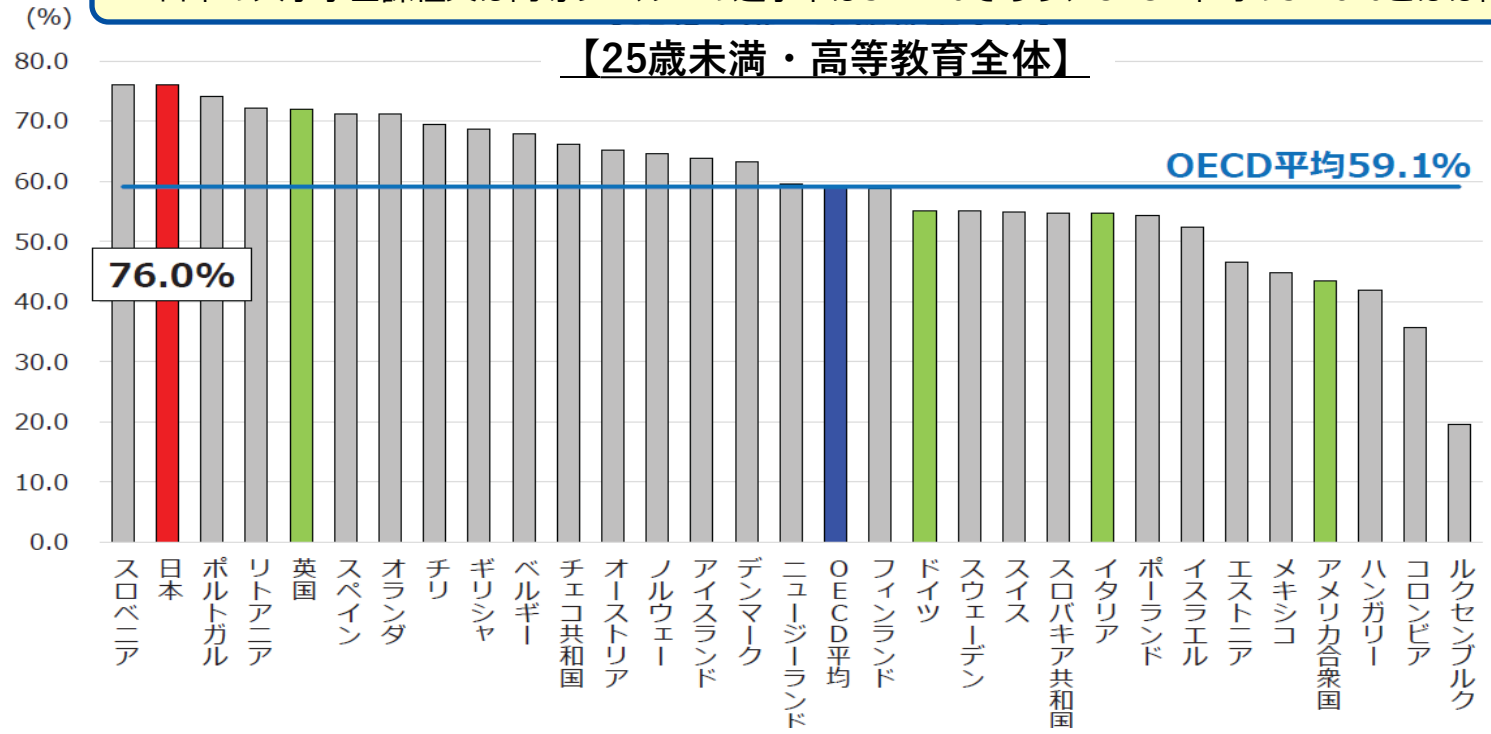

（2021年）
※OECD加盟38ヵ国のうち、オーストラリア、カナダ、コスタリカ、フランス、アイルランド、韓国、ラトビア、トルコを除く。
※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。

※初回進学率は、25歳未満の各年齢における高等教育段階の初回入学者数を当該年齢人口で除した率の合計。留学生含む。
※高等教育への初回入学者のみが対象となるため、学士課程修了後に修士課程に進んだ者は含まない。
※参照年度は2020年度（令和2年度）。

【25歳未満・学士課程相当段階進学率】

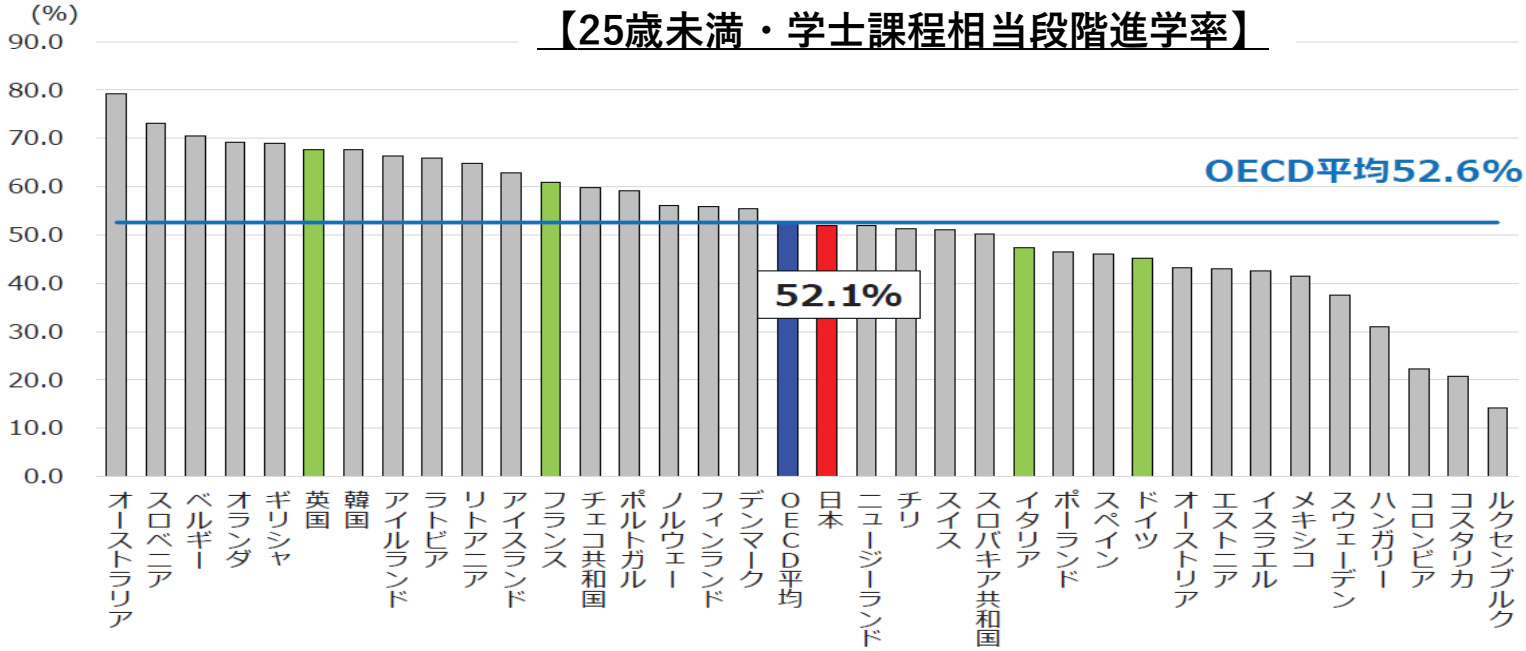

（2021年）

※OECD加盟38ヵ国のうち、カナダ、アメリカ合衆国、トルコを除く。
※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。

※進学率は、25/30歳未満の各年齢における当該高等教育段階の 新入学者数を当該年齢人口で除した率の合計。留学生含む。
※参照年度は2020年度（令和2年度）。

出典：
statistics

高等教育機関の数

区　分	計	大学	うち大学院を置く大学	短期大学	高等専門学校	専門学校
計	3,820	812	669	292	58	2,658
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
国　立	144	85	85	0	51	8
	3.8%	10.5%	12.7%	0.0%	87.9%	0.3%
公　立	294	103	92	14	3	174
	7.7%	12.7%	13.8%	4.8%	5.2%	6.5%
私　立	3,382	624	492	278	4	2,476
	88.5%	76.8%	73.5%	95.2%	6.9%	93.2%

（令和7年5月1日現在）

（注1）通信教育のみを行う大学（私立8校（放送大学含む））及び短大（私立2校）を除く。
（注2）学生募集停止をしている機関を含む。

（出典）文部科学省「学校基本統計」（令和７年度）より作成。

高等教育機関の在学者数

区　分	総計	大学	うち学部	うち大学院	うち修士課程	うち博士課程	うち専門職学位課程	うち専攻科	うち別科	うちその他	短期大学	高等専門学校	専門学校
計	3,668,992	2,972,412	2,645,837	277,132	174,961	79,560	22,611	814	6,418	42,211	71,196	56,277	569,107
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
国　立	659,871	608,869	435,622	158,642	95,959	54,075	8,608	195	294	14,116	0	50,771	231
	18.0%	20.5%	16.5%	57.2%	54.8%	68.0%	38.1%	24.0%	4.6%	33.4%	0.0%	90.2%	0.0%
公　立	198,456	170,373	149,758	18,410	11,918	5,695	797	146	77	1,982	4,750	3,761	19,572
	5.4%	5.7%	5.7%	6.6%	6.8%	7.2%	3.5%	17.9%	1.2%	4.7%	6.7%	6.7%	3.4%
私　立	2,810,665	2,193,170	2,060,457	100,080	67,084	19,790	13,206	473	6,047	26,113	66,446	1,745	549,304
	76.6%	73.8%	77.9%	36.1%	38.3%	24.9%	58.4%	58.1%	94.2%	61.9%	93.3%	3.1%	96.5%

（注1）「学生数（総計）」には、学部学生・本科学生のほか、専攻科・別科の学生、科目等履修生等を含む。
（注2）「うちその他」の学生とは、科目等履修生、聴講生及び研究生である。

（令和7年5月1日現在）

（出典）文部科学省「学校基本統計」（令和７年度）

高等教育機関の入学者数等

	人数	割合（人数／合計）
大学（計）	62万8,766人	59.1%
国立大学	9万9,386人	9.3%
公立大学	3万5,814人	3.4%
私立大学	49万3,566人	46.4%
短大	3万3,477人	3.2%
高専	1万436人	1.0%
専門学校	25万5,391人	24.0%
上記以外の者（未進学者）	13万5,381人	12.7%
合計	106万3,451人	100%

（令和6年5月1日現在）

【出典】文部科学省「学校基本統計」

国公私立大学学生数（学部、修士、博士）

- 我が国の学校数は812校（うち、私立624校（76.8%））であり、学部学生数は約265万人（うち、私立約206万人（78%））。
- 修士課程・博士課程の学生数は、国立が占める割合が高い。

学校数

●合計812校

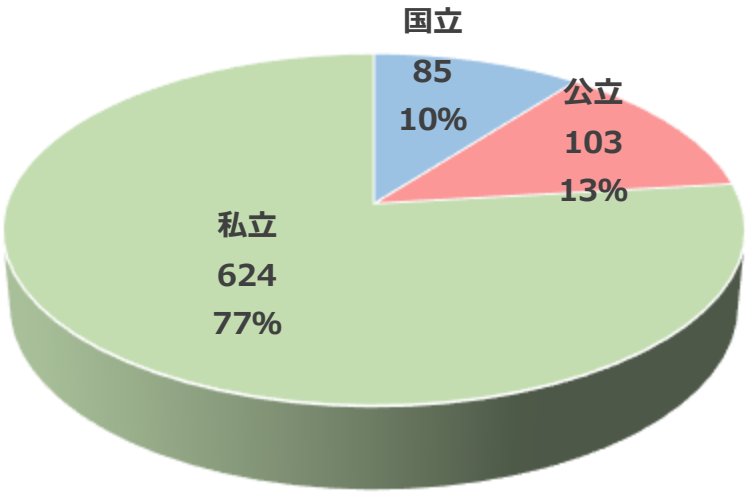

学生数

学士課程

●合計264万5,837人

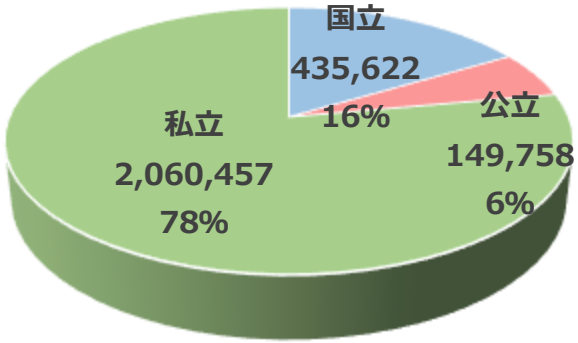

専門職学位課程

●合計2万2,611人

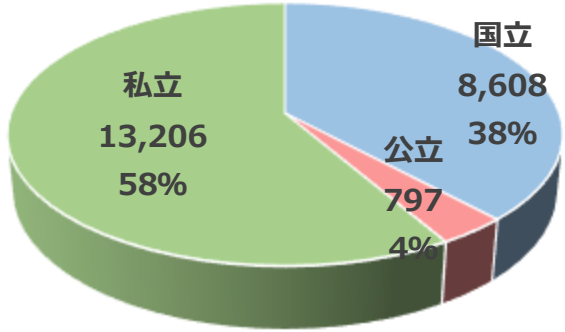

修士課程

●合計17万4,961人

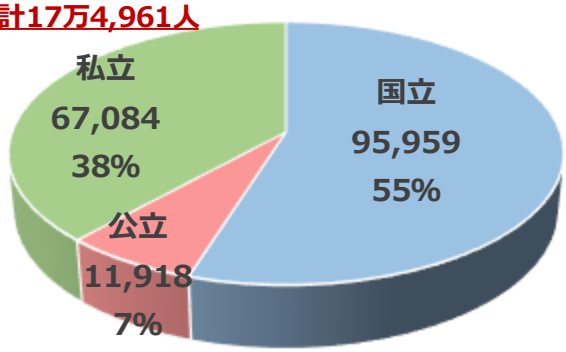

博士課程

●合計7万9,560人

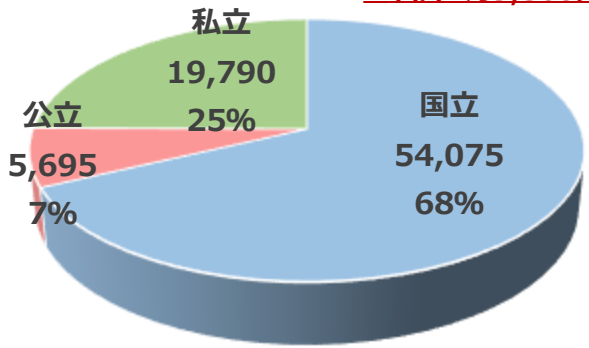

（出典）文部科学省「学校基本統計」（令和7年度）より作成。

大学・短期大学数の推移

- 近年の主な傾向として、四大化や廃止により短期大学数は減少。
- 平成14年以降は全体的に四大・短大の合計数も減少傾向。国立大学数は平成16年以降ほぼ横ばい。

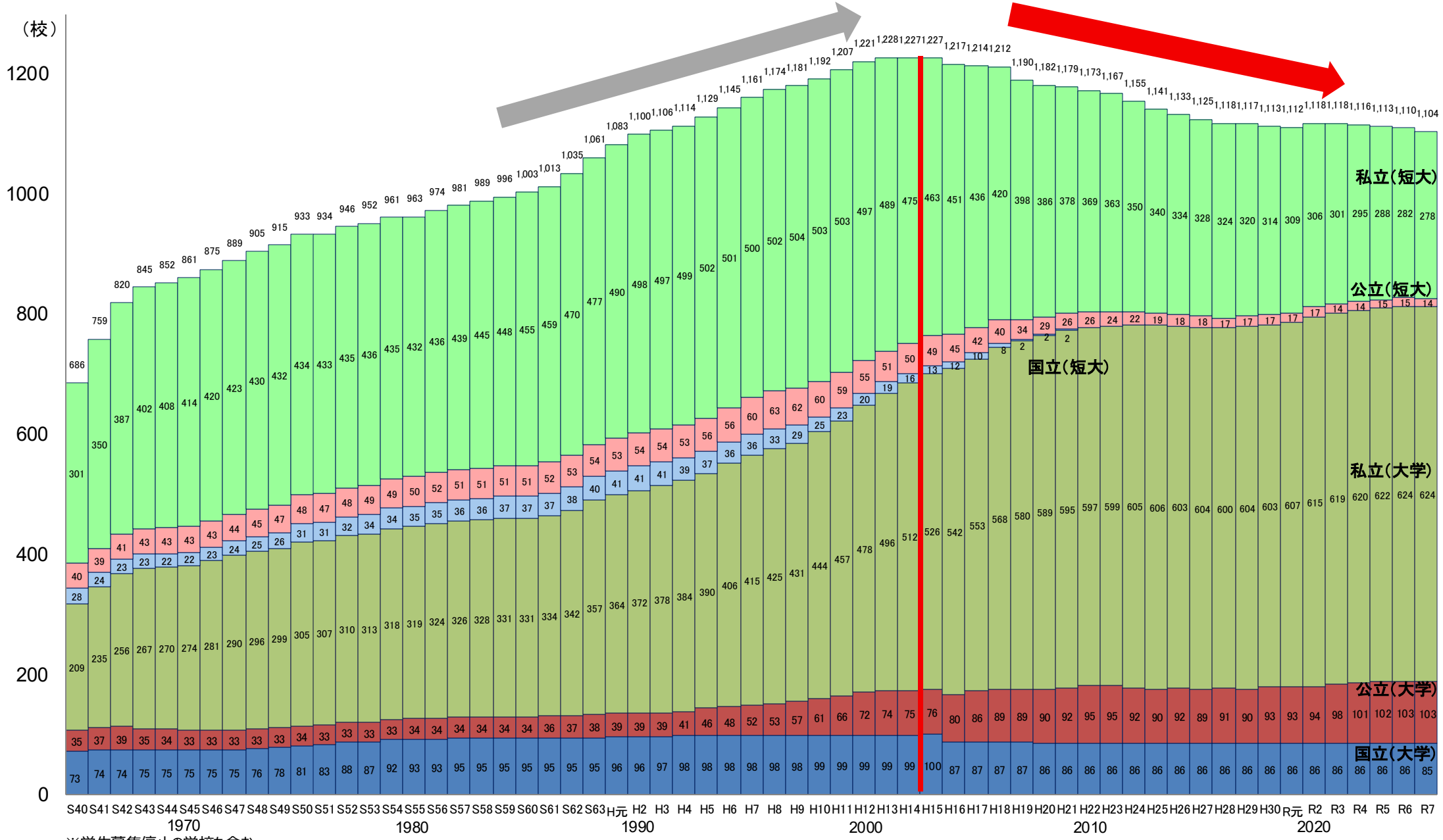

※学生募集停止の学校も含む。
※通信教育課程のみ置く学校は含まない。

（出典）文部科学省「学校基本統計」

設置者別大学入学定員数の推移

大学入学定員数は、昭和60～平成11年まで私立大学を中心に上昇し、その後平成16年まで一時的に減少。平成17年以降は、緩やかに上昇し続けている。

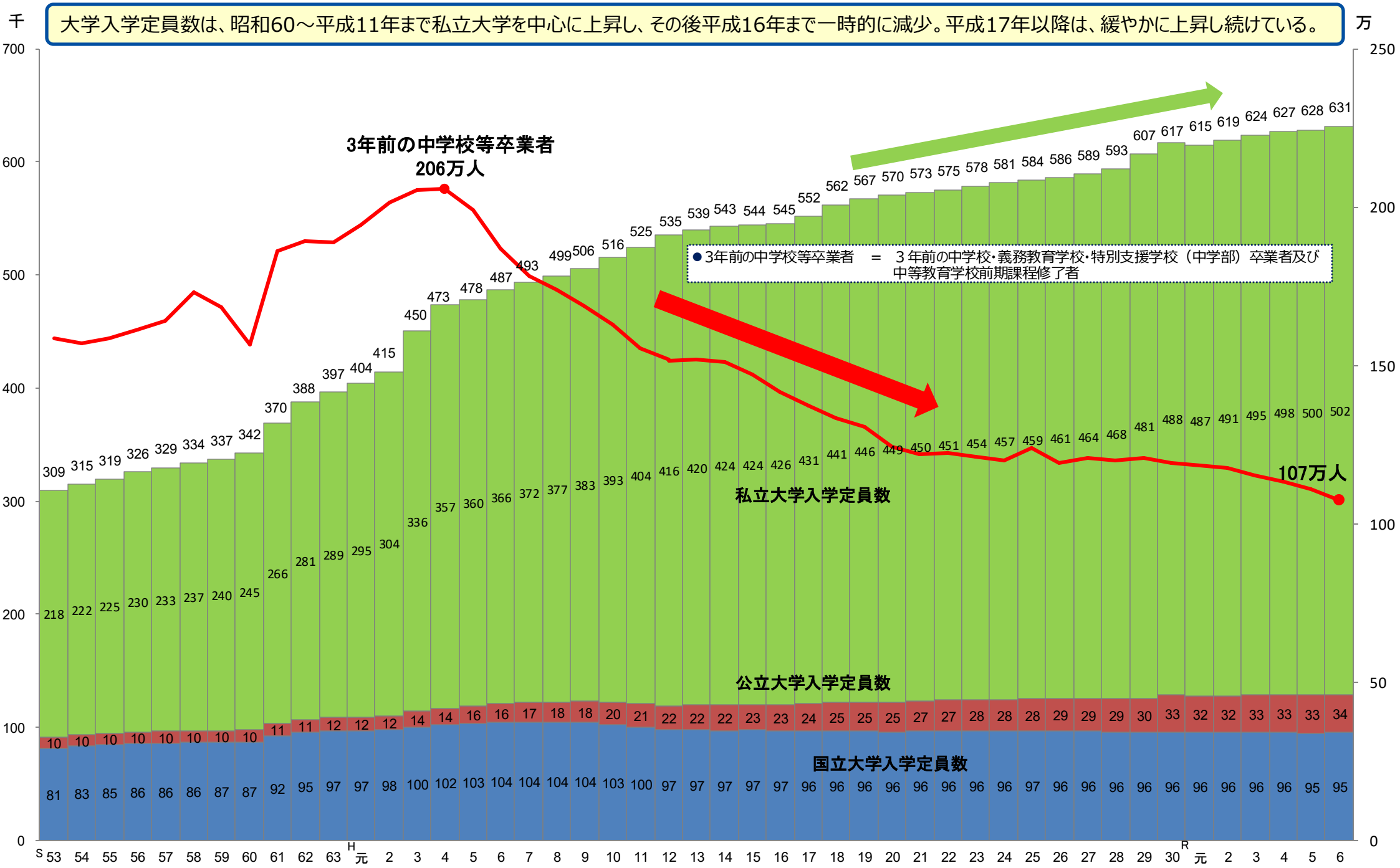

出典：文部科学省「全国大学一覧」。「学校基本統計」
※大学定員数については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

専攻分野別入学者数の推移

2000年以降、全体の入学者数は横ばいで推移。関係学科別では、「保健」、「その他」が増加する一方で、「工学」「理学」などの学部の入学者数は減少傾向。

関係学科別入学者数の推移（国公私立大学）

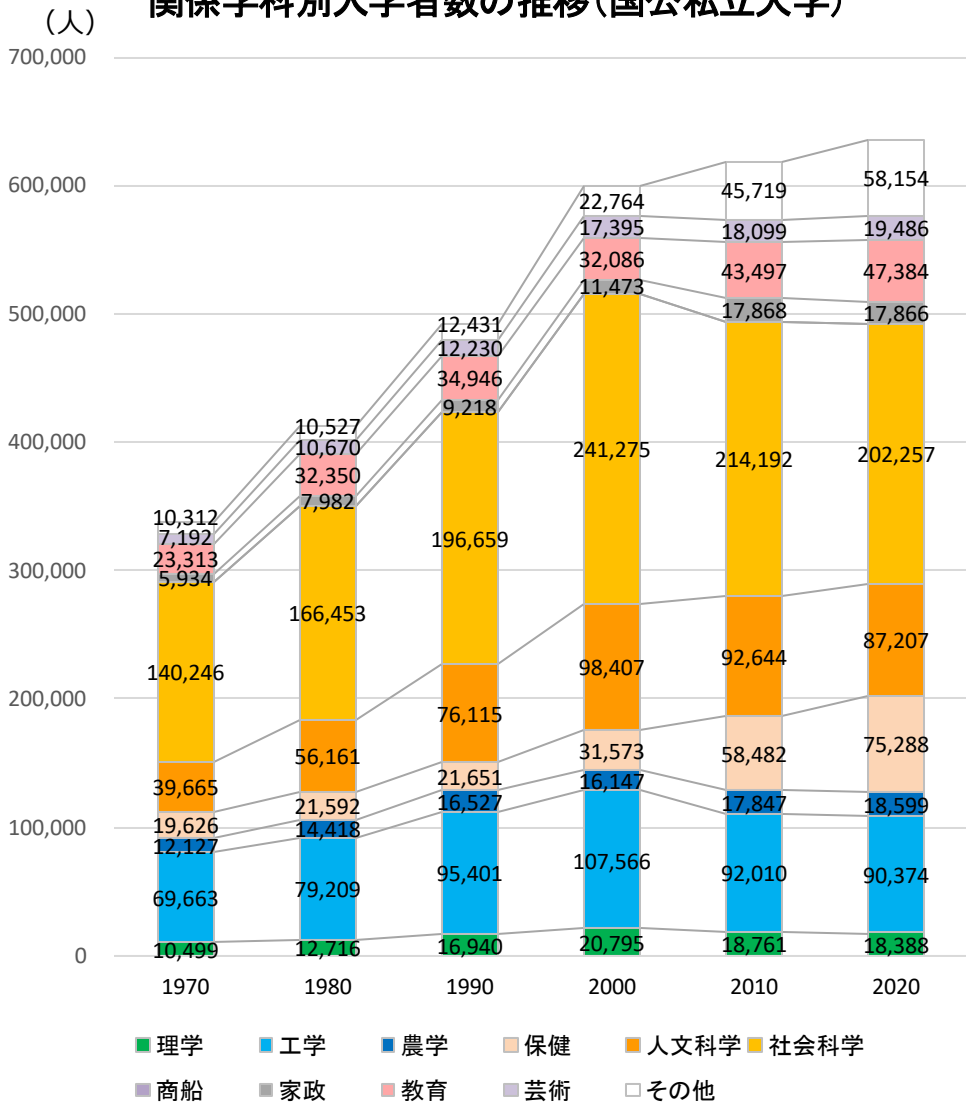

関係学科別入学者割合の推移（国公私立大学）

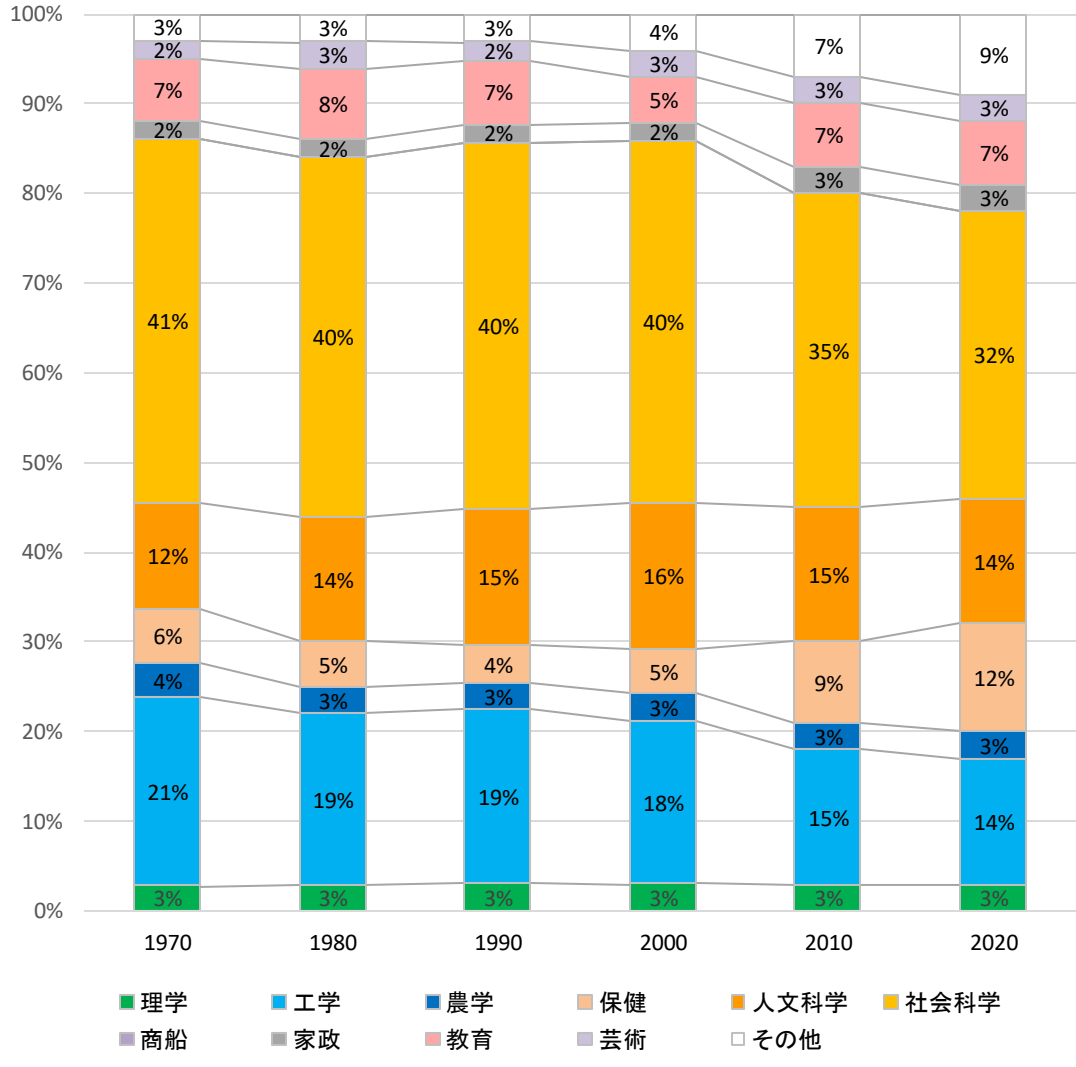

※「その他」には文理融合型の複合的新領域の学部も含まれる

（出典）文部科学省「学校基本統計」より作成。

規模別学校数及び入学定員数の割合

- 学校数において小規模大学は全体の77.1%を占めており、このうち私立が大半を占めている。
- 入学定員において小規模大学の定員は全体の34.1%を占めており、このうち私立が大半を占めている。

学校数

（令和4年度）

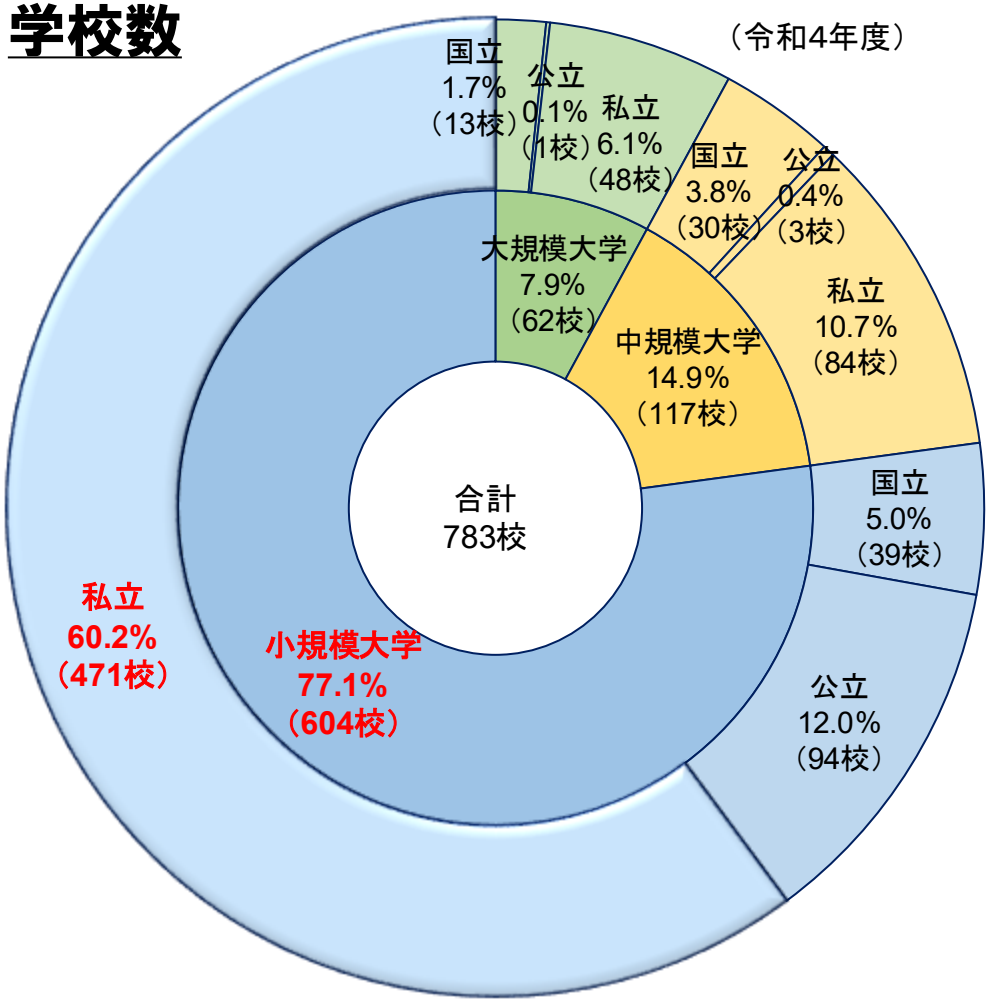

入学定員数

（令和4年度）

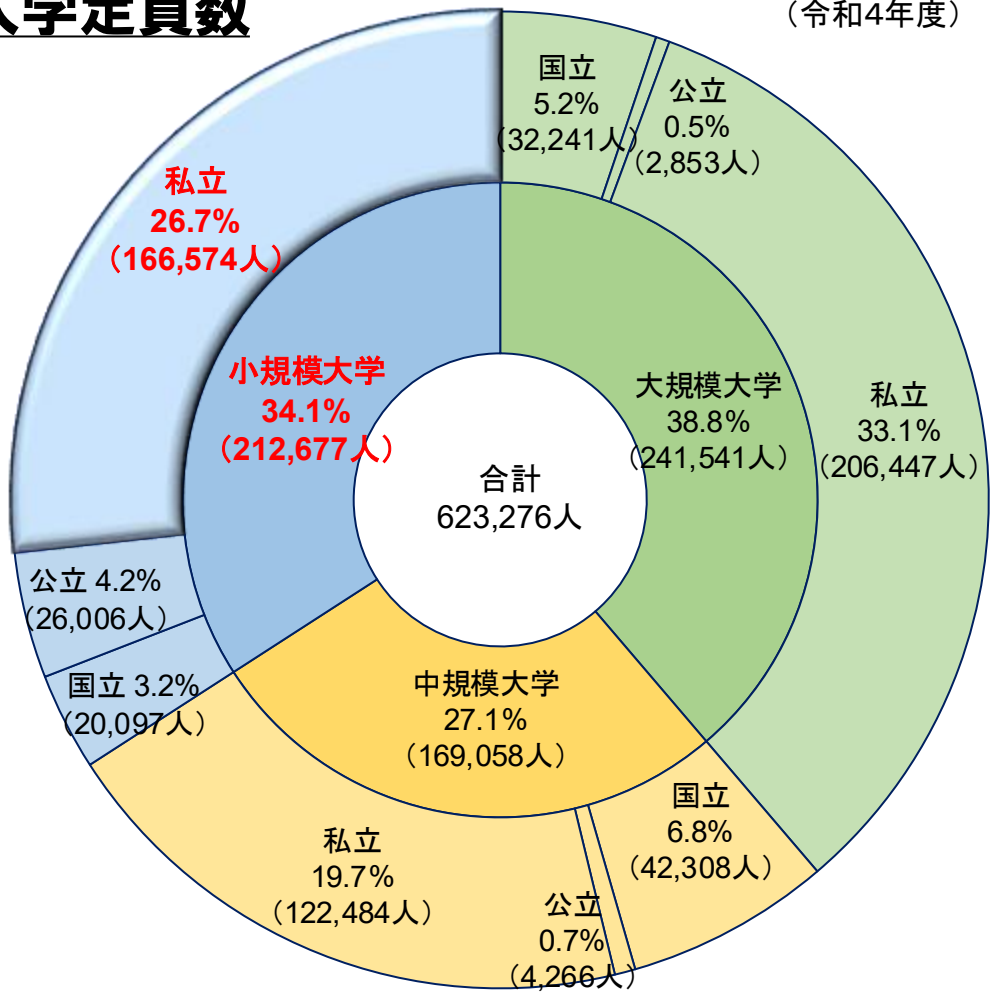

大規模大学　中規模大学　小規模大学

※大規模大学：入学定員が2,000人以上の大学、中規模大学：入学定員が1,000人～1,999人の大学、小規模大学：入学定員が999人以下の大学
※小数点第二位を四捨五入しているためグラフの合計値が一致しない場合がある。

【出典】文部科学省調べ

編入学者数の推移

編入学者数は、平成12年頃まで急激に上昇し、平成17年以降令和元年まで減少し続けた後、一時増加に転じたが近年は減少傾向。

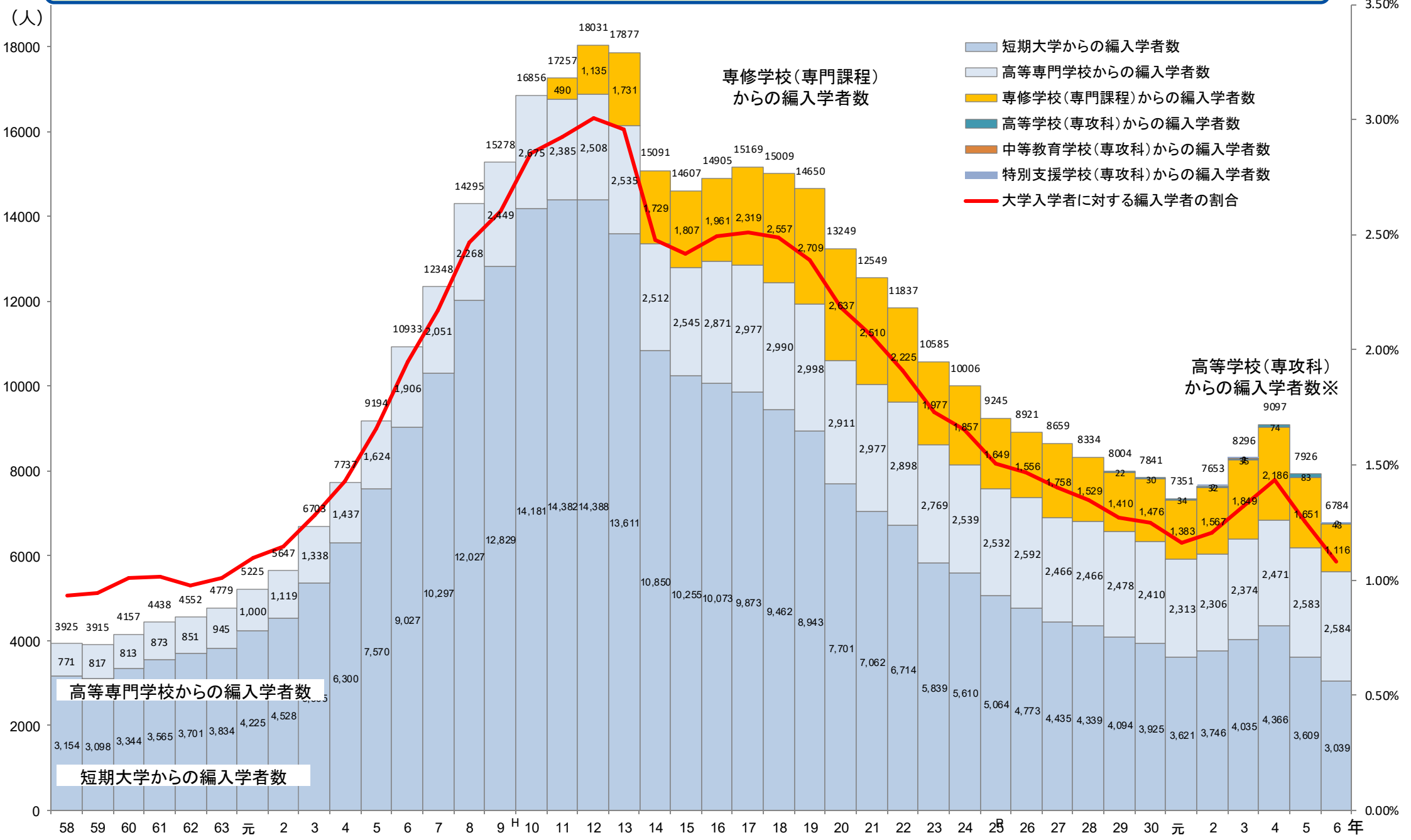

出典：文部科学省「学校基本統計」。
※高等学校（専攻科）からの編入学者数内に中等教育学校（専攻科）からの編入学者数及び特別支援学校（専攻科）からの編入学者数が含まれている

短期大学から4年制大学への編入学者の推移

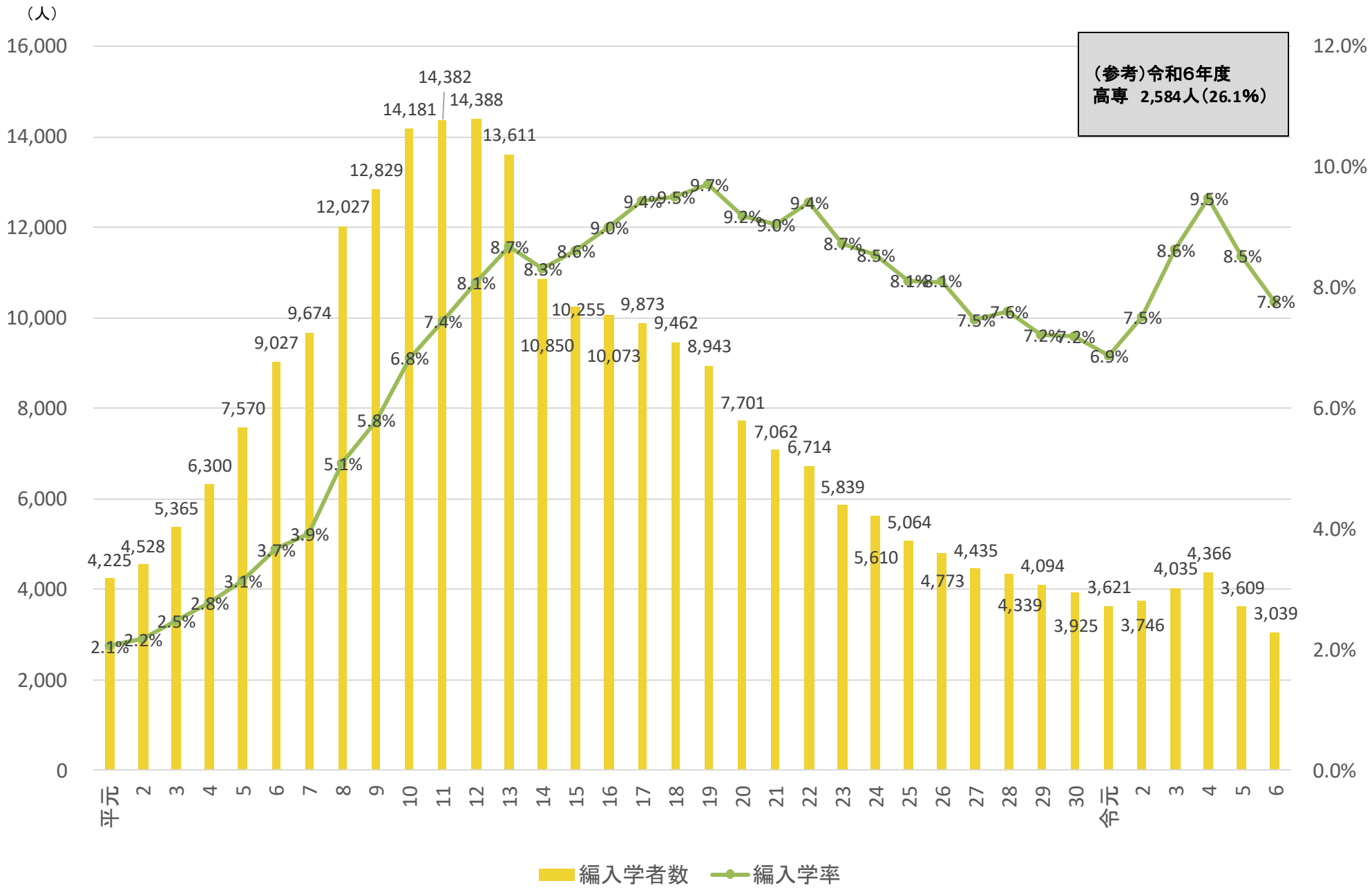

※編入学者は夜間含む。
※短期大学卒業者数に占める編入学者数の割合。
※当該年度に4年制大学が受け入れた編入学者数で過年度卒業者を含む。

（出典：「学校基本統計」）

各国の有力大学における学部・大学院学生比較（人数・割合）

- 米・仏・中の研究大学の多くが、学部生よりも大学院生の占める割合が大きい。
- 日本のほか、米国の州立大学や英国の大学においては　学部生の割合の方がやや大きい。

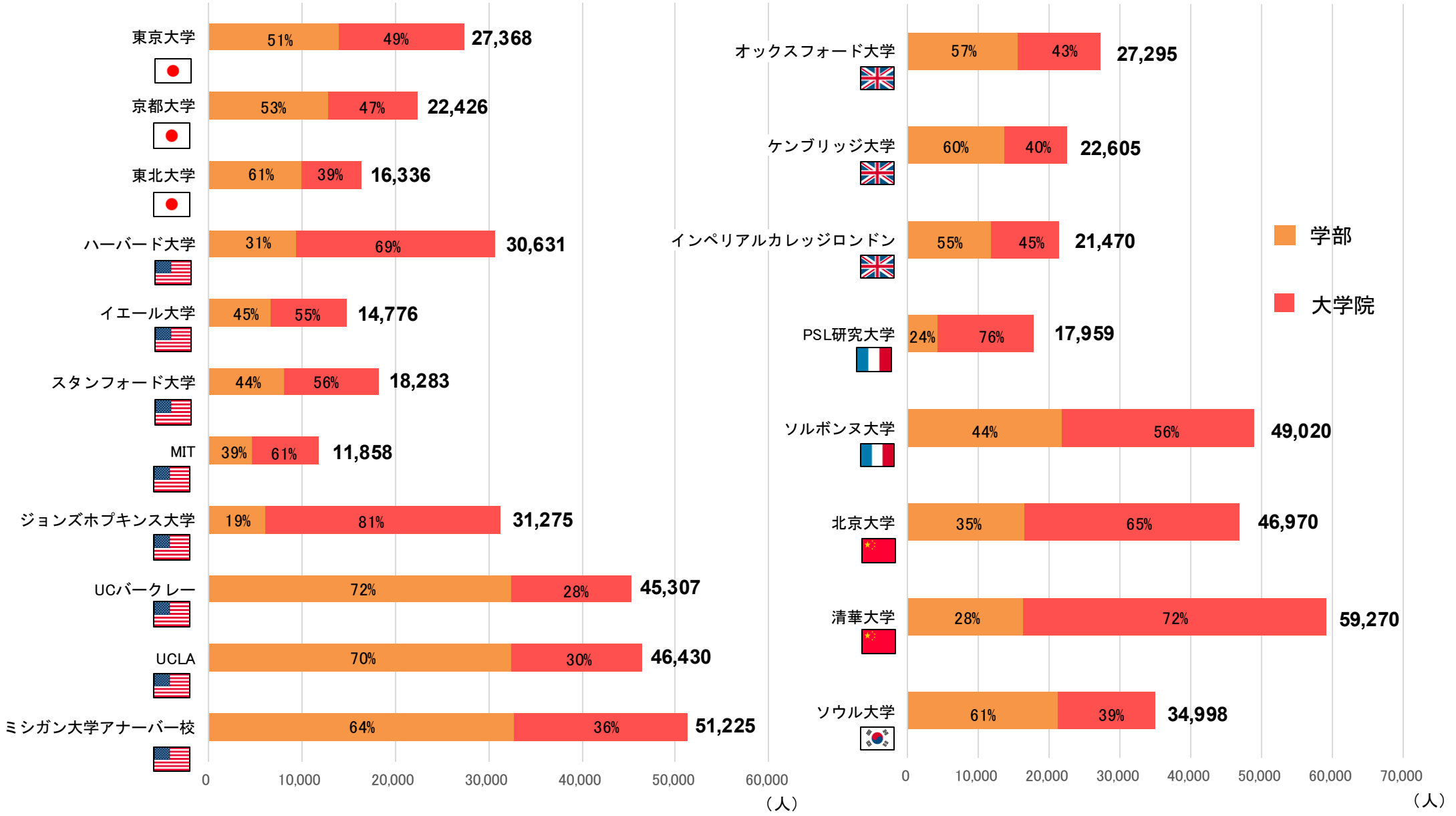

（出典：各国のウェブページの情報から文部科学省作成）

日米の高等教育の構造比較

●世界大学ランキングにランクインしている日米の大学をランキング順位別に配置すると以下のとおり。
●ランクインしている大学は、米国では全大学の約４％に過ぎず、かつトップ200位に集中しているのに対し、日本ではトップ200位以内の大学は少ない一方で、全大学の10%以上がランクインしている状況。

赤:: 私立大学
黒:州立大学

アメリカの高等教育

大学名は、カリフォルニア州内の大学のみを表示

カリフォルニア大学
（University of California）

UC Berkeley（9）
UC Los Angeles（18）
UC San Diego（34）
UC Davis（59）
UC Santa Barbara（69）
UC Irvine（92）
UC Santa Cruz
UC Riverside
UC Merced

スタンフォード大学（2）
カリフォルニアエ科大学(7)
南カリフォルニア大学(74)

カリフォルニア州立大学
（California State University）

San Diego State University

カリフォルニア・コミュニティ・カレッジ
（California Community College）

総数：約4,000校
（うち169校がランクイン）

THE World University Rankings 2024 Top1904

Top100
Top200
201-250
251-300
301-350
351-400
401-500
501-600
601-800
801-1000
1001-1500
1501+
others

日本の高等教育

黒:国立大学
赤:私立大学
青:公立大学

東京大（29）
京都大（55）
東北大(130)、大阪大(175)、東京工業大(191)
名古屋大
九州大
北海道大、筑波大
東京医科歯科大
広島大、神戸大　順天堂大学、慶應義塾大
会津大
千葉大、熊本大、岡山大、東京農工大　東京医科大、早稲田大
横浜市立大、京都府立医科大
浜松医科大、金沢大、新潟大、岐阜大、信州大
豊橋技術科学大、愛媛大、電気通信大、群馬大
香川大、九州工業大、三重大、長岡技術科学大
長崎大、滋賀医科大、徳島大、東京海洋大
富山大、山形大、山梨大、横浜国立大、鹿児島大
京都工芸繊維大、名古屋工業大、お茶の水女子大、山口大
札幌医科大、東京都立大、名古屋市立大、和歌山県立医科大、
大阪公立大
関西医科大、産業医科大、藤田医科大、近畿大
久留米大、日本医科大、豊田工業大、愛知医科大
、東京慈恵会医科大、立教大、聖マリアンナ医科
大、北里大、立命館大、埼玉医科大、芝浦工業大
、昭和大、東邦大、東海大
東京理科大、兵庫医科大
琉球大、佐賀大、秋田大、福井大、茨城大、岩手大
高知大、宮崎大、室蘭工業大、大分大、埼玉大、島根大
静岡大、鳥取大、宇都宮大、奈良女子大
高知工科大、兵庫県立大、静岡県立大、富山県立大
法政大、金沢医科大、帝京大、青山学院大
千葉工業大、中部大、中央大、獨協医科大
同志社大、福岡大、神奈川大、関西大
工学院大、関西学院大、京都産業大、明治大、
名城大、大阪工業大、大阪医科薬科大
龍谷大、上智大、東京農業大、東京都市大
東京電機大、東洋大学

総数：約1,100校
（うち119校がランクイン）

（出典）THE World University Rankings 2024に基づき作成

男女別・都道府県別の4年制大学進学率

大学進学率を男女別にみると、東京都、山口県、徳島県、熊本県を除く43都道府県で男性の方が女性よりも高く、男女の進学率の差は①山梨県（16.8ポイント）、②埼玉県（9.3ポイント）、③北海道（8.5ポイント）、④福島県（7.8ポイント）の順に高い。

● 大学進学率 ＝ 令和7年度の大学入学者数（男女別） / 3年前の中学校等卒業者数（男女別）

● 3年前の中学校等卒業者数 ＝ 3年前の中学校、義務教育学校、特別支援学校中学部卒業者数並びに中等教育学校前期課程修了者数

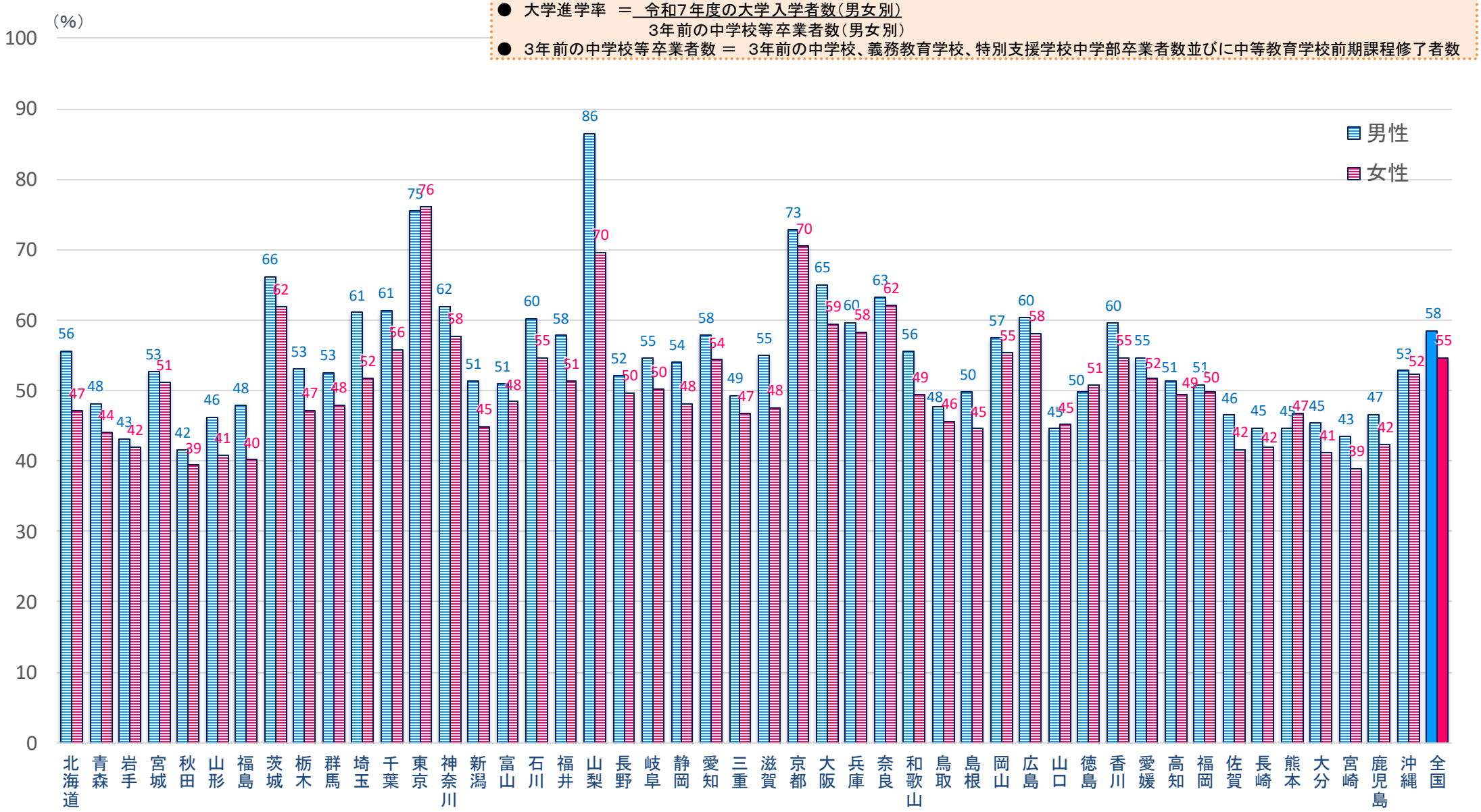

（出典）文部科学省「令和7年度学校基本統計」

都道府県別大学(学部)進学率の変化(過年度卒業者等を含む)

都道府県別の過年度卒業者等も含む大学（学部）進学率は、地域によって差があるが、2008年と比較すると全体的に上昇している。

○都道府県別の大学(学部)進学率(過年度卒業者等を含む)

（計算式） 当該年度の大学(学部)進学者(過年度卒業者等を含む) / 3年前の中学校等卒業者数

※3年前の中学校等卒業者数:3年前の中学校卒業者数、中等教育学校前期課程修了者数、特別支援学校中学部卒業者数

（2025年は、3年前の義務教育学校卒業者数を含む）

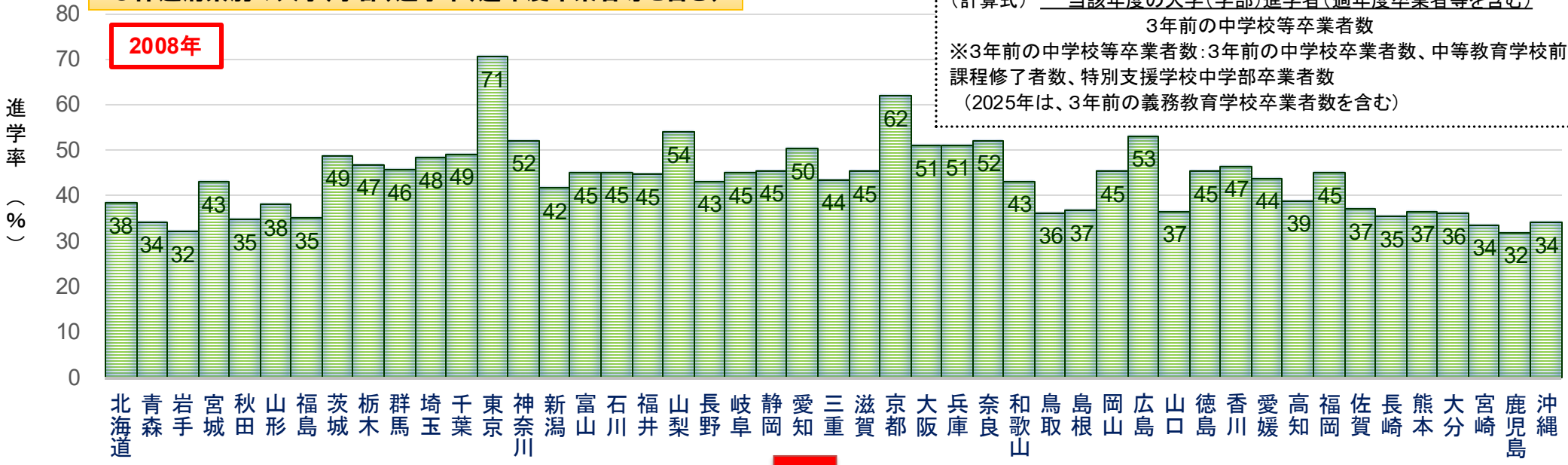

出典:文部科学省「学校基本統計(平成20年度版)」

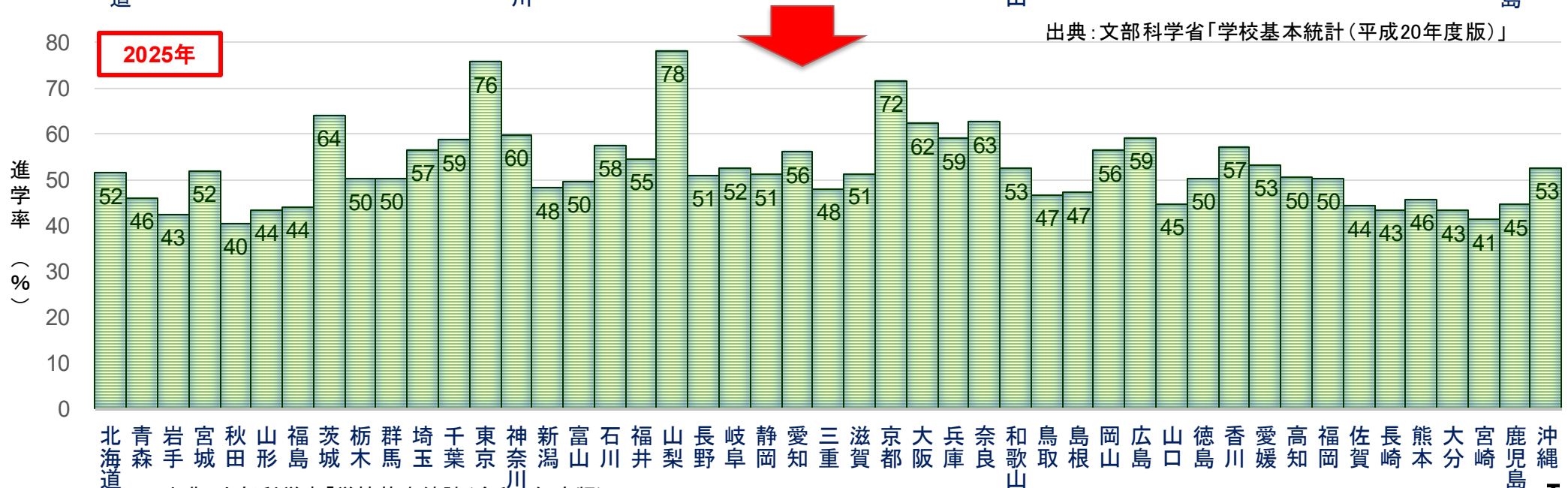

出典:文部科学省「学校基本統計(令和7年度版)」

都道府県別大学進学者収容力（対大学進学希望者）

各県の大学進学希望者に対する収容力は、東京都と京都府で150%を上回っているほか、13都道府県でも90%を超えている。
他方で、50%に満たない県も6県ある。

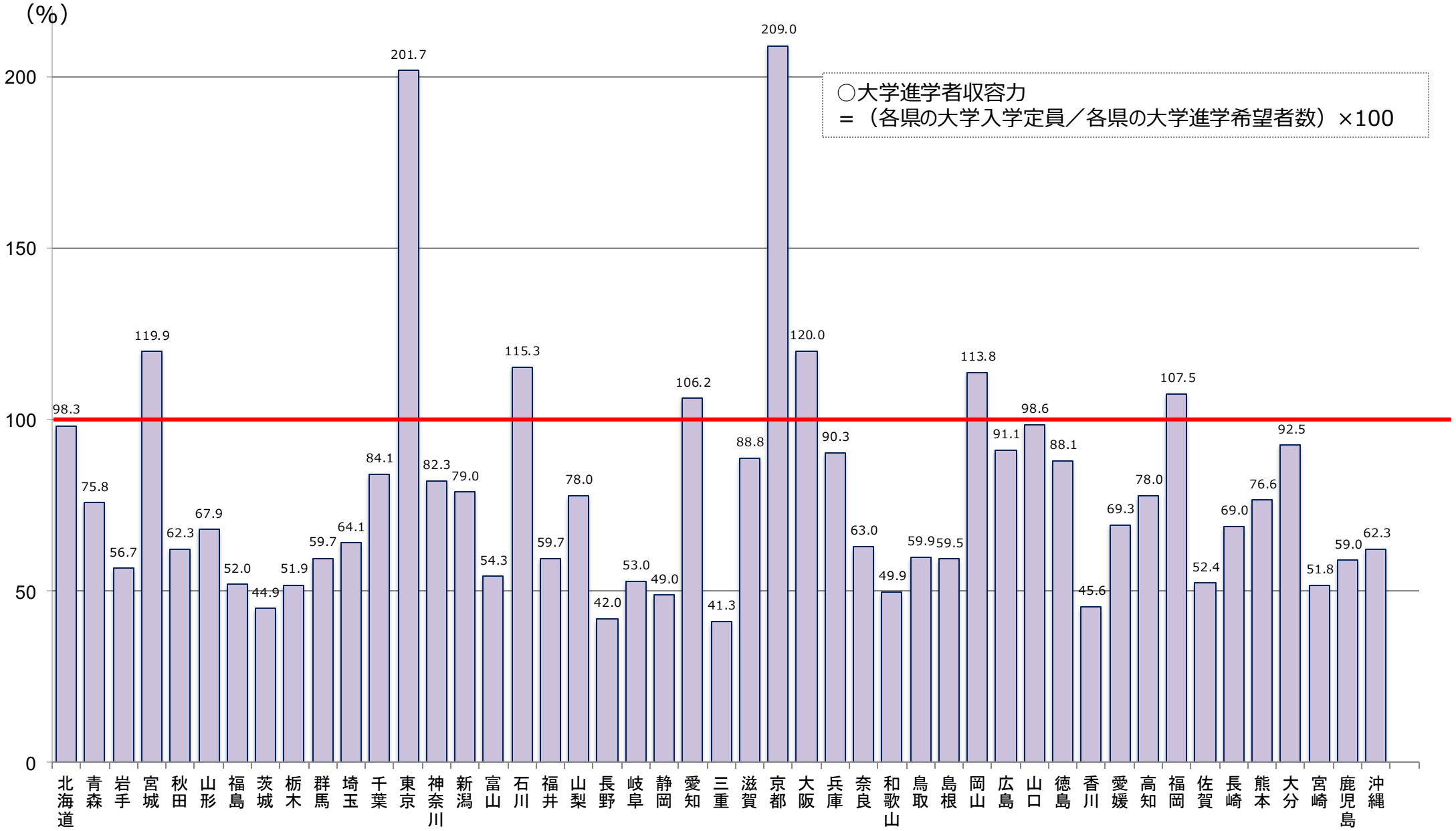

（出典）○大学入学定員数：文部科学省調べ（令和6年度）（※各県（学部の所在地による）に所在する大学の入学定員）
○大学進学希望者数：文部科学省「学校基本統計（令和6年度）」

都道府県別大学進学者収容力（対3年前の中学校等卒業者 ）

各県の３年前の中学校等卒業者に対する収容力は東京都と京都府を除く全ての県で100%を下回っており、その多くの県では５０%未満となっている。

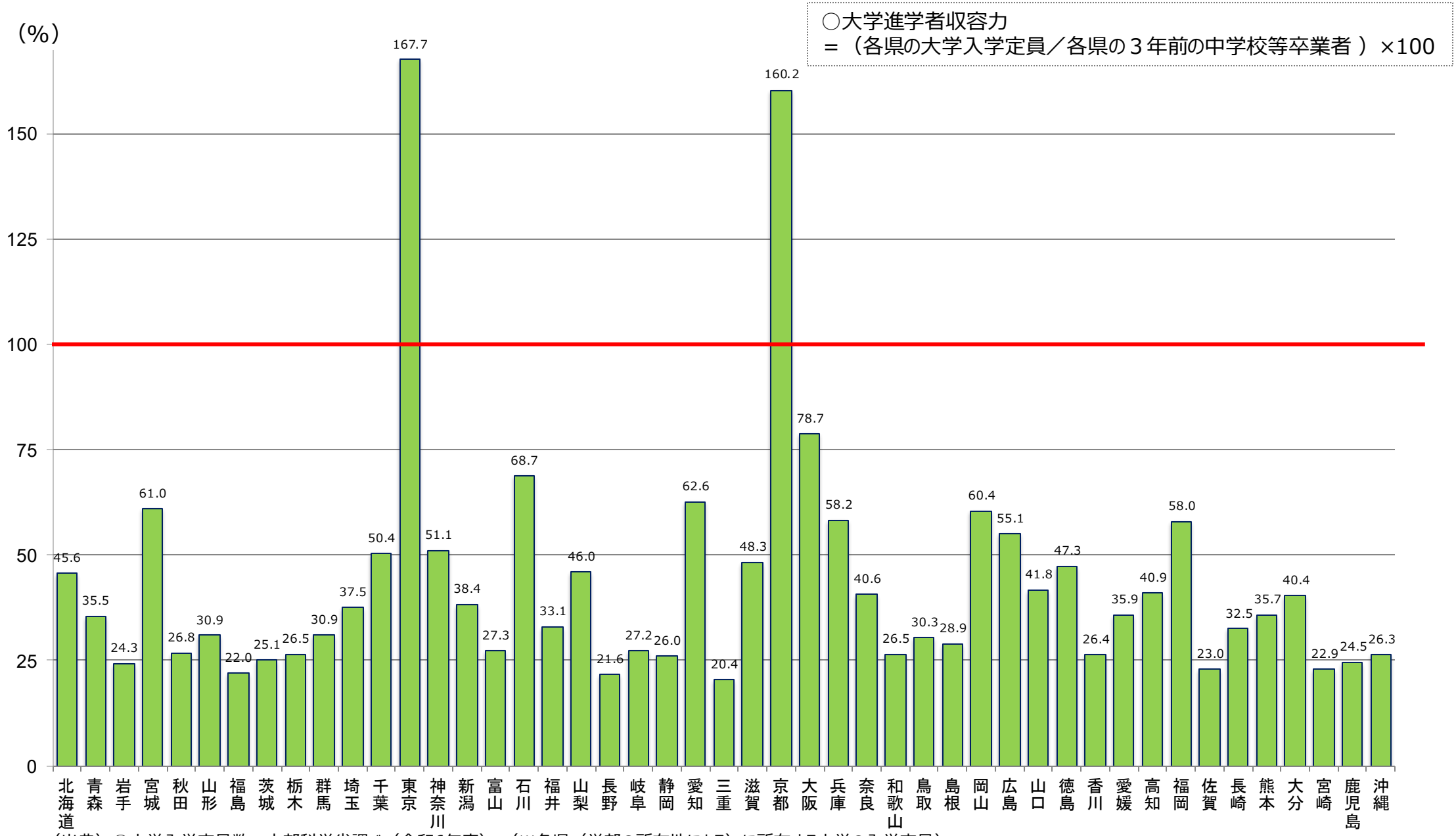

（出典）○大学入学定員数：文部科学省調べ（令和6年度）　（※各県（学部の所在地による）に所在する大学の入学定員）
○３年前の中学校等卒業者 ：文部科学省「学校基本統計（令和3年度）」（※大学入学定員数調査年度の３年前の中学校・義務教育学校・特別支援学校（中学部）卒業者及び中等教育学校前期課程修了者数）

都道府県別高卒者の地域別大学進学者数比率

- 東日本では、東京圏への進学が３割を超える県が相当数ある。また、東京圏出身者は東京圏への進学が多い。
- 西日本では、東京圏への進学は１割程度で地域ブロックへの進学が多い傾向がある。

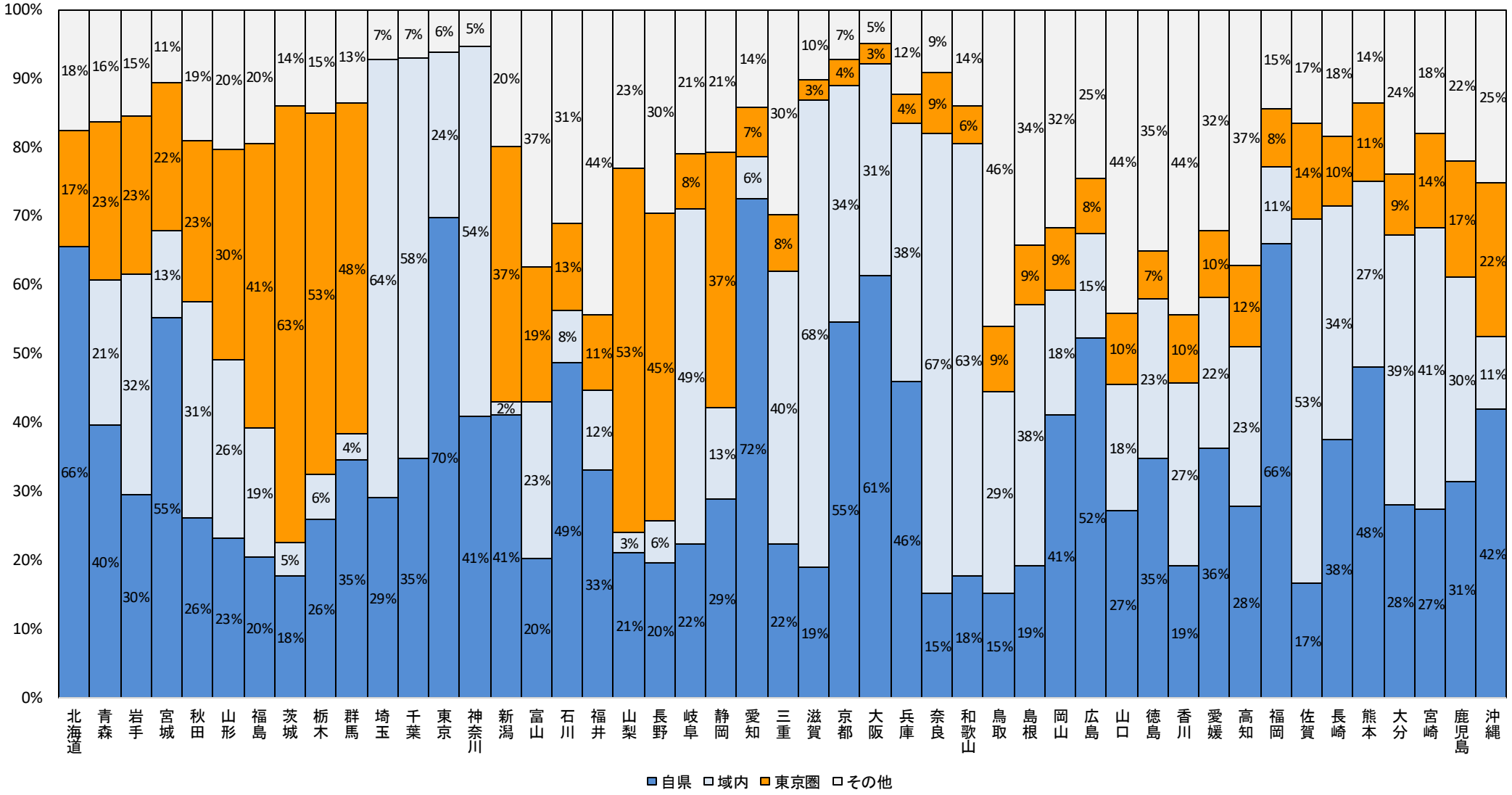

※地域区分：北海道、東北、関東（東京圏除く）、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、甲信越、北陸、東海、近畿、中国四国、九州

（出典）文部科学省「学校基本統計（令和７年度版）」

都道府県別高卒者の地域別大学進学者数

- 大都市がある都道府県を中心に大学進学者が多い傾向にある。
- 東日本では東京圏への進学者数が多い。

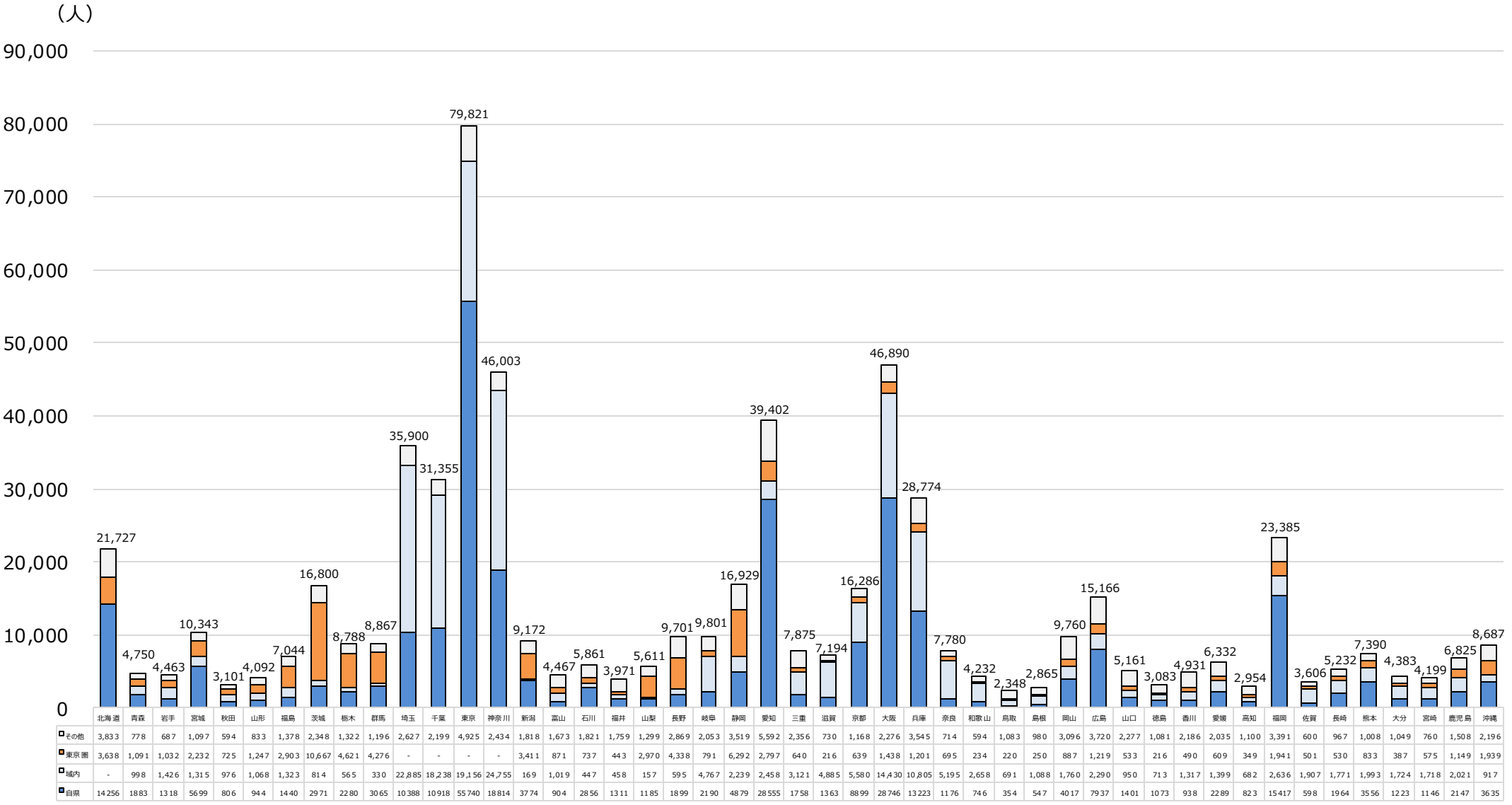

	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄
その他	3,833	778	687	1,097	594	833	1,378	2,348	1,322	1,196	2,627	2,199	4,925	2,434	1,818	1,673	1,821	1,759	1,299	2,869	2,053	3,519	5,592	2,356	730	1,168	2,276	3,545	714	594	1,083	980	3,096	3,720	2,277	1,081	2,186	2,035	1,100	3,391	600	967	1,008	1,049	760	1,508	2,196
東京圏	3,638	1,091	1,032	2,232	725	1,247	2,903	10,667	4,621	4,276	-	-	-	-	3,411	871	737	443	2,970	4,338	791	6,292	2,797	640	216	639	1,438	1,201	695	234	220	250	887	1,219	533	216	490	609	349	1,941	501	530	833	387	575	1,149	1,939
域内	-	998	1,426	1,315	976	1,068	1,323	814	565	330	22,885	18,238	19,156	24,755	169	1,019	447	458	157	595	4,767	2,239	2,458	3,121	4,885	5,580	14,430	10,805	5,195	2,658	691	1,088	1,760	2,290	950	713	1,317	1,399	682	2,636	1,907	1,771	1,993	1,724	1,718	2,021	917
自県	14,256	1,883	1,318	5,699	806	944	1,440	2,971	2,280	3,065	10,388	10,918	55,740	18,814	3,774	904	2,856	1,311	1,185	1,899	2,190	4,879	28,555	1,758	1,363	8,899	28,746	13,223	1,176	746	354	547	4,017	7,937	1,401	1,073	938	2,289	823	15,417	598	1,964	3,556	1,223	1,146	2,147	3,635

※地域区分：北海道、東北、関東（東京圏除く）、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、甲信越、北陸、東海、近畿、中国四国、九州

（出典）文部科学省「学校基本統計（令和7年度版）」

都道府県別・出身地域別大学入学者数比率

東日本の大学は域外からの入学者が比較的多い一方で、西日本の大学では自県及び域内からの入学者が多い傾向にある。

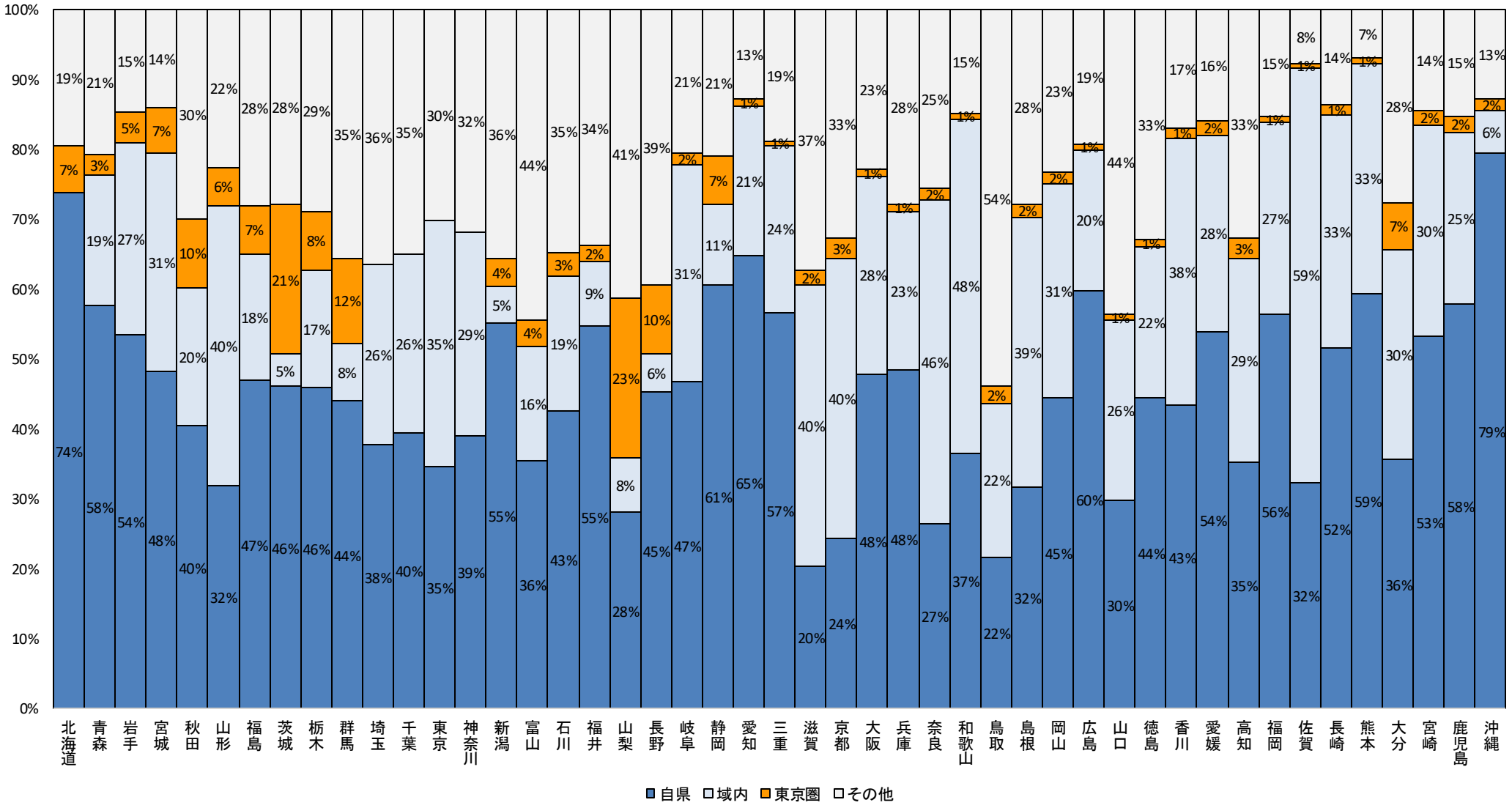

※地域区分：北海道、東北、関東（東京圏除く）、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、甲信越、北陸、東海、近畿、中国四国、九州

（出典）文部科学省「学校基本統計（令和７年度版）」

都道府県別・出身地域別大学入学者数

- 大都市にある大学では域外からの入学者を相当数受け入れている。
- 特に、東京圏にある大学は域外から多くの入学者を受け入れている。

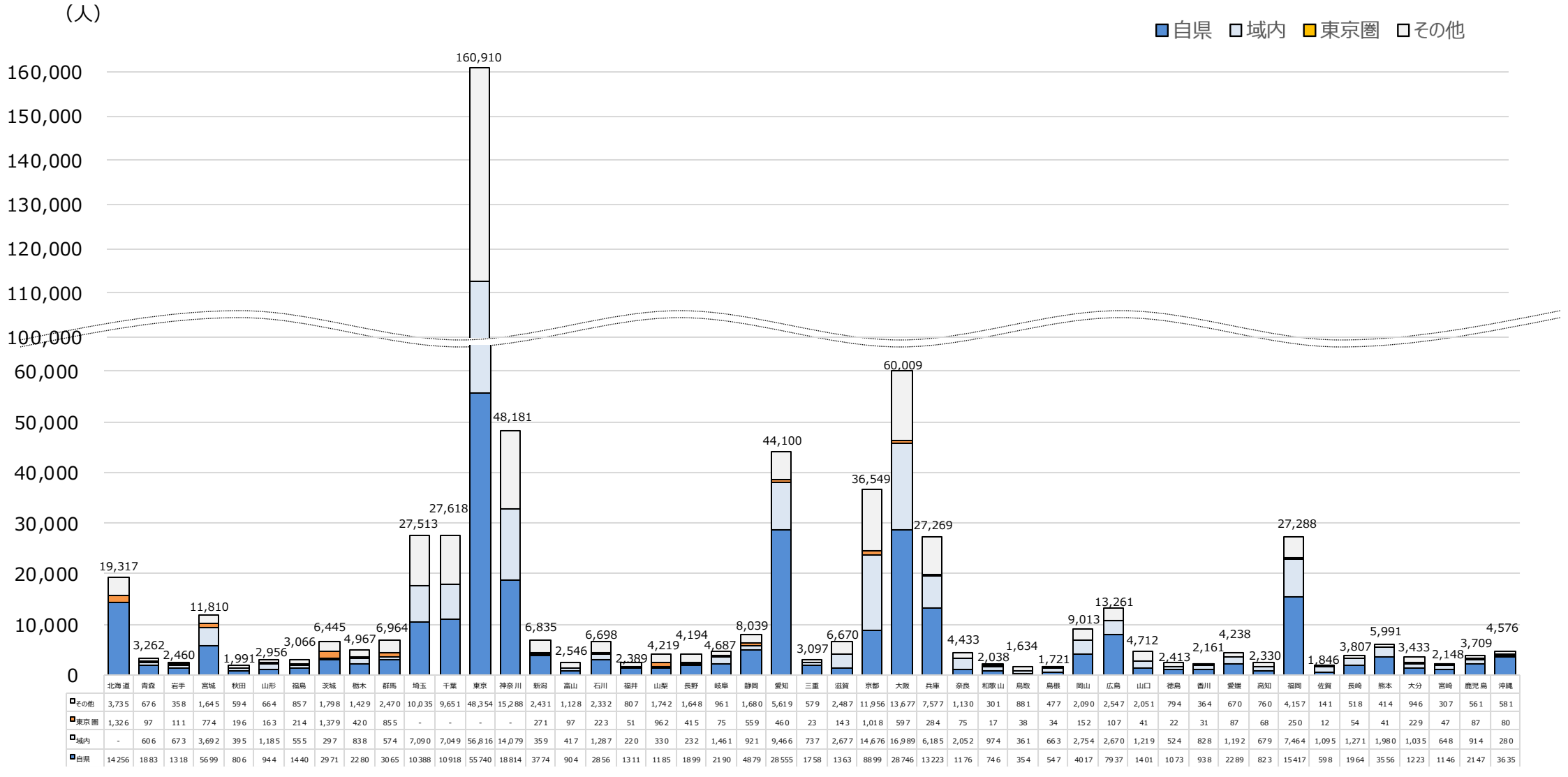

	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄
その他	3,735	676	358	1,645	594	664	857	1,798	1,429	2,470	10,035	9,651	48,354	15,288	2,431	1,128	2,332	807	1,742	1,648	961	1,680	5,619	579	2,487	11,956	13,677	7,577	1,130	301	881	477	2,090	2,547	2,051	794	364	670	760	4,157	141	518	414	946	307	561	581
東京圏	1,326	97	111	774	196	163	214	1,379	420	855	-	-	-	-	271	97	223	51	962	415	75	559	460	23	143	1,018	597	284	75	17	38	34	152	107	41	22	31	87	68	250	12	54	41	229	47	87	80
域内	-	606	673	3,692	395	1,185	555	297	838	574	7,090	7,049	56,816	14,079	359	417	1,287	220	330	232	1,461	921	9,466	737	2,677	14,676	16,989	6,185	2,052	974	361	663	2,754	2,670	1,219	524	828	1,192	679	7,464	1,095	1,271	1,980	1,035	648	914	280
自県	14,256	1,883	1,318	5,699	806	944	1,440	2,971	2,280	3,065	10,388	10,918	55,740	18,814	3,774	904	2,856	1,311	1,185	1,899	2,190	4,879	28,555	1,758	1,363	8,899	28,746	13,223	1,176	746	354	547	4,017	7,937	1,401	1,073	938	2,289	823	15,417	598	1,964	3,556	1,223	1,146	2,147	3,635

※地域区分：北海道、東北、関東（東京圏除く）、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、甲信越、北陸、東海、近畿、中国四国、九州

（出典）文部科学省「学校基本統計（令和7年度版）」

大学入学者数等の将来推計について【推計の考え方】①

推計の考え方

将来の大学入学者数（E）は、推計18歳人口（B）に推計大学進学率（A）を掛けて算出される各都道府県からの大学進学者数（C）に、外国人留学生（D）等を足すことによって求められる。

A.大学進学率の推計について

- 2018年度～2021年度における都道府県別、男女別の大学進学率の伸び率によって今後2050年まで大学進学率が上昇すると仮定して都道府県別に推計。

（例外）

①2021年度の男女別の進学率を比較し、高い方の進学率が2021年度と比較して5pt以上上回った場合、＋5ptを上限として以降据置き。

②2021年度の男女別の進学率が低い方の進学率を上回った場合、以降を高い方の進学率と同値と仮定。

③進学率伸び率がマイナスの場合、2021年度の大学進学率が今後維持されると仮定。

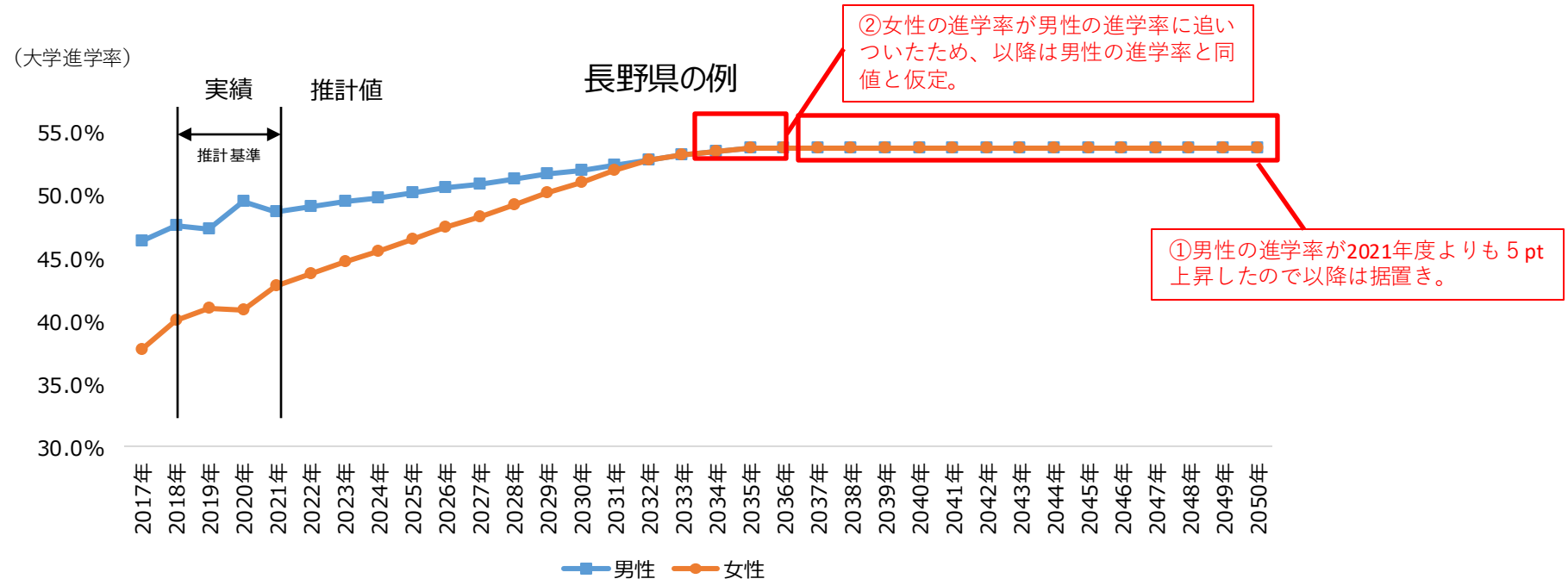

大学入学者数等の将来推計について【推計の考え方】②

B.18歳人口の推計について

- 2040年から2050年までの18歳人口について以下の推計方法により都道府県別に18歳人口を推計。
  日本の将来推計18歳人口（国立社会保障・人口問題研究所の推計）を2040年の都道府県比率※で案分
  ※ 2021年度中の出生者数に各都道府県の生存率を乗算することにより、大学等に入学することが想定される2040年4月時点の18歳人口の都道府県比率を算出

C.各都道府県からの大学進学者数

- 各都道府県の推計18歳人口（B）に各都道府県の大学進学率（A）を掛けたものを合計することにより算出。

D.外国人留学生の入学者数の推計について

- 2020年度～2022年度は新型コロナウイルス感染症の影響により外国人留学生数が一時的に激減したことを踏まえ、2019年度の外国人留学生数が維持されると推定。

E.大学入学者数の推計について

- 各推計値に基づく（B）×（A）による都道府県別の大学進学者数の合計（C）に（D）及びその他を足したものが2040年以降の大学入学者数の推計値となる。
  ※その他は高等学校卒業程度認定試験合格者・専修学校高等課程修了者で大学に進学した者（各年の進学者数の推計値に2019年の進学者数に占めるその他の比率を掛けることにより算出）

【（例）2040年の大学入学者数推計】

（B.18歳人口推計）	（A.大学進学率推計）	
北海道18歳人口（男性）13,031人	× 北海道進学率（男性）56.4%＝ 7,353人	北海道進学者数 14,355人
北海道18歳人口（女性）12,408人	× 北海道進学率（女性）56.4%＝ 7,002人	
青森県 ・・・		⋮
⋮		
沖縄県18歳人口（男性） 6,699人	× 沖縄県進学率（男性）47.0%＝ 3,152人	沖縄県進学者数 6,155人
沖縄県18歳人口（女性） 6,383人	× 沖縄県進学率（女性）47.0%＝ 3,003人	

大学進学率（全国）59.0%
（男性）60.6%　（女性）57.3%

（C.2040年の各都道府県からの大学進学者数）
435,798人

（D.2040年の推計外国人留学生入学者数）		（その他）		（E.2040年の推計大学入学者数）
435,798人	＋ 17,096人	＋ 2,149人	＝	**455,043人**

※四捨五入の関係上、四則演算の値と記載の数値は必ずしも一致しない

大学入学定員の総数
631,949人（R5）

（注）グランドデザイン答申時の推計について
881,782人（推計18歳人口）×55.5%（大学進学率）（※）＋16,724人（外国人留学生等）＝506,005人
（※）GD答申時は外国人留学生も含めて進学率を57.4%としていたが、18歳人口推計値に訪日予定の外国人等は含まれていないため上記の記載としている。

進学率・進学者数推計結果（出生低位・死亡低位）

●出生中位・死亡中位の出生数推計より、実際の出生数が少なく推移しているため、進学率・進学者数推計を**出生低位・死亡低位で推計**。
●急速な人口減少に伴い、大学進学率の伸長を加味したとしても、**2040年の各都道府県の大学進学者数の合計は40万人台**。
●**外国人留学生数が上昇すると仮定しても**、現在の大学の入学定員の規模が維持された場合には、2040年の**定員充足率は70%台**。

【外国人留学生数が現状のままであった場合】

年	2025（実績値）	2030	2035	2040	2045	2050
18歳人口	1,100,851	1,051,986	964,129	739,050	697,120	678,482
進学率	58.64%	59.56%	60.59%	61.57%	62.05%	62.41%
(a)進学者数	623,307	606,498	564,333	435,798	413,411	404,319
(b)留学生等	19,202	17,096	17,096	17,096	17,096	17,096
(c)その他※1	3,004	2,991	2,783	2,149	2,039	1,994
大学入学者数 ((a)+(b)+(c))	645,513	626,585	584,212	455,043	432,545	423,409
定員充足率※2	102.15%	99.15%	92.45%	72.01%	68.45%	67.00%

【外国人留学生数が増加すると仮定した場合】 **（2033年政府目標の留学生比率5%（教育未来創造会議第二次提言）の増加ペースで2023年から2040年まで増加すると仮定）**

年	2025（実績値）	2030	2035	2040	2045	2050
18歳人口	1,100,851	1,051,986	964,129	739,050	697,120	678,482
(a)進学者数	623,307	606,498	564,333	435,798	413,411	404,319
(b)留学生等	19,202	27,531	34,984	42,438	42,438	42,438
(c)その他	3,004	2,991	2,783	2,149	2,039	1,994
大学入学者数 ((a)+(b)+(c))	645,513	637,020	602,100	480,385	457,887	448,751
定員充足率	102.15%	100.80%	95.28%	76.02%	72.46%	71.01%

※1　高等学校卒業程度認定試験合格者・専修学校高等課程修了者で大学に進学した者
※2　2023年度の定員に対する定員充足率

大学進学者数等の将来推計について

大学進学率は上昇し、大学進学者数も増加傾向にあったが、2026年以降は大学進学率が上昇しても大学進学者数は減少局面に突入すると予測される。

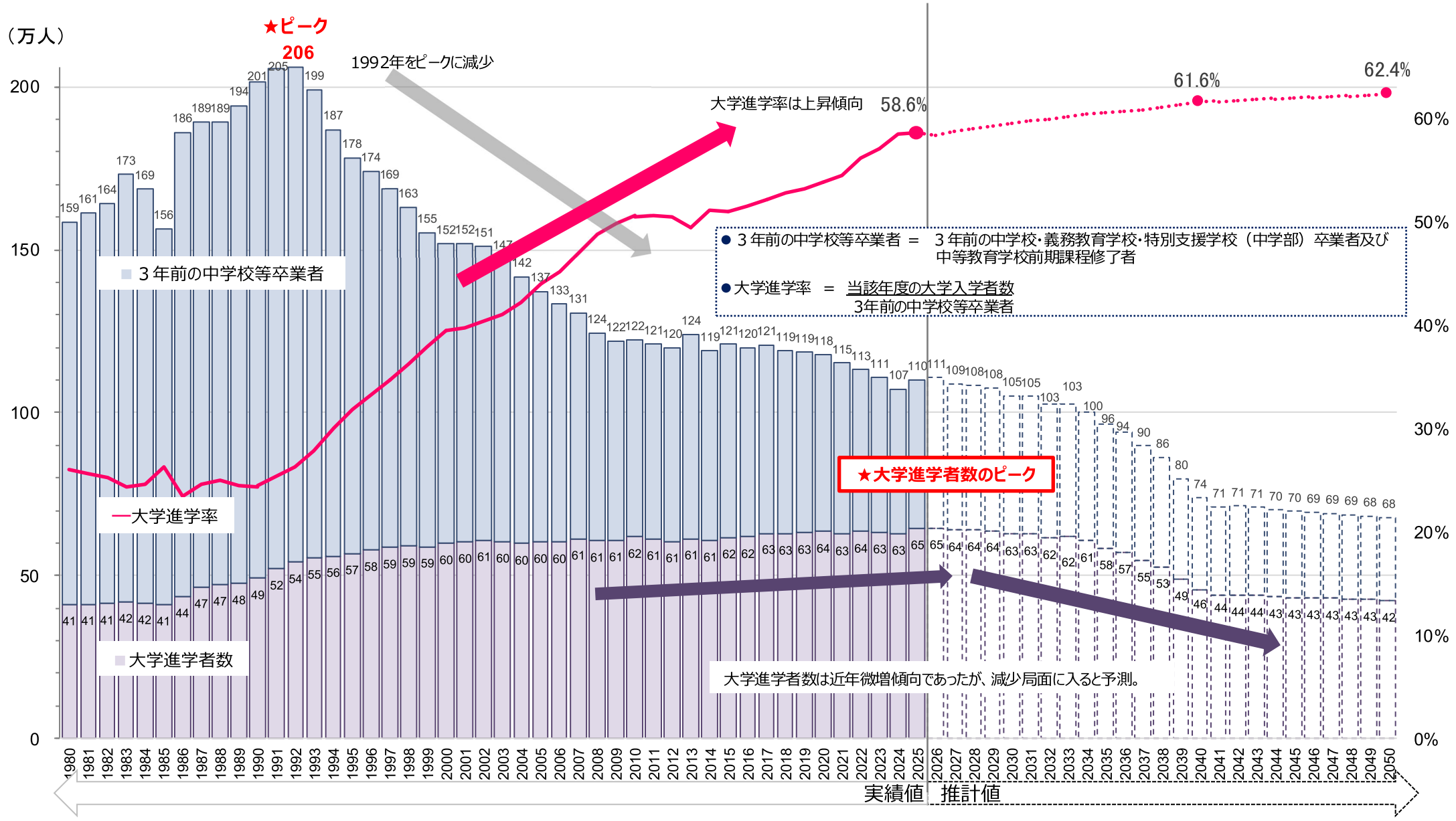

※ 出生低位・死亡低位での推計

（出典）推計値：国立社会保障・人口問題研究所

2040年の各都道府県進学者等推計（出生低位・死亡低位）①

	北海道			青森県			岩手県			宮城県			秋田県			山形県			福島県			茨城県			栃木県			群馬県			埼玉県			千葉県		
3年前の中学校等卒業者【2021】	45,326			11,967			11,515			21,201			8,292			10,342			17,799			27,804			18,613			18,968			65,009			55,359		
高校等卒業者数【2021】	40,596			11,056			10,585			19,412			7,586			9,555			16,130			25,234			17,183			16,849			56,216			49,294		
大学進学者数【2021】	21,039			4,975			4,460			9,982			3,345			4,097			7,215			14,797			9,063			8,971			35,056			30,362		
大学進学率【2021】	46.4%			41.6%			38.7%			47.1%			40.3%			39.6%			40.5%			53.2%			48.7%			47.3%			53.9%			54.8%		
大学進学率（国公私別）【2021】	9.9%	3.4%	33.2%	11.8%	5.0%	24.7%	11.1%	5.3%	22.3%	9.2%	2.6%	35.3%	14.1%	4.3%	21.9%	11.0%	2.7%	26.0%	7.6%	3.2%	29.8%	8.4%	2.1%	42.7%	8.4%	1.9%	38.4%	7.9%	3.7%	35.7%	4.2%	0.9%	48.9%	4.3%	0.6%	50.0%
短大進学率【2021】	4.0%			4.7%			4.2%			4.6%			5.8%			4.6%			5.0%			2.7%			4.0%			4.2%			3.4%			3.0%		
専門学校進学率（現役）【2021】	20.7%			14.7%			17.6%			16.0%			16.3%			18.0%			15.5%			17.0%			16.8%			15.3%			16.0%			17.5%		
大学数【2021】	37			10			6			14			7			6			8			10			9			15			27			27		
大学数（国公私別）【2021】	7	6	24	1	2	7	1	1	4	2	1	11	1	3	3	1	2	3	1	2	5	3	1	6	1	0	8	1	4	10	1	1	25	1	1	25
入学定員【2021】	18,806			3,363			2,509			11,511			2,090			2,766			3,579			6,461			4,668			5,785			28,855			25,751		
入学定員（国公私別）【2021】	5,600	1,345	11,861	1,322	516	1,525	1,030	440	1,039	2,722	420	8,369	955	665	470	1,663	145	958	945	599	2,035	3,760	170	2,531	910	0	3,758	1,098	1,482	3,205	1,535	395	26,925	2,592	180	22,979
大学入学者数【2021】	19,119			3,407			2,544			11,713			2,075			2,792			3,451			6,697			4,823			5,983			28,847			27,402		
（国公私別）【2021】	5,756	1,434	11,929	1,371	549	1,487	1,068	473	1,003	2,779	453	8,481	985	694	396	1,690	148	954	991	605	1,855	3,829	171	2,697	929	0	3,894	1,142	1,551	3,290	1,598	406	26,843	2,635	180	24,587
県外から流入【2021】	4,954			1,363			1,281			6,061			1,194			1,868			1,822			3,727			2,639			3,249			18,497			17,051		
県内から流出【2021】	6,874			2,931			3,197			4,330			2,464			3,173			5,586			11,827			6,879			6,237			24,706			20,011		
流出入差（流入−流出）【2021】	-1,921			-1,568			-1,916			1,731			-1,270			-1,305			-3,764			-8,101			-4,240			-2,988			-6,209			-2,961		
自県進学率【2021】	67.3%			41.1%			28.3%			56.6%			26.3%			22.6%			22.6%			20.1%			24.1%			30.5%			29.5%			34.1%		
18歳人口推計【2040】	25,440			5,732			5,609			12,328			3,865			5,334			8,873			15,183			10,379			10,284			41,712			35,741		
大学進学者数推計【2040】	14,355			2,569			2,336			6,179			1,757			2,247			4,000			9,122			5,281			5,162			24,982			21,691		
大学進学率推計【2040】	56.4%			44.8%			41.7%			50.1%			45.5%			42.1%			45.1%			60.1%			50.9%			50.2%			59.9%			60.7%		
大学入学者数推計【2040】	13,074			1,927			1,446			7,143			1,233			1,677			2,064			4,773			3,008			4,661			21,196			19,934		
（国公私別）【2040】	3,936	981	8,157	776	311	841	607	269	570	1,695	276	5,172	585	413	235	1,015	89	573	593	362	1,109	2,729	122	1,922	579	0	2,429	890	1,208	2,563	1,174	298	19,723	1,917	131	17,887
入学定員充足率推計【2040】	69.5%			57.3%			57.6%			62.1%			59.0%			60.6%			57.7%			73.9%			64.4%			80.6%			73.5%			77.4%		
（国公私別）【2040】	70.3%	72.9%	68.8%	58.7%	60.2%	55.2%	59.0%	61.1%	54.9%	62.3%	65.8%	61.8%	61.3%	62.0%	50.1%	61.1%	61.3%	59.8%	62.7%	60.4%	54.5%	72.6%	71.7%	75.9%	63.7%	-	64.6%	81.0%	81.5%	80.0%	76.5%	75.5%	73.3%	74.0%	72.7%	77.8%
大学進学者数【2021】−大学進学者数推計【2040】	-6,684		(-32%)	-2,406		(-48%)	-2,124		(-48%)	-3,803		(-38%)	-1,588		(-47%)	-1,850		(-45%)	-3,215		(-45%)	-5,675		(-38%)	-3,782		(-42%)	-3,809		(-42%)	-10,074		(-29%)	-8,671		(-29%)
大学入学者数【2021】−大学入学者数推計【2040】	-6,045		(-32%)	-1,480		(-43%)	-1,098		(-43%)	-4,570		(-39%)	-842		(-41%)	-1,115		(-40%)	-1,387		(-40%)	-1,924		(-29%)	-1,815		(-38%)	-1,322		(-22%)	-7,651		(-27%)	-7,467		(-27%)

（参考）
大学進学者…各県に所在する高校等を卒業した者で、全国いずれかの大学に進学した者
大学入学者…各県に所在する大学に入学した者

2040年の各都道府県進学者等推計（出生低位・死亡低位）②

	東京都			神奈川県			新潟県			富山県			石川県			福井県			山梨県			長野県			岐阜県			静岡県			愛知県			三重県		
3年前の中学校等卒業者【2021】	105,013			78,922			19,972			9,769			10,706			7,667			7,849			20,449			20,213			34,976			72,056			17,593		
高校等卒業者数【2021】	101,997			67,477			18,071			8,898			10,073			7,246			7,874			18,424			17,986			31,948			63,402			15,401		
大学進学者数【2021】	78,180			44,498			8,698			4,561			5,607			4,104			5,018			9,269			9,760			16,879			38,573			7,864		
大学進学率【2021】	74.4%			56.4%			43.6%			46.7%			52.4%			53.5%			63.9%			45.3%			48.3%			48.3%			53.5%			44.7%		
大学進学率（国公私別）【2021】	6.6%	1.0%	66.8%	3.7%	1.2%	51.5%	9.5%	3.9%	30.1%	13.3%	5.5%	27.9%	13.5%	5.1%	33.7%	14.4%	6.2%	32.9%	9.4%	5.6%	48.9%	8.4%	4.0%	32.9%	9.0%	3.2%	36.1%	8.3%	3.9%	36.1%	9.5%	3.0%	41.0%	8.7%	2.5%	33.5%
短大進学率【2021】	1.9%			2.8%			3.8%			6.4%			5.6%			4.8%			5.3%			6.8%			5.3%			3.4%			3.1%			4.9%		
専門学校進学率（現役）【2021】	11.7%			14.6%			24.4%			15.6%			13.3%			13.8%			17.7%			19.3%			12.3%			15.6%			12.0%			12.7%		
大学数【2021】	146			32			22			5			14			6			7			11			13			14			52			7		
大学数（国公私別）【2021】	12	2	132	2	2	28	3	4	15	1	1	3	2	4	8	1	2	3	1	2	4	1	4	6	1	3	9	2	4	8	4	3	45	1	1	5
入学定員【2021】	153,377			44,893			6,699			2,575			6,502			2,300			4,169			4,020			4,940			8,090			41,964			3,190		
入学定員（国公私別）【2021】	9,716	1,570	142,091	1,662	1,130	42,101	2,467	765	3,467	1,770	495	310	1,726	590	4,186	855	450	995	825	990	2,354	1,978	960	1,082	1,240	200	3,500	2,145	935	5,010	3,976	1,764	36,224	1,310	100	1,780
大学入学者数【2021】	153,519			45,619			6,592			2,588			6,492			2,362			4,245			4,163			4,825			7,970			42,461			3,303		
（国公私別）【2021】	10,055	1,592	141,872	1,697	1,174	42,748	2,547	826	3,219	1,832	480	276	1,764	620	4,108	895	485	982	851	1,075	2,319	2,023	1,007	1,133	1,265	220	3,340	2,166	1,051	4,753	4,092	1,830	36,539	1,335	102	1,866
県外から流入【2021】	100,599			28,384			3,132			1,640			3,813			1,083			3,012			2,276			2,679			3,165			14,960			1,554		
県内から流出【2021】	25,261			27,263			5,238			3,613			2,928			2,825			3,785			7,382			7,614			12,074			11,072			6,115		
流出入差（流入-流出）【2021】	75,339			1,121			-2,106			-1,973			885			-1,742			-773			-5,106			-4,935			-8,909			3,888			-4,561		
自県進学率【2021】	67.7%			38.7%			39.8%			20.8%			47.8%			31.2%			24.6%			20.4%			22.0%			28.5%			71.3%			22.2%		
18歳人口推計【2040】	92,106			52,183			11,136			5,640			6,596			4,651			4,521			11,393			10,969			19,553			49,082			10,378		
大学進学者数推計【2040】	73,463			31,958			5,388			3,020			3,892			2,775			3,245			6,043			6,097			9,611			28,216			5,033		
大学進学率推計【2040】	79.8%			61.2%			48.4%			53.5%			59.0%			59.7%			71.8%			53.0%			55.6%			49.2%			57.5%			48.5%		
大学入学者数推計【2040】	120,199			34,340			4,129			1,749			4,410			1,622			2,989			2,799			3,268			5,028			30,028			2,253		
（国公私別）【2040】	7,873	1,246	111,080	1,277	884	32,179	1,595	517	2,016	1,238	324	186	1,198	421	2,790	615	333	675	599	757	1,633	1,360	677	762	857	149	2,262	1,366	663	2,998	2,894	1,294	25,840	911	70	1,273
入学定員充足率推計【2040】	78.4%			76.5%			61.6%			67.9%			67.8%			70.5%			71.7%			69.6%			66.2%			62.1%			71.6%			70.6%		
（国公私別）【2040】	81.0%	79.4%	78.2%	76.9%	78.2%	76.4%	64.7%	67.6%	58.2%	69.9%	65.5%	60.2%	69.4%	71.4%	66.7%	71.9%	74.0%	67.8%	72.6%	76.5%	69.4%	68.8%	70.5%	70.4%	69.1%	74.5%	64.6%	63.7%	70.9%	59.8%	72.8%	73.4%	71.3%	69.5%	69.6%	71.5%
大学進学者数【2021】－大学進学者数推計【2040】	-4,717		(-6%)	-12,540		(-28%)	-3,310		(-38%)	-1,541		(-34%)	-1,715		(-31%)	-1,329		(-32%)	-1,773		(-35%)	-3,226		(-35%)	-3,663		(-38%)	-7,268		(-43%)	-10,357		(-27%)	-2,831		(-36%)
大学入学者数【2021】－大学入学者数推計【2040】	-33,320		(-22%)	-11,279		(-25%)	-2,463		(-37%)	-839		(-32%)	-2,082		(-32%)	-740		(-31%)	-1,256		(-30%)	-1,364		(-33%)	-1,557		(-32%)	-2,942		(-37%)	-12,433		(-29%)	-1,050		(-32%)

（参考）
大学進学者…各県に所在する高校等を卒業した者で、全国いずれかの大学に進学した者
大学入学者…各県に所在する大学に入学した者

2040年の各都道府県進学者等推計（出生低位・死亡低位）③

	滋賀県			京都府			大阪府			兵庫県			奈良県			和歌山県			鳥取県			島根県			岡山県			広島県			山口県			徳島県		
3年前の中学校等卒業者【2021】	14,496			23,373			80,416			51,942			13,100			8,934			5,256			6,291			18,350			26,294			12,367			6,666		
高校等卒業者数【2021】	12,836			22,526			71,803			45,157			11,585			8,163			4,820			6,014			17,342			22,985			10,855			6,054		
大学進学者数【2021】	7,185			15,965			47,469			29,769			7,877			4,366			2,177			2,748			9,328			14,387			4,706			3,246		
大学進学率【2021】	49.6%			68.3%			59.0%			57.3%			60.1%			48.9%			41.4%			43.7%			50.8%			54.7%			38.1%			48.7%		
大学進学率（国公私別）【2021】	6.7%	3.3%	39.6%	8.6%	4.2%	55.5%	5.9%	3.0%	50.2%	8.8%	4.2%	44.4%	10.4%	3.9%	45.9%	9.3%	3.9%	35.7%	14.0%	5.0%	22.4%	12.4%	7.0%	24.4%	12.6%	4.1%	34.1%	11.3%	5.2%	38.2%	9.9%	4.8%	23.3%	15.8%	3.4%	29.5%
短大進学率【2021】	4.7%			4.1%			4.5%			3.6%			4.2%			3.9%			7.1%			5.0%			3.9%			2.9%			4.4%			3.9%		
専門学校進学率（現役）【2021】	15.1%			13.0%			13.6%			12.0%			11.1%			16.4%			17.8%			19.9%			17.1%			10.6%			14.0%			14.7%		
大学数【2021】	9			34			56			36			11			5			3			2			18			21			10			4		
大学数（国公私別）【2021】	2	1	6	3	4	27	2	2	52	2	4	30	3	2	6	1	1	3	1	1	1	1	1	0	1	2	15	1	5	15	1	3	6	2	0	2
入学定員【2021】	7,548			35,123			54,721			27,777			4,858			2,035			1,519			1,617			9,905			13,399			4,211			2,893		
入学定員（国公私別）【2021】	945	600	6,003	3,706	1,046	30,371	4,155	2,863	47,703	2,690	1,902	23,185	730	348	3,780	890	280	865	1,139	300	80	1,157	460	0	2,195	550	7,160	2,336	1,570	9,493	1,917	1,084	1,210	1,388	0	1,505
大学入学者数【2021】	7,661			35,049			56,375			27,050			4,777			2,038			1,554			1,682			9,068			13,328			4,306			2,638		
（国公私別）【2021】	957	625	6,079	3,820	1,082	30,147	4,278	2,943	49,154	2,767	1,897	22,386	770	348	3,659	939	281	818	1,161	315	78	1,206	476	0	2,257	577	6,234	2,407	1,677	9,244	1,965	1,113	1,228	1,422	0	1,216
県外から流入【2021】	6,052			26,717			28,439			13,866			3,648			1,261			1,223			1,203			5,111			5,662			3,090			1,455		
県内から流出【2021】	5,576			7,633			19,533			16,585			6,748			3,589			1,846			2,269			5,371			6,721			3,490			2,063		
流出入差（流入-流出）【2021】	476			19,084			8,906			-2,719			-3,100			-2,328			-623			-1,066			-260			-1,059			-400			-608		
自県進学率【2021】	22.4%			52.2%			58.9%			44.3%			14.3%			17.8%			15.2%			17.4%			42.4%			53.3%			25.8%			36.4%		
18歳人口推計【2040】	9,494			14,655			51,865			32,315			7,294			4,953			3,259			3,996			11,892			16,686			7,063			3,829		
大学進学者数推計【2040】	5,525			10,958			35,359			20,517			4,963			2,836			1,558			1,847			6,880			9,126			2,688			2,109		
大学進学率推計【2040】	58.2%			74.8%			68.2%			63.5%			68.0%			57.3%			47.8%			46.2%			57.9%			54.7%			38.1%			55.1%		
大学入学者数推計【2040】	5,540			25,048			40,716			19,283			3,337			1,414			1,087			1,156			6,444			8,743			2,980			1,791		
（国公私別）【2040】	692	452	4,396	2,730	773	21,544	3,090	2,126	35,501	1,973	1,352	15,958	538	243	2,556	651	195	567	812	220	55	829	327	0	1,604	410	4,430	1,579	1,100	6,064	1,360	770	850	966	0	826
入学定員充足率推計【2040】	73.4%			71.3%			74.4%			69.4%			68.7%			69.5%			71.6%			71.5%			65.1%			65.3%			70.8%			61.9%		
（国公私別）【2040】	73.2%	75.3%	73.2%	73.7%	73.9%	70.9%	74.4%	74.2%	74.4%	73.3%	71.1%	68.8%	73.7%	69.8%	67.6%	73.2%	69.6%	65.6%	71.3%	73.4%	68.2%	71.7%	71.1%	-	73.1%	74.6%	61.9%	67.6%	70.1%	63.9%	70.9%	71.0%	70.2%	69.6%	-	54.9%
大学進学者数【2021】－大学進学者数推計【2040】	-1,660	(-23%)		-5,007	(-31%)		-12,110	(-26%)		-9,252	(-31%)		-2,914	(-37%)		-1,530	(-35%)		-619	(-28%)		-901	(-33%)		-2,448	(-26%)		-5,261	(-37%)		-2,018	(-43%)		-1,137	(-35%)	
大学入学者数【2021】－大学入学者数推計【2040】	-2,121	(-28%)		-10,001	(-29%)		-15,659	(-28%)		-7,767	(-29%)		-1,440	(-30%)		-624	(-31%)		-467	(-30%)		-526	(-31%)		-2,624	(-29%)		-4,585	(-34%)		-1,326	(-31%)		-847	(-32%)	

（参考）
大学進学者…各県に所在する高校等を卒業した者で、全国いずれかの大学に進学した者
大学入学者…各県に所在する大学に入学した者

2040年の各都道府県進学者等推計（出生低位・死亡低位）④

	香川県			愛媛県			高知県			福岡県			佐賀県			長崎県			熊本県			大分県			宮崎県			鹿児島県			沖縄県			その他
3年前の中学校等卒業者【2021】	9,430			12,621			6,257			46,942			8,501			12,831			16,868			10,370			10,621			15,810			16,515			
高校等卒業者数【2021】	8,593			11,445			5,891			41,516			7,697			11,857			15,073			9,745			9,842			14,227			14,424			
大学進学者数【2021】	4,840			6,144			2,845			22,333			3,455			5,434			7,075			4,091			4,180			6,126			7,002			17,919
大学進学率【2021】	51.3%			48.7%			45.5%			47.6%			40.6%			42.4%			41.9%			39.5%			39.4%			38.7%			42.4%			
大学進学率（国公私別）【2021】	13.3%	3.7%	34.3%	14.7%	4.1%	29.9%	9.8%	6.2%	29.5%	9.2%	3.0%	35.4%	12.2%	2.1%	26.4%	14.1%	5.3%	23.0%	10.0%	3.4%	28.6%	13.3%	4.1%	22.0%	12.6%	4.1%	22.6%	11.8%	2.4%	24.5%	9.5%	3.4%	29.5%	
短大進学率【2021】	4.7%			4.5%			4.3%			4.3%			4.2%			3.8%			3.2%			7.1%			4.7%			7.1%			3.5%			
専門学校進学率（現役）【2021】	15.6%			16.9%			15.9%			15.9%			16.3%			15.4%			17.9%			19.8%			16.0%			19.4%			23.8%			
大学数【2021】	4			5			5			35			2			8			9			5			7			6			8			
大学数（国公私別）【2021】	1	1	2	1	1	3	1	2	2	3	4	28	1	0	1	1	1	6	1	1	7	1	1	3	1	2	4	2	0	4	1	3	4	
入学定員【2021】	2,189			3,860			2,215			25,761			1,818			3,986			5,712			3,520			2,335			3,683			3,972			
入学定員（国公私別）【2021】	1,239	90	860	1,770	100	1,990	1,075	860	280	4,110	1,999	19,652	1,278	0	540	1,641	730	1,615	1,667	480	3,565	1,070	80	2,370	1,035	300	1,000	2,053	0	1,630	1,547	640	1,785	
大学入学者数【2021】	2,092			3,875			2,212			25,963			1,817			3,914			5,643			3,029			2,174			3,652			4,153			
（国公私別）【2021】	1,275	90	727	1,818	100	1,957	1,110	906	196	4,214	2,097	19,652	1,315	0	502	1,657	752	1,505	1,706	505	3,432	1,086	81	1,862	1,064	312	798	2,100	0	1,552	1,567	664	1,922	
県外から流入【2021】	1,260			1,840			1,459			11,422			1,244			1,942			2,357			1,947			1,096			1,601			937			
県内から流出【2021】	4,008			4,109			2,092			7,792			2,882			3,462			3,789			3,009			3,102			4,075			3,786			
流出入差（流入−流出）【2021】	-2,748			-2,269			-633			3,630			-1,638			-1,520			-1,432			-1,062			-2,006			-2,474			-2,849			
自県進学率【2021】	17.2%			33.1%			26.5%			65.1%			16.6%			36.3%			46.4%			26.4%			25.8%			33.5%			45.9%			
18歳人口推計【2040】	5,640			7,171			3,528			34,719			5,622			7,814			11,584			6,503			6,901			10,500			13,082			
大学進学者数推計【2040】	3,237			3,841			1,794			16,896			2,413			3,845			4,951			2,775			2,812			4,289			6,155			19,245
大学進学率推計【2040】	57.4%			53.6%			50.9%			48.7%			42.9%			49.2%			42.7%			42.7%			40.7%			40.8%			47.0%			
大学入学者数推計【2040】	1,428			2,527			1,481			19,102			1,311			2,826			4,008			2,233			1,510			2,634			3,493			
（国公私別）【2040】	870	61	496	1,185	65	1,276	743	606	131	3,100	1,543	14,458	949	0	362	1,196	543	1,086	1,212	359	2,437	801	60	1,373	739	217	554	1,515	0	1,119	1,318	559	1,617	
入学定員充足率推計【2040】	65.2%			65.5%			66.8%			74.1%			72.1%			70.9%			70.2%			63.4%			64.7%			71.5%			88.0%			
（国公私別）【2040】	70.3%	68.3%	57.7%	67.0%	65.2%	64.1%	69.1%	70.5%	46.9%	75.4%	77.2%	73.6%	74.3%	-	67.1%	72.9%	74.4%	67.3%	72.7%	74.7%	68.4%	74.8%	74.6%	57.9%	71.4%	72.2%	55.4%	73.8%	-	68.7%	85.2%	87.3%	90.6%	
大学進学者数【2021】−大学進学者数推計【2040】	-1,603		(-33%)	-2,303		(-37%)	-1,051		(-37%)	-5,437		(-24%)	-1,042		(-30%)	-1,589		(-29%)	-2,124		(-30%)	-1,316		(-32%)	-1,368		(-33%)	-1,837		(-30%)	-847		(-12%)	
大学入学者数【2021】−大学入学者数推計【2040】	-664		(-32%)	-1,348		(-35%)	-731		(-33%)	-6,861		(-26%)	-506		(-28%)	-1,088		(-28%)	-1,635		(-29%)	-796		(-26%)	-664		(-31%)	-1,018		(-28%)	-660		(-16%)	

（参考）
大学進学者…各県に所在する高校等を卒業した者で、全国いずれかの大学に進学した者
大学入学者…各県に所在する大学に入学した者

大学院を置く大学数および研究科数

国立：100%，公立：88%，私立：78%の大学が大学院を置いている。

大学院を置く大学数

（令和6年5月1日現在）

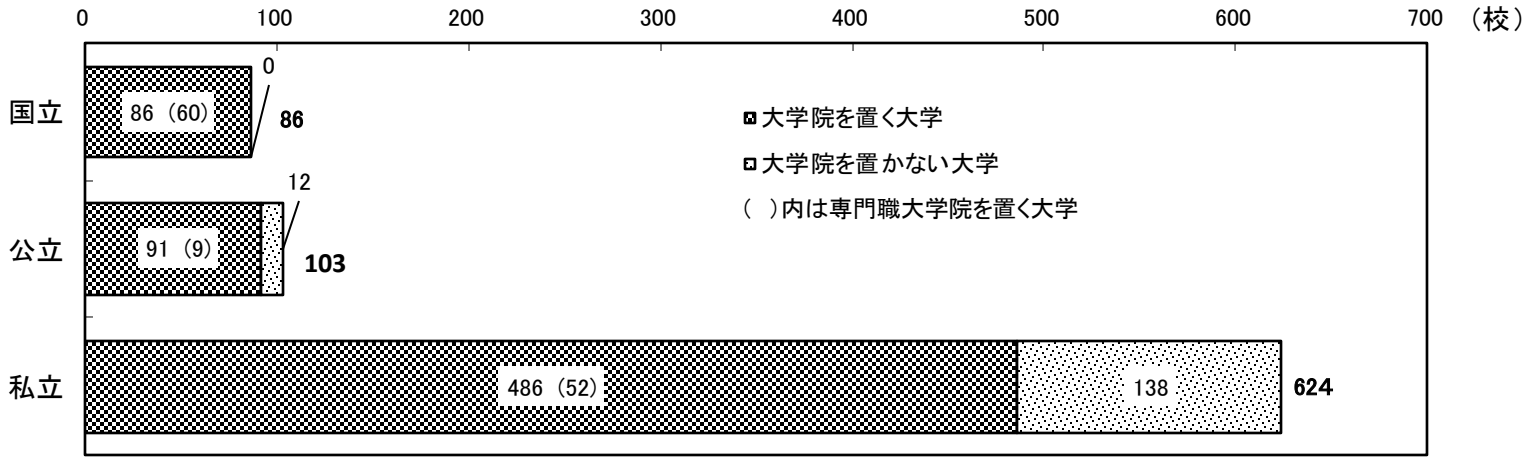

国立：100%
公立： 88%
私立： 78%

出典：令和6年度学校基本統計

研究科数

（令和6年5月1日現在）

区分	研究科数		
	修士課程 （修士、博士前期）	博士課程 （博士後期、一貫制）	専門職学位課程
国立	370	367	86
公立	193	174	10
私立	1,189	840	72
計	1,752	1,381	168

※学生が在籍している研究科の数

出典：令和6年度学校基本統計

大学院在学者数の推移

博士課程の在学者数は、令和６年度に最大となった。

（各年度５月１日現在）

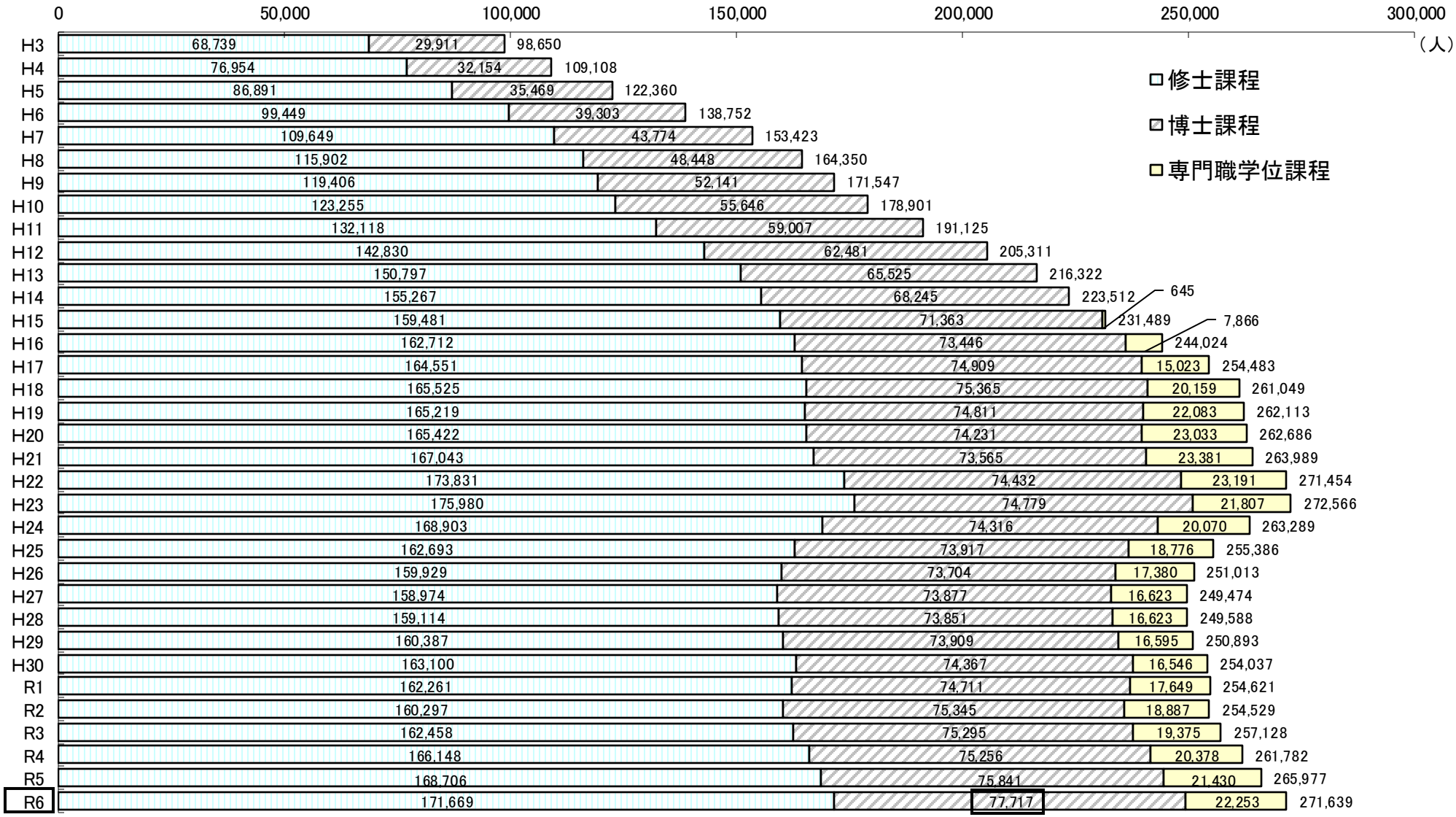

※　在学者数

修士課程：修士課程、博士前期課程、5年一貫制博士課程（1、2年次）

博士課程：博士後期課程、医歯学・薬学、獣医学の4年制博士課程、5年一貫制博士課程（3～5年次）

通信教育を行う課程を除く

出典：学校基本統計

高等教育段階における進学率の国際比較

- 日本の大学修士課程又は同等レベルへの進学率は7.4%であり、 OECD平均の20.4%の約3割ほどしか満たない。
- 日本の大学博士課程又は同等レベルへの進学率は0.7%であり、OECD平均の1.5%よりも下回っている。

【30歳未満・修士課程相当段階】

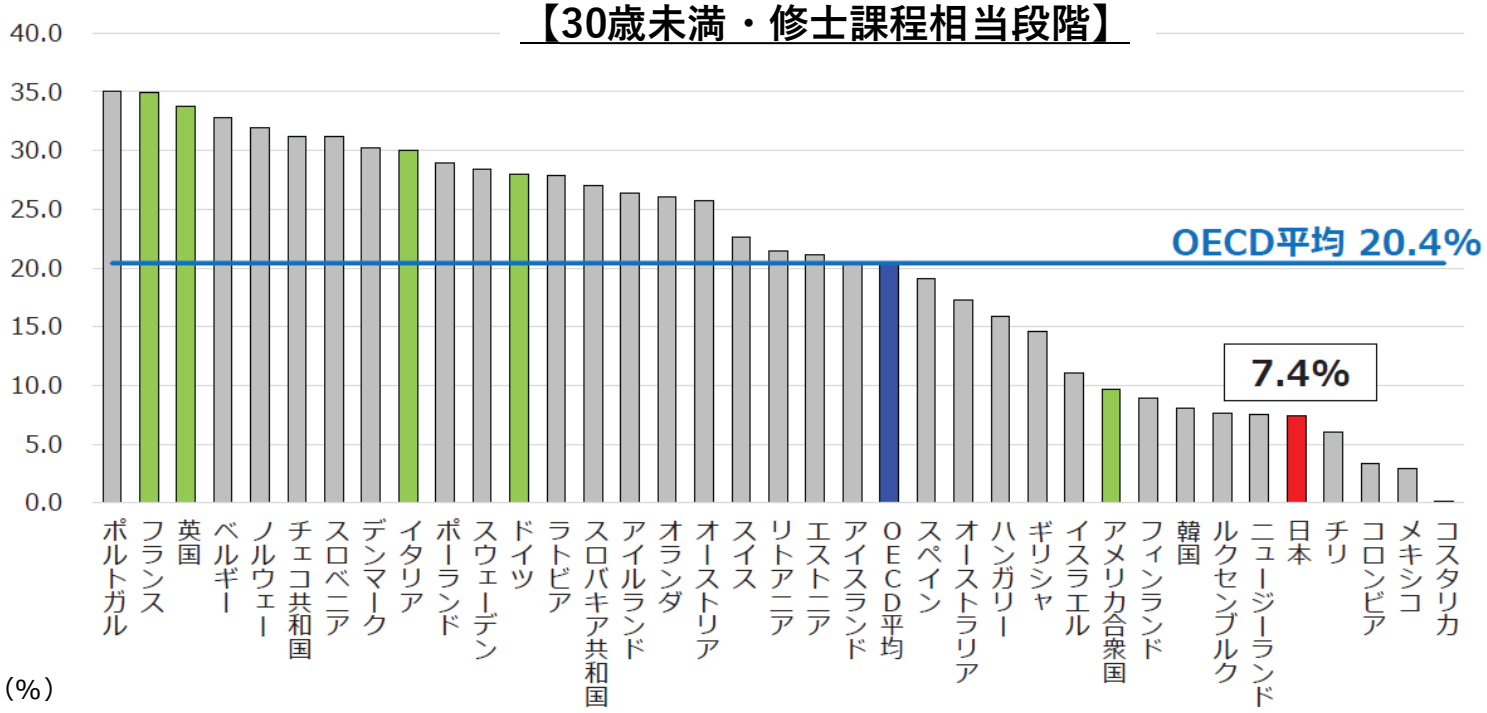

（2021年）

※OECD加盟38ヵ国のうち、カナダ、トルコを除く。
※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。

※進学率は、25/30歳未満の各年齢における高等教育段階の新入学者数を当該年齢人口で除した率の合計。
留学生含む。
※参照年度は2020年度（令和2年度）。

【30歳未満・博士課程相当段階】

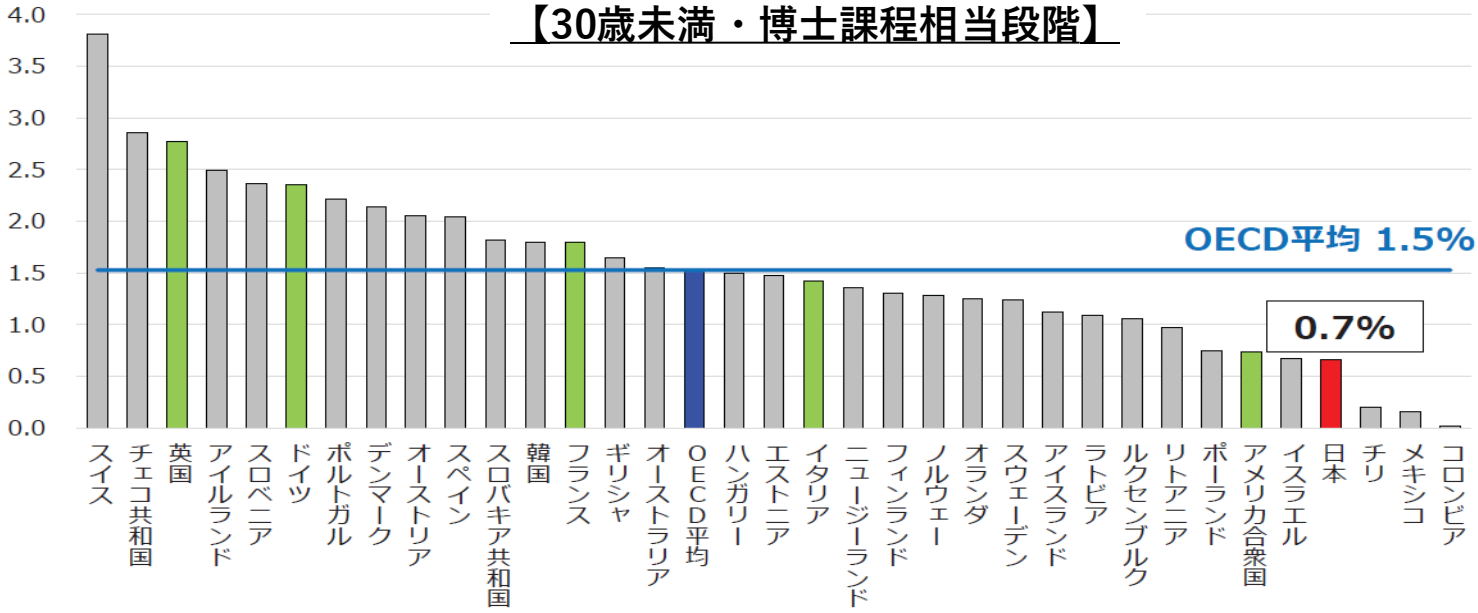

（2021年）

※OECD加盟38ヵ国のうち、ベルギー、カナダ、コスタリカ、トルコを除く。
※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。

※進学率は、25/30歳未満の各年齢における当該高等教育段階の 新入学者数を当該年齢人口で除した率の合計。
留学生含む。
※参照年度は2020年度（令和2年度）。

出典：OECD statistics

課程別・設置者別在学者比較（在学者数）

我が国の大学院在籍者の6割は国立大学に在籍。博士課程においては国立の割合が約7割である一方、専門職学位課程においては私立の在籍者比率が一番高い。

（令和6年5月1日現在）

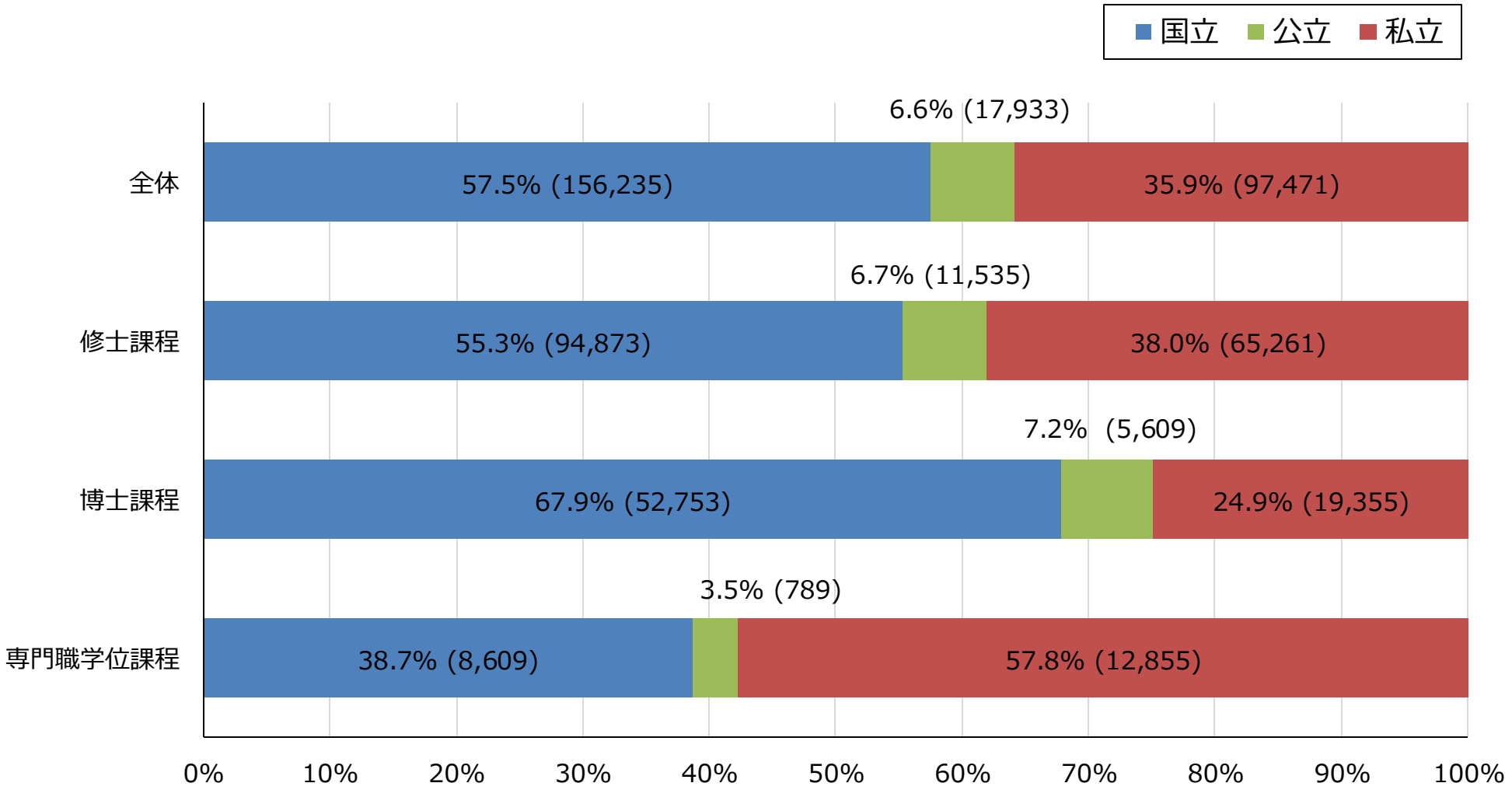

出典：令和6年度学校基本統計

学問分野別の大学院学生数

修士在籍者の場合は「工学」分野、博士在籍者の場合は「保健」分野が全体の約4割、専門職学位在籍者の場合は「社会科学」分野が全体の6割以上を占めている。

（令和6年5月１日現在）

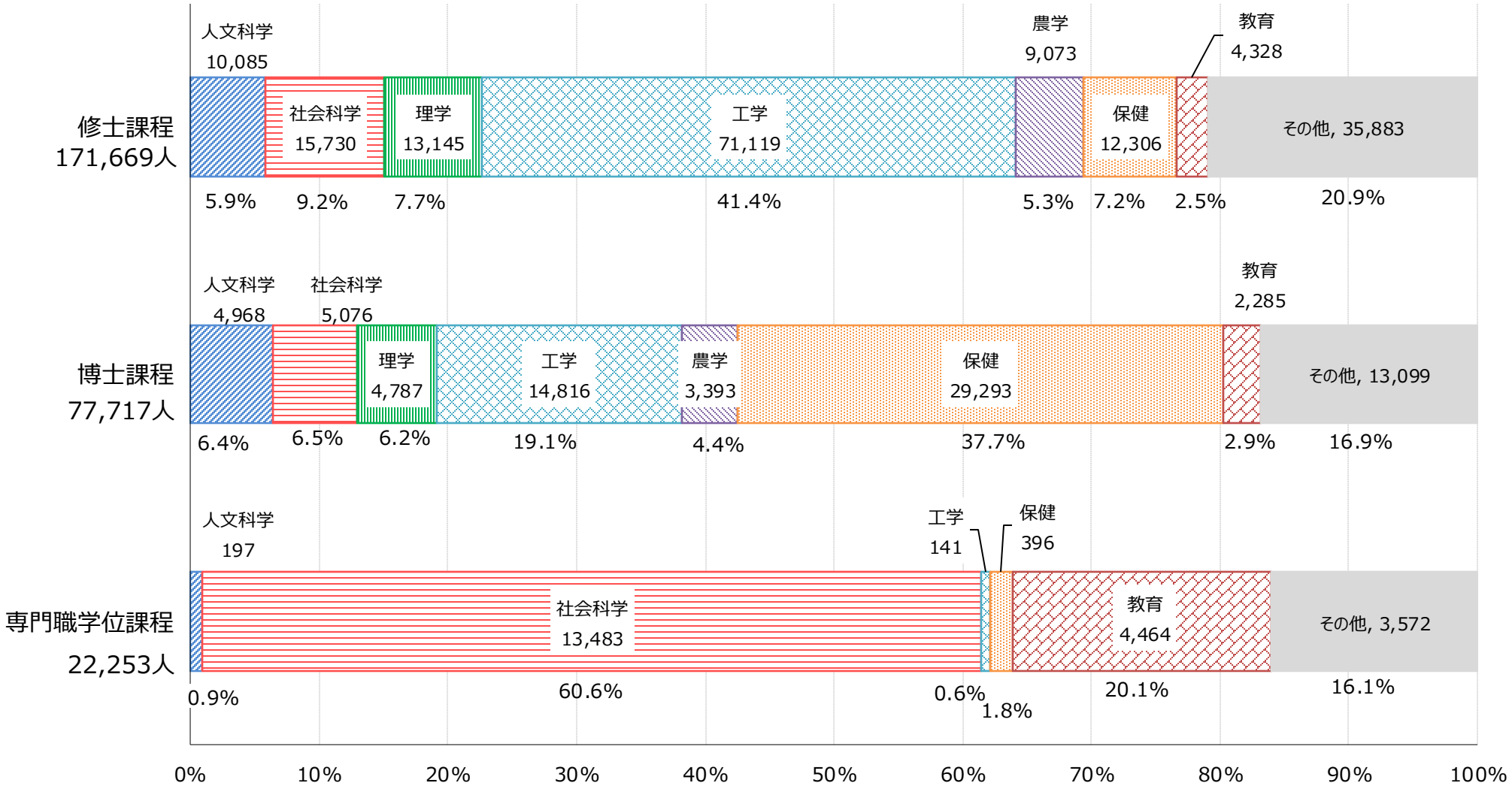

出典：令和6年度学校基本統計

修士課程入学者の推移

修士課程入学者は平成22年度をピークとして減少したが、近年は若干の回復傾向がみられる。
社会人以外の入学者数は令和2年度より増加傾向、社会人学生は平成30年度をピークに減少傾向。

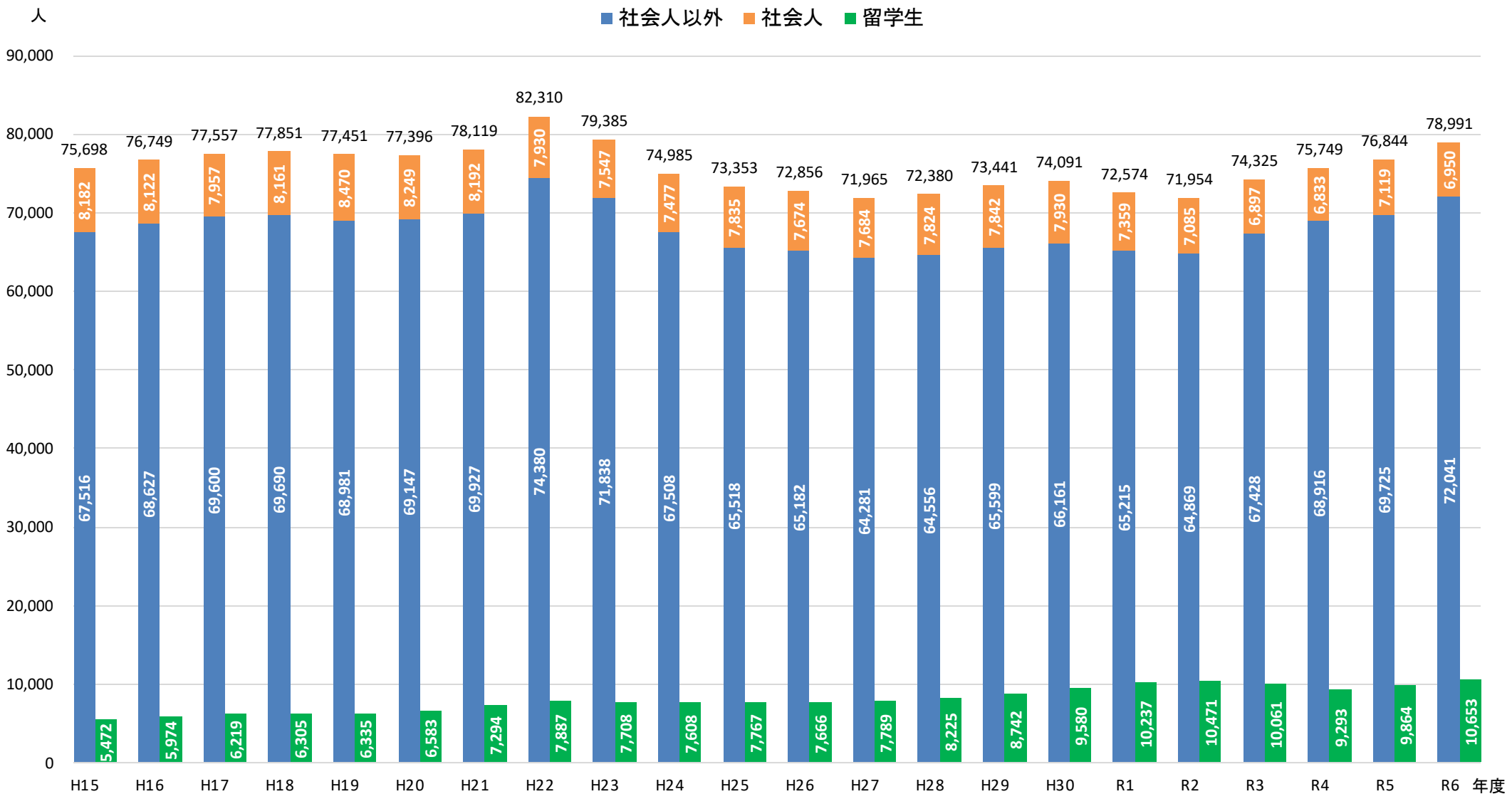

出典：学校基本統計

博士課程入学者の推移

博士課程入学者のうち、社会人以外の入学者数は、平成15年度の約1.4万人をピークに大幅に減少し、令和6年度には最大時から約40%の減少。

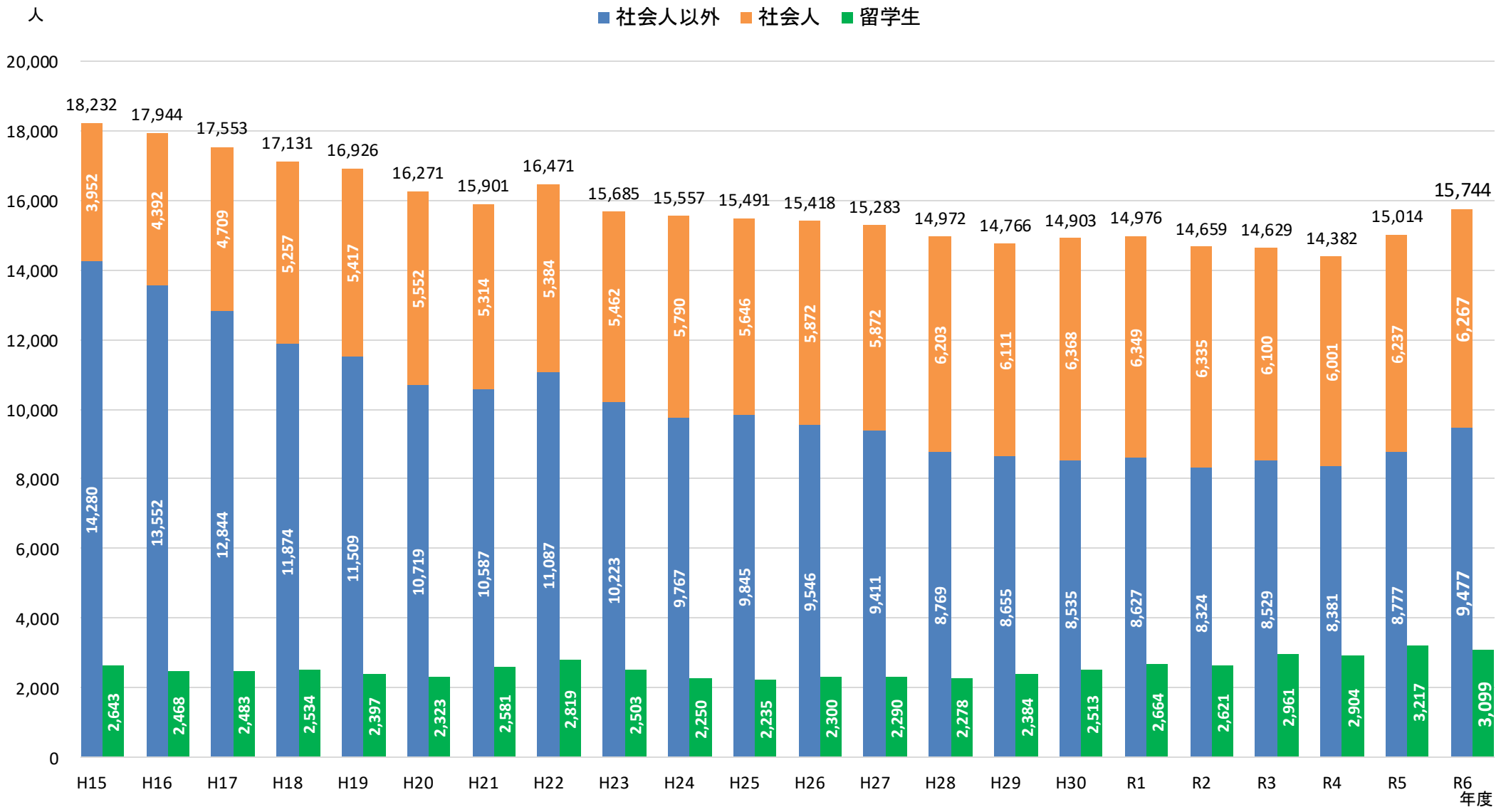

出典：学校基本統計

分野別学士課程修了者の進学率の推移

学士課程修了者の進学率は、全分野では横ばいだが、理学・工学・農学系は増加傾向。

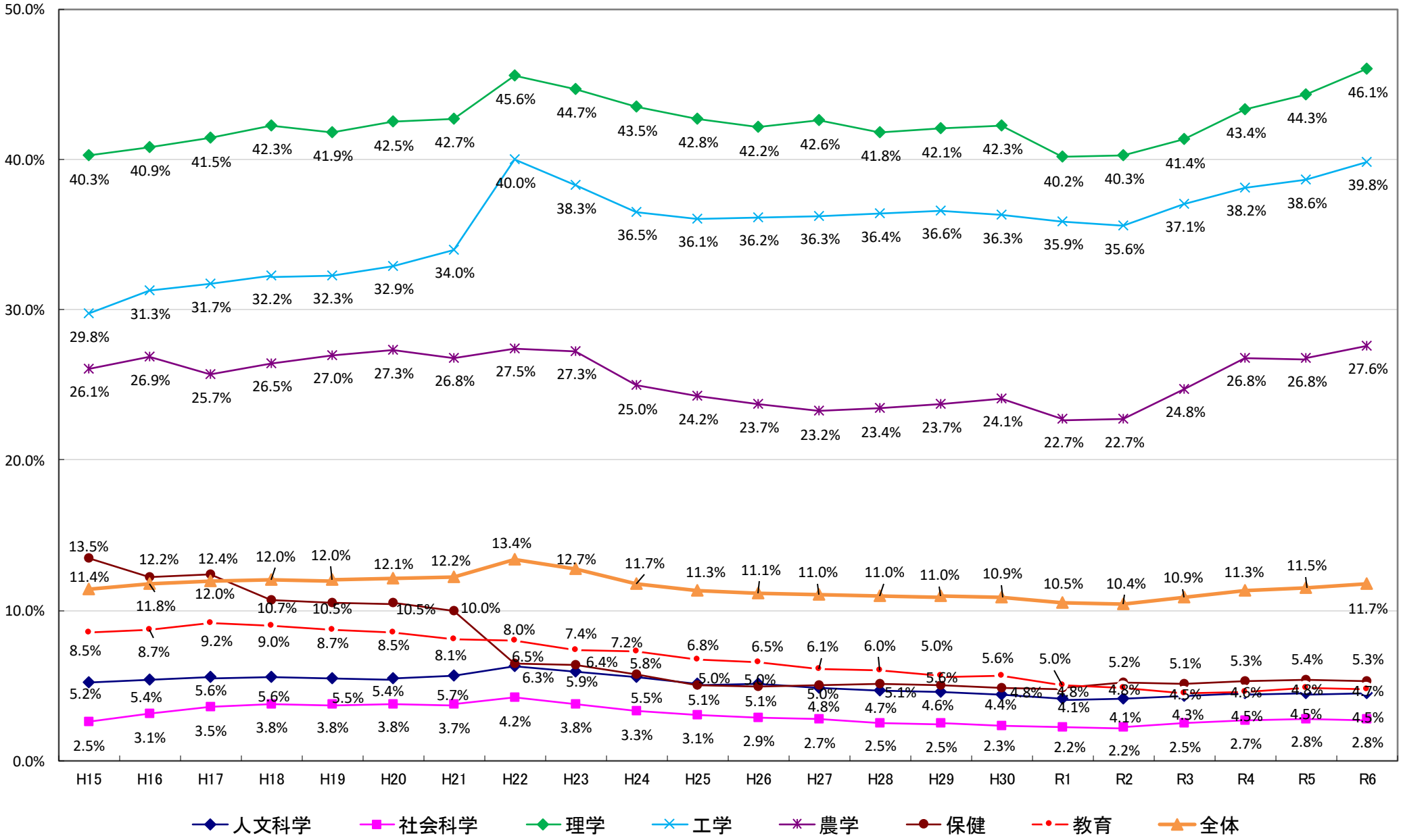

※「進学者」とは、大学院研究科、大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の専攻科、別科へ入学した者である。また、進学しかつ就職した者を含む。
※「芸術」「家政」「その他」分野は修了者数が比較的少ないことから省略

出典：学校基本統計

分野別修士課程修了者の進学率の推移

修士課程修了者の博士課程等への進学率は、各分野を通じて減少傾向であったが、近年は横ばい。

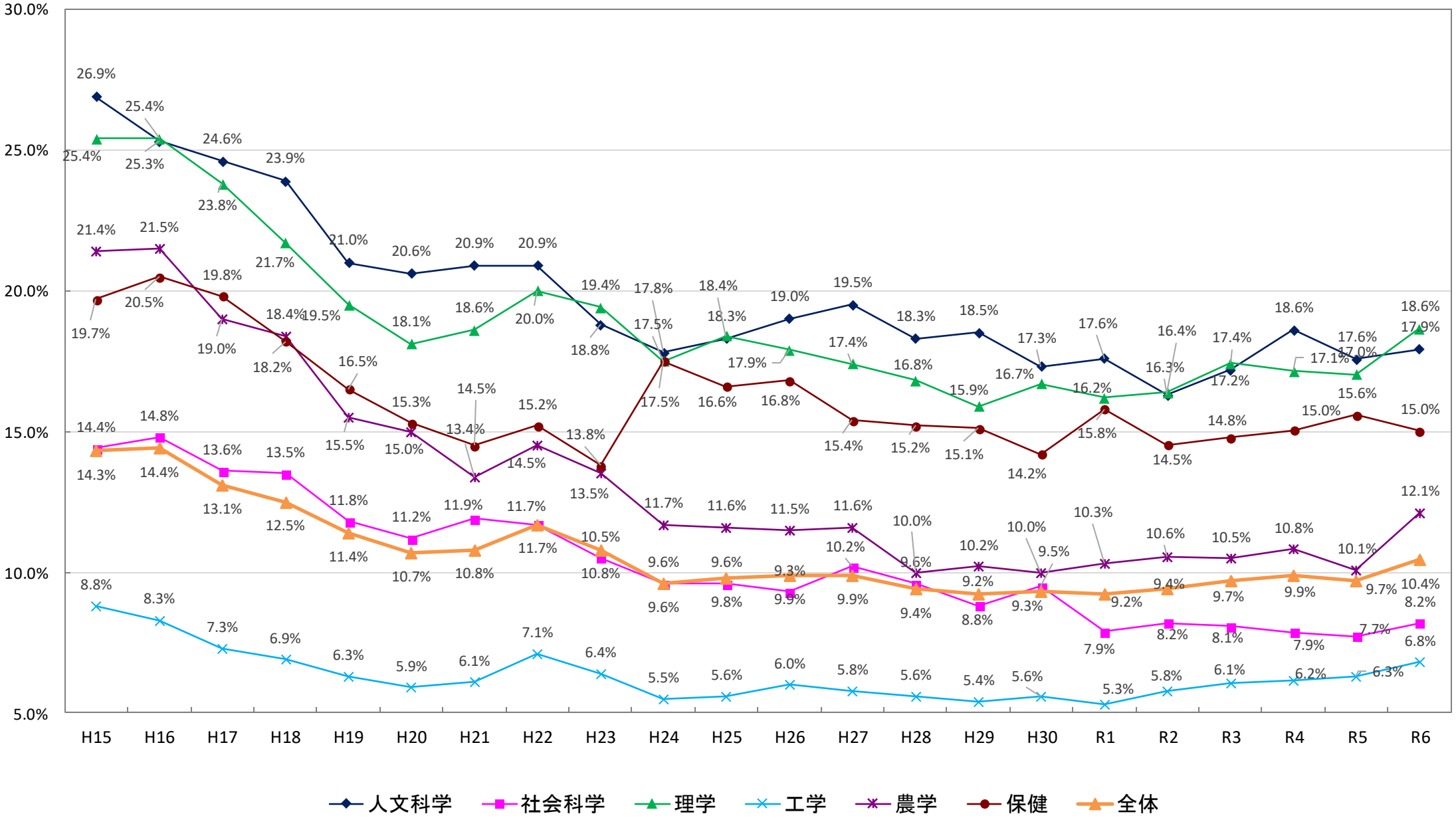

※「進学者」とは、大学院研究科、大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の専攻科、別科へ入学した者である。また、進学しかつ就職した者を含む。
※「教育」「芸術」「家政」「その他」分野は修了者数が比較的少ないことから省略

出典：学校基本統計

分野別修士課程入学者充足率の推移

「人文・社会」分野修士課程の入学者充足率（＝入学者／入学定員）は6割前後で推移。

※平成25年度以前と平成26年度以降のグラフは出典が異なる。

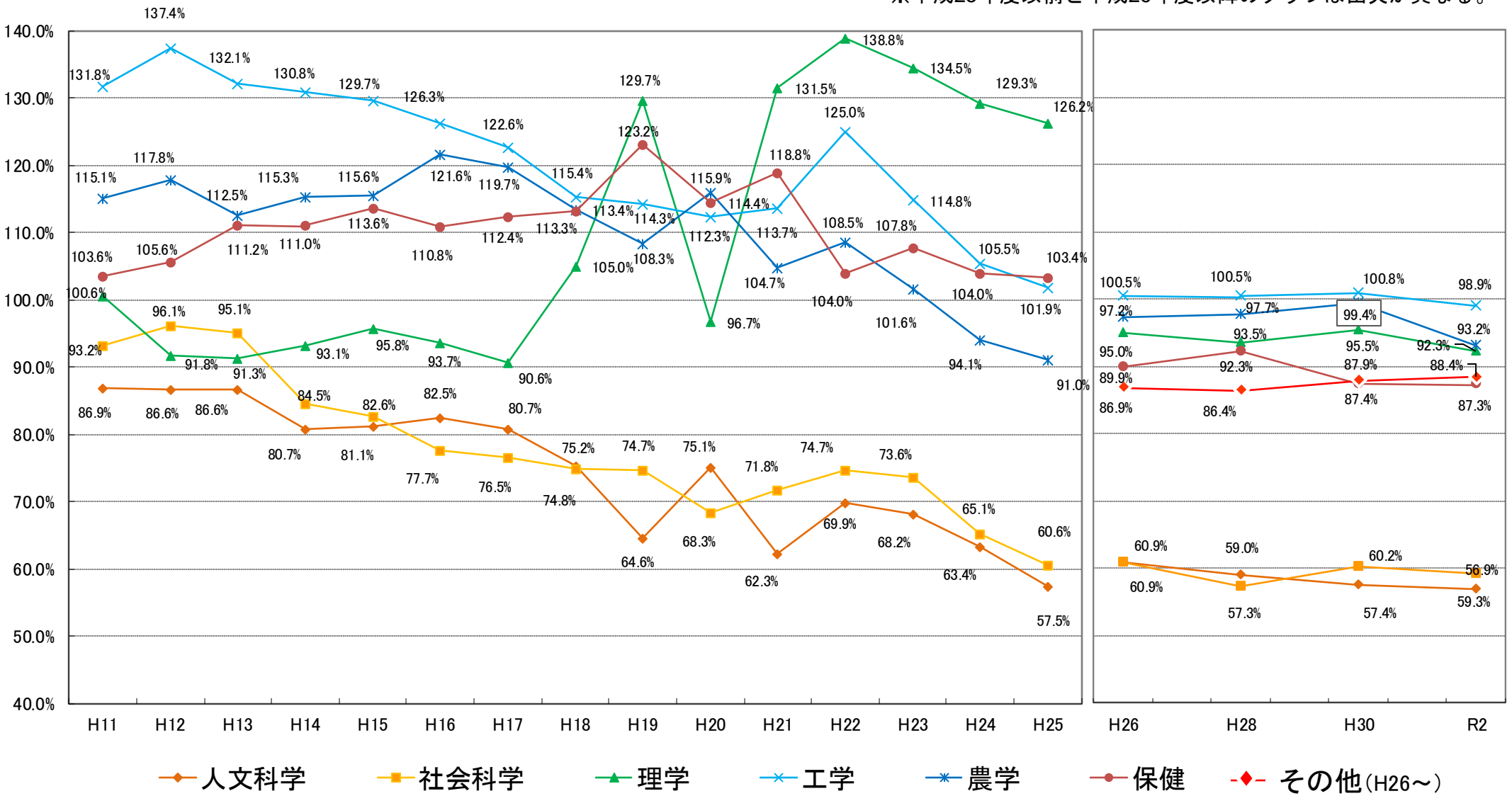

出典：（平成２５年まで）学校基本統計及び全国大学一覧より文部科学省作成
（平成２６年）「大学院における「第２次大学院教育振興施策要綱」等を踏まえた教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」（平成２８年２月　株式会社リベルタス・コンサルティング）＜文部科学省：先導的大学改革推進委託事業＞
（平成２８年）「大学院における「第３次大学院教育振興施策要綱」等を踏まえた教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」（平成３０年３月　株式会社リベルタス・コンサルティング）＜文部科学省：先導的大学改革推進委託事業＞
（平成３０年）「大学院における教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」（令和２年３月　株式会社リベルタス・コンサルティング）＜文部科学省：先導的大学改革推進委託事業＞
（令和２年）「大学院における教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」（令和４年２月　株式会社リベルタス・コンサルティング）＜文部科学省：先導的大学改革推進委託事業＞

分野別博士課程入学者充足率の推移

博士課程の入学者充足率（＝入学者／入学定員）は全体的に低下傾向。

※平成25年度以前と平成26年度以降のグラフは出典が異なる。

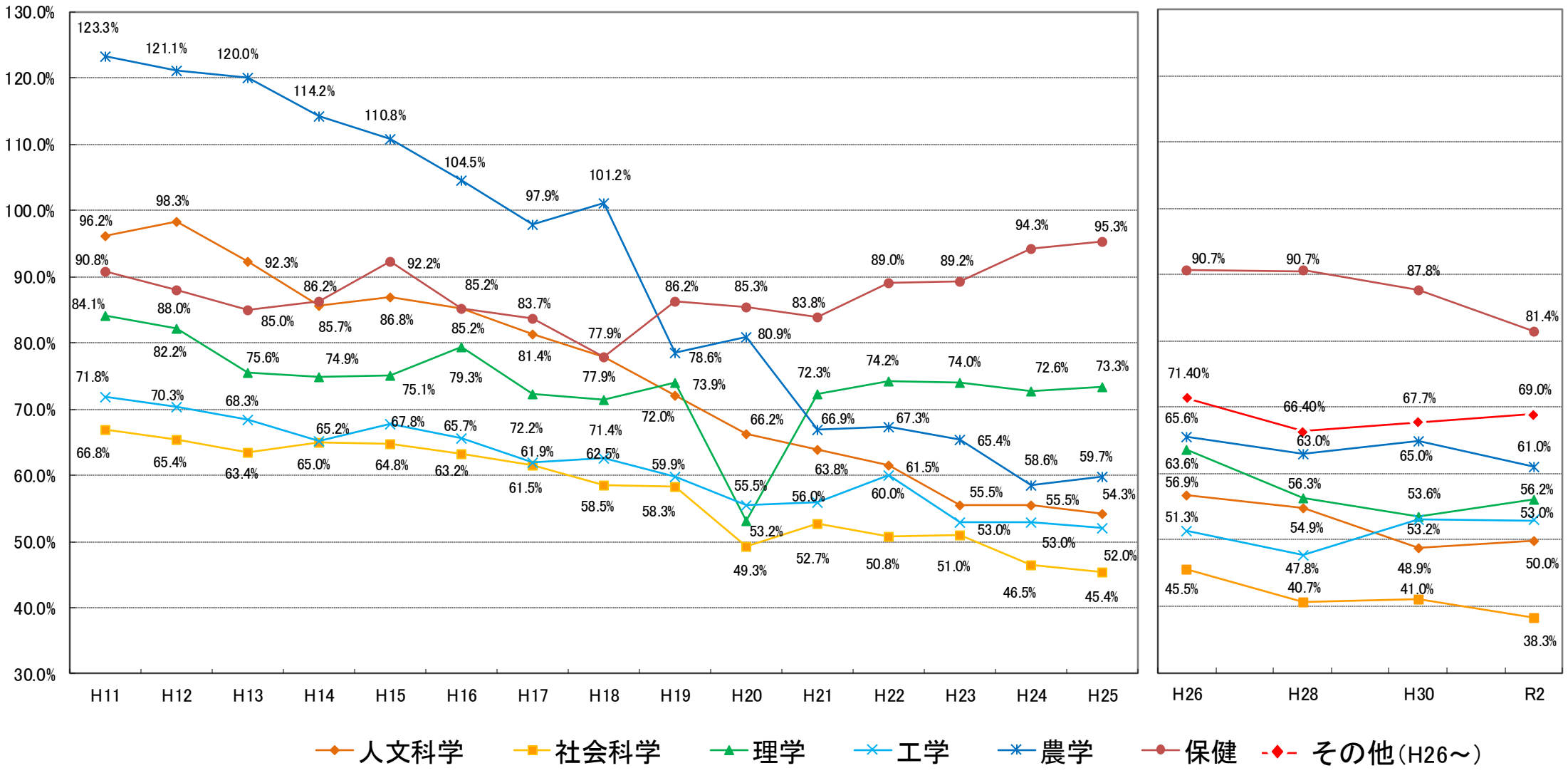

出典：（平成２５年まで）学校基本統計及び全国大学一覧より文部科学省作成
（平成２６年）「大学院における「第２次大学院教育振興施策要綱」等を踏まえた教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」（平成２８年２月　株式会社リベルタス・コンサルティング）＜文部科学省：先導的大学改革推進委託事業＞
（平成２８年）「大学院における「第３次大学院教育振興施策要綱」等を踏まえた教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」（平成３０年３月　株式会社リベルタス・コンサルティング）＜文部科学省：先導的大学改革推進委託事業＞
（平成３０年）「大学院における教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」（令和２年３月　株式会社リベルタス・コンサルティング）＜文部科学省：先導的大学改革推進委託事業＞
（令和２年）「大学院における教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」（令和４年２月　株式会社リベルタス・コンサルティング）＜文部科学省：先導的大学改革推進委託事業＞

入学者数に占める自大学出身者割合（修士）

理学、工学、農学系の修士課程における自大学出身者割合は高く、８～９割で推移している。
社会科学系の自大学出身者割合は低く、２～３割程度で推移している。

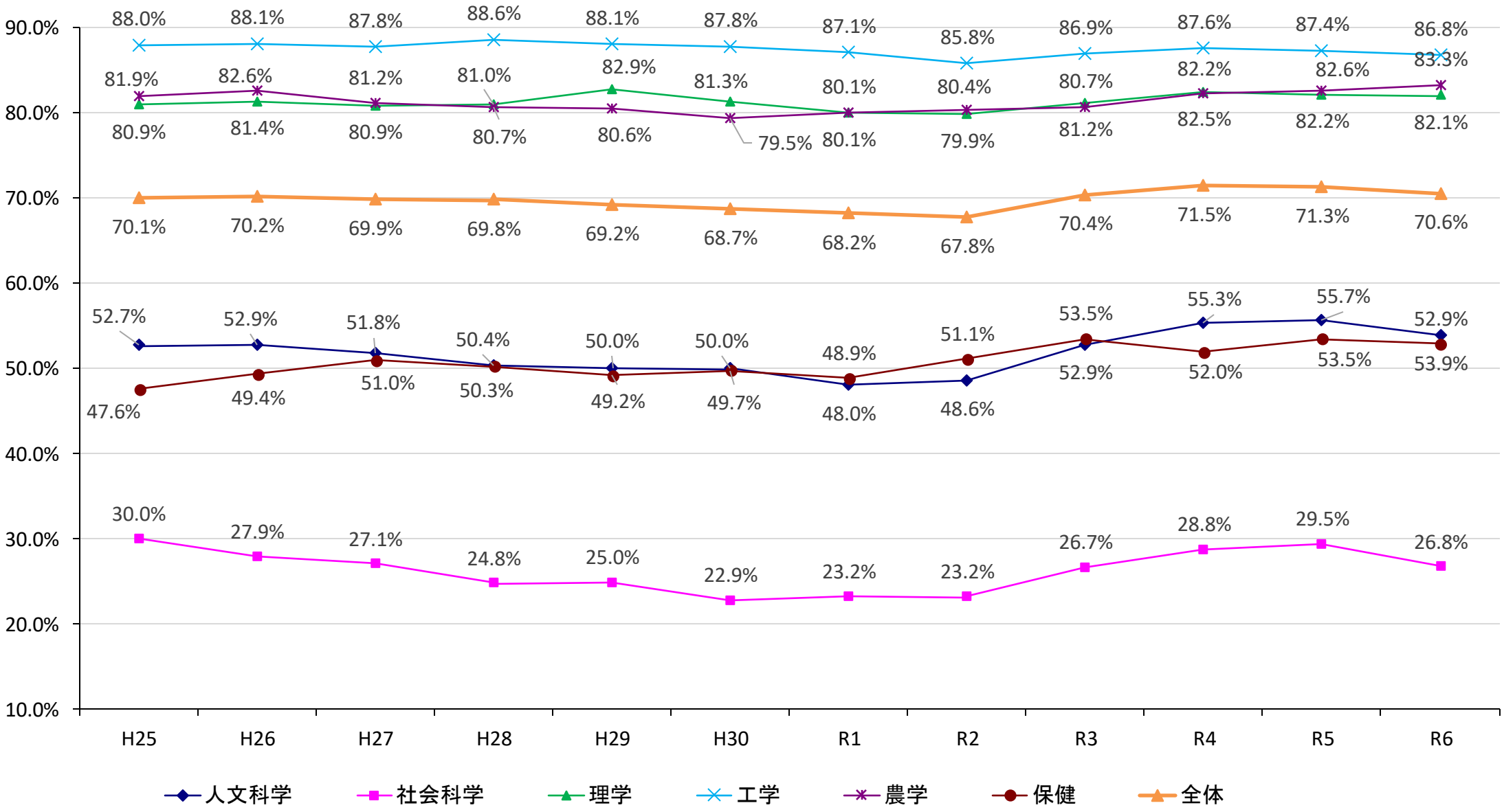

出典：学校基本統計

入学者数に占める自大学出身者割合（博士）

理学系の修士課程における自大学出身者割合は高く、８割以上で推移している。

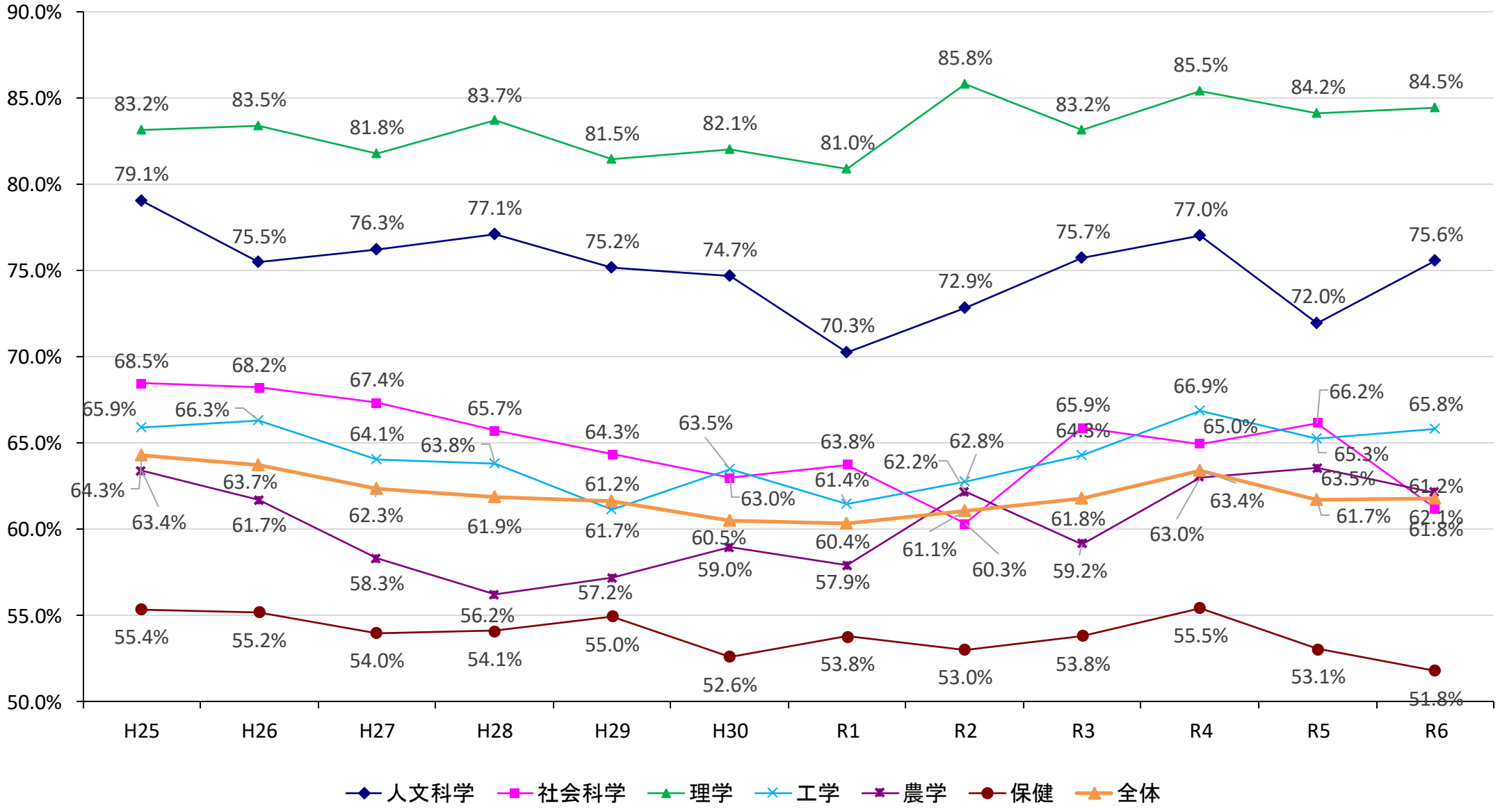

出典：学校基本統計

入学者数に占める自大学出身者割合（専門職学位）

人文科学、教育系の自大学出身者割合が相対的に高く、「工学」分野の自大学出身者の割合は非常に低い。

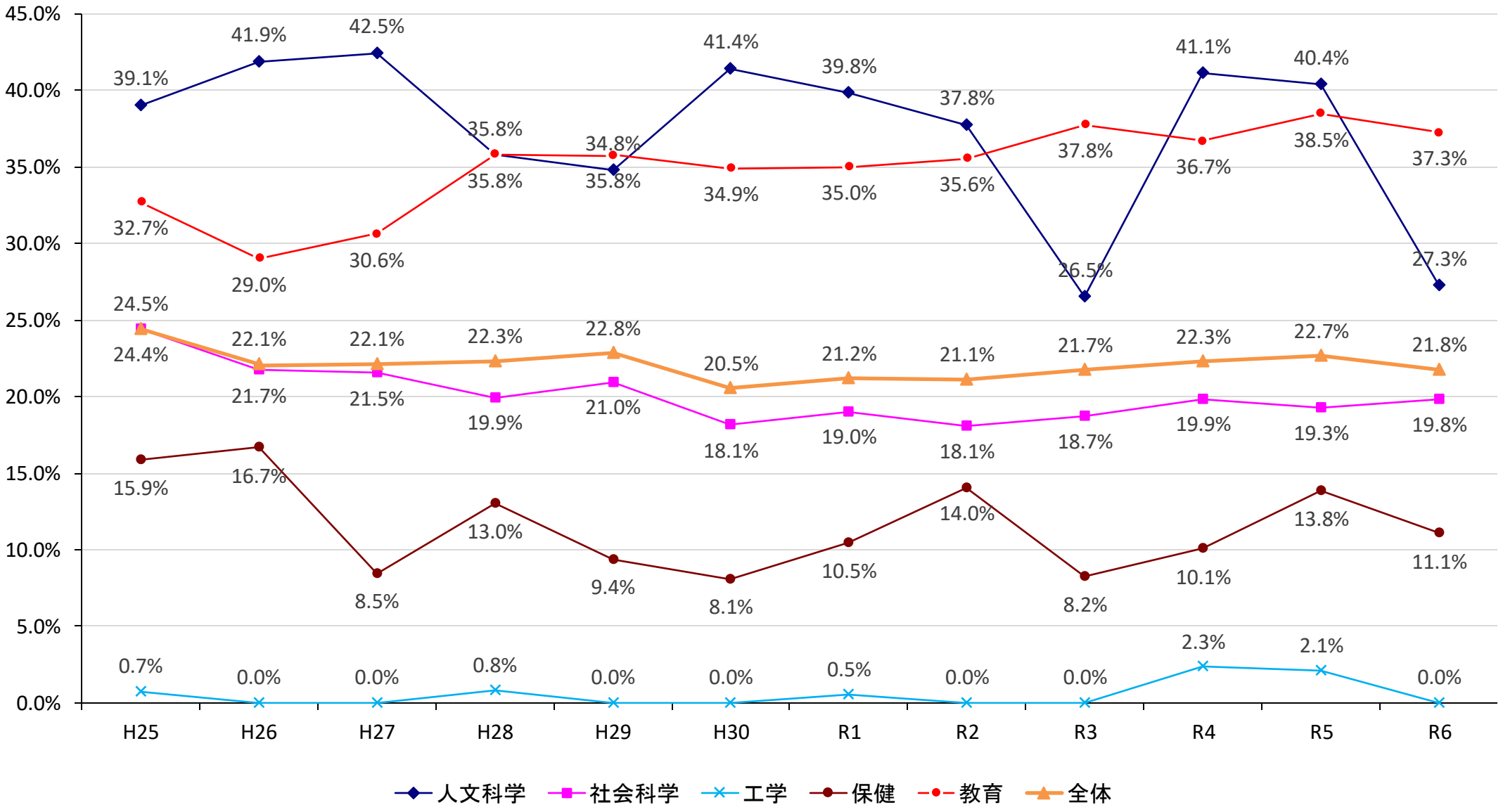

出典：学校基本統計

博士の学位授与者数の推移

- 学位授与者数は、課程博士はほぼ横ばいだが、平成27年度以降増加傾向。
- 論文博士は、減少傾向。

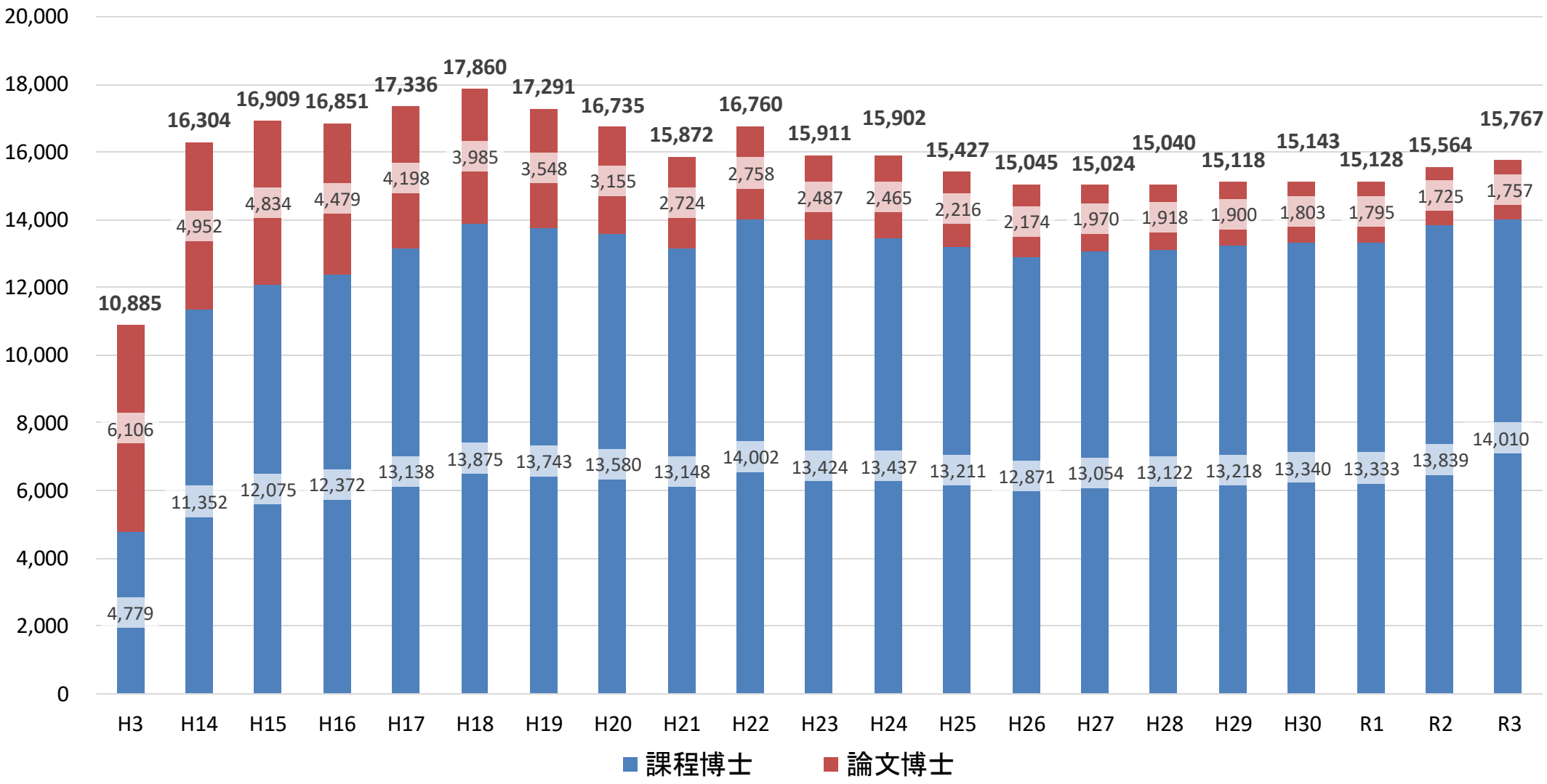

出典：文部科学省「学位授与状況調査」

諸外国における人口100万人当たりの修士号・博士号の取得者数

人口100万人当たりの修士号、博士号を取得している者の数は、諸外国と比較して低水準。

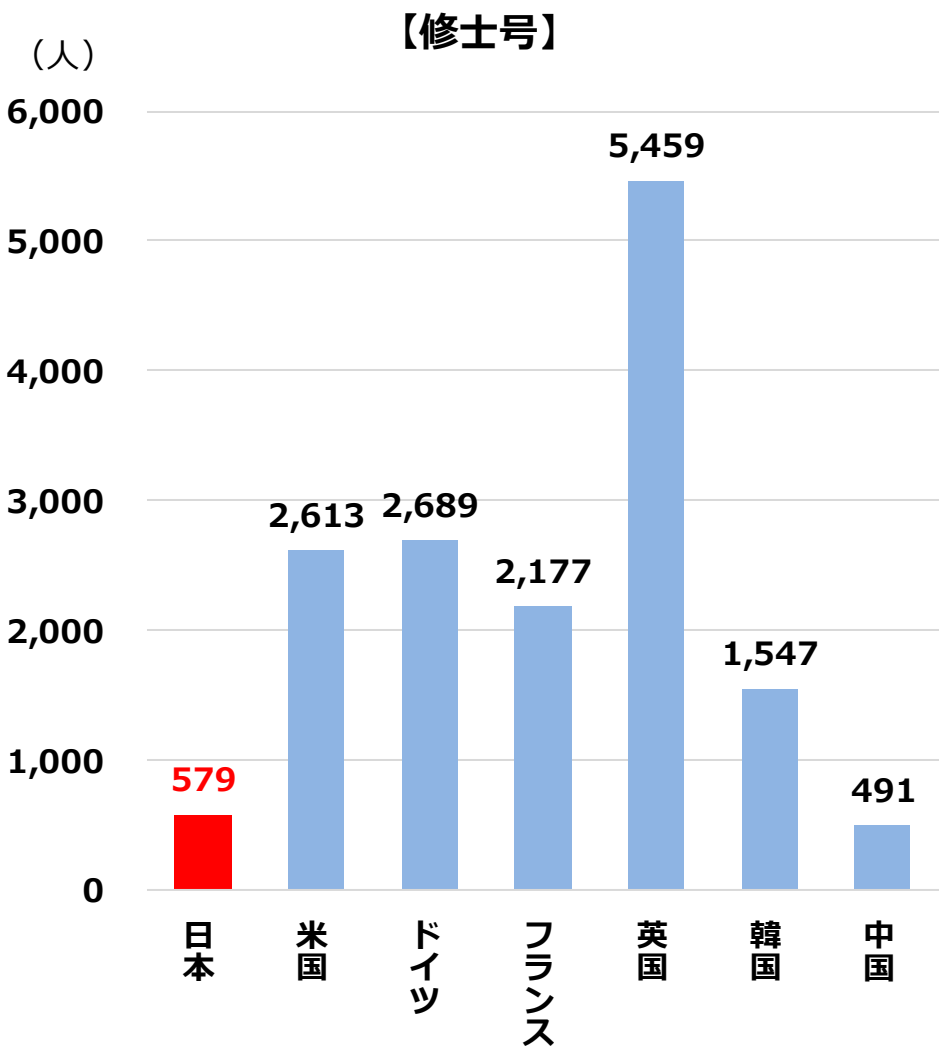

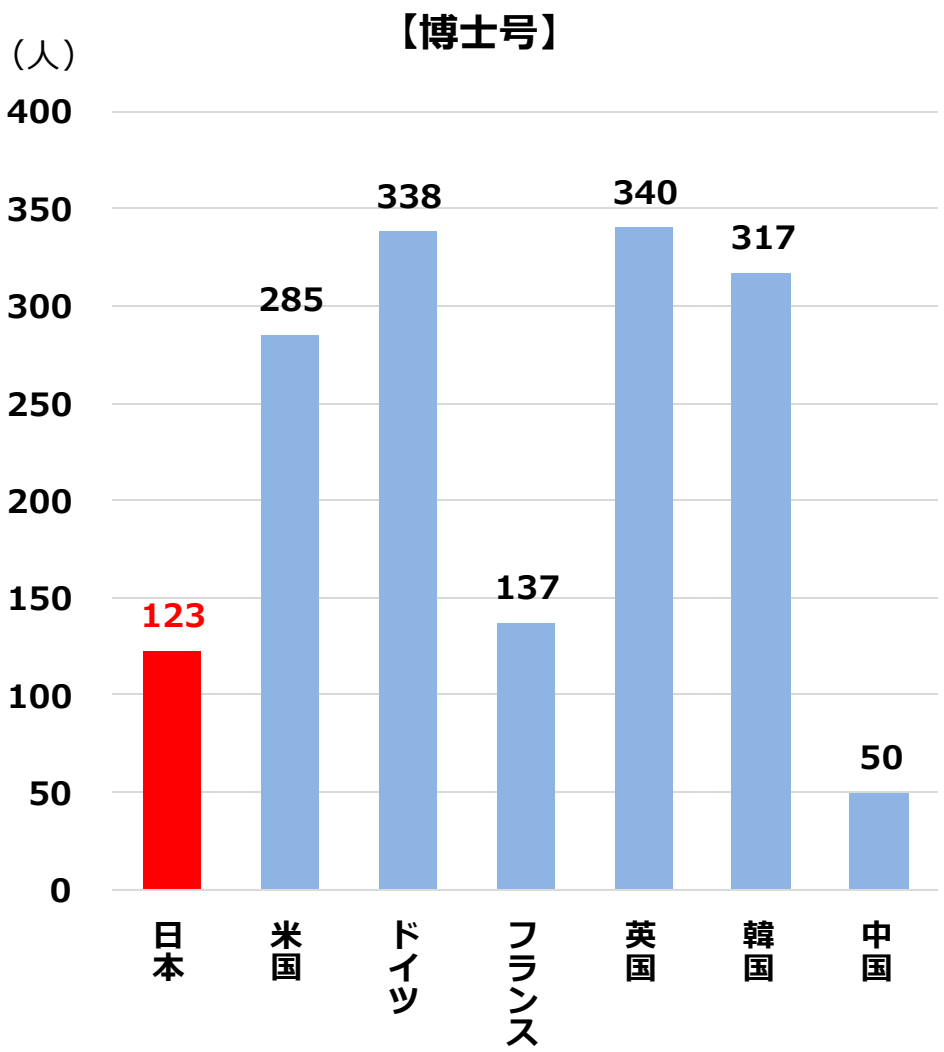

（出典）文部科学省・科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2023」より作成。

諸外国における人口100万人当たりの博士号取得者数の推移

- 諸外国と比較して、日本では人口100万人当たりの博士号取得者数が少ない。
- 日本の人口100万人当たりの博士号取得者数は、2014年度以降ほぼ横ばいに推移していたが、近年微増している。

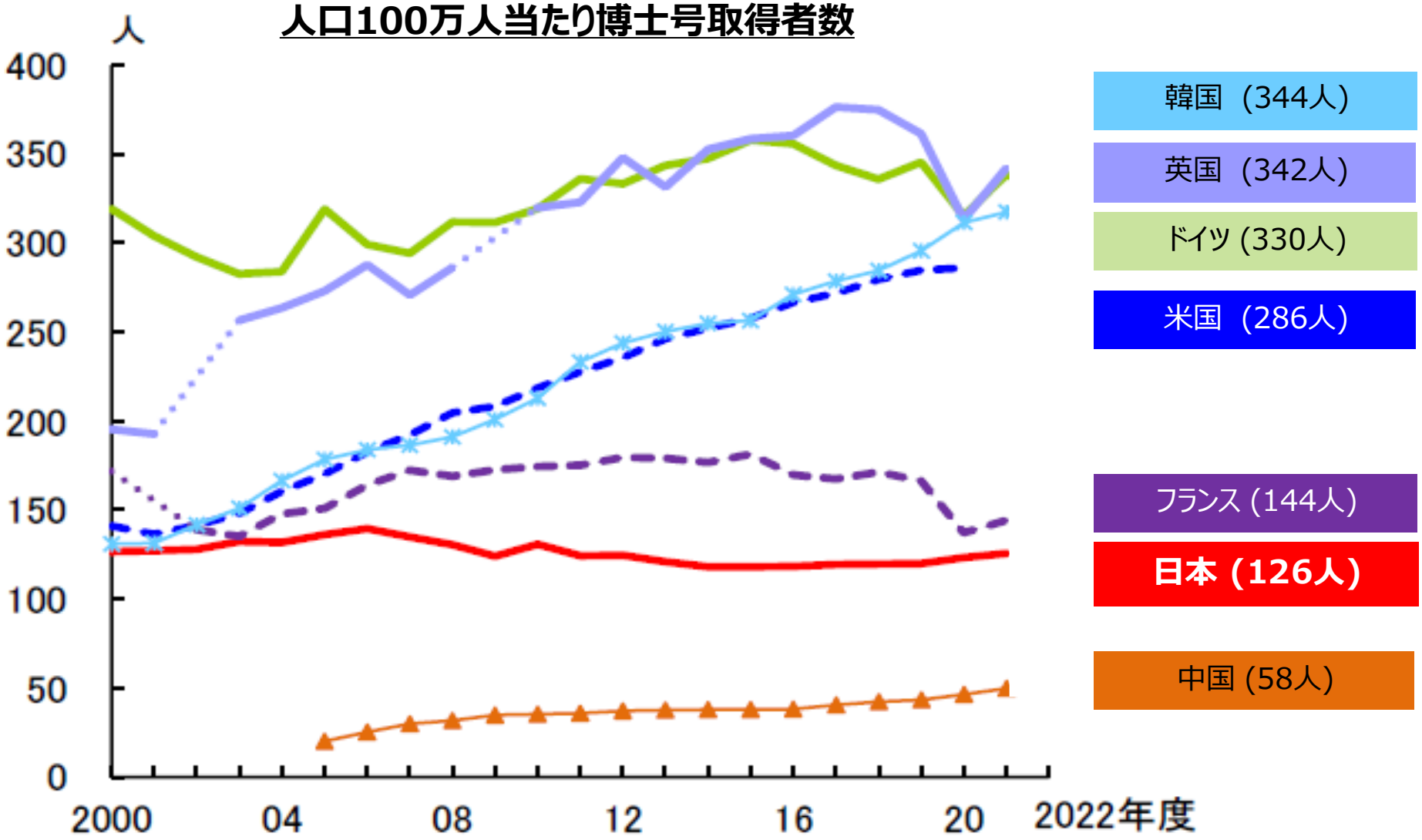

（注）米国は2020年度、フランス・日本は2021年度、英国・ドイツ・韓国・中国は2022年度のデータ

出典：科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2024」

短期大学士課程修了後の分野別進路

- 人文、社会、工業、芸術は他の分野に比べて進学者の割合が高い傾向。
- 保健、教育は就職者のうち専門的・技術的職業の割合が高く、人文、社会、家政ではその他の職業の割合が高い傾向。

卒業者合計（34,684人）

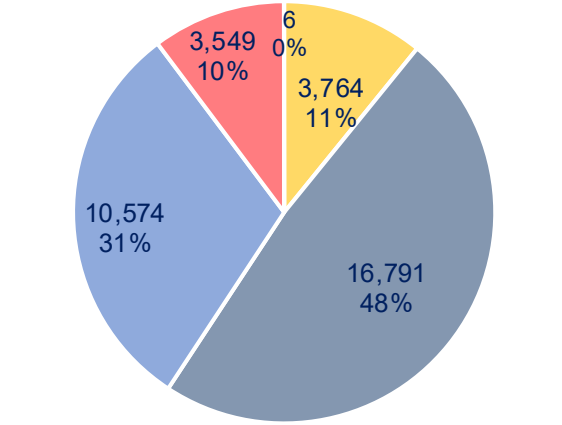

人文（2,785人）

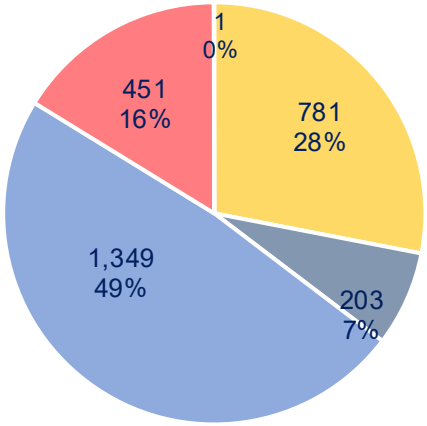

社会（3,891人）

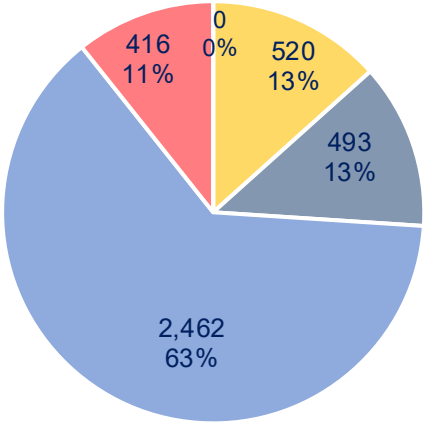

工業（809人）

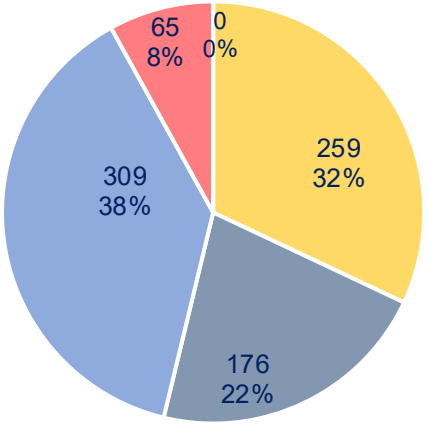

保健（2,728人）

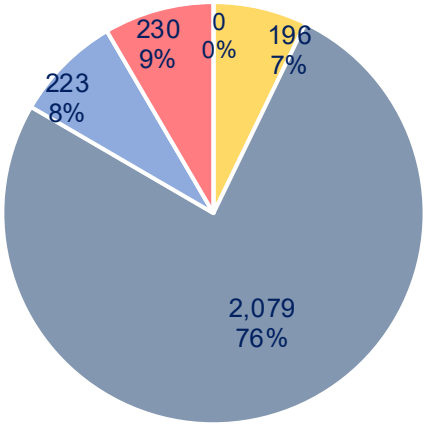

家政（6,540人）

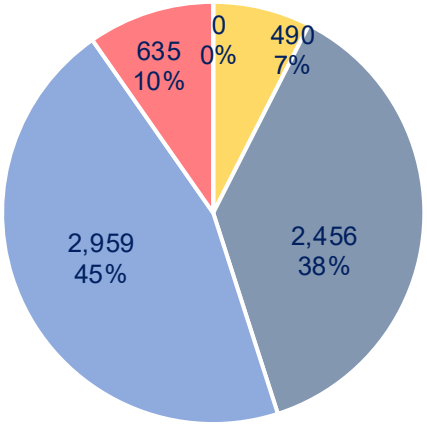

教育（12,426人）

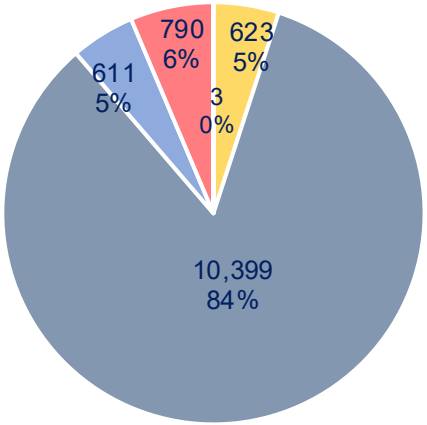

芸術（1,818人）

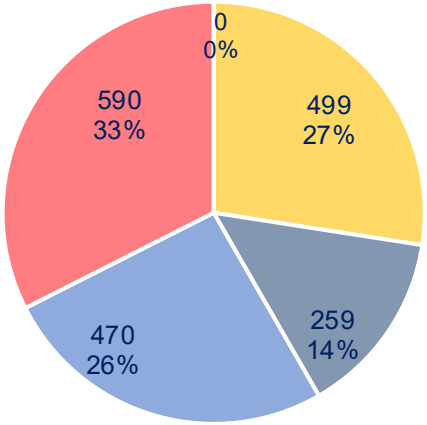

【注】
○「進学者」とは、大学院研究科、大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の専攻科、別科へ入学した者である。
○「就職者」とは、給料・賃金・報酬・その他の経常的な収入を得る仕事に就いた者である。
○「就職者（専門的・技術的職業）」とは、就職者のうち、研究者、農林水産技術者、製造技術者、建築・土木・測量技術者、情報処理・通信技術者、教員、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、医療技術者、美術家、写真家、デザイナー、音楽家、舞台芸術家等として従事している者である。
○「就職者（その他）」とは、就職者のうち、専門的・技術的職業従事者以外の者で、管理的職業従事者、事務従事者、販売従事者、サービス職業従事者、保安職業従事者、農林漁業従事者、生産工程従事者、輸送・機械運転従事者、建設・採掘従事者、運搬・清掃等従事者等である。
○「その他」とは、専修学校・各種学校・外国の学校・職業能力開発校等への入学者、研究生として入学した者や、一時的な仕事に就いた者（臨時的な収入を得る仕事に就いた者）、臨床研修医（予定者を含む）、進学でも就職でもないことが明らかな者（進学準備中の者、就職準備中の者（求職中の者並びに公務員・教員採用試験及び国家資格試験の準備中の者を含む）等）である。
○進学者であり、かつ就職をしている者については、「就職者」として算出している。

【出典】文部科学省「学校基本統計（令和7年度）」を元に作成

学士課程修了後の分野別進路

- 人文科学・社会科学は進学者と就職者（専門的・技術的職業）の割合が低く、就職者（その他）の割合が高い傾向。
- 理学・工学・農学は進学者の割合が他の分野に比べて高く、保健・教育は、就職者（専門的・技術的職業）の割合が他の分野に比べて高い傾向。

卒業者合計（584,304人）

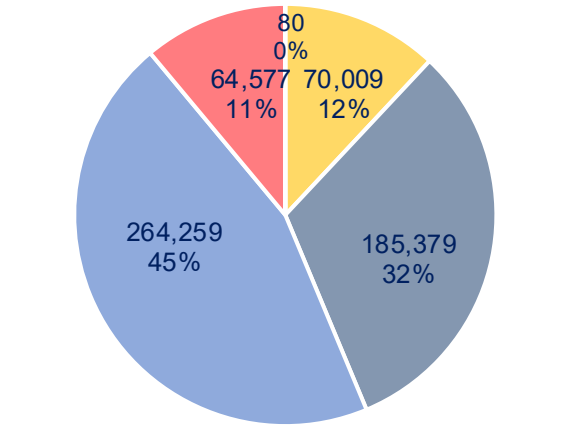

人文科学（81,577人）

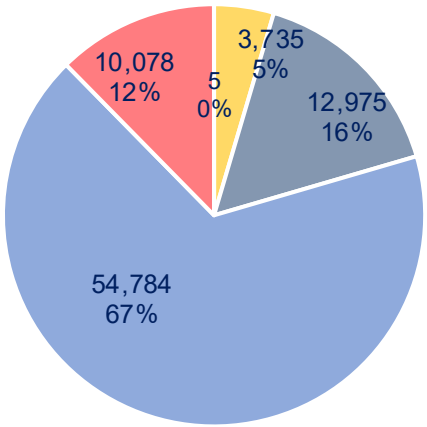

社会科学（189,030人）

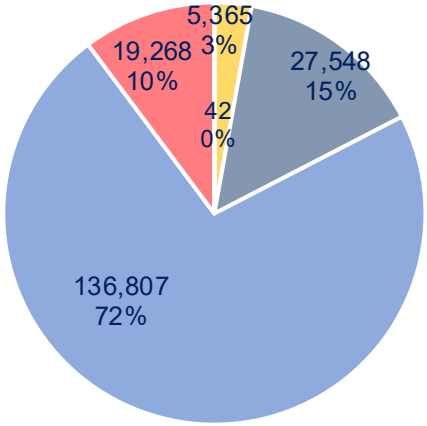

理学（17,863人）

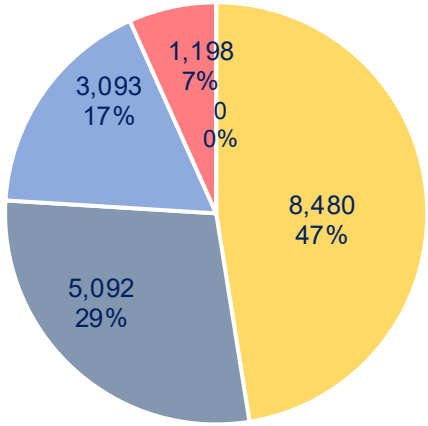

工学（87,287人）

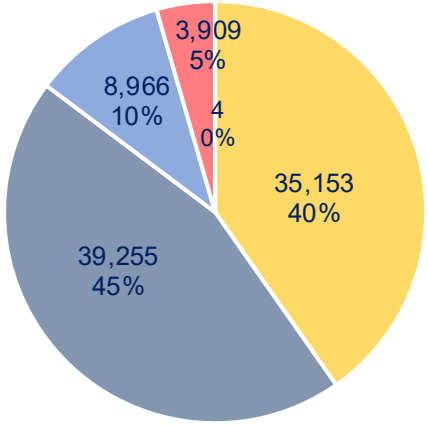

農学（17,617人）

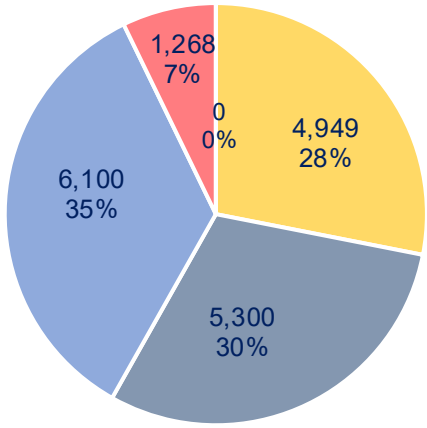

保健（70,188人）

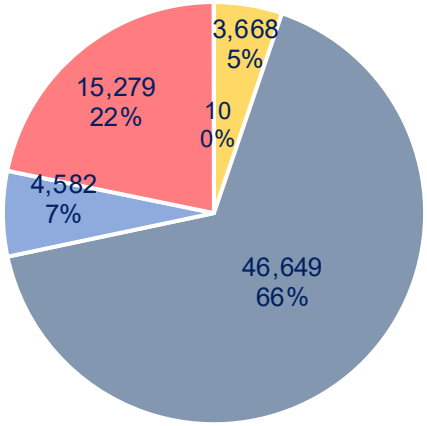

教育（43,205人）

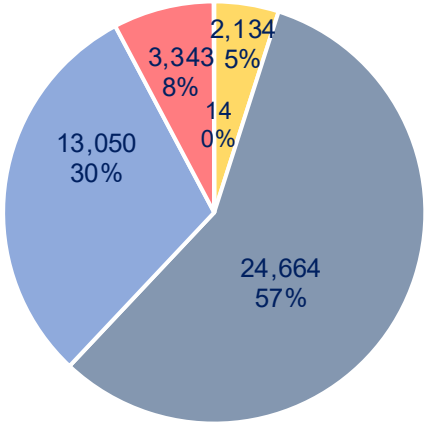

【注】
○「進学者」とは、大学院研究科、大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の専攻科、別科へ入学した者である。
○「就職者」とは、給料・賃金・報酬・その他の経常的な収入を得る仕事に就いた者である。
○「就職者（専門的・技術的職業）」とは、就職者のうち、研究者、農林水産技術者、製造技術者、建築・土木・測量技術者、情報処理・通信技術者、教員、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、医療技術者、美術家、写真家、デザイナー、音楽家、舞台芸術家等として従事している者である。
○「就職者（その他）」とは、就職者のうち、専門的・技術的職業従事者以外の者で、管理的職業従事者、事務従事者、販売従事者、サービス職業従事者、保安職業従事者、農林漁業従事者、生産工程従事者、輸送・機械運転従事者、建設・採掘従事者、運搬・清掃等従事者等である。
○「その他」とは、専修学校・各種学校・外国の学校・職業能力開発校等への入学者、研究生として入学した者や、一時的な仕事に就いた者（臨時的な収入を得る仕事に就いた者）、臨床研修医（予定者を含む）、進学でも就職でもないことが明らかな者（進学準備中の者、就職準備中の者（求職中の者並びに公務員・教員採用試験及び国家資格試験の準備中の者を含む）等）である。
○進学者であり、かつ就職をしている者については、「就職者」として算出している。

【出典】文部科学省「学校基本統計（令和7年度）」を元に作成

修士課程修了後の分野別進路

- 人文科学・社会科学、教育では「その他」の割合が高く、社会科学は「就職者（その他）」の割合が他の分野に比べて高い傾向。
- 理学、工学、農学、保健、教育は就職者のうち、専門的・技術的職業の割合が高い傾向。

卒業者合計（77,633人）

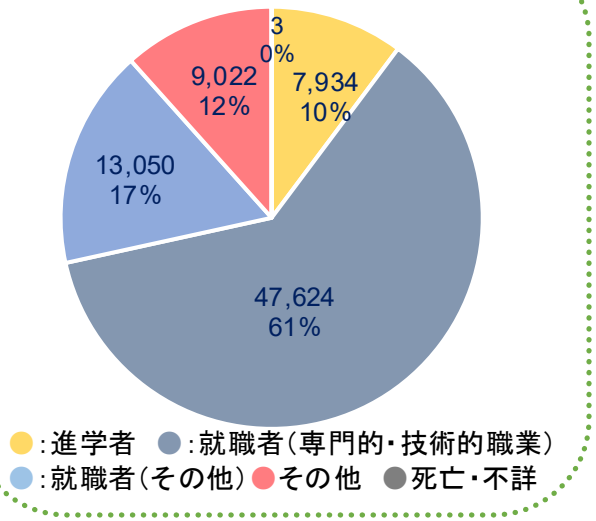

人文科学（4,248人）

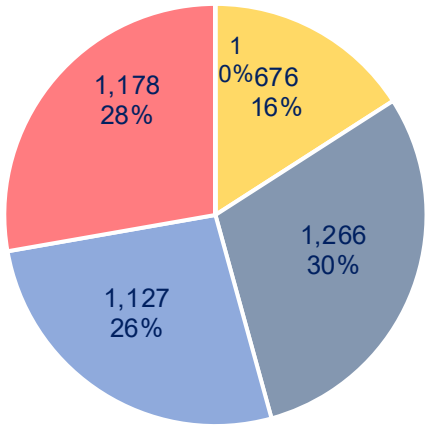

社会科学（6,901人）

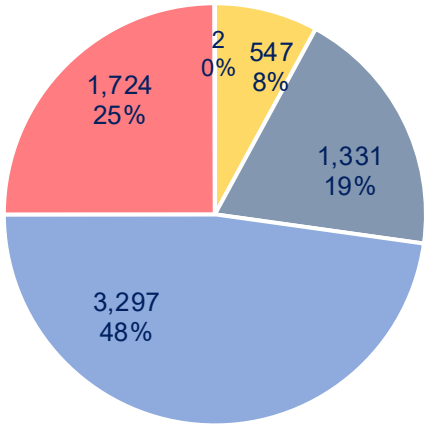

理学（6,018人）

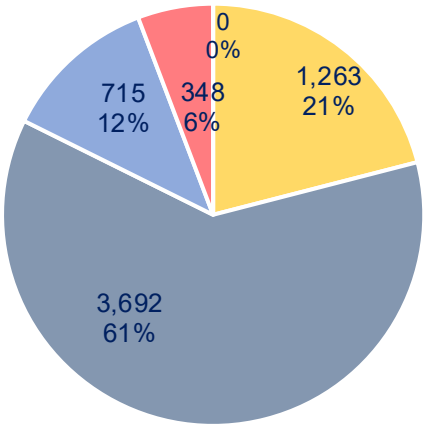

工学（33,567人）

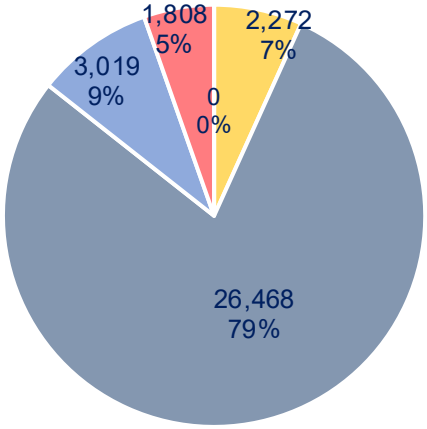

農学（4,205人）

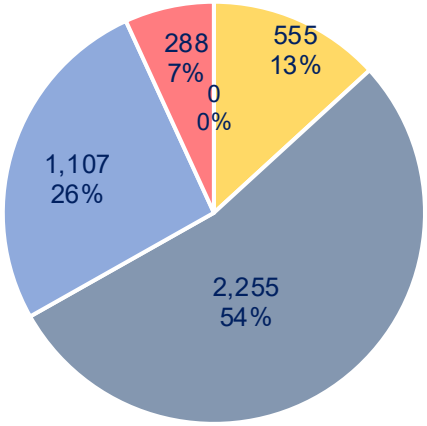

保健（5,351人）

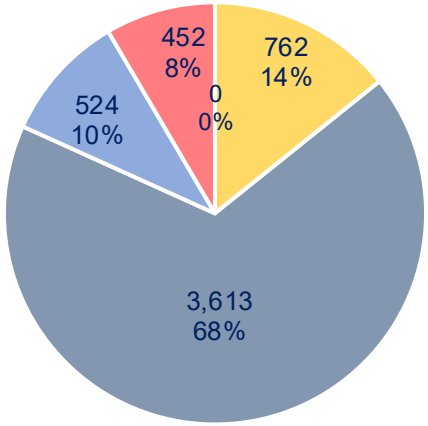

教育（1,810人）

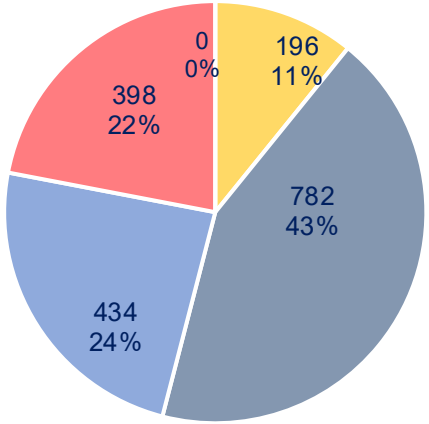

【注】
○「進学者」とは、大学院研究科、大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の専攻科、別科へ入学した者である。
○「就職者」とは、給料・賃金・報酬・その他の経常的な収入を得る仕事に就いた者である。
○「就職者（専門的・技術的職業）」とは、就職者のうち、研究者、農林水産技術者、製造技術者、建築・土木・測量技術者、情報処理・通信技術者、教員、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、医療技術者、美術家、写真家、デザイナー、音楽家、舞台芸術家等として従事している者である。
○「就職者（その他）」とは、就職者のうち、専門的・技術的職業従事者以外の者で、管理的職業従事者、事務従事者、販売従事者、サービス職業従事者、保安職業従事者、農林漁業従事者、生産工程従事者、輸送・機械運転従事者、建設・採掘従事者、運搬・清掃等従事者等である。
○「その他」とは、専修学校・各種学校・外国の学校・職業能力開発校等への入学者、研究生として入学した者や、一時的な仕事に就いた者（臨時的な収入を得る仕事に就いた者）、臨床研修医（予定者を含む）、進学でも就職でもないことが明らかな者（進学準備中の者、就職準備中の者（求職中の者並びに公務員・教員採用試験及び国家資格試験の準備中の者を含む）等）である。
○進学者であり、かつ就職をしている者については、「就職者」として算出している。

【出典】文部科学省「学校基本統計（令和7年度）」を元に作成

博士課程修了後の分野別進路

- 他の課程と比較して、就職者のうち、専門的・技術的職業の割合はどの分野においても高い傾向。
- 全体として、「その他」の割合が他の課程と比較して高い傾向。

卒業者合計（15,673人）

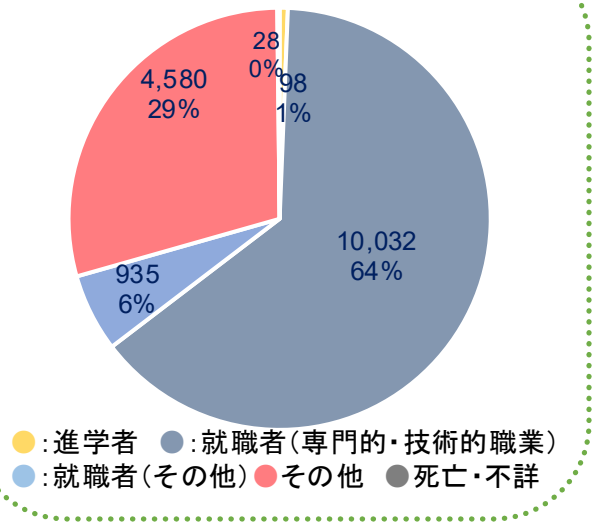

人文科学（852人）

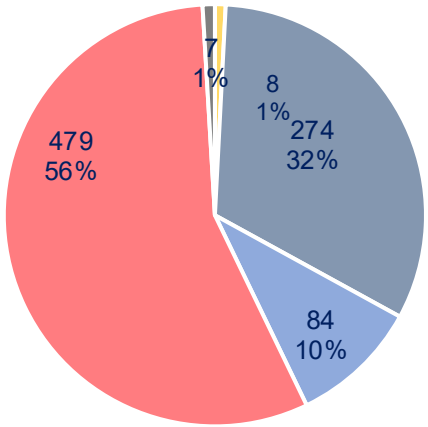

社会科学（859人）

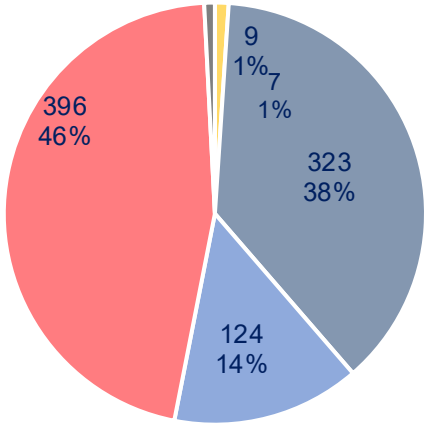

理学（1,178人）

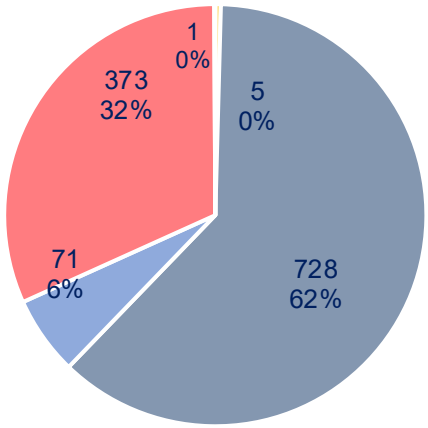

工学（3,359人）

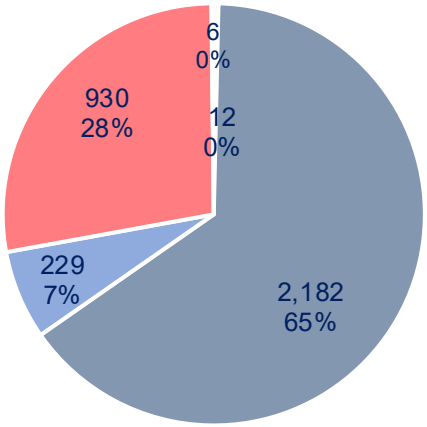

農学（741人）

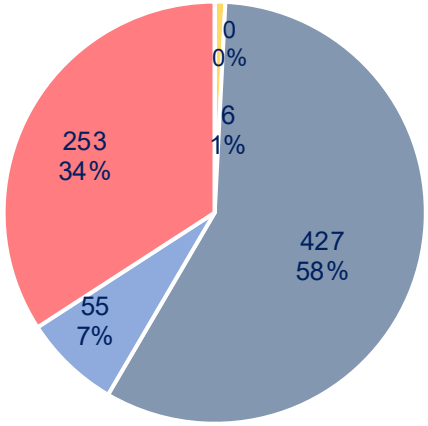

保健（5,808人）

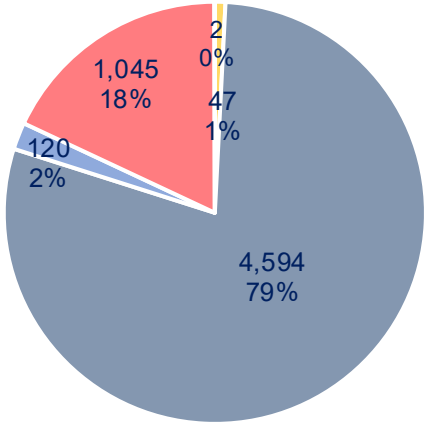

教育（425人）

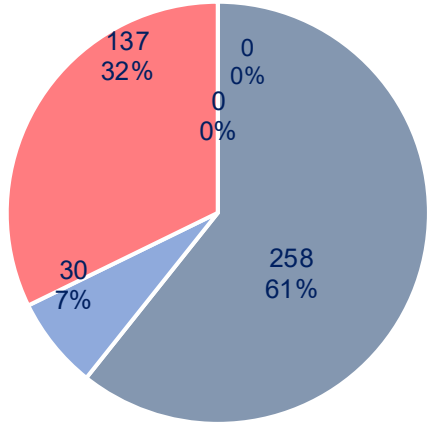

【注】
○「進学者」とは、大学院研究科、大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の専攻科、別科へ入学した者である。
○「就職者」とは、給料・賃金・報酬・その他の経常的な収入を得る仕事に就いた者である。
○「就職者（専門的・技術的職業）」とは、就職者のうち、研究者、農林水産技術者、製造技術者、建築・土木・測量技術者、情報処理・通信技術者、教員、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、医療技術者、美術家、写真家、デザイナー、音楽家、舞台芸術家等として従事している者である。
○「就職者（その他）」とは、就職者のうち、専門的・技術的職業従事者以外の者で、管理的職業従事者、事務従事者、販売従事者、サービス職業従事者、保安職業従事者、農林漁業従事者、生産工程従事者、輸送・機械運転従事者、建設・採掘従事者、運搬・清掃等従事者等である。
○「その他」とは、専修学校・各種学校・外国の学校・職業能力開発校等への入学者、研究生として入学した者や、一時的な仕事に就いた者（臨時的な収入を得る仕事に就いた者）、臨床研修医（予定者を含む）、進学でも就職でもないことが明らかな者（進学準備中の者、就職準備中の者（求職中の者並びに公務員・教員採用試験及び国家資格試験の準備中の者を含む）等）である。
○進学者であり、かつ就職をしている者については、「就職者」として算出している。

【出典】文部科学省「学校基本統計（令和6年度）」を元に作成

専門職学位課程修了後の分野別進路

他の課程と比較して、就職者のうち、専門的・技術的職業の割合が高い傾向。（※社会科学は、「その他」（司法修習等を含む）が９割以上を占める法科大学院を含むため、他の分野に比べて「その他」の割合が高い。）

卒業者合計（9,174人）

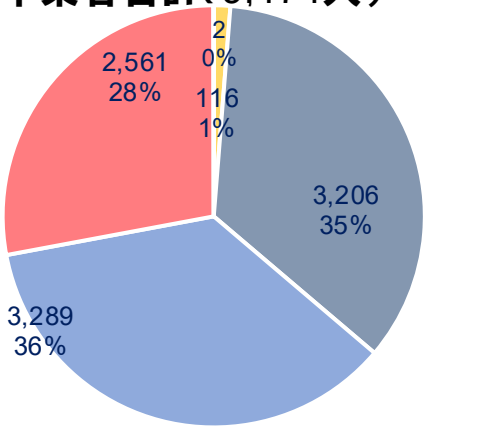

●：進学者　●：就職者（専門的・技術的職業）
●：就職者（その他）●：その他　●：死亡・不詳

人文科学（106人）

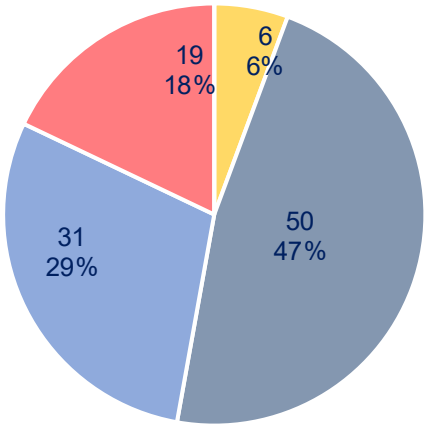

社会科学（5,445人）

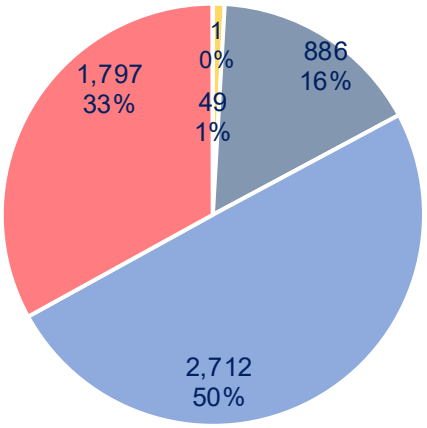

教育（2,051人）

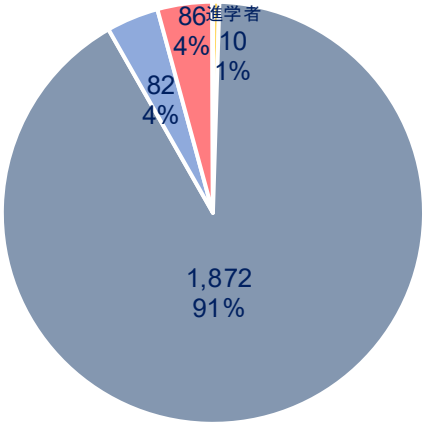

保健（154人）

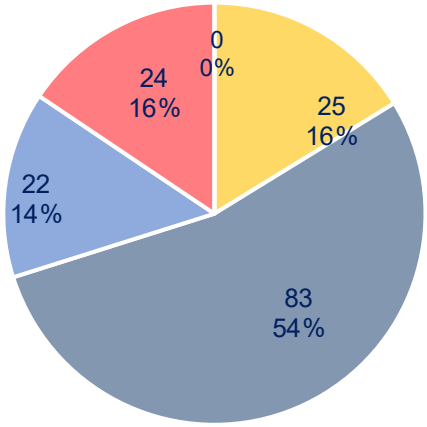

工学（38人）

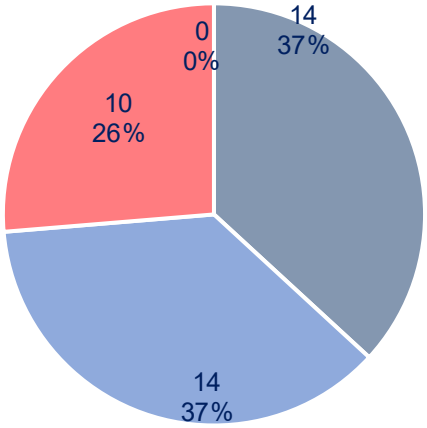

うち、法科大学院（1,559人）

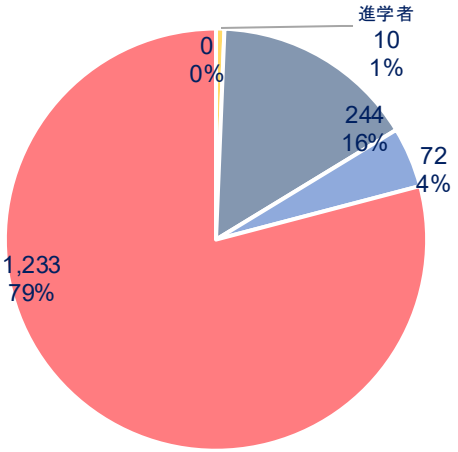

うち、教職大学院（2,030人）

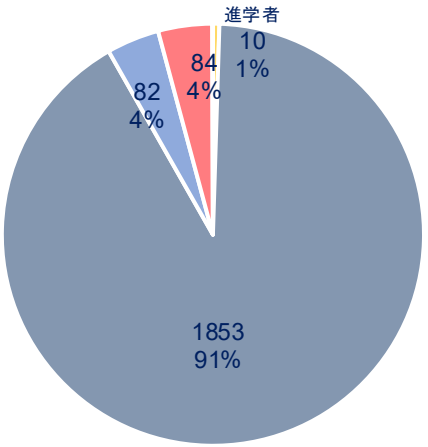

【注】
○「進学者」とは、大学院研究科、大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の専攻科、別科へ入学した者である。
○「就職者」とは、給料・賃金・報酬・その他の経常的な収入を得る仕事に就いた者である。
○「就職者（専門的・技術的職業）」とは、就職者のうち、研究者、農林水産技術者、製造技術者、建築・土木・測量技術者、情報処理・通信技術者、教員、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、医療技術者、美術家、写真家、デザイナー、音楽家、舞台芸術家等として従事している者である。
○「就職者（その他）」とは、就職者のうち、専門的・技術的職業従事者以外の者で、管理的職業従事者、事務従事者、販売従事者、サービス職業従事者、保安職業従事者、農林漁業従事者、生産工程従事者、輸送・機械運転従事者、建設・採掘従事者、運搬・清掃等従事者等である。
○「その他」とは、専修学校・各種学校・外国の学校・職業能力開発校等への入学者、研究生として入学した者や、一時的な仕事に就いた者（臨時的な収入を得る仕事に就いた者）、臨床研修医（予定者を含む）、進学でも就職でもないことが明らかな者（進学準備中の者、就職準備中の者（求職中の者並びに公務員・教員採用試験及び国家資格試験の準備中の者を含む）等）である。
○進学者であり、かつ就職をしている者については、「就職者」として算出している。

【出典】文部科学省「学校基本統計（令和6年度）」を元に作成

大学入学者数及び社会人・留学生数

2040年には約17万人入学者が減少すると推計されるが、学部入学者に占める留学生・社会人の割合は3.3%しかない。

2024年入学者数	学部	大学院
通学	**62.9万人 → 46.0万人（2040年）**	**10.4万人**
うち留学生	1.8万人 （2.8%）	1.5万人 （14.4%）
うち社会人	0.3万人 （0.5%）	1.8万人 （17.3%）
通信制	**1.9万人**	**0.1万人**

出典：学校基本統計。
※留学生数については在留資格「留学」を有する者をカウントしている。
※学部入学者のうち、社会人入学者については25歳以上の入学者数をカウントしている。
※2040年の推計値は中央教育審議会大学分科会高等教育の在り方に関する特別部会（第12回）の進学率・進学者数推計結果（出生低位・死亡低位）より作成。

社会人入学者の動向

(1) 学部

社会人入学者数（推計）は，平成13年度の約1万8千人から一時減少。平成27年度に増加以降、近年は通信課程のみ増加。

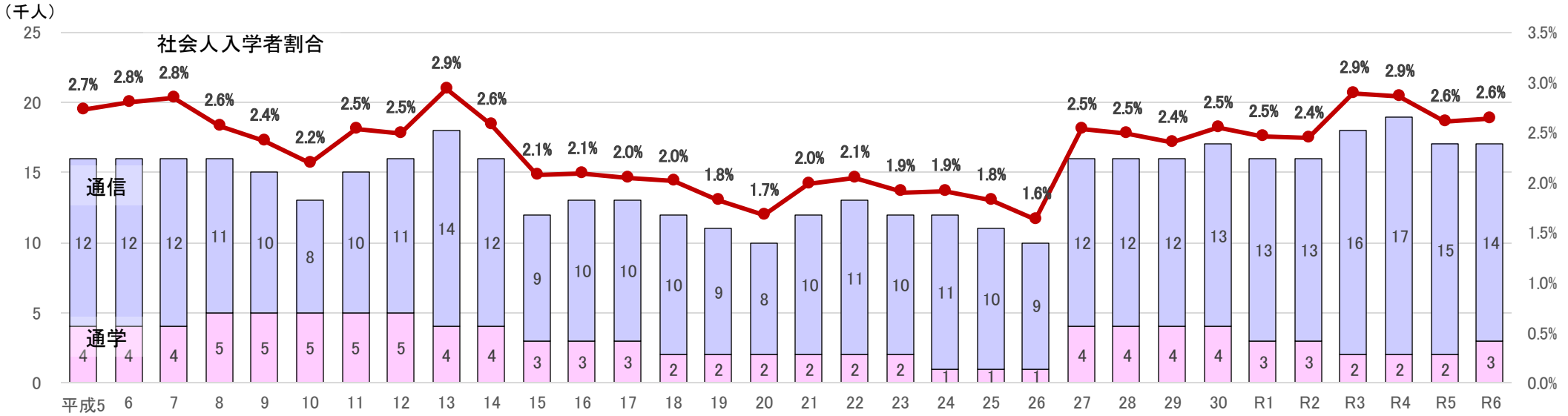

(2) 大学院

社会人入学者数は，近年は概ね1万7千人前後で横ばい。入学者全体に占める割合16.1%(令和６年度）。

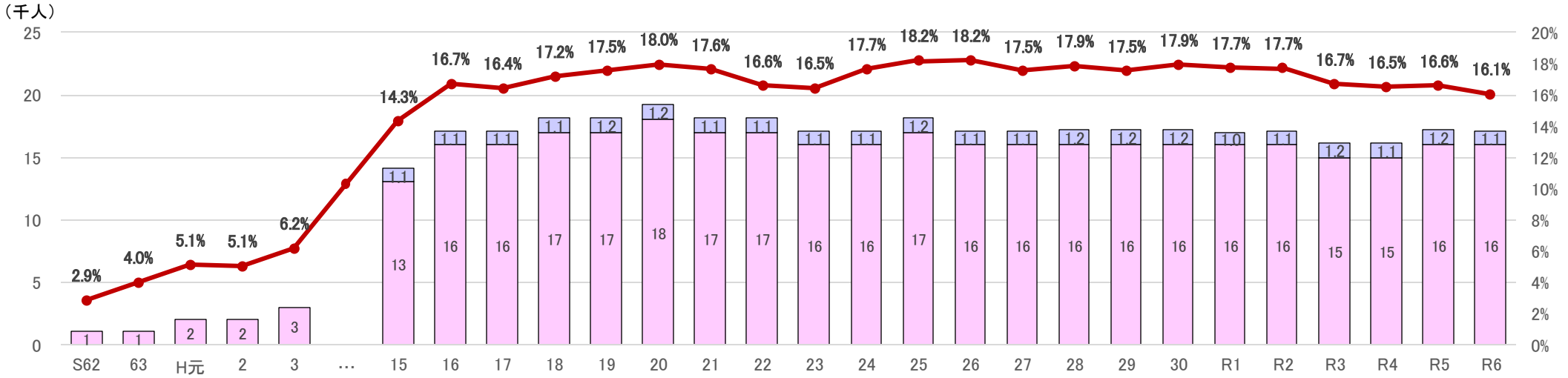

※ 出典：学校基本統計

※ 社会人入学者は、大学(学部)は25歳以上の入学者、大学院は30歳以上の入学者をカウントしている。

※ 通信の社会人入学者は推計である(「学校基本統計」をもとに、通信制学生のうち大学は25歳以上、大学院は30歳以上の学生の割合から按分)。

高等教育機関入学者の平均年齢

我が国の高等教育機関への入学者の平均年齢は18.4歳であり、OECD諸国の中で最も低い。

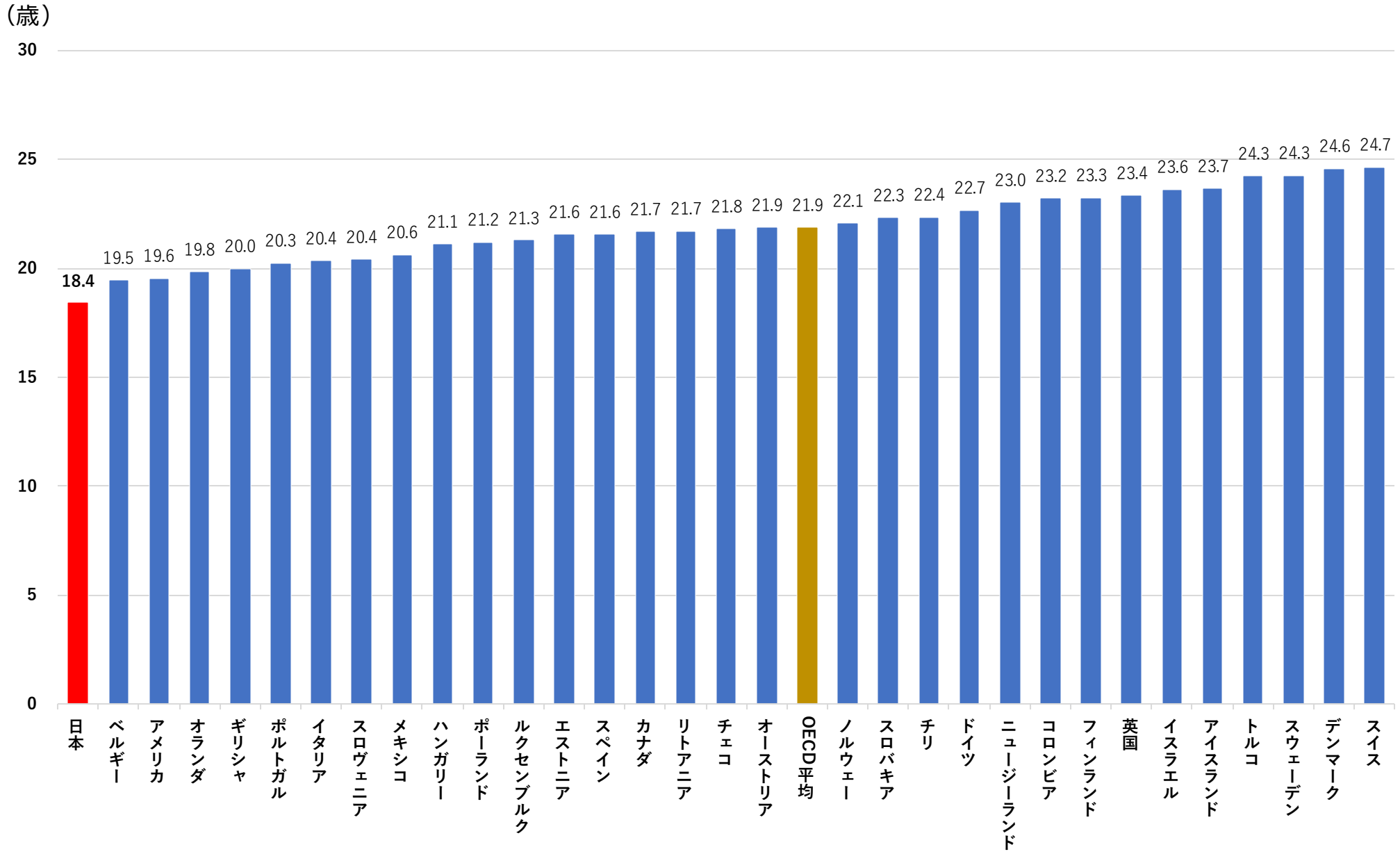

（備考）データは2021年時点の集計可能な国のみ。
（出典）OECD「Education at a Glance2023(図表でみる教育2023)」TableB4.1（ https://stat.link/b3lxch ）

教学マネジメントに関する取組の状況

教学マネジメントに関する取組は、グランドデザイン答申（H30）前と比べると、全体として進捗している。一方で、「学部の壁を越えた充実した教育課程の構築」」「学外関係者・関係機関との連携・協働」「学位授与の方針に基づく組織的な教育への参画・貢献についての教員評価の実施」などに関する取組を実施している大学の割合は、依然として低い状況。

教学マネジメントとして実施している取組

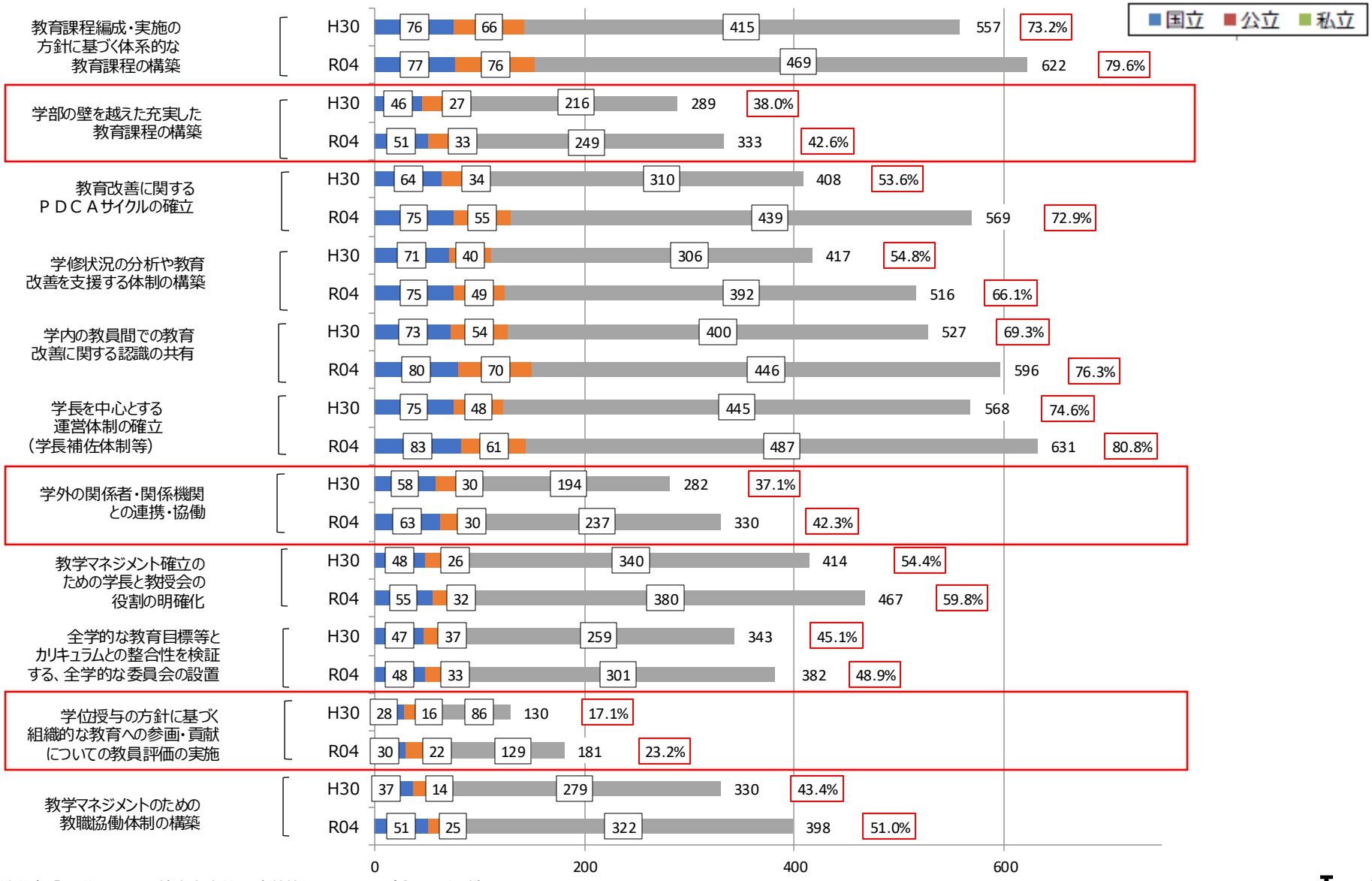

出典：文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和４年度）」

学生の学修成果の把握状況

課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学は522校（全体の68.9%）であり、把握方法としては「外部の標準化されたテスト等による学修成果の調査・測定（アセスメントテスト等）」が最も多い。学修成果として調査・測定を行っている事項としては、「汎用的能力」「態度・志向性」「知識・理解」の順に多くなっている。学修成果に関する情報の活用方法としては、「教育課程や教育方法の改善」が最も多い。

【学部段階】課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学

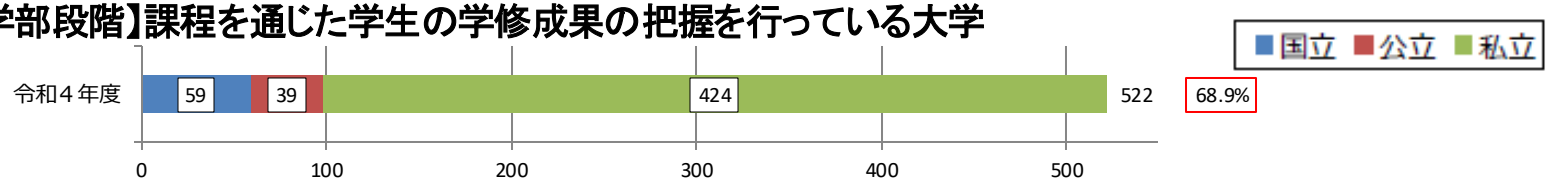

学修成果の把握方法

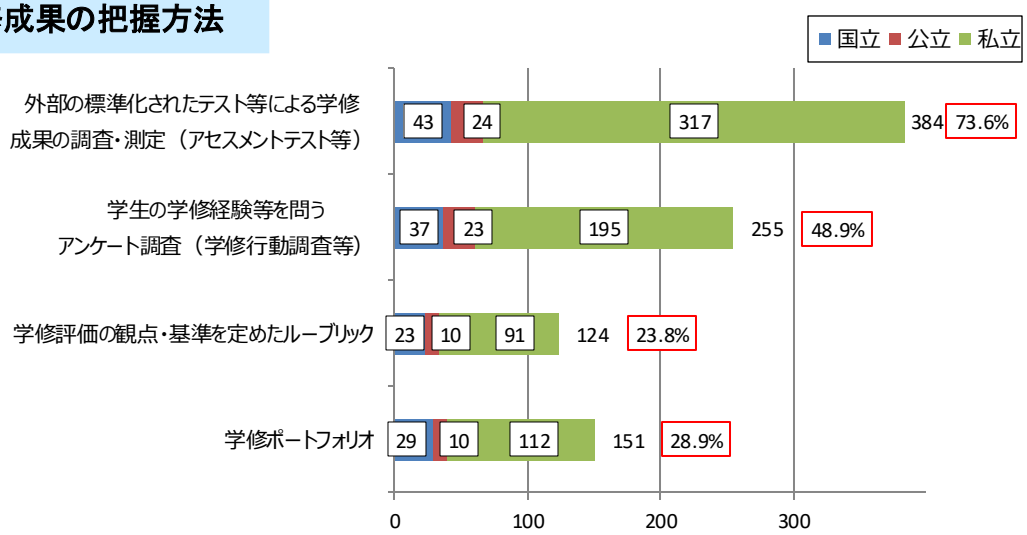

学修成果として調査・測定を行っている事項

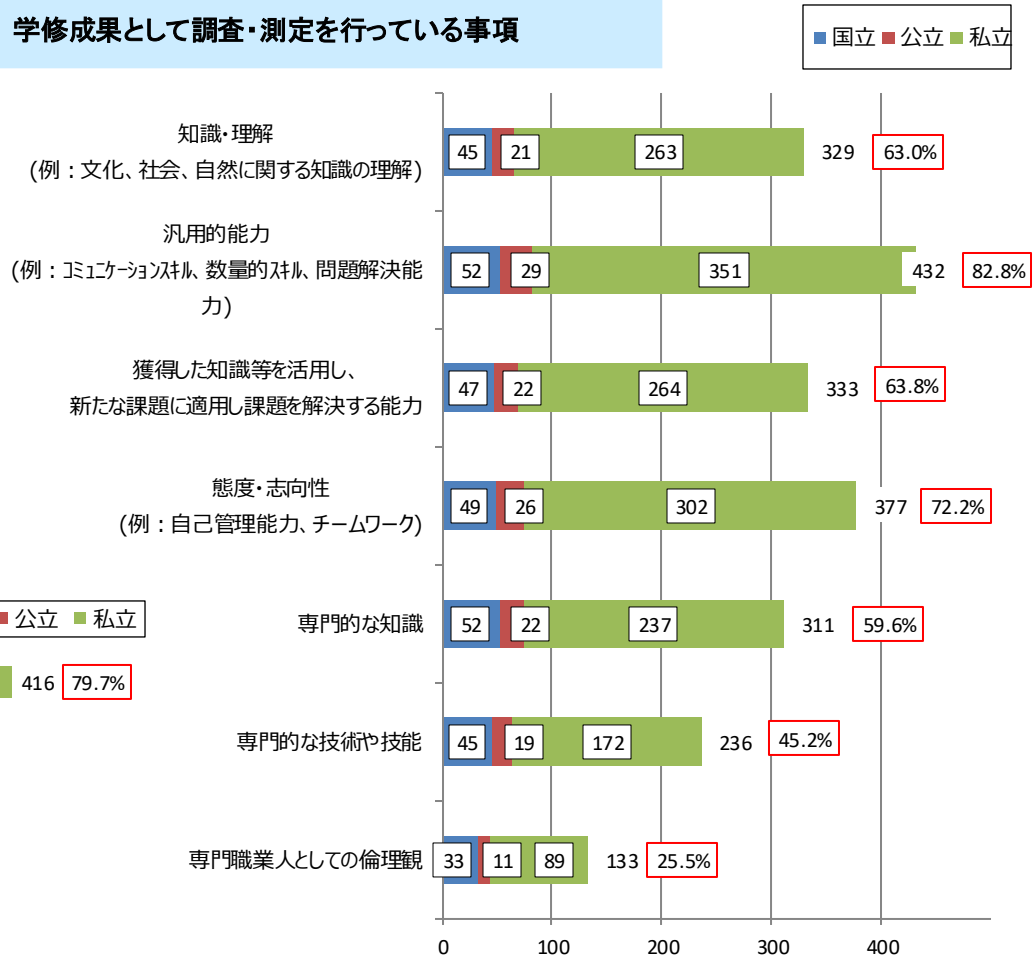

学修成果に関する情報の活用方法

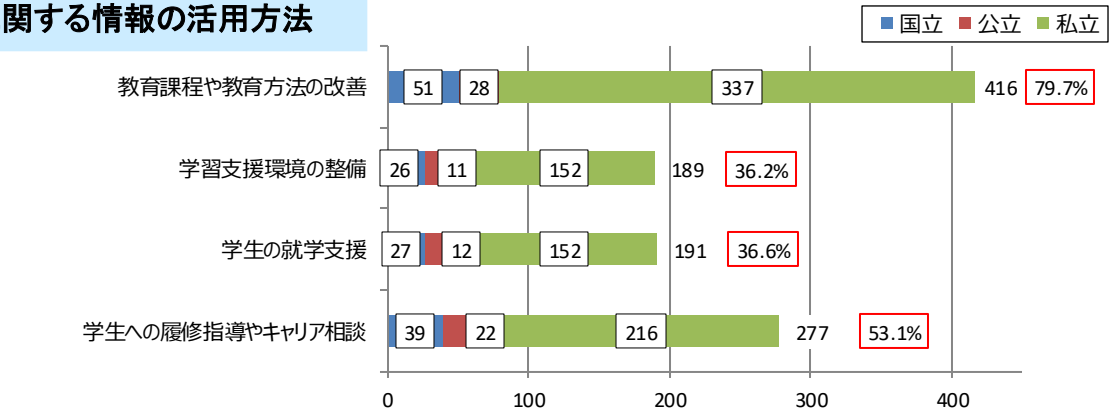

出典：文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和4年度）」

課程を通じた学生の学修成果の把握方法

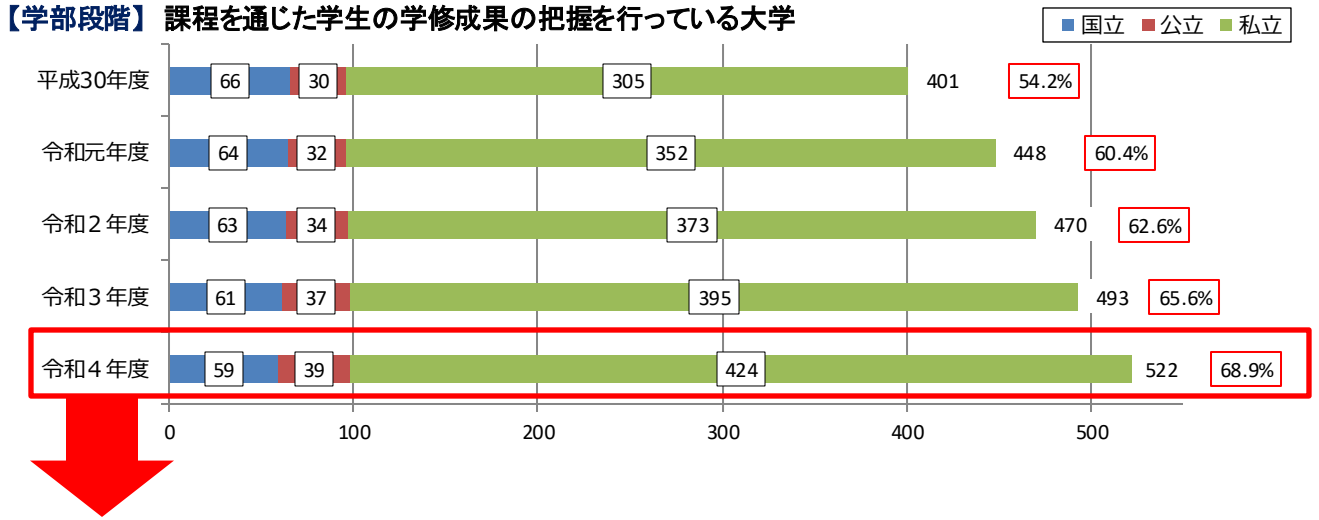

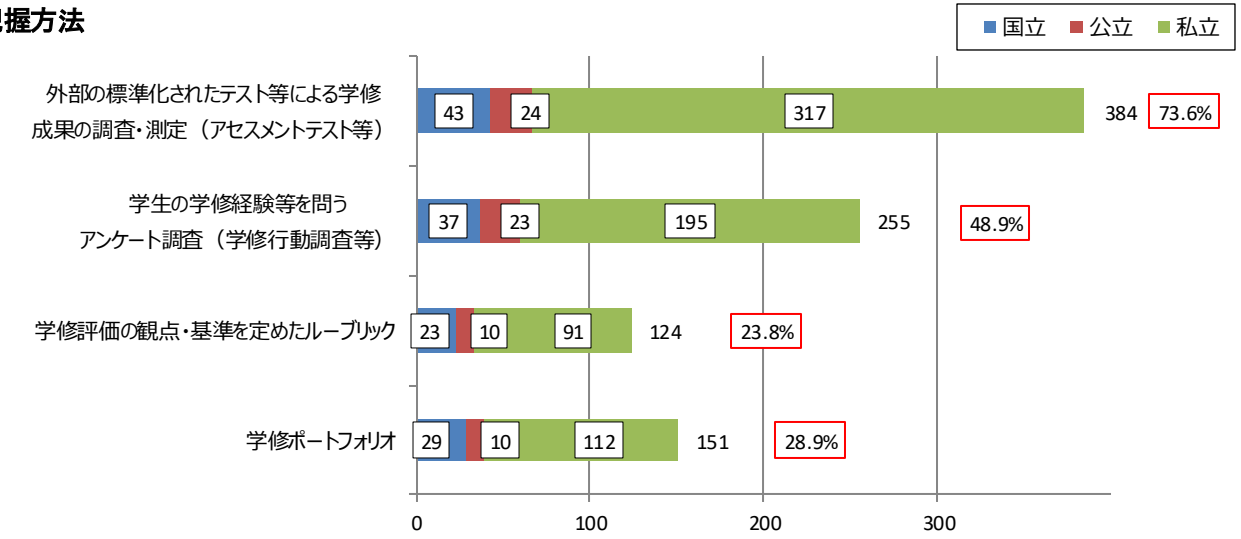

（出典）文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和４年度）」

課程を通じた学生の学修成果に関する情報の活用方法

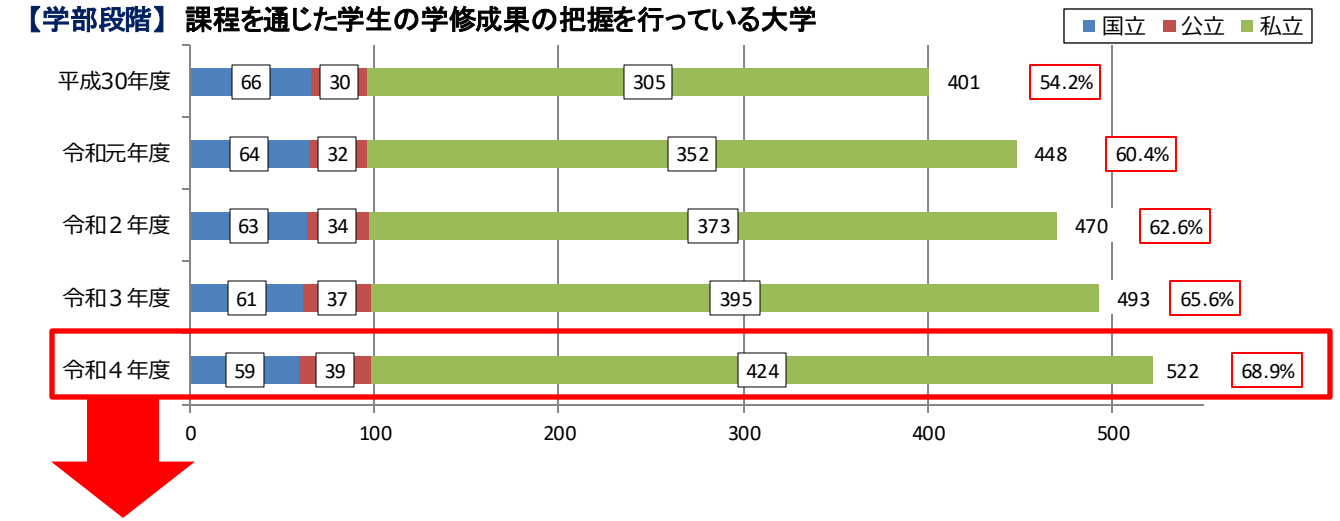

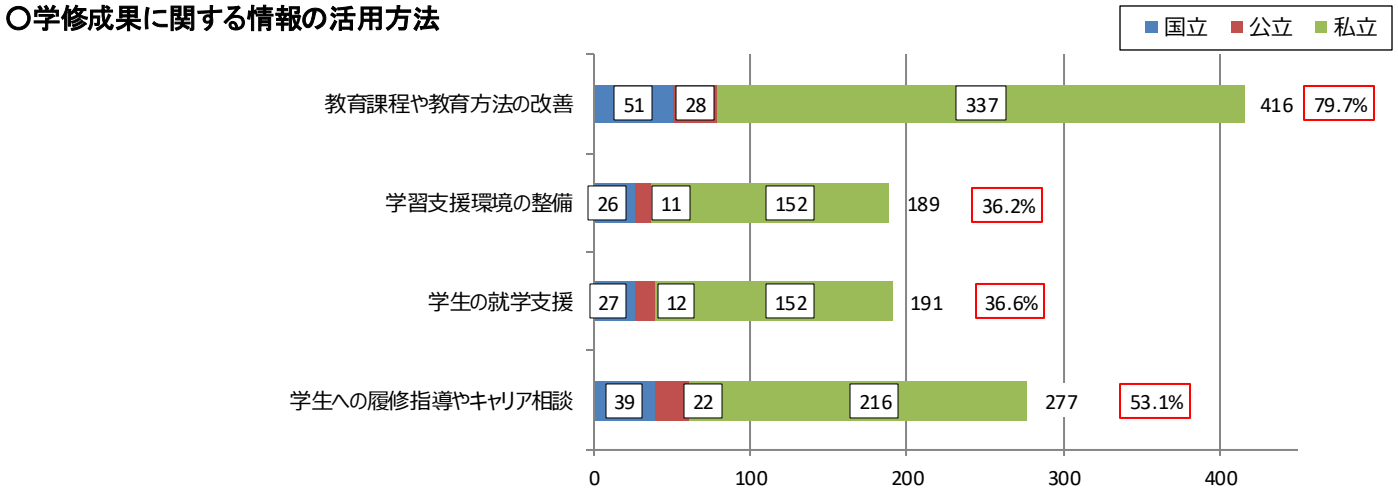

（出典）文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和４年度）」

課程を通じた学生の学修成果として調査・測定を行っている事項

【学部段階】 課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学

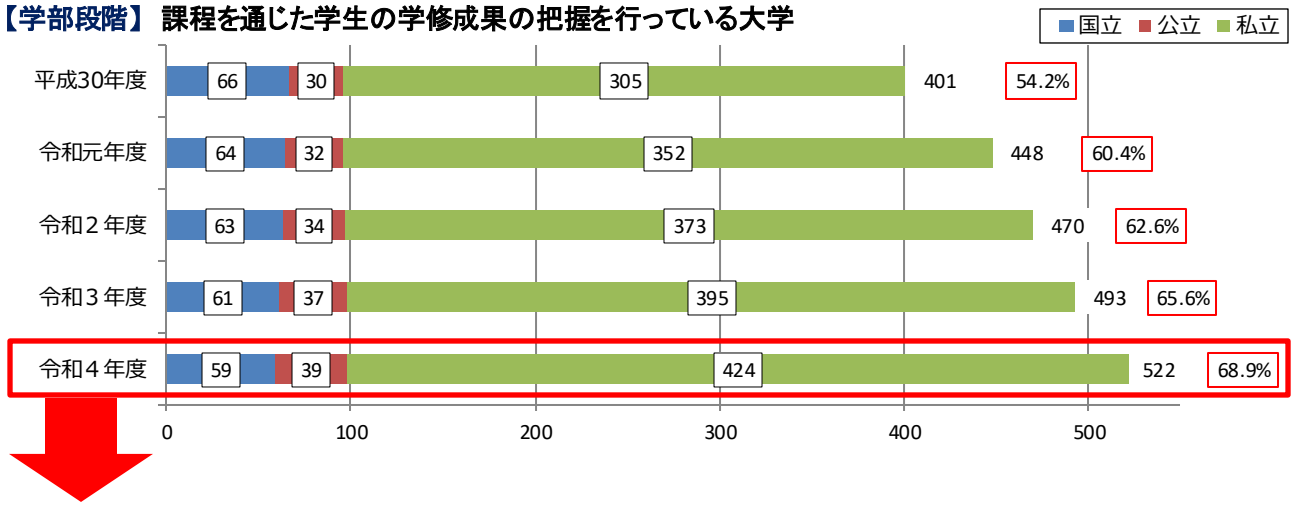

○学修成果として調査・測定を行っている事項

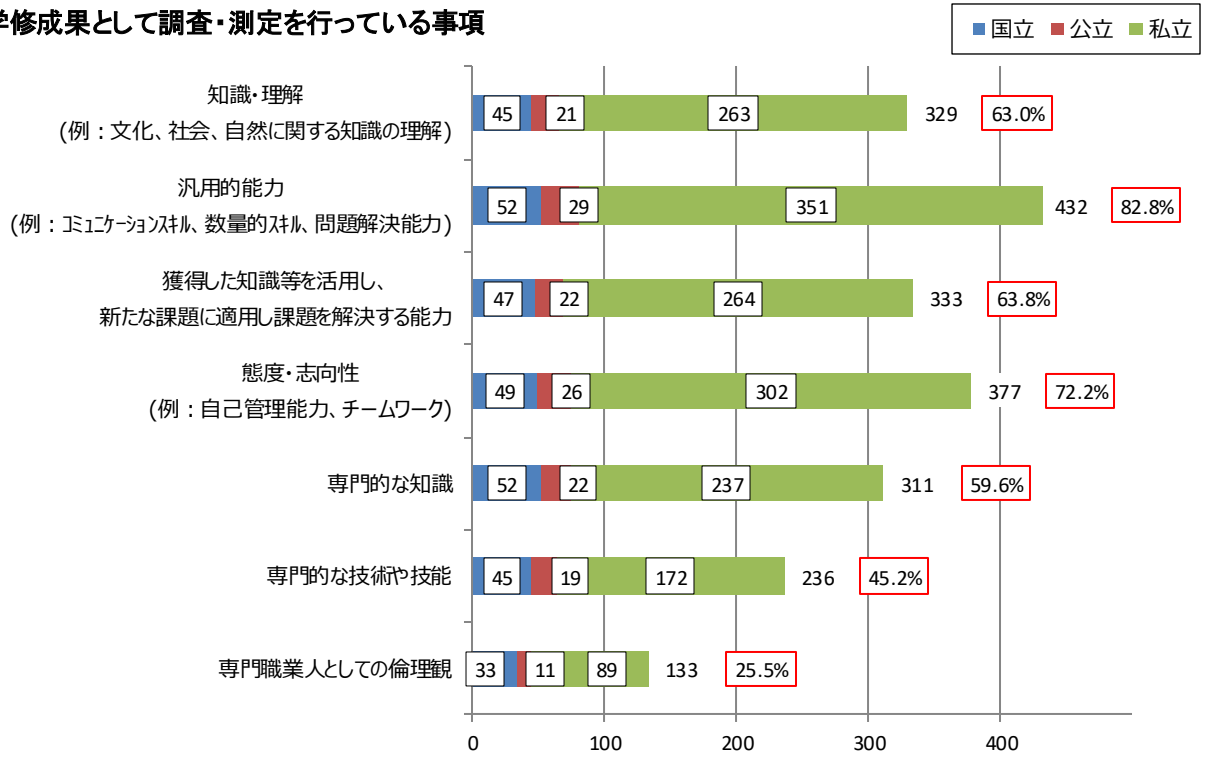

（出典）文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和４年度）」

成績評価基準の明示

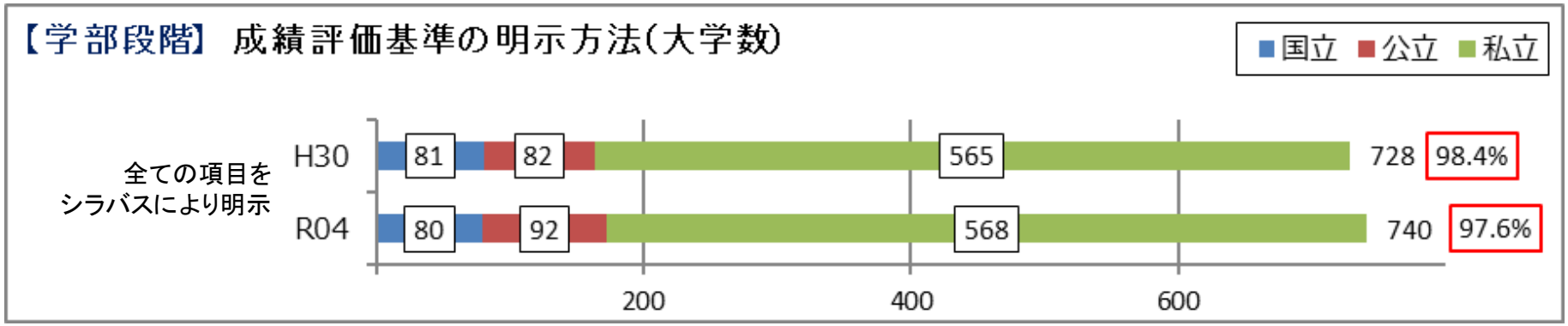

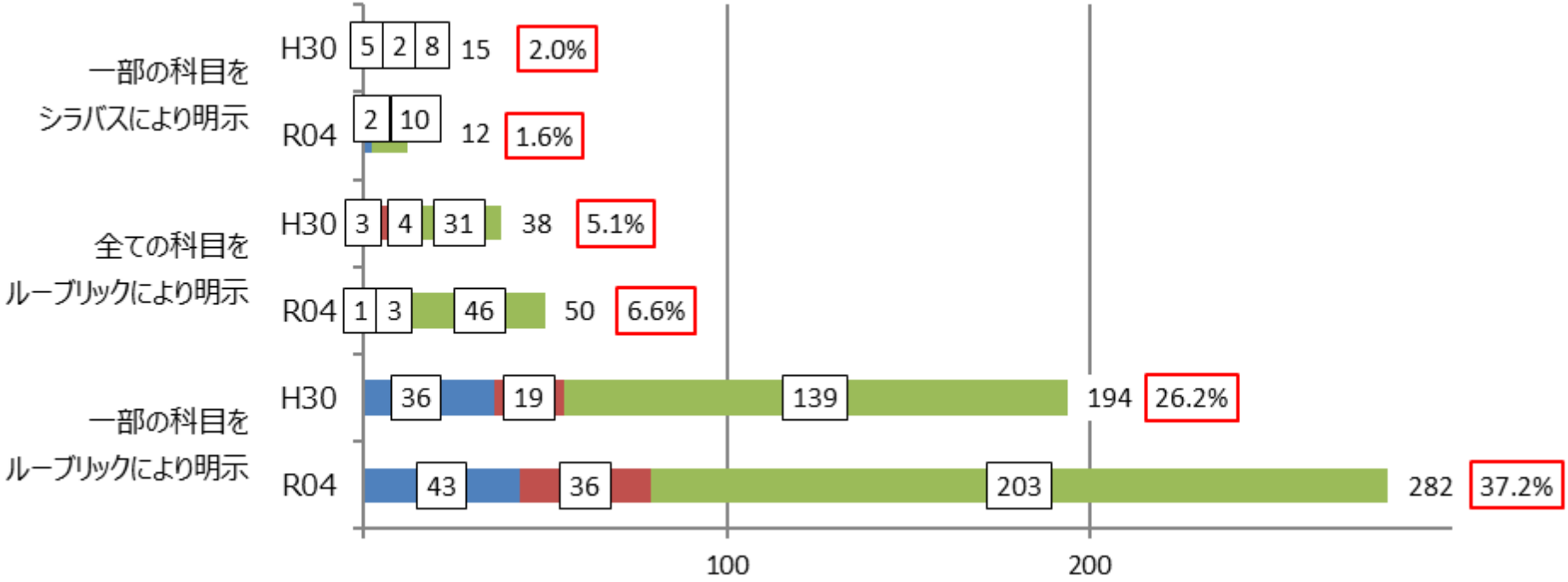

（出典）文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和４年度）」

学生が修得した知識や能力等を明らかにするための資料交付状況

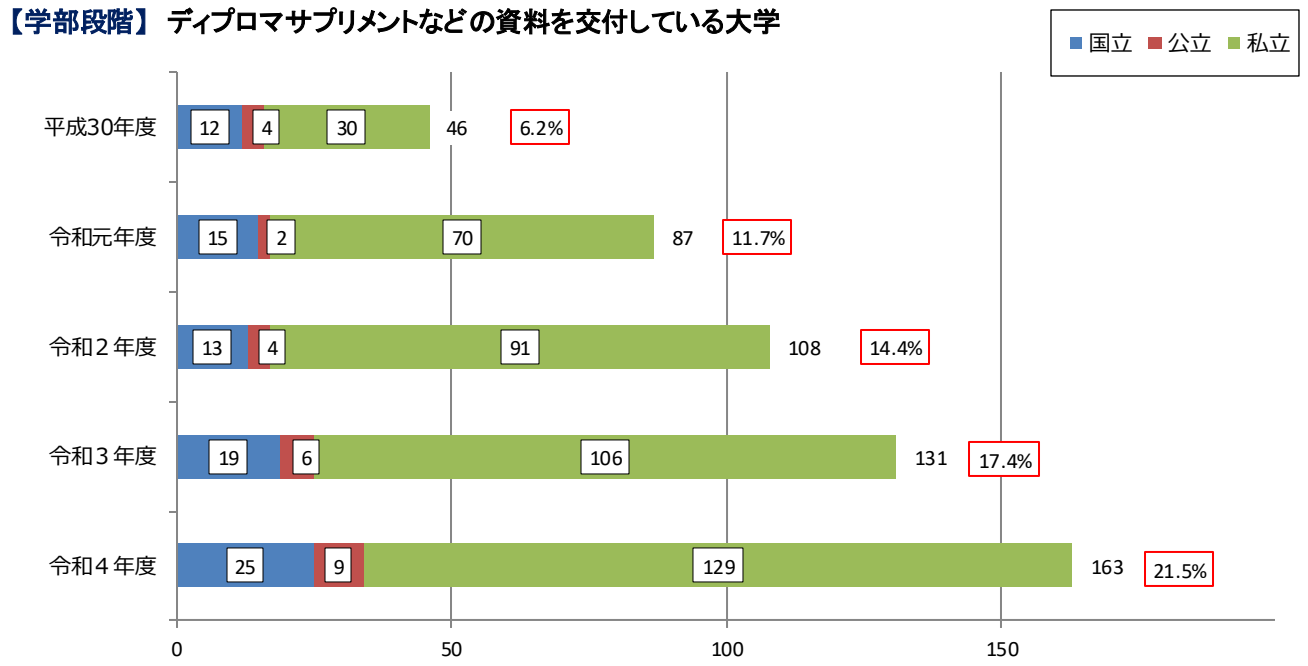

（出典）文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和４年度）」

学生自身による学修成果の実感（全国学生調査第３回試行実施より）

○大学が学生に卒業時までに身に付けることを求めている知識や能力を理解している（80%）、大学での学びによって自身の成長を実感している（８２%）等について、「そう思う」「ある程度そう思う」という割合が高かったが、授業アンケート等の学生の意見を通じて大学教育がよくなっている（49%）は半数程度となった。

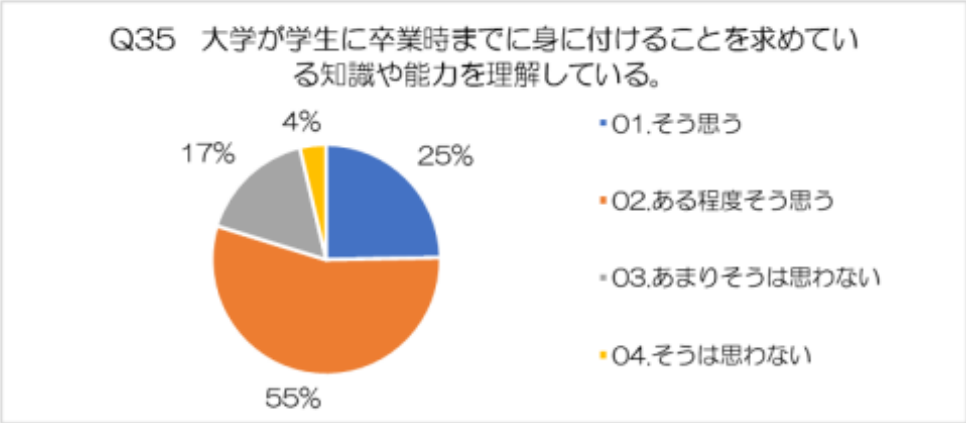

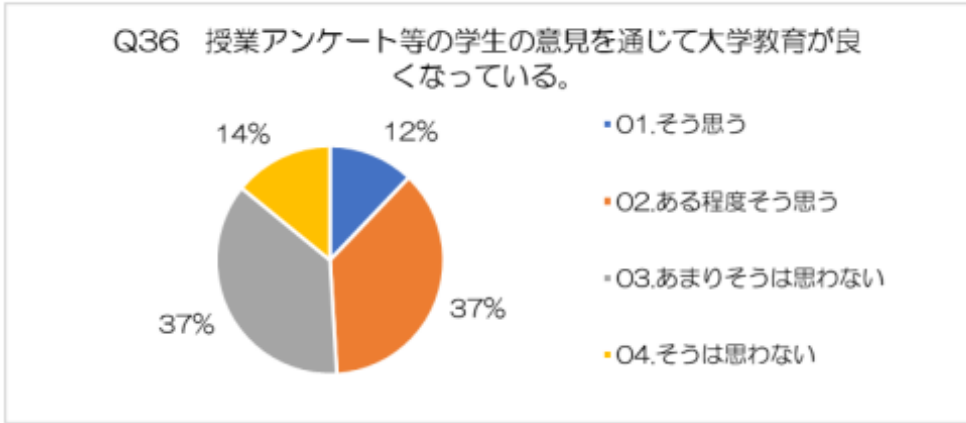

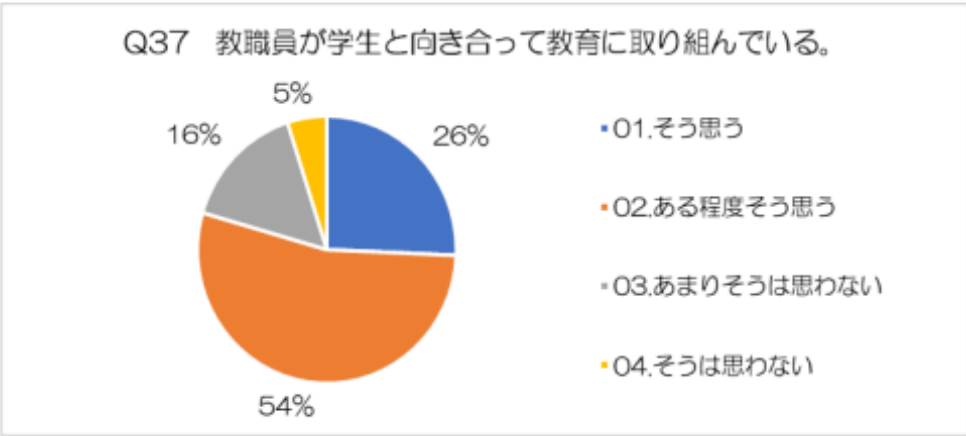

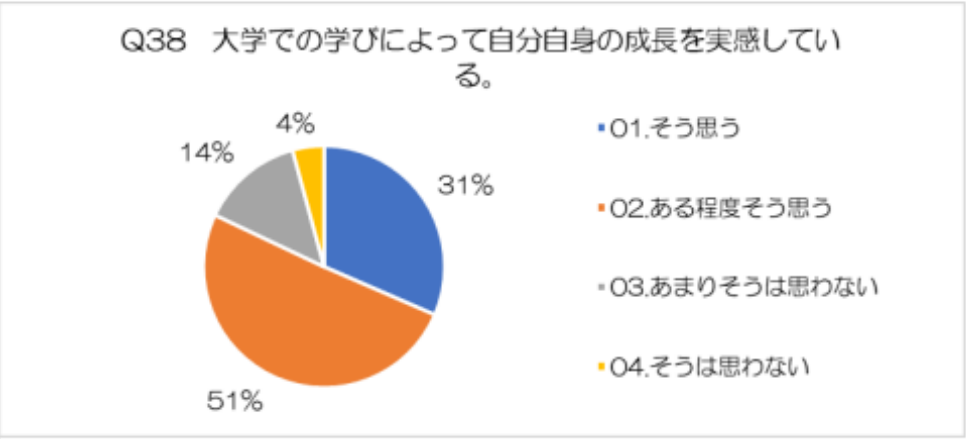

「全国学生調査（第３回試行実施）」の結果について（令和５年７月12日公表）より

シラバスの作成状況

ほとんどの大学でシラバスを作成し、記載項目も統一されているが、記載項目の状況を見ると、準備学修に関する具体的な指示を設定している大学は、91.9%に達しているものの、準備学修に必要な学修時間の目安を設定する大学は74.6%に留まっている。

全ての授業科目でシラバスを作成している学部を持つ大学

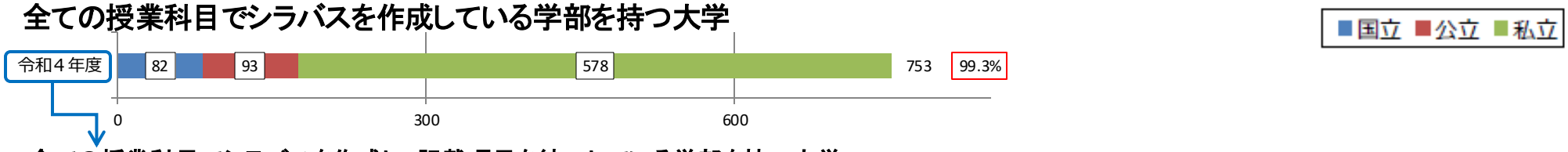

全ての授業科目でシラバスを作成し、記載項目を統一している学部を持つ大学

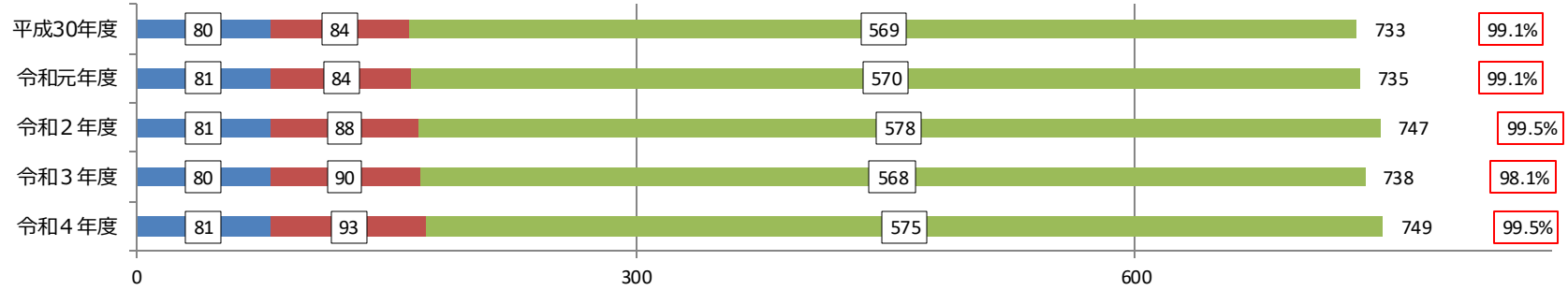

シラバスの記載項目の状況（大学数）

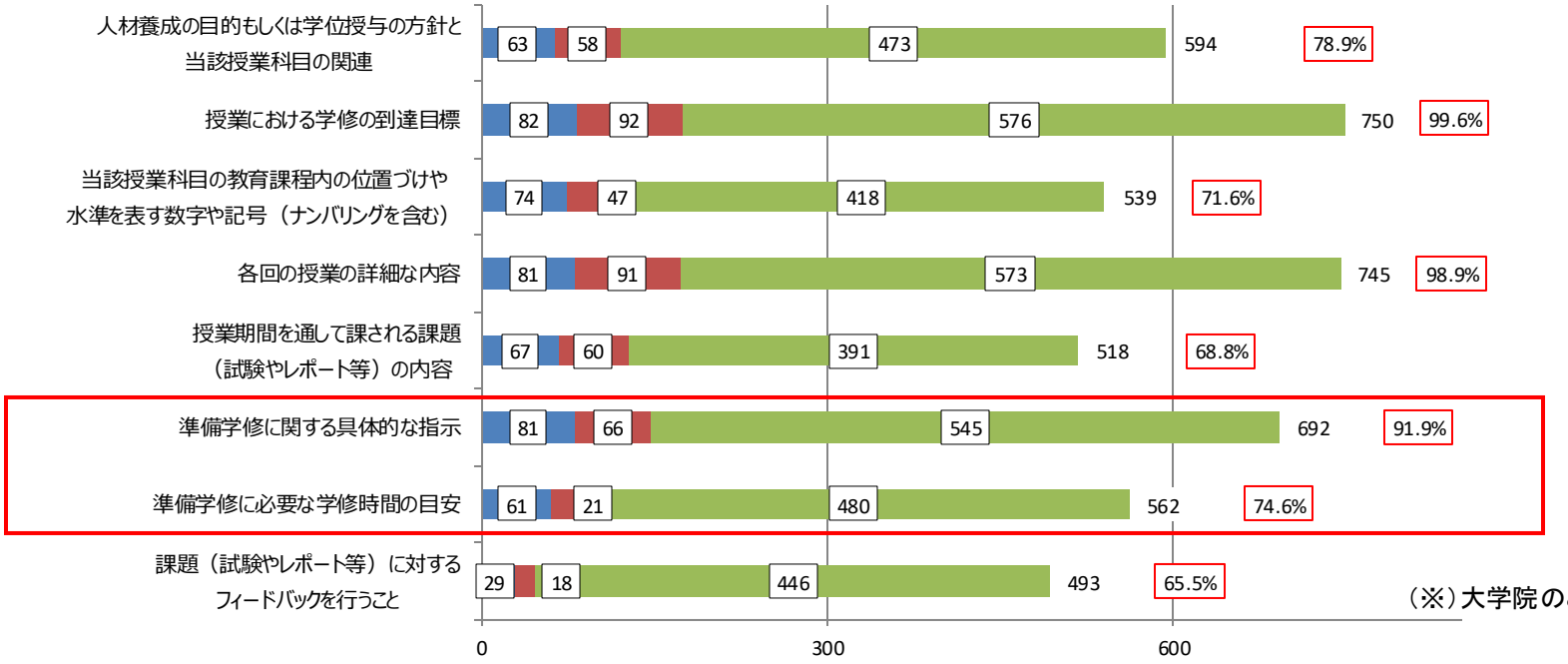

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

出典：文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和４年度）」

多様なメディアを利用した遠隔授業の実施状況

多様なメディアを利用した遠隔授業を実施する大学は令和３年度までに増加し、令和４年度は535大学（70.6%）となっている。

多様なメディアを利用した遠隔授業を実施する大学

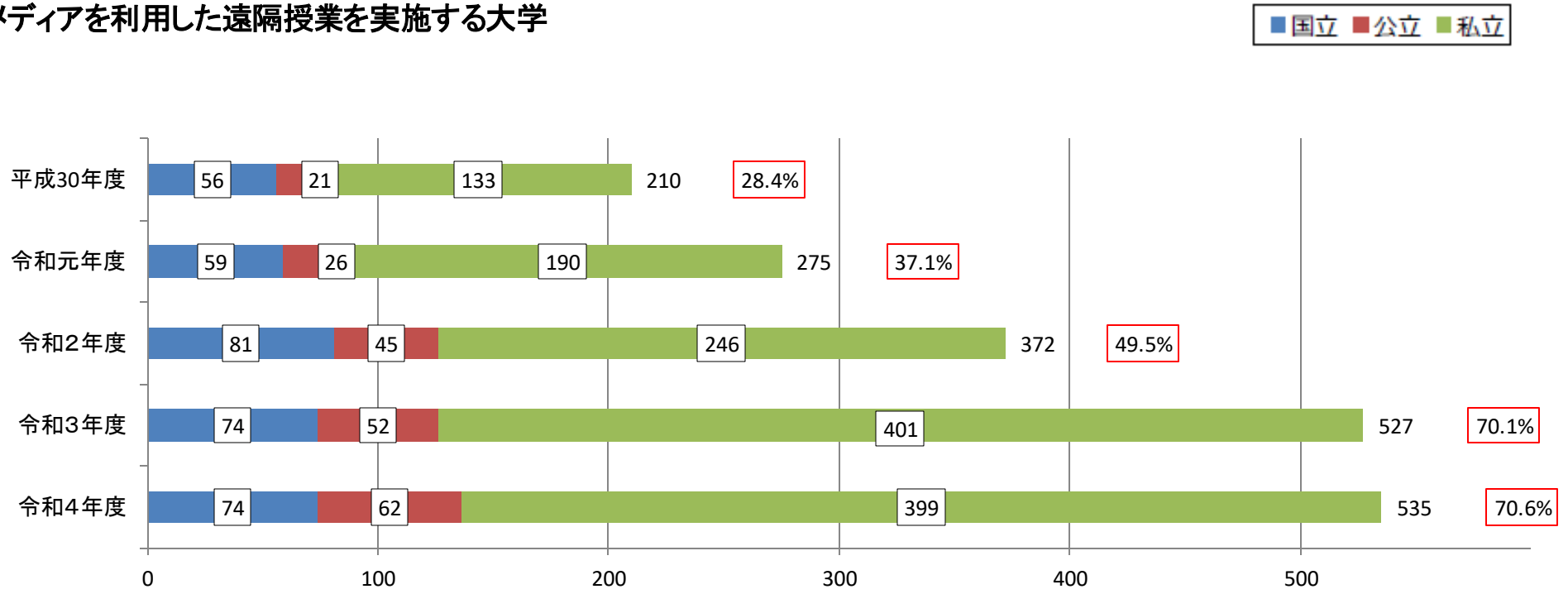

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

多様なメディアを利用した遠隔授業:
ここでは、大学設置基準第25条第2項に定める、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させる授業科目を指す。

出典：文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和４年度）」

情報通信技術（ICT）を活用した教育の実施状況

情報通信技術（ICT）を活用した教育を実施する大学は増加傾向。

情報通信技術（ICT）を活用した教育を実施する大学

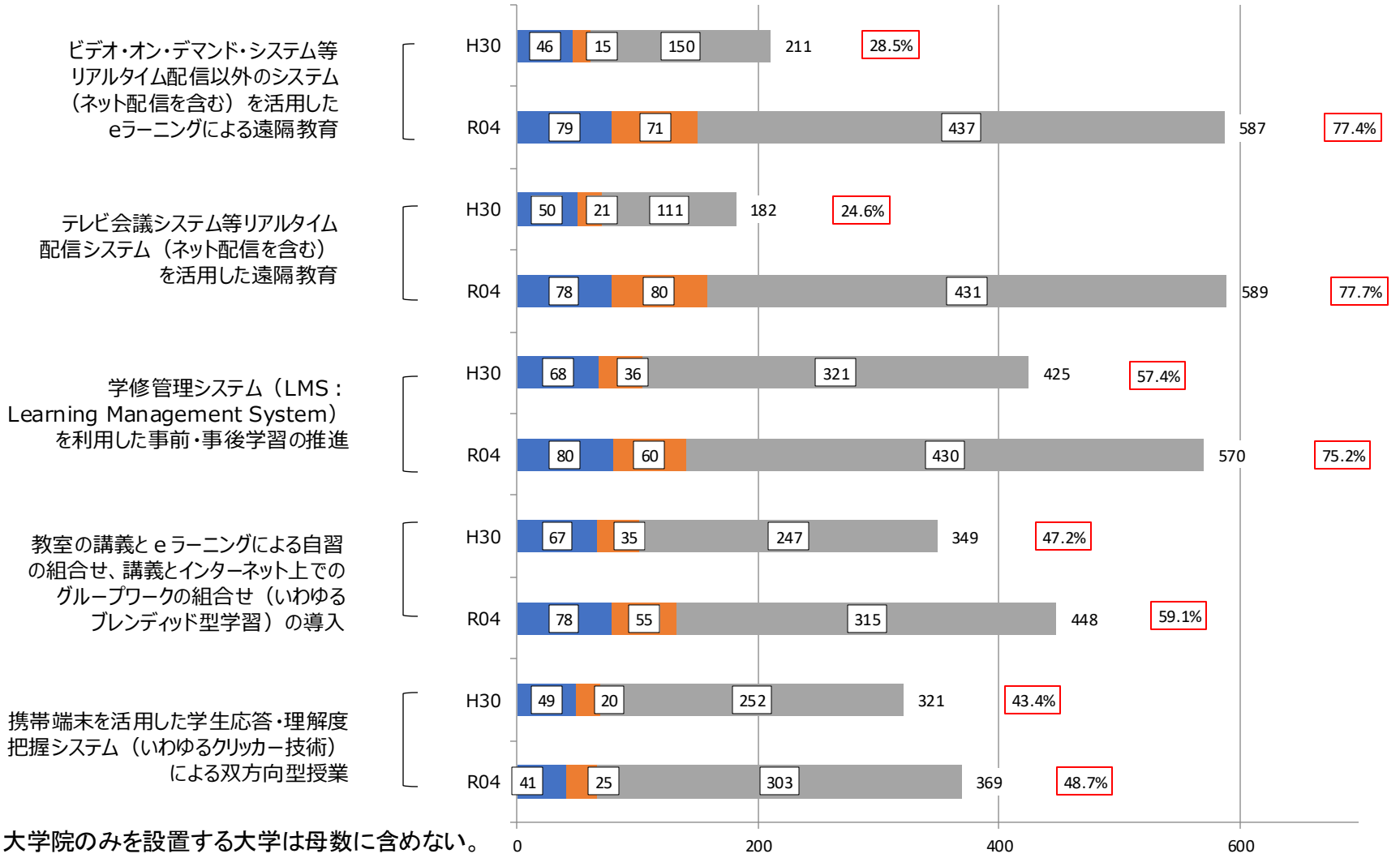

（※）大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

学修管理システム（LMS：Learning Management System）：
eラーニングの運用を管理するためのシステムのこと。学習者の登録や教材の配布、学習の履歴や成績及び進捗状況の管理、統計分析、学習者との連絡等の機能がある。

出典：文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和４年度）」

授業の受講形態の割合（令和4年度）

大学の授業の受講形態について、新型コロナウィルス感染症の影響により、令和２年度、令和３年度においては同時双方向型オンライン授業やオンデマンド型オンライン授業を受けている学生が多くいたことが明らかになっていたが、令和４年度は、対面授業が77%を占めるなど、対面授業中心で大学の授業が行われた。

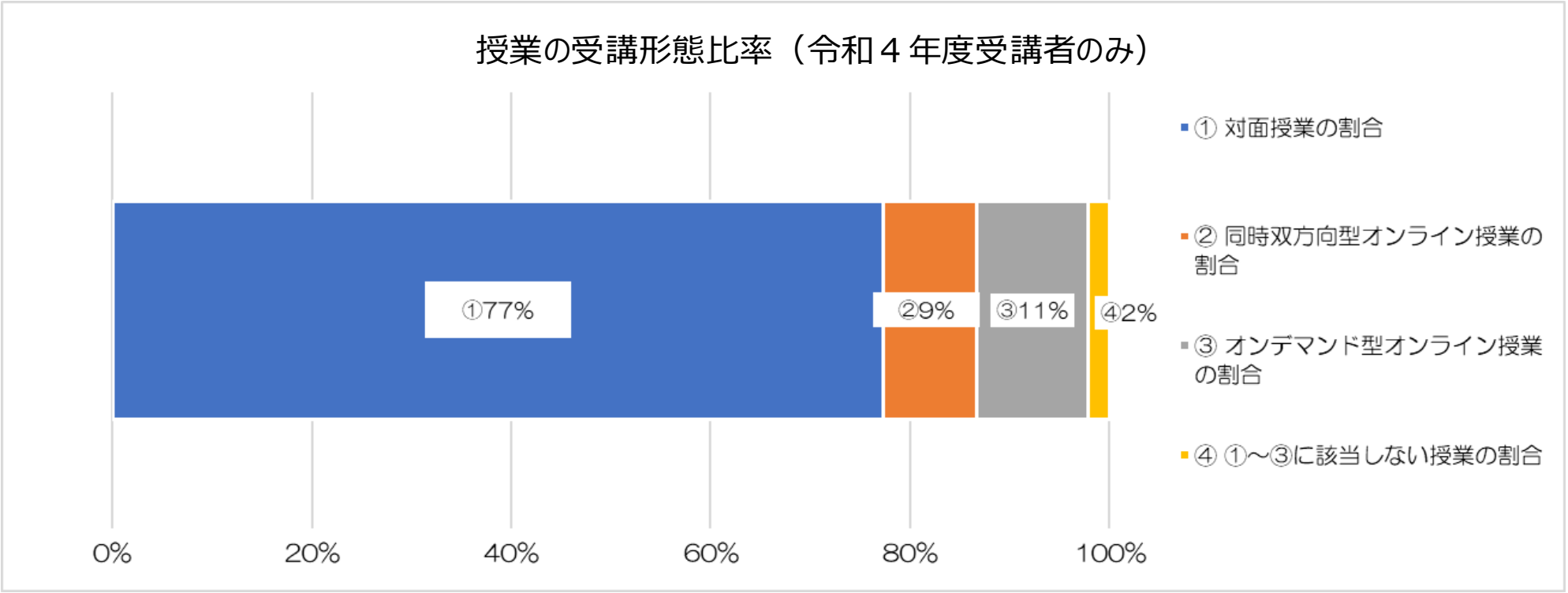

※上記受講比率は、学生に各授業形態の割合について０～10割で回答を求め、その平均値を集計したもの。
※対面授業の割合が10割と回答した学生は、対面授業の割合に回答した者のうち36%であった。

出典：文部科学省　「令和４年度全国学生調査（第３回試行実施）」

大学の2年次学生の学習時間

- 授業への出席時間について、週16時間以上が69%、週21時間以上が40%であるなど、授業への出席時間が長い。
- 一方で、予習・復習・課題など授業に関する学習については、週５時間以下の学生が49%を占めている。
- 分野別の状況では、5時間以下の割合で見ると社会（60%）等が高い水準。
- 授業と直接関係しない自主的な学習時間が週５時間以下の学生も82%を占める。

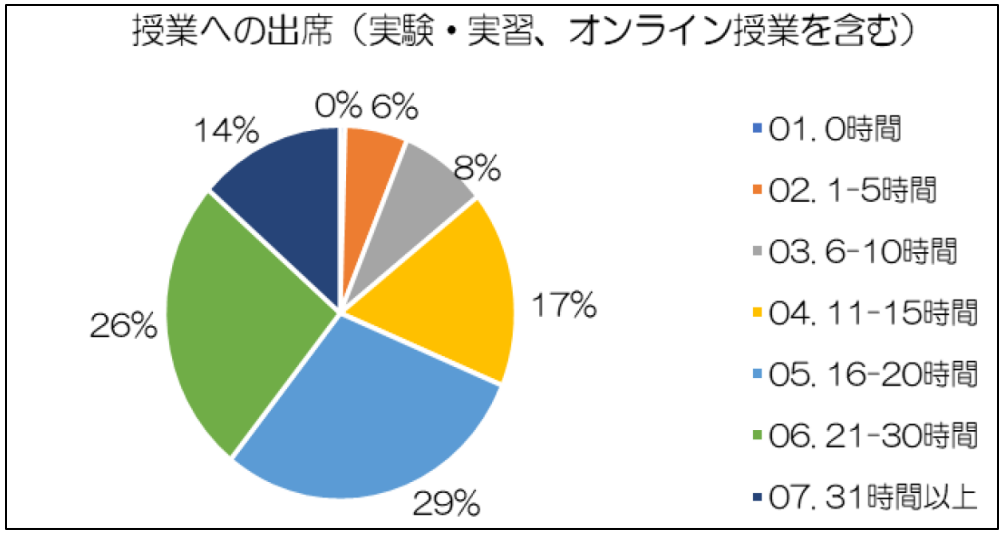

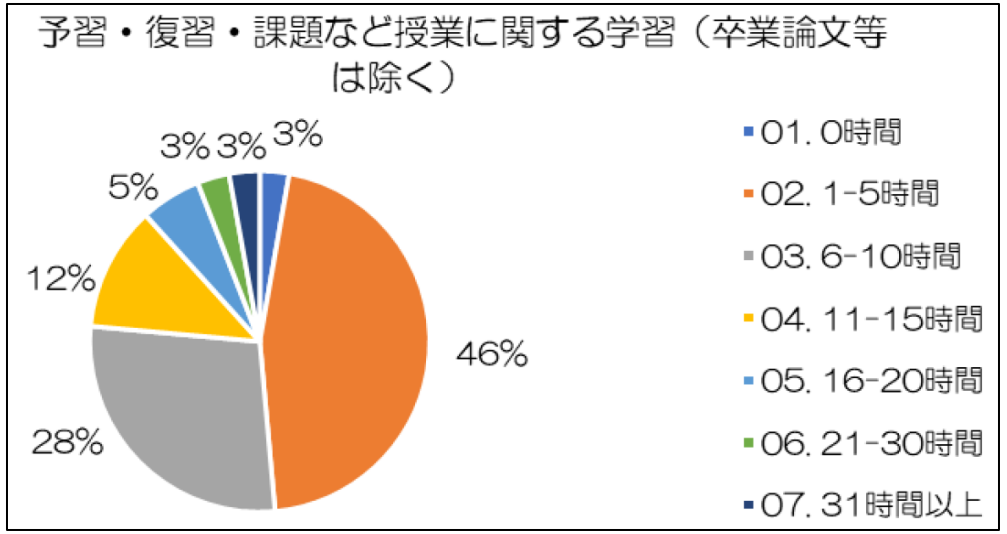

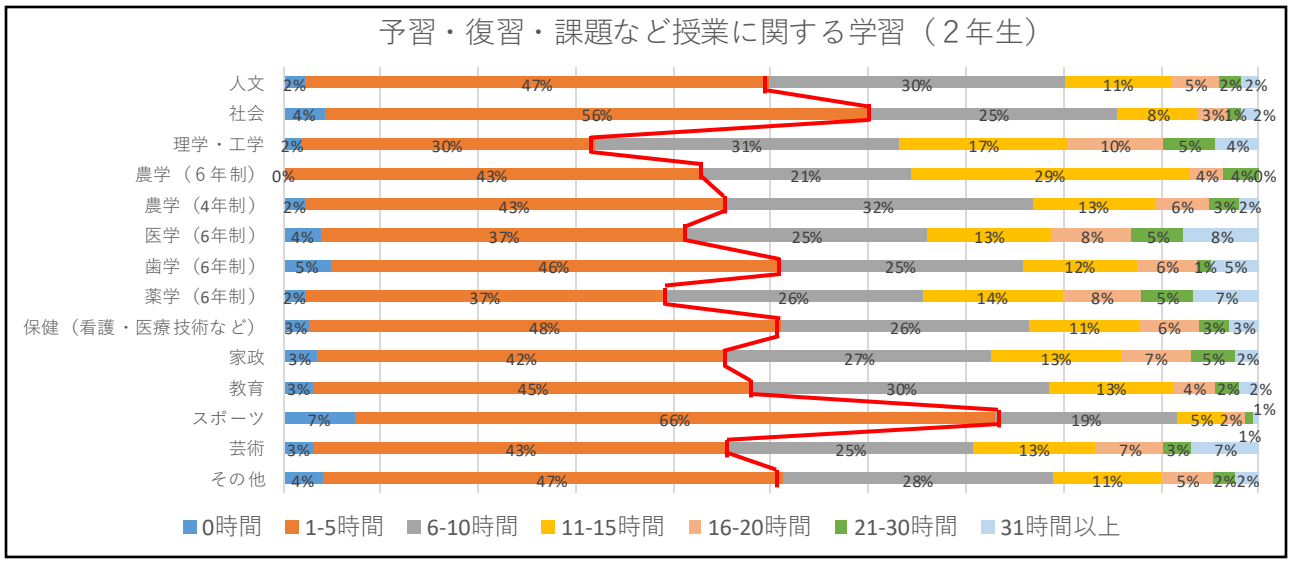

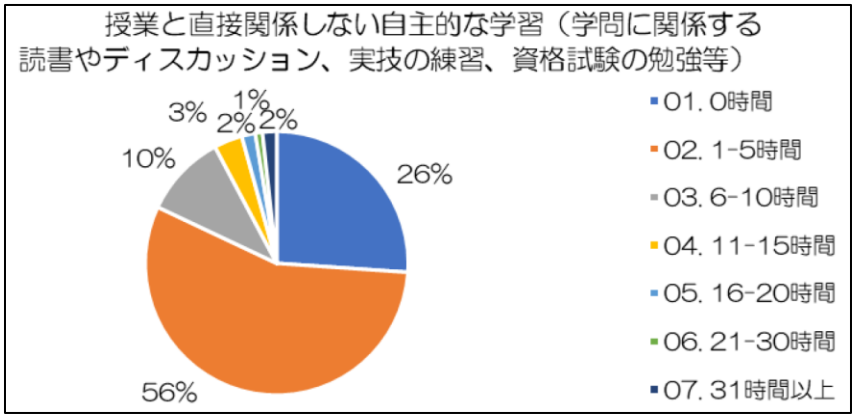

出典：令和4年度「全国学生調査（第3回試行調査）」

大学の最終学年の学生の学習時間

- 授業への出席時間について、週５時間以下の学生が63%を占めている。また、授業に関する学習も週５時間以下の学生が77%を占めている。
- 卒業論文・卒業研究・卒業制作については、週21時間以上の学生が28%、週31時間以上の学生が20%と多くの時間を費やしている。
- 一方、最終学年の学生であっても、卒業論文等に費やす時間が５時間以下の学生も38%存在する。
- 卒業論文等に16時間以上を費やす割合は農学（６年制）（79%）、農学（65%）、理学・工学（64%）で高く、５時間以下となる割合は医学（６年制）（91%）、歯学（６年制）（91%）で非常に高いほか、社会（53%）、薬学（６年制）（51%）も相当程度の割合に上る。

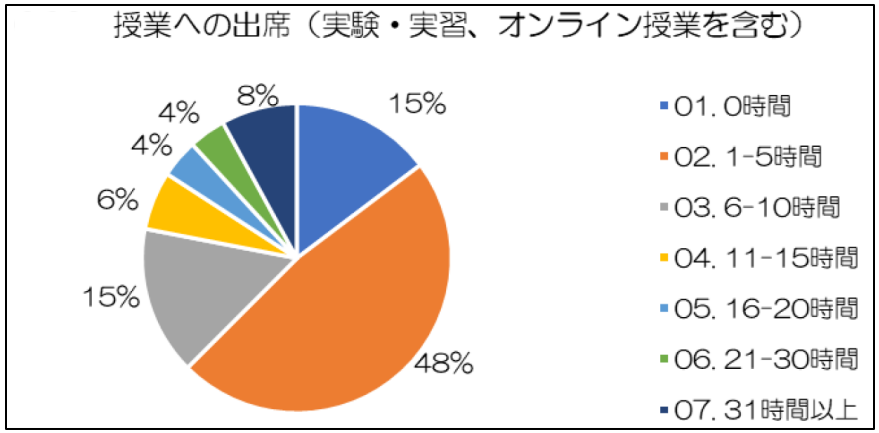

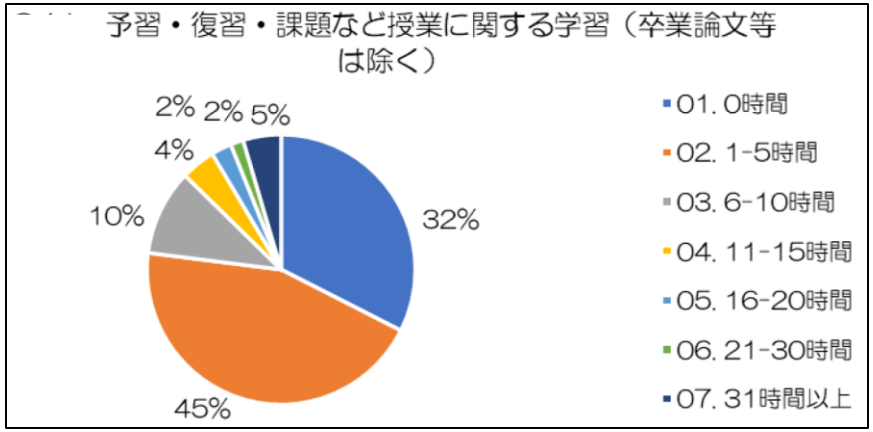

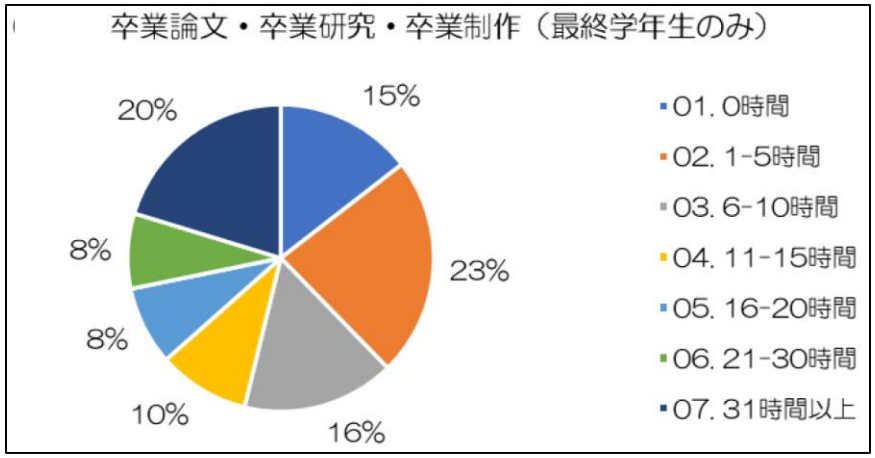

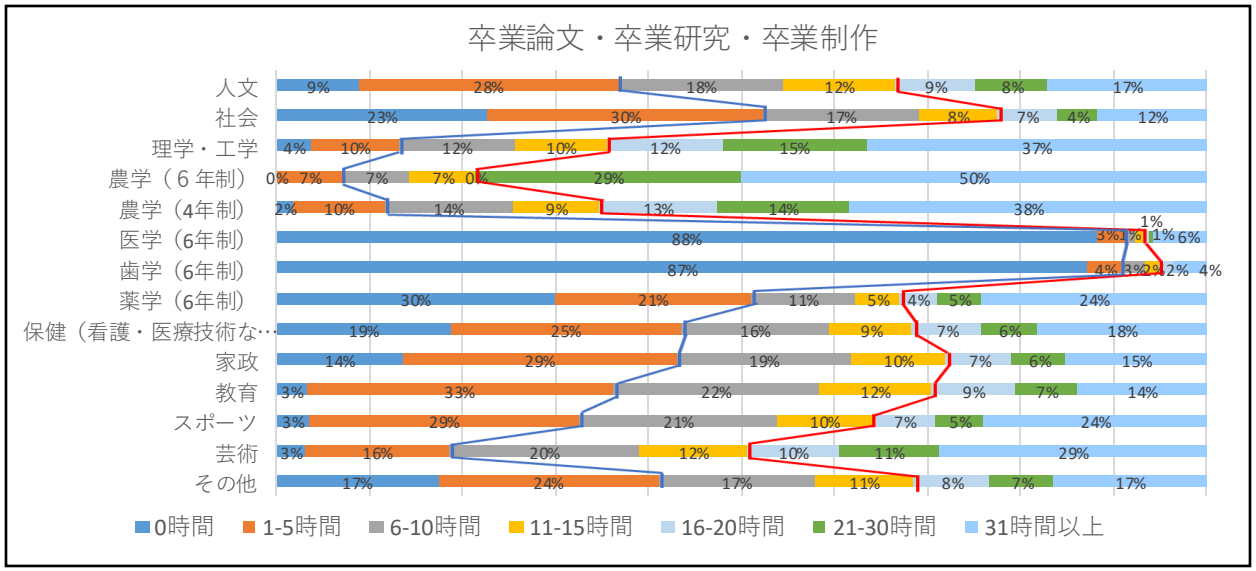

出典：令和4年度「全国学生調査（第3回試行調査）」

短期大学の最終学年の学生の学習時間

- 授業への出席時間については、週16時間以上の学生が50%、週５時間以下の学生は12%となっている。
- 予習・復習・課題など授業に関する学習については、週５時間以下の学生が75%を占めている。
- 卒業論文・卒業研究・卒業制作については、週16時間以上の学生が15%となっている。
- 授業と直接関係しない自主的な学習時間については、週５時間以下の学生が81%を占めている。

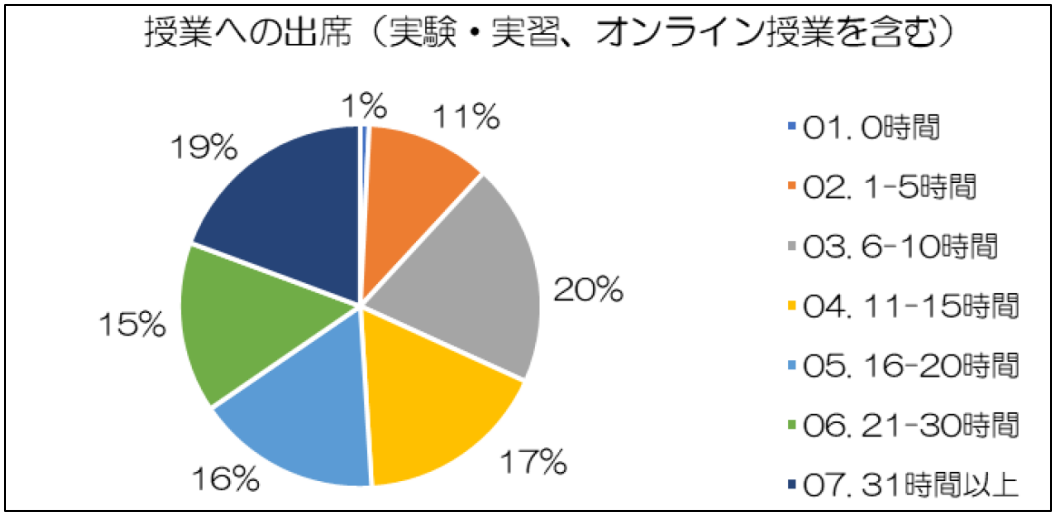

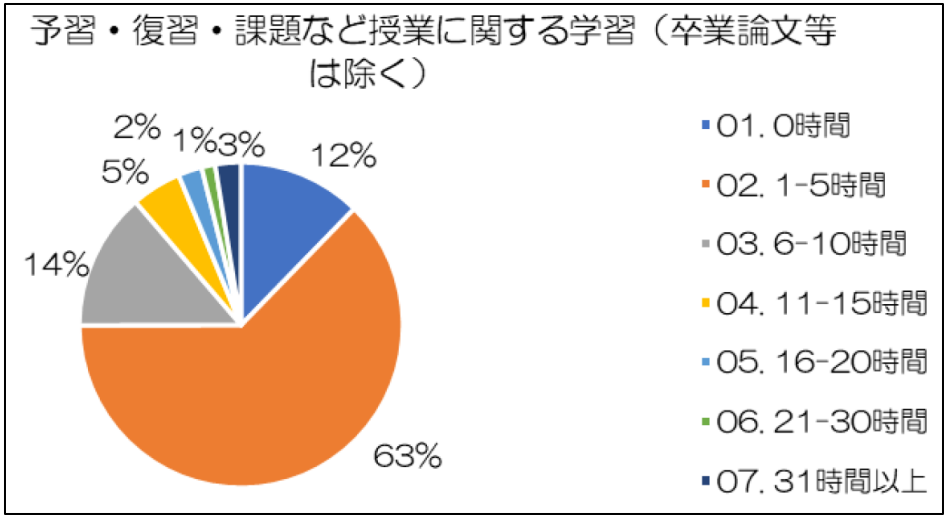

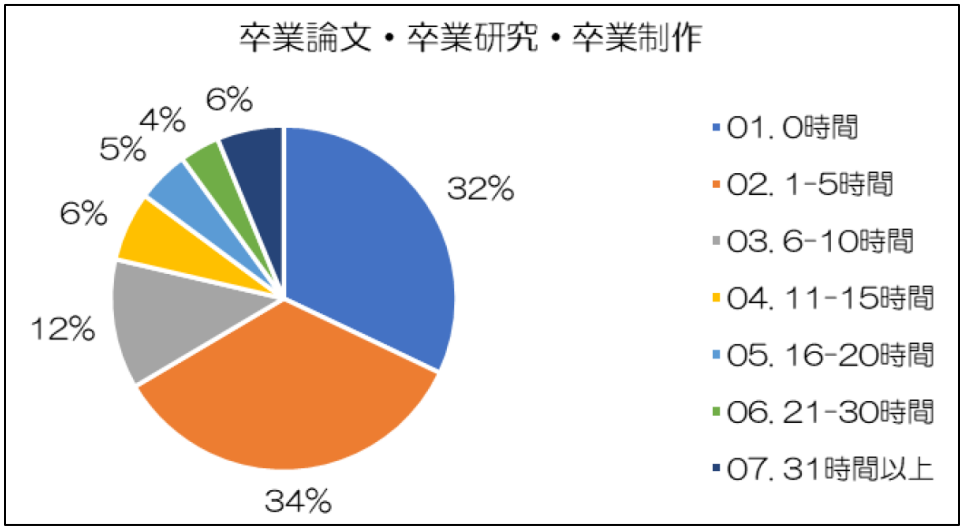

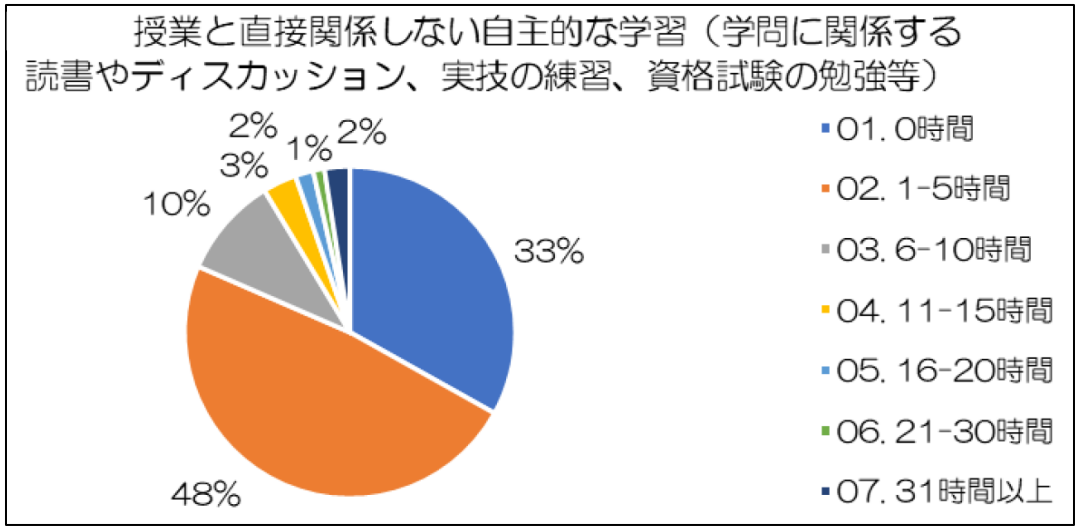

出典：令和4年度「全国学生調査（第3回試行調査）」

設置年代別・設置者別の授業改善状況

アクティブラーニング、学生・教員間の双方向的コミュニケーションなどの授業改善は、新設大学（私立）の方が進んでいる。

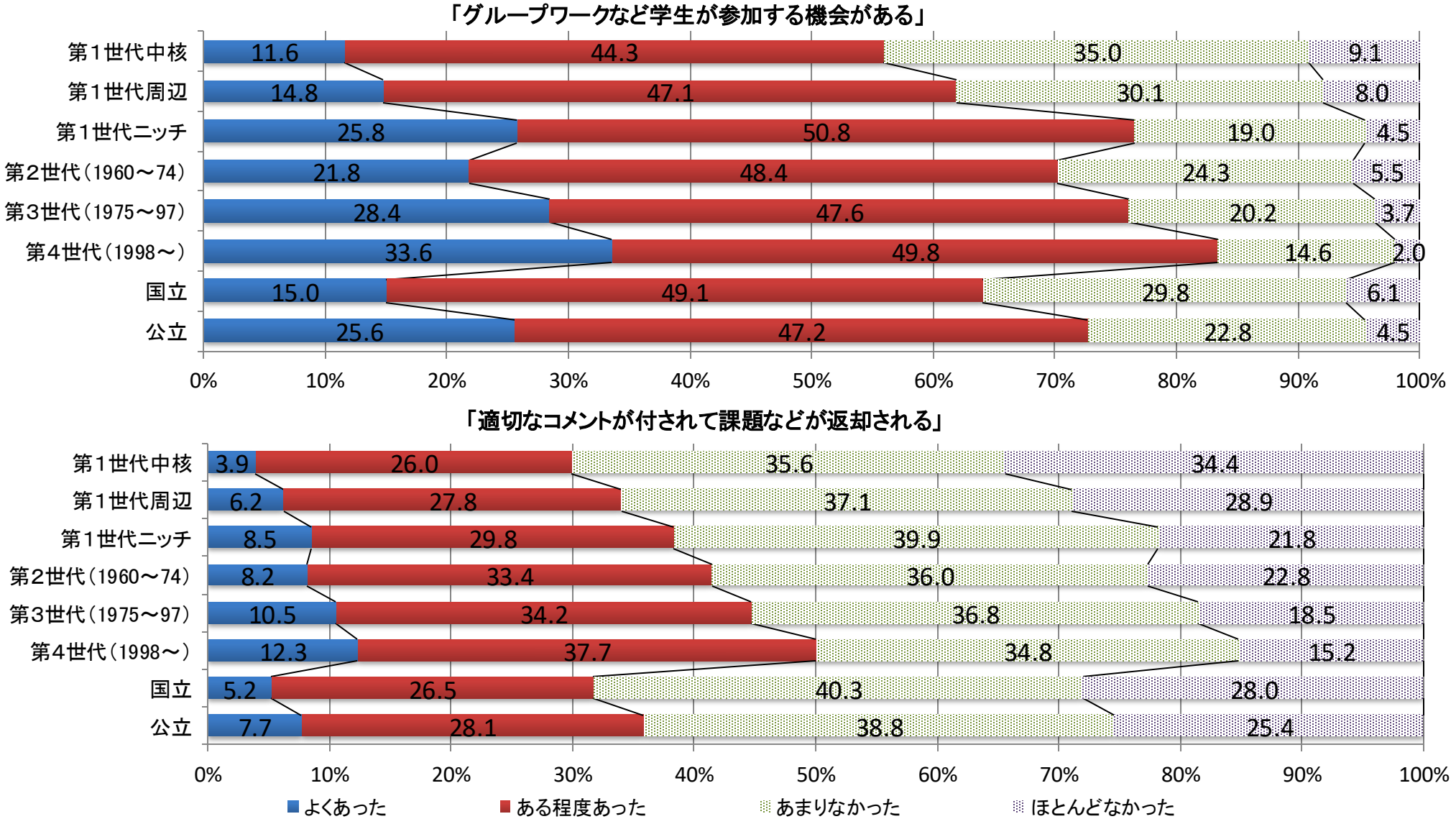

※上記の第1～第4世代の私立大学の分類は、金子元久(1996)「高等教育大衆化の担い手」,『学習社会におけるマス高等教育の構造と機能に関する研究』, 放送教育開発センター研究報告91, pp.37-59による。
第1世代：高等教育の大拡張期までに設立された大学（大学設置年～1959年）。中核大学は大規模で私立大学の中では中核的存在である大学10校。周辺大学は中核大学に含まれない規模が中～大の大学（1992年時点の在学者が4000人以上の大学）。ニッチ大学は特定の需要に対応しながら発展してきた小規模大学（女子大学、医歯薬系・宗教系・芸術系の単科大学）
第2世代：高等教育大拡張期（1960～74年）に設立された大学。
第3世代：大拡張期以降（1975年～）に設立された大学。
第4世代：1998年以降に設立された大学。

出典：国立教育政策研究所　平成30年度「大学生等の学習状況に関する調査」より濱中義隆氏作成

情報公表に関する取組状況

全ての大学において一定の情報公表が行われているが、法令において公表が義務付けられている項目以外、特に、「教学マネジメント指針」において社会から公表が強く求められると整理された情報項目（学生の学修時間、満足度、成長実感、学修に対する意欲、修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率、教員一人当たりの学生数、学事暦の柔軟化状況など）は、十分ではない状況。

公表を行った教育研究活動等の情報

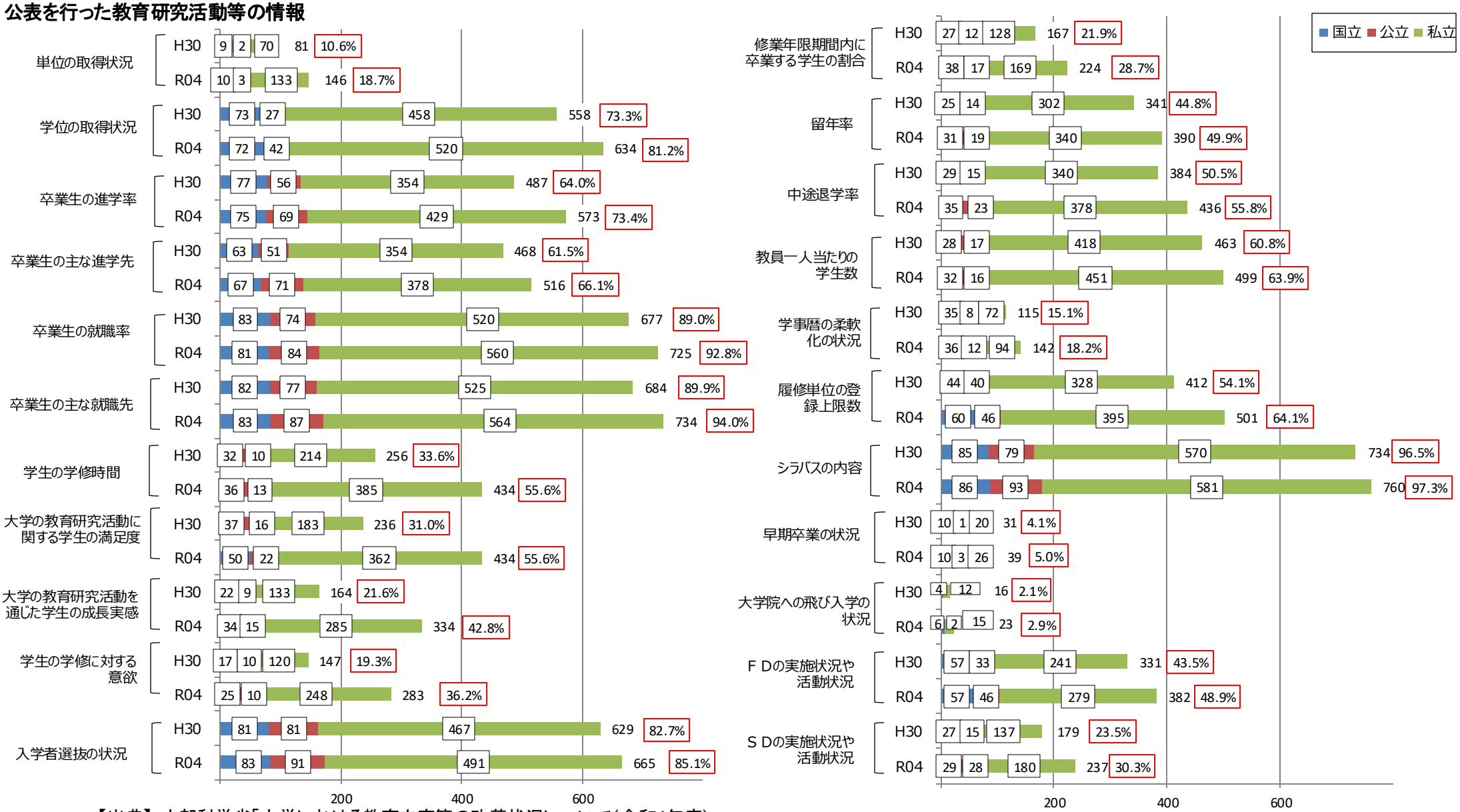

【出典】：文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和4年度）」

通信制大学（学部）の学生数及び有職者割合の推移

- 通信制大学（学部）の学生数は、平成17年をピークに減少していたが、近年は増加傾向となっている。
- 有職者の割合は、概ね50%程度で推移している。

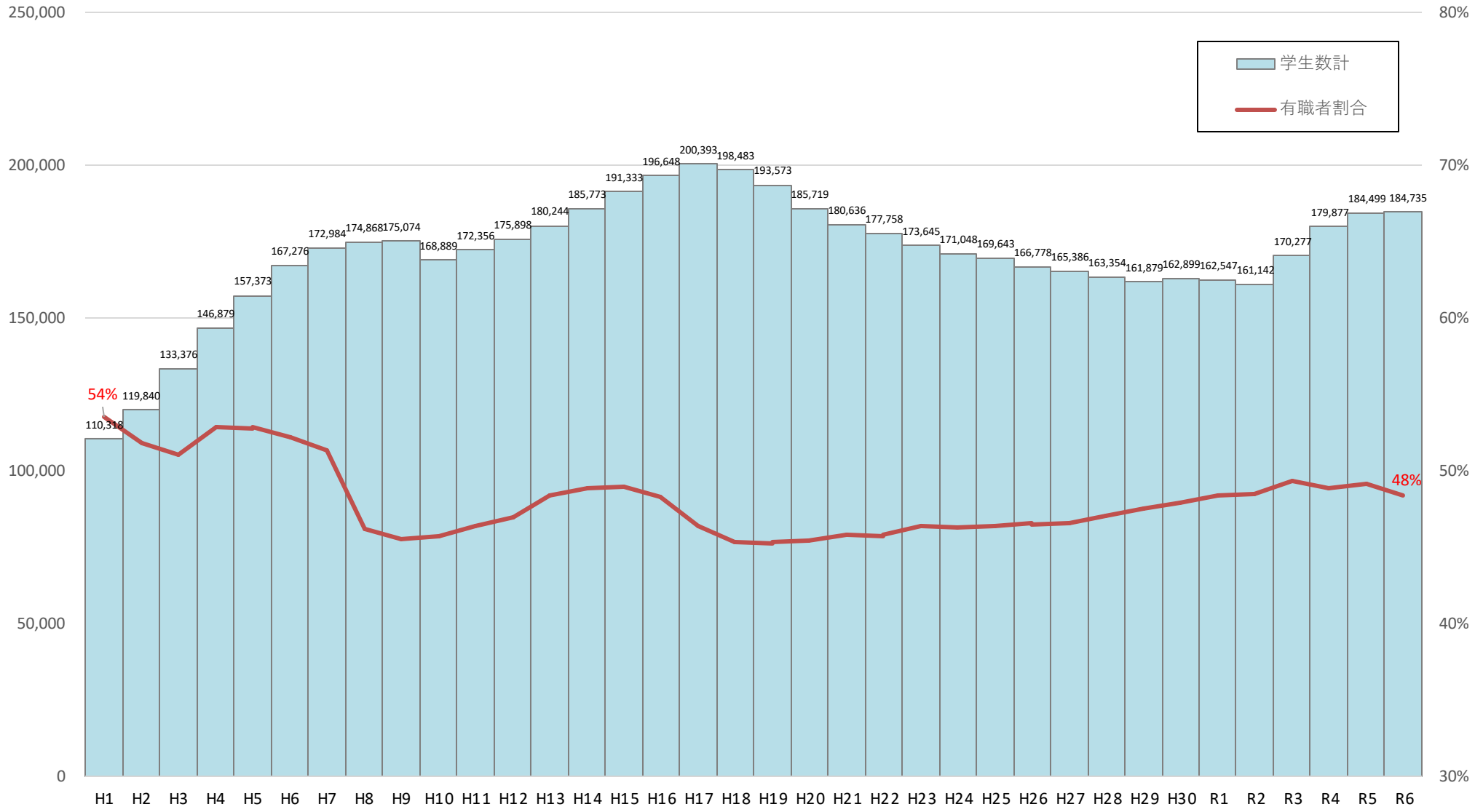

（出典）文部科学省「学校基本統計」を基に作成

通信制大学（学部）の年齢別学生数の推移

- 通信制大学（学部）の学生の年齢層について、平成初期と比べ、23歳～39歳の学生の割合が減少する一方で、50歳以上の学生の割合が増加した。
- 近年では、18～22歳の年齢層の割合が増加傾向。

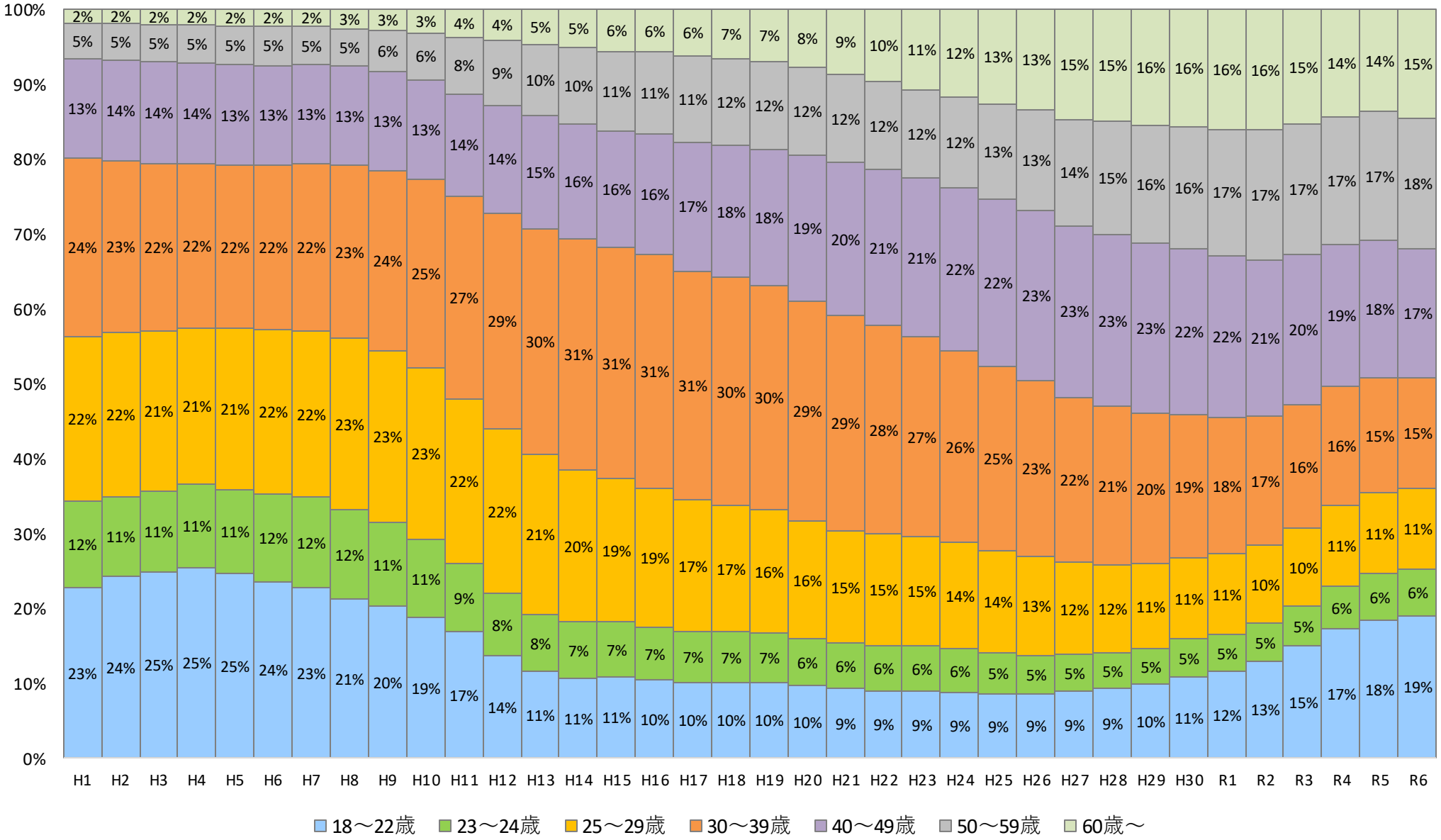

（出典）文部科学省「学校基本統計」を基に作成

通信制大学（学部）入学者の最終学歴の変遷

- 通信制大学（学部）入学者の最終学歴は、平成4年以降「高等学校卒業」の割合が減少し、「大学卒業」や「専門学校修了者」の割合が増加してきた。
- 近年では、「高等学校卒業」の割合が増加に転じている。

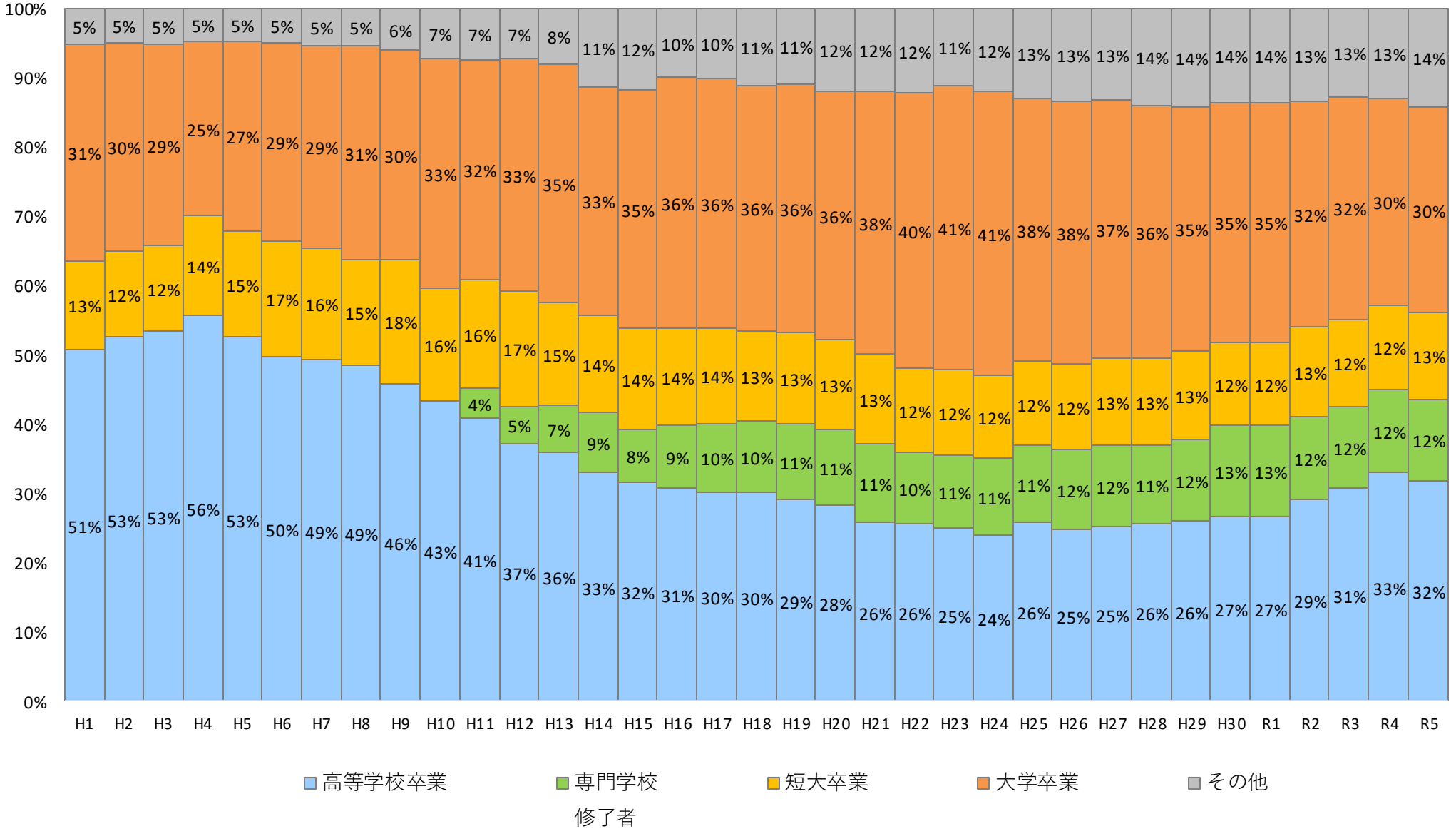

（出典）私立大学通信教育協会「入学者調査」（正規の課程のみ）を基に作成

大学通信教育における授業方式

大学通信教育の4つの授業方式のうち、学生から評価の高いものは、面接授業（スクーリング）であったが、コロナ禍を経て、2021(令和3)年度調査では、遠隔授業（メディア授業）が最上位となった。

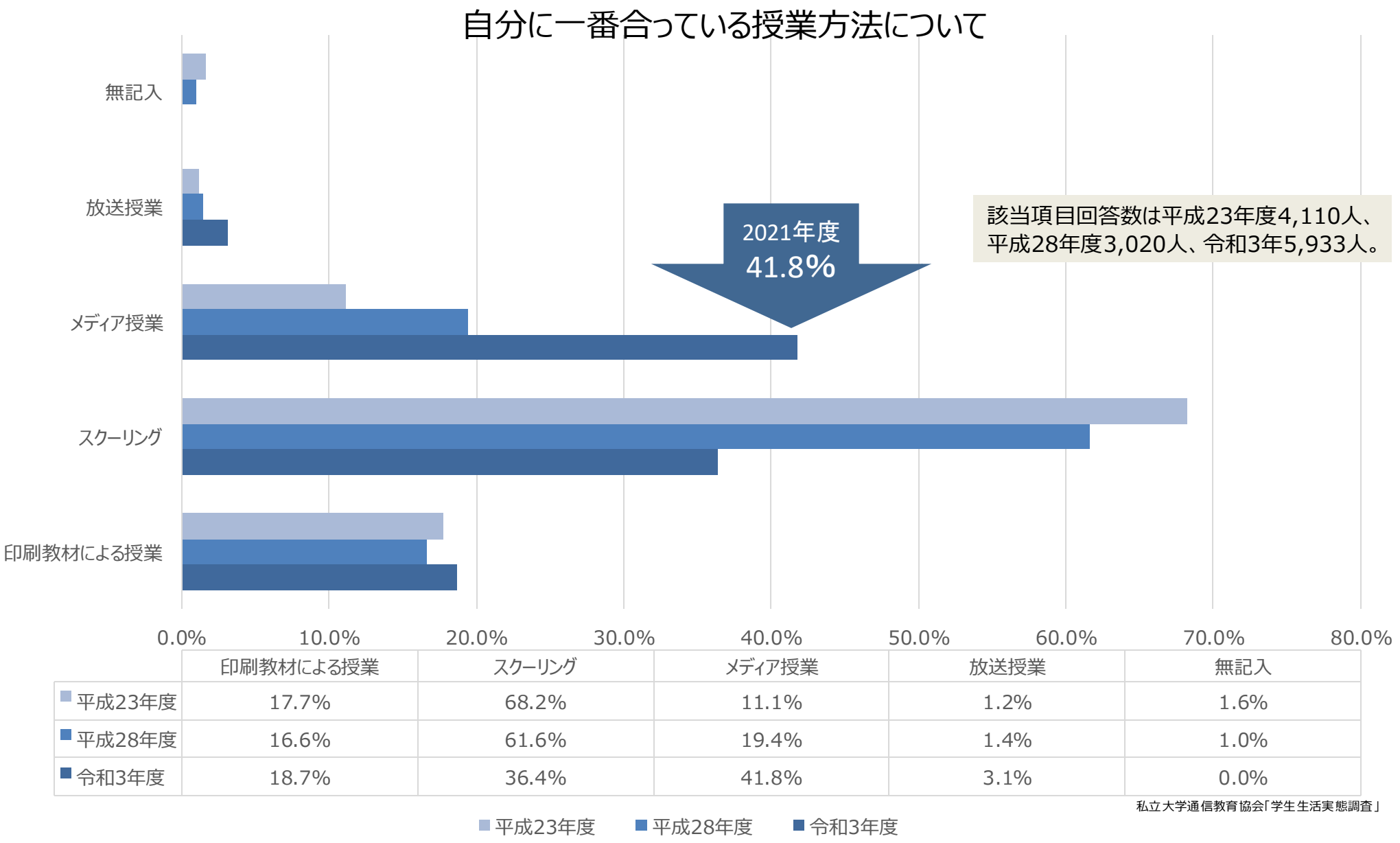

	印刷教材による授業	スクーリング	メディア授業	放送授業	無記入
平成23年度	17.7%	68.2%	11.1%	1.2%	1.6%
平成28年度	16.6%	61.6%	19.4%	1.4%	1.0%
令和3年度	18.7%	36.4%	41.8%	3.1%	0.0%

私立大学通信教育協会「学生生活実態調査」

【出典】高等教育の在り方に関する特別部会（第6回）高橋陽一氏発表資料

学長等が認識する「重視している大学等としての機能」

- 「世界的研究・教育拠点」と「高度専門職業人養成」は国立大学で高い割合となっている一方、「幅広い職業人養成」と「総合的教養教育」は私立大学で高い割合となっている。
- 「社会貢献機能（地域貢献、産学連携、国際交流等）」は、全ての設置者において高い割合であった。

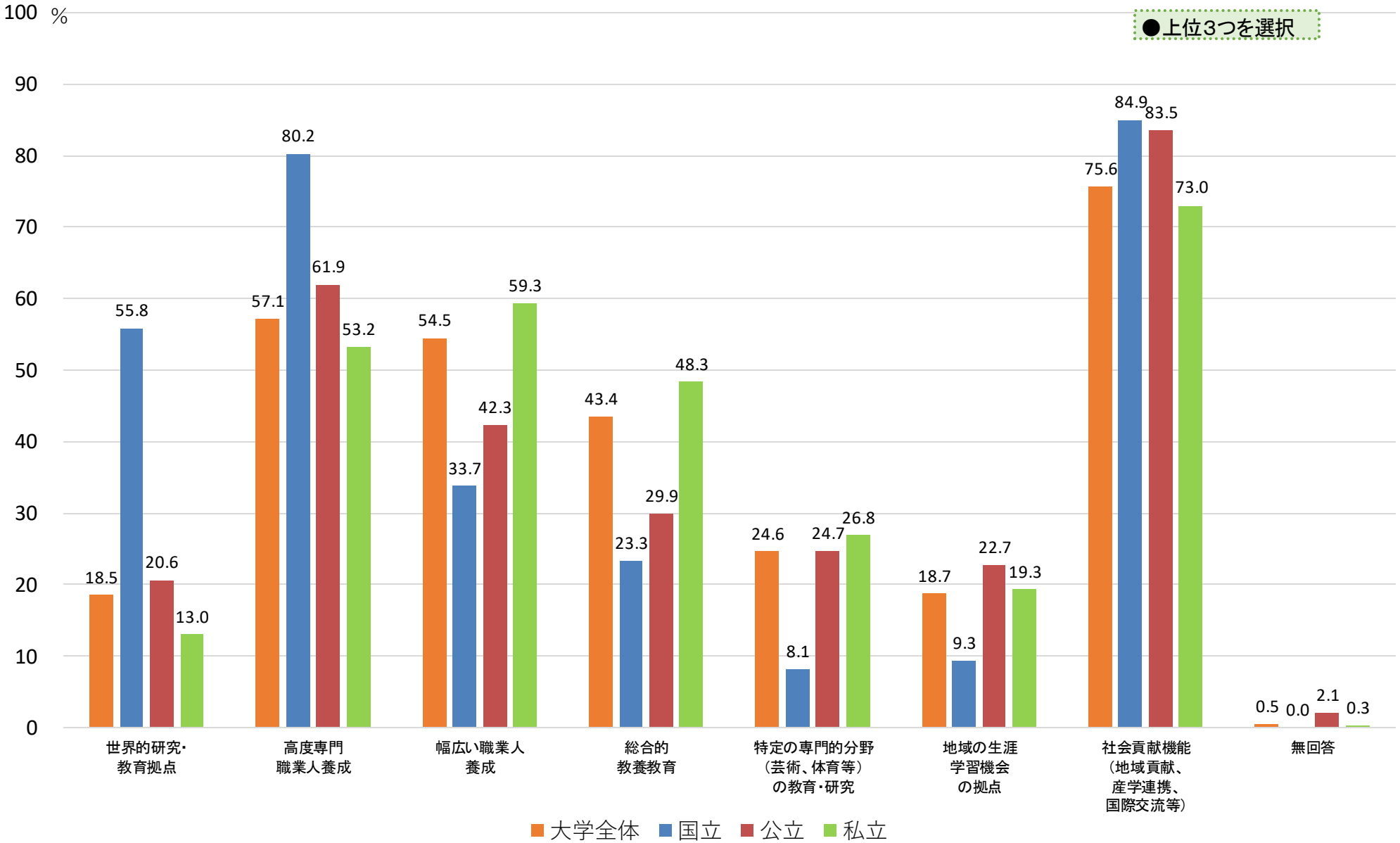

出典：独立行政法人日本学生支援機構「大学等における学生支援の取組状況に関する調査（令和３年度（2021年度））結果報告」を元に、文部科学省において作成
https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_torikumi/__icsFiles/afieldfile/2022/12/20/1_kekka_1.pdf

国公私別　学生数・構成比率（令和6年度）

大学数は国公私が約１：１：７だが、学生数は約１：0.3：５。国立は自然科学系や教育系が多く、公立は看護学、私立は人文社会系が多い。

国立大学（86大学）

人文科学	29,464人
社会科学	61,726人
理学	29,119人
工学	120,087人
農学	30,875人
医学・歯学	32,699人
薬学	5,767人
看護学	19,788人
商船	849人
家政	1,095人
教育	57,309人
芸術	3,419人
その他	41,190人

合計　433,387人

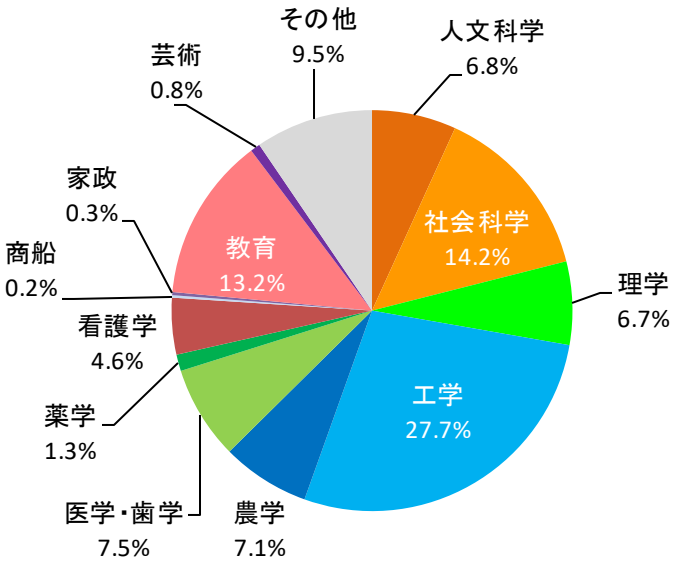

公立大学（103大学）

人文科学	18,118人
社会科学	41,791人
理学	4,745人
工学	23,769人
農学	4,652人
医学・歯学	5,743人
薬学	3,300人
看護学	22,136人
家政	2,675人
教育	2,561人
芸術	6,067人
その他	12,097人

合計　147,654人

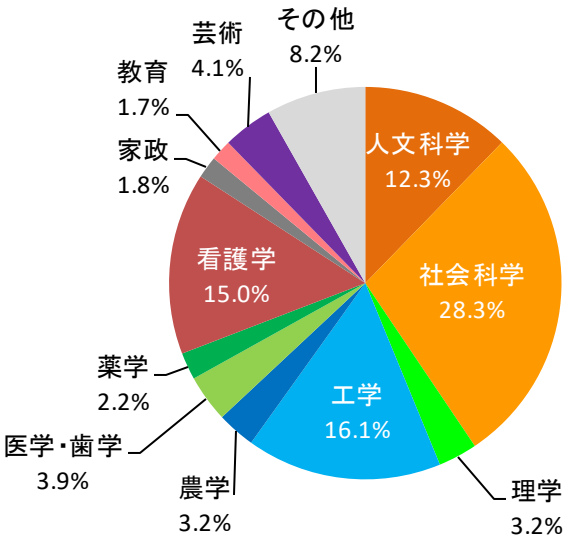

私立大学（624大学）

人文科学	304,190人
社会科学	734,112人
理学	47,358人
工学	245,800人
農学	43,988人
医学・歯学	32,909人
薬学	60,813人
看護学	166,378人
家政	61,007人
教育	122,847人
芸術	68,584人
その他	159,283人

合計　2,047,269人

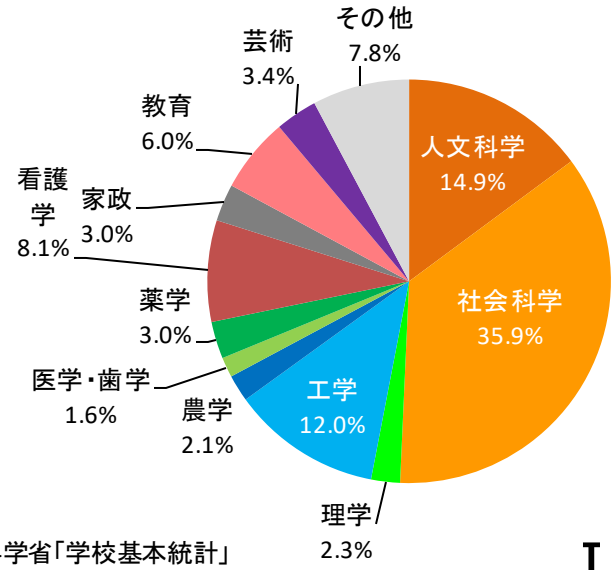

出典：文部科学省「学校基本統計」

私立短期大学における地域別の入学定員充足率

令和5年度における私立短大の入学定員充足率は、平成27年度と比較して、全地域で減少している。

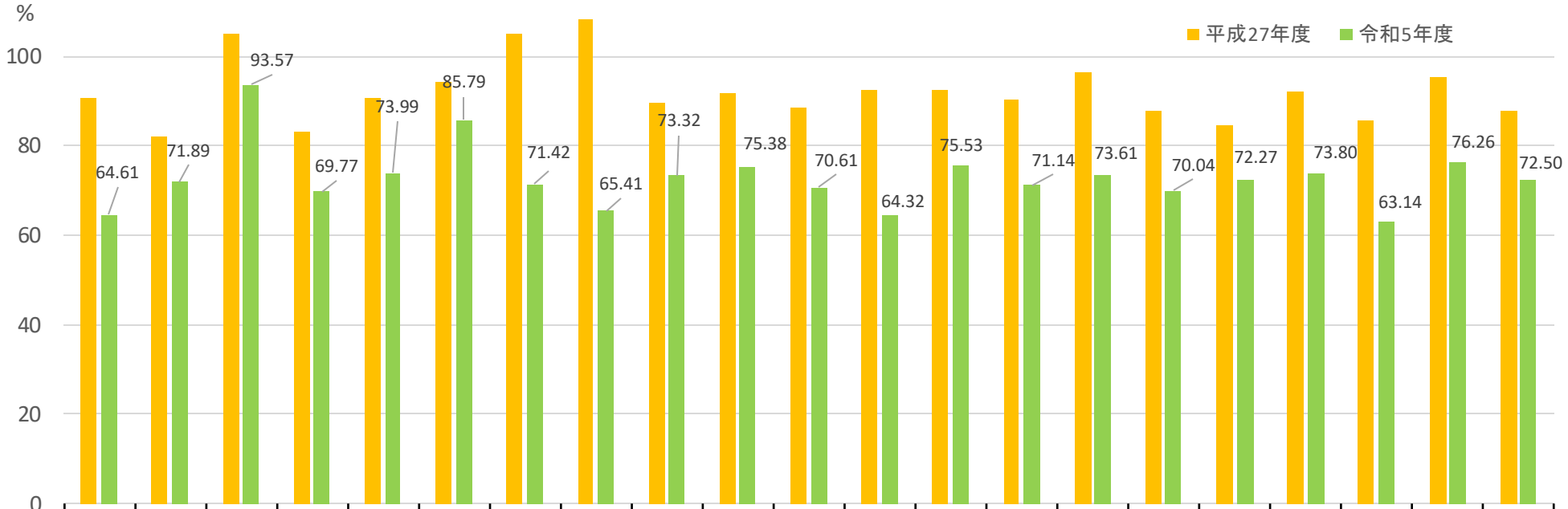

		北海道	東北	宮城	関東	埼玉	千葉	東京	神奈川	甲信越	北陸	東海	愛知	近畿	京都	大阪	兵庫	中国	広島	四国	九州	福岡
平成27年度	入学者	2,558	2,434	1,071	2,256	2,042	1,840	7,093	3,085	2,263	1,802	2,963	3,999	1,332	2,038	5,479	3,280	1,928	1,089	1,753	3,625	4,021
	入学定員	2,825	2,965	1,020	2,710	2,250	1,950	6,744	2,850	2,525	1,960	3,340	4,330	1,440	2,255	5,690	3,730	2,275	1,180	2,050	3,795	4,580
令和5年度	入学者	1,373	1,463	1,165	1,528	1,428	1,364	3,339	1,681	1,613	1,078	1,843	2,021	929	1,188	3,110	1,814	1,402	583	1,105	2,551	2,563
	入学定員	2,125	2,035	1,245	2,190	1,930	1,590	4,675	2,570	2,200	1,430	2,610	3,142	1,230	1,670	4,225	2,590	1,940	790	1,750	3,345	3,535

地域区分

北海道（北海道）
東北（青森・岩手・秋田・山形・福島）
宮城（宮城）
関東（茨城・栃木・群馬）
埼玉（埼玉）
千葉（千葉）
東京（東京）
神奈川（神奈川）
甲信越（新潟・山梨・長野）
北陸（富山・石川・福井）
東海（岐阜・静岡・三重）
愛知（愛知）
近畿（滋賀・奈良・和歌山）
京都（京都）
大阪（大阪）
兵庫（兵庫）
中国（鳥取・島根・岡山・山口）
広島（広島）
四国（徳島、香川、愛媛、高知）
九州（佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄）
福岡（福岡）

（出典）日本私立学校振興・共済事業団「私立大学・短期大学等入学志願動向」を基に作成

短期大学の廃止（募集停止を含む）

廃止年度 （募集停止年度）	短期大学名	入学定員	所在地
令和元年度	高知短期大学（公立）	120名	高知県高知市
〃	奈良学園大学奈良文化女子短期大学部	100名	奈良県奈良市
令和２年度	関東短期大学	150名	群馬県館林市
〃	立教女学院短期大学	300名	東京都杉並区
令和３年度	大阪青山大学短期大学	60名	大阪府箕面市
〃	神戸山手短期大学	100名	兵庫県神戸市
〃	聖セシリア女子短期大学	100名	神奈川県大和市
〃	東海大学短期大学部	200名	静岡県静岡市
〃	プール学院短期大学	170名	大阪府堺市
令和４年度	青山学院女子短期大学	580名	東京都渋谷区
〃	浦和大学短期大学部	60名	埼玉県さいたま市
〃	東海大学医療技術短期大学	80名	神奈川県平塚市
〃	文化学園大学短期大学部	50名	東京都渋谷区
〃	北海道科学大学短期大学部	100名	北海道札幌市
令和５年度	愛知江南短期大学	150名	愛知県江南市
〃	宇都宮文星短期大学	70名	栃木県宇都宮市
〃	久留米信愛短期大学	135名	福岡県久留米市
〃	札幌大学女子短期大学部	80名	北海道札幌市
〃	杉野服飾大学短期大学部	50名	東京都品川区
令和６年度	環太平洋大学短期大学部	100名	愛媛県宇和島市
（令和５年度から募集停止）	淑徳大学短期大学部	340名	東京都板橋区
〃	北陸学院大学短期大学部	100名	石川県金沢市

※4大化など他の学校種に移行した短期大学の廃止は除く。
※令和元年度以降に廃止（募集停止を含む）した短期大学を記載。

短期大学の廃止（募集停止を含む）

廃止年度 （募集停止年度）	短期大学名	入学定員	所在地
（令和６年度から募集停止）	植草学園短期大学	100名	千葉県千葉市
〃	東京福祉大学短期大学部	75名	群馬県伊勢崎市
（令和７年度から募集停止）	足利短期大学	50名	栃木県足利市
〃	池坊短期大学	250名	京都府京都市
〃	上智大学短期大学部	250名	神奈川県秦野市
〃	九州龍谷短期大学	100名	佐賀県鳥栖市
〃	就実短期大学	180名	岡山県岡山市
〃	純真短期大学	180名	福岡県福岡市
〃	城西短期大学	120名	埼玉県坂戸市
〃	鈴鹿大学短期大学部	90名	三重県鈴鹿市
〃	星美学園短期大学	100名	東京都北区
〃	西南女学院大学短期大学部	100名	福岡県北九州市
〃	園田学園女子大学短期大学部	145名	兵庫県尼崎市
〃	中九州短期大学	100名	熊本県八代市
〃	名古屋女子大学短期大学部	280名	愛知県名古屋市
〃	奈良佐保短期大学	180名	奈良県奈良市
〃	姫路日ノ本短期大学	50名	兵庫県姫路市
〃	福岡女学院大学短期大学部	100名	福岡県福岡市
〃	北星学園大学短期大学部	200名	北海道札幌市
〃	美作大学短期大学部	110名	岡山県津山市
〃	武庫川女子大学短期大学部	520名	兵庫県西宮市
〃	龍谷大学短期大学部	220名	京都府京都市

※4大化など他の学校種に移行した短期大学の廃止は除く。
※令和元年度以降に廃止（募集停止を含む）した短期大学を記載。
※令和7年度募集停止の短期大学については、令和5年4月時点の入学定員数を記載。

【出典】文部科学省作成